

令和 6 年 6 月

# 四万十市議会定例会会議録

自令和 6 年 6 月 10 日

至令和 6 年 6 月 26 日

四 万 十 市 議 会

令和6年6月四万十市議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	要 旨
第1日	6月10日	月	1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定 4 諸般の報告 5 議案の上程 6 提案理由の説明 7 各委員長報告
第2日	6月11日	火	休 会
第3日	6月12日	水	休 会（質問通告午前11時締切り）
第4日	6月13日	木	休 会
第5日	6月14日	金	休 会
第6日	6月15日	土	休 会
第7日	6月16日	日	休 会
第8日	6月17日	月	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位1番～5番）
第9日	6月18日	火	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位6番～10番）
第10日	6月19日	水	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位11番～14番）
第11日	6月20日	木	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位15番～16番）
第12日	6月21日	金	1 開 議 2 上程議案等に対する質疑 3 委員会付託 (予算決算常任委員会)
第13日	6月22日	土	休 会
第14日	6月23日	日	休 会
第15日	6月24日	月	休 会（総務・教育民生・産業建設常任委員会）
第16日	6月25日	火	休 会

日 次	月 日	曜日	要 旨
第 17 日	6 月 26 日	水	1 開 議 2 各委員長報告 3 委員長報告に対する質疑 4 全員協議会 5 討論、採決 6 閉 会

## 令和6年6月四万十市議会定例会会議録 目次

### 第1日 6月10日 月曜日

開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	
議会運営委員長（山崎 司）	3
諸般の報告	4
議案の上程（第1号議案から第4号議案まで及び諮問第1号から諮問第2号まで）	5
提案理由の説明	
市長（中平正宏）	5
副市長（田能浩二）	10
各委員長報告	
総務常任委員長（廣瀬正明）	13
産業建設常任委員長（山下幸子）	16
教育民生常任委員長（谷田道子）	20
議員提出議案の上程（第1号から第2号まで）	25
提案理由の説明	
14番（山崎 司）	25
発言の訂正	
市長（中平正宏）	26
散 会	26

### 第2日 6月11日 火曜日 ～ 第7日 6月16日 日曜日 休 会

### 第8日 6月17日 月曜日

開 議	28
-----	----

#### 一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
1	山崎 司	市長、 所管課長	1 岩田川堤防改修と国道441号改良合併 事業の早期着工を (1) 事業計画の概要と進捗状況	28 } 37

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
1	山崎 司		2 中山間地区の水道整備事業推進を (1) 大川筋地区の事業推進 3 交通安全協会へ市の協力を (1) 交通安全協会に対する市の協力の必要性について 4 国土調査事業の推進を (1) スピード感のある事業の推進を 5 手洗川～勝間線の改良事業促進を (1) 効率的な事業計画について 6 トンネルの掘削残土処理事業について (1) 残土処理事業の進捗 7 橋梁の長寿命化事業推進を (1) 長寿命化事業の進捗状況	28 } 37
2	澤良宜由美	市長、 教育長、 所管課長	1 防災・減災対策について (1) 本庁の防災力向上の取組について (2) 福祉防災の取組について (3) 市民に向けた防災学習・訓練・講座 (ワークショップ) の開催について 2 高齢者や難聴者の方の生活向上に対する取組について (1) 高齢者補聴器購入補助事業について (2) 市役所窓口での、耳が聞こえづらい方に対する取組について 3 こどもを守る取組について (1) こどもをネットトラブルから守る取組について	38 } 54
3	鳥谷 恵生	市長、 教育長、 所管課長	1 強く成長する農業政策について (1) 良質堆肥の製造と堆肥場の建設について 2 総合文化センター「しまんとびあ」について	54 } 67

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
3	鳥谷 恵生		(1) 駐車場について 3 経済活性化・観光振興・移住政策について (1) 九州との連携について (2) 成長産業への市内学生を輩出することについて	54 } 67
4	西尾 祐佐	市長、 教育長、 所管課長	1 教育行政について (1) ランドセルについて (2) 就学援助制度について (3) 教員の働き方改革について (4) 放課後児童クラブや子ども教室との連携について 2 障害福祉について (1) 就労継続支援B型について (2) 第7期障害福祉計画について 3 四万十市立スケートパークについて (1) 使用規則等について	67 } 86
5	廣瀬 正明	市長、 教育長、 所管課長	1 公共交通のあり方について (1) 幡多農業高校への通学 2 不登校予防の取組について (1) 希望する小学校への進学と通学の負担軽減 3 市民の交通安全について (1) 消えかけた横断歩道	86 } 96

延 会..... 96

第9日 6月18日 火曜日

開 議..... 98

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
6	前田 和哉	市長、 所管課長	1 生活保護の適正実施について (1) 最後のセーフティーネットである生活保護制度の確実な履行について 2 四万十川の屋形船について (1) 本市の屋形船の安全配慮について 3 防災減災対策について (1) 災害時の受援体制について (2) 能登半島地震の被災地での、全国自治体職員による支援活動について (3) 感震ブレーカーの設置補助について	98 } 113
7	大西 友亮	市長、 教育長、 所管課長	1 学校教育について (1) 中学校の不登校児童について (2) 中学校統合後の不登校児童について 2 文化センター跡地について (1) 跡地利用について	113 } 123
8	川村 一朗	市長、 所管課長	1 四万十の森公園について (1) 公園の位置付けについて 2 市長の政治姿勢 (1) 地方自治法改定について (2) わさびの実証栽培について (3) 看護大学誘致問題について	123 } 136

発言の訂正

市長（中平正宏） ..... 136

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
9	谷田 道子	市長、 教育長、 所管課長	1 市内中小企業・小規模企業の振興について (1) 中小企業・小規模企業の振興条例について (2) 群馬県高崎市が取り組んでいる具体	136 } 150

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
9	谷田 道子		<p>的な小規模企業者への支援策を例に本市の認識について聞く</p> <p>2 本市における生涯学習・社会教育について</p> <p>(1) 四万十市の生涯学習活動について</p> <p>(2) 文化施策・しまんとびあの更なる充実のために</p> <p>3 マイナ保険証について</p> <p>(1) 今後の健康保険証の取り扱いについて (経過措置はあるが現行保険証の廃止まであと半年、今後の保険証の取り扱いについて)</p>	136 } 150
10	山下 幸子	市長、 所管課長	<p>1 人口減少対策について</p> <p>(1) 2040年問題に備えて</p> <p>2 防災、減災対策について</p> <p>(1) 今後の災害に備えて</p> <p>3 熱中症対策について</p> <p>(1) 早めの熱中症対策について</p> <p>4 市民サービスへの向上</p> <p>(1) 市のゴミ袋の改善について</p> <p>5 食品衛生法改正について</p> <p>(1) 漬け物製造業の営業許可制について</p>	151 } 165

延 会..... 166

第10日 6月19日 水曜日

開 議..... 168

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
11	川村 真生	市長、 教育長、 所管課長	<p>1 しまんとびあについて</p> <p>(1) オープニングイベント後の課題整理</p> <p>(2) 指定管理者の業務内容と役割について</p>	168 } 187

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
11	川村 真生		2 人口減少対策について (1) シティプロモーションの取組について (2) 人口減少下での活動人口の維持・拡大について 3 子育て支援について (1) ファミリーサポートセンターの今後 (2) 屋内遊園地の整備について	168 〃 187
12	川渕 誠司	市長、 教育長、 所管課長	1 旧下田中学校及び旧中医学研究所の有効活用について (1) 下田小学校・下田保育所の高台移転 (2) 旧中医学研究所2階の利活用 (3) 旧下田中学校体育館の指定避難所機能 2 放課後児童対策について (1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の指導員の雇用環境 (2) 放課後児童クラブや放課後子ども教室での児童の生活時間 (3) 下田小学校の放課後子ども教室の開設場所 3 南海トラフ地震対策について (1) 事前復興まちづくり計画 (2) 住宅の耐震化補助 (3) トイレトレーラーの配備 4 学校の長時間労働について (1) 教育長の見解 5 市長の政治姿勢について (1) 地方自治法の改定 (2) 宿毛湾港の特定利用港湾指定 (3) 学校法人への補助金返還請求	187 〃 206
13	松浦 伸	市長、 所管課長	1 観光施策 (1) 民泊について 2 人口減少対策	206 〃 219

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
13	松浦 伸		(1) 市長の政治姿勢について (2) 移住施策 (3) 出生数増の取組について (4) 後継者対策 3 住民や観光客の移動手手段確保について (1) ライドシェアの取組について	206 } 219
14	寺尾 真吾	市長、 所管課長	1 令和6年度省エネ家電製品等買替促進 事業 (1) 事業の現状 (2) 事業計画策定時の検討と事例参考 (3) 今後の対応 2 能登半島地震ボランティア経験からの 防災 (1) 災害廃棄物処理計画 (2) しまんとぴあ (3) 受援 3 地域創生の振興策 (1) ふるさと納税	219 } 237

延 会..... 237

第11日 6月20日 木曜日

開 議..... 241

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
15	上岡 正	市長、 所管課長	1 人口減少について (1) 人口減少に伴う行政への影響につい て市長の所見を伺う (2) 少子化対策について問う (3) 地方創生事業について市長の所見を 伺う	241 } 266

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
15	上岡 正		<p>2 大学誘致に伴う諸課題について</p> <p>(1) 補助金返還について問う（3億1,870万9,919円）</p> <p>(2) 令和4年9月定例会日（9月5日）に先議を依頼した理由について問う</p> <p>(3) 2,000万円の賠償額の妥当性について問う</p> <p>(4) 議会答弁では生徒確保はできると答弁しているがその根拠について問う</p> <p>(5) 大学誘致事業でどれだけ工事費及び補助金また賠償金そしてプール取り壊しそして人件費等費用は幾らか？</p> <p>(6) 令和5年6月定例会での私の質問答弁について問う（市長答弁）</p> <p>(7) 仕事で責任は取れたのか？そして補助金返還されない場合市長の責任は？</p> <p>3 市発注の公共工事について</p> <p>(1) 地元企業発注を優先するべきではないか</p> <p>(2) 建築設計管理業務についてプロポーザル方式による選定方法について問う</p> <p>(3) 市立東山小学校校舎改築事業設計業務及び施工管理事業について問う</p> <p>4 道路行政について</p> <p>(1) 高規格道路中村～佐賀まで開通スケジュールについて</p> <p>(2) 赤鉄橋架け替えについて</p> <p>(3) 都市計画道路3・5・20右山角崎線完成までのスケジュールについて</p> <p>(4) 国道441号及び439号について問う</p> <p>(5) 仮称 羽生山線について問う</p>	241 ） 266

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
15	上岡 正		<p>(6) 供用開始している市道に、個人名義の土地について問う</p> <p>(7) 高知西南広域農道について問う</p> <p>5 わさび栽培実証実験事業について問う</p> <p>(1) 今年度までの総事業費について問う</p> <p>(2) 平成29年に産業建設常任委員会に実験事業の概要（経営モデル）について問う</p> <p>(3) 事業の総括と検証について問う</p> <p>6 一市二制度について問う</p> <p>(1) いくつの制度が残っているのか？</p> <p>(2) 解消の目途について問う</p> <p>7 市所有の消防移転敷地について問う</p> <p>(1) 用地費について問う</p> <p>(2) 盛土による内水の影響及び盛土土圧による影響について問う</p> <p>(3) 住民説明会をすべきではないか？</p> <p>(4) 定例会の市長答弁について問う</p> <p>(5) 消防署場所は適地か問う</p>	241 } 266
16	上岡 真一	市長、 教育長、 所管課長	<p>1 市長の政治姿勢について</p> <p>(1) 多選について</p> <p>(2) クールビズについて</p> <p>2 少子化対策について</p> <p>(1) 仲人サポート制について</p> <p>3 観光行政について</p> <p>(1) 釣り大会について</p> <p>4 南海トラフ地震対策について</p> <p>(1) セイクレッドオーダーについて</p> <p>5 スポーツ振興について</p> <p>(1) 市立相撲場の着工について</p> <p>6 SUPER LOCAL SHOP</p>	267 } 281

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
16	上岡 真一		とさとさについて (1) 本市の特産品の出店について 7 学校教育について (1) 学校管理下の水泳事故防止について	267 } 281

日程追加

追加議案の上程（第5号議案から第7号議案まで）	281
提案理由の説明	
市長（中平正宏）	281
散 会	282

第12日 6月21日 金曜日

開 議	285
上程議案に対する質疑	285
委員会付託	285
散 会	285

第13日 6月22日 土曜日 ~ 第16日 6月25日 火曜日 休 会

第17日 6月26日 水曜日

開 議	289
各委員長報告	
予算決算常任委員長（寺尾真吾）	289
総務常任委員長（廣瀬正明）	290
産業建設常任委員長（山下幸子）	291
教育民生常任委員長（谷田道子）	292
各委員長報告に対する質疑	292
討論・採決	293
閉会挨拶	
市長（中平正宏）	297
閉 会	297

令和6年6月10日（月） 第1日

本 会 議

6月11日（火）第2日

6月12日（水）第3日

6月13日（木）第4日

6月14日（金）第5日

6月15日（土）第6日

6月16日（日）第7日

} 休 会

# 令和6年6月四万十市議会定例会会議録

四万十市告示第66号

令和6年6月四万十市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年6月3日

四万十市長 中 平 正 宏

記

- 1 期 日 令和6年6月10日
- 2 場 所 四万十市議会議事堂

## 令和6年6月四万十市議会定例会会議録（第1日）

令和6年6月10日（月）

### ■議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

諸般の報告

日程第3 第1号議案から第4号議案まで

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算  
（第1号））

第2号議案 令和6年度四万十市一般会計補正予算（第1号）について

第3号議案 令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第1号）について

第4号議案 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

諮問第1号及び諮問第2号

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
（福永悦史）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
（芝 正司）

（議案の上程、提案理由の説明）

日程第4 所管事項の調査（令和6年3月定例会より継続調査）

（各委員長報告）

日程追加 議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号

議員提出議案第1号 四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第2号 四万十市議会会議規則の一部を改正する規則

(議案の上程、提案理由の説明)

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程追加まで

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員 (なし)

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 山崎 寿幸	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 田村 典義	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 金子 雅紀
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 岡本 寿明	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼地域企画課長 朝比奈 雅人	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 竹本 志郎	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 原 憲一	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 土居 和博	

午前10時0分 開会

■議長（宮崎 努） これより令和6年6月四万十市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において川淵誠司議員、鳥谷恵生議員を指名いたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
会期日程について、議会運営委員会でご協議を願っておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

山崎 司議会運営委員長。

■議会運営委員長（山崎 司） おはようございます。

議会運営委員長報告を行います。

まず、今期定例会の会期、日程については、6月6日、委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

会期は、質問者が16名であり、一般質問期間を4日間として、本日から6月26日までの17日間といたしております。

日程等の詳細につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照賜りたいと思います。

続いて、所管事項の調査について報告いたします。

6月6日の委員会では、まず四万十市議会委員会条例の一部改正、四万十市会議規則の一部改正、四万十市議会傍聴規則並びに四万十市議会委員会傍聴規程の一部改正、四万十市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正、四万十市議会の所管に係る四万十市個人情報保護条例施行規則の廃止についての5件の例規等について協議いたしました。

四万十市議会委員会条例の一部改正及び四万十市議会会議規則の一部改正については、標準委員会条例及び標準会議規則に準じた条文の整理や字句の訂正及び実際の運用に合わせた改正を行うものでございます。今期定例会に議員提出議案として提出することとしております。

次に、四万十市議会傍聴規則並びに四万十市議会委員会傍聴規程については、これまで傍聴人には、傍聴人受付簿に住所、氏名の記載を求めておりましたが、その議会が取得した個人情報に利用目的もないことから、この手続を不要とする改正を行い、今期定例会から適用させることとしたものでございます。

四万十市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正については、令和5年12月に個人情報の保護に関する条例施行規則が改正されたことに伴う改正で、条文及び字句の整理を

行うもので、また四万十市議会の所管に係る四万十市個人情報保護条例施行規則の廃止については、令和5年に四万十市議会個人情報の保護に関する条例及び四万十市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程が制定されたことに伴い、規定の意味がなくなったことから廃止するものでございます。

次に、継続協議事項として、請願者の意見陳述を正会中に行うことの是非について協議を行いました。

地方自治法上では、委員会の審議において必要性を認めた場合に参考人として招致する方法を想定しているが、基本条例では、提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならないとなっており、記録に残る正会中での市民の意見聴取については慎重であるべきだという意見と、基本条例に基づいて積極的に行うべきという双方の意見があり、結論に至らなかったことから、一旦会派に持ち帰り、改めて継続協議とすることにいたしました。

次に、行政視察報告書の提出について、会派及び無所属議員からの意見を伺い、協議いたしました。

行政視察報告書の作成者は、委員長かあるいは任意の代表者か、または参加議員それぞれが作成するかの3案について挙手採決を行い、賛成多数で参加議員がそれぞれ作成し、提出することに決しました。

次に、その他として、議会基本条例の附属機関の設置に関する規程の内容について、政治倫理条例における請負辞退に係る親族の範囲について、また申合せ事項中、業務効率化の観点から、質問通告期限並びに請願・陳情の受付期限の見直しについての4点について協議を行いました。

議会基本条例と政治倫理条例については、一旦会派に持ち帰り、継続協議とすることとし、質問通告期限については、令和6年9月議会より1時間繰り上げて、会期3日目の午前10時とし、請願・陳情の受付期限は、議会運営委員会の日の前日を、議会運営委員会の日の前日正午とし、それぞれ申合せ事項を見直すことといたしました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月26日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

3月定例会以降における議長の事務報告及び議長が決定した議員派遣については、印刷としてお手元に配付しております。これによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第3、「第1号議案」から「第4号議案」まで及び「諮問第1号」から「諮問第2号」までを一括議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

中平市長。

■市長（中平正宏） おはようございます。

本日、議員各位のご出席をいただき、6月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

提出議案等の説明の前に、既に議会にも報告させていただき、また報道等でもありまして、今年度に入り市職員による不適切な事務処理が相次いで明らかになりましたことに対し、市民の皆様をはじめ、議員各位に改めておわびを申し上げます。

これらのことを受け、今後は市民の皆様のご信頼を裏切ることのないよう、職員に対して基本的な事務執行はもとより、公務員倫理と綱紀の粛正のさらなる徹底を図り、再発防止に努めてまいります。本当に申し訳ございませんでした。

さて、今期定例会にお願いいたします議案は、専決処分の承認議案で「令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算」の1件、予算議案では「令和6年度四万十市一般会計補正予算」など2件、条例議案では「四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」の1件のほか、「人権擁護委員候補者の推薦」に関する諮問案2件、報告事項が4件となっています。

なお、後日2件の追加提案をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

提出議案の詳細につきましては、後ほど副市長からご説明いたしますので、私からは令和5年度の決算概要並びに3月定例会以降における主要課題等への取組についてご報告いたします。

初めに、令和5年度の決算概要です。数字は万円の概数で申し上げます。

まず、一般会計は、歳入298億4,257万円、歳出296億1,626万円、収支は2億2,631万円の黒字ですが、令和6年度へ繰り越した事業の財源1億4,425万円を差し引くと、実質収支は8,206万円の黒字となりました。これは、全額減債基金に積み立てました。

次に、特別会計です。

奥屋内へき地出張所診療所会計は292万円、幡多公設地方卸売市場事業会計は2,207万円、鉄道経営助成基金会計は7億3,165万円、幡多中央介護認定審査会会計は735万円、園芸作物価格安定事業会計は41万円で、いずれも歳入歳出同額です。

国民健康保険会計事業勘定は、歳入39億830万円、歳出38億3,335万円、差引き7,495万円の

黒字です。これは、全額財政調整基金に積み立てました。

国民健康保険会計診療施設勘定は、歳入 3 億 2,175 万円、歳出 4 億 2,478 万円、差引き 1 億 303 万円の赤字です。この赤字は、専決処分で令和 6 年度予算からの繰上充用により措置しています。

後期高齢者医療会計は、歳入 6 億 1,191 万円、歳出 5 億 9,622 万円、差引き 1,569 万円の黒字ですが、出納整理期間内の保険料収入によるもので、全額を令和 6 年度に繰り越し、後期高齢者医療広域連合に納付いたします。

と畜場会計は、歳入 3 億 34 万円、歳出 2 億 8,344 万円、差引き 1,690 万円の黒字です。これは、全額財政調整基金に積み立てました。

介護保険会計保険事業勘定は、歳入 41 億 7,081 万円、歳出 40 億 7,017 万円、差引き 1 億 64 万円の黒字です。これは、全額介護保険介護給付費準備基金に積み立てました。

続いて、企業会計です。

まず、水道事業会計は、損益計算で収益 7 億 2,861 万円、費用 6 億 9,296 万円、差引き 3,565 万円の黒字です。また、資本的収支は、収入 6 億 2,417 万円、支出 9 億 1,398 万円、差引き 2 億 8,981 万円の不足で、これは当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び繰越利益剰余金で補填いたしました。

下水道事業会計は、損益計算で収益 5 億 9,329 万円、費用 5 億 8,571 万円、差引き 758 万円の黒字です。また、資本的収支は、収入 4 億 6,306 万円、支出 5 億 9,801 万円、差引き 1 億 3,495 万円の不足で、これは過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

病院事業会計は、損益計算で、収益 13 億 6,694 万円、費用 15 億 2,354 万円、差引き 1 億 5,660 万円の赤字です。この結果、累積で 25 億 7,231 万円の未処理欠損金となり、全額翌年度へ繰越しとなりました。また、資本的収支は、収入 9,039 万円、支出 1 億 3,369 万円、差引き 4,330 万円の不足を生じましたが、この不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填し、なお不足する額は一時借入金で措置しました。

以上が令和 5 年度の決算概要です。

続きまして、3 月定例会以降における主要課題等への取組についてご報告いたします。

まず、道路事業についてです。

今年 1 月に発生した能登半島地震では、半島という地形的特徴から交通アクセスが限られた上、幹線道路の寸断により多くの集落が孤立し、救助活動や支援物資の輸送等に大きな支障を来しています。地形的特徴が類似する幡多地域でも、同様の被害が懸念されることから、緊急輸送ルートの確保はもとより、地方道など、防災拠点までのアクセス道路整備も急務であると考えております。

こうした中、去る 4 月 1 日、国土交通省の発表により、四国 8 の字ネットワークを形成をす

る四国横断自動車道宿毛内海道路、宿毛和田から宿毛新港と一本松から御荘、また奈半利安芸道路、奈半利から安田について、本年度道路事業の予算化が決定をし、同区間が正式に事業化されました。これにより四国横断自動車道は、全線事業着手となり、悲願の早期全線開通の実現に向け大きく前進したところでもあります。今後も引き続き関係機関に対し、四国横断自動車道の早期延伸と併せ、それを補完する国道等の機能強化に向け、効果的な要望活動を進めてまいります。

次に、治水事業についてです。

近年、全国各地で甚大な豪雨災害が発生しております。本市では、堤防整備や改修等の事前防災対策の加速化と併せ、流域のあらゆる関係者が協働し取り組む流域治水を推進をし、水害から市民の安全・安心が確保されるよう努めているところでもあります。

こうした中、昨年の具同・楠島地区における相ノ沢川総合内水対策事業に続き、今年5月には、入田地区内水対策事業の樋門・導水路が完成をし、来る15日に竣工式典が挙行されます。長年の悲願であります本事業が完了できましたのも、ひとえに地権者の皆様や地元住民の方々、事業実施にご支援・ご協力を賜りました国会議員並びに県・市議会の皆様をはじめ、関係機関の皆様のご尽力のたまものであり、この場をお借りして心から敬意と感謝を申し上げます。

樋門・導水路が完成したことで、今出水期からの整備効果の発現に大きな期待を寄せるとともに、本市としましては、その効果を将来にわたって維持できるよう、引き続き地域とともにソフト対策に取り組んでまいります。

次に、人口減少対策についてです。

高知県では、34歳以下の人口が直近10年間で2割減少し、令和4年度の出生数は47都道府県で最少となるなど、若年層を中心とした人口の減少が深刻化しております。こうした状況に歯止めをかけ、地域に若者が増えた持続可能な人口構造への転換を図るため、県と市町村が連携して取り組むことがより必要となってまいります。そのため高知県では、本年度から人口減少対策総合交付金を創設し、市町村が地域の実情に合わせ実施する人口減少対策を総合的に支援することとしております。

本市におきましても、人口減少や少子高齢化の進行などによる様々な地域課題の解決に向け本交付金を活用し、さらなる移住促進や子育て支援の拡充等、包括的な人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、旧下田中学校及び旧中医学研究所の有効活用についてです。

3月に開催をした5回目の旧下田中学校・旧中医学研修所有効活用検討会において、最終的な有効活用案として、旧下田中学校においては、下田保育所及び下田小学校の高台移転、旧中医学研究所においては、子育て複合施設の整備にまとめられたところでもあります。これらの検討会の意見を踏まえ、5月2日に政策会議を開催をし、旧下田中学校には、下田保育所と下田小学校を高台移転すること、また中医学研究所については、1階には子育て交流施設として、

雨天時でも子供たちが遊ぶことができる屋内遊園地を整備し、2階については、今後市民ニーズ等を判断しながら、多方面の利活用を検討していくことを市の有効活用方針として決定いたしました。

今後は、これらの方針に基づき、プロジェクトチームで協議をしながら事業化へ向けた取組を進めてまいります。

次に、しまんと市民祭です。

本市の夏の到来を告げるなかむら踊り・しまんと提灯台パレードについては、コロナ禍の影響により、令和2年度から令和4年度にかけては中止及び規模を縮小しての開催としていましたが、昨年度は、4年ぶりに市街地で通常開催をし、観客の皆様に躍動感あふれるなかむら踊りと迫力ある提灯台を楽しんでいただくことができました。本年度も市街地での開催としており、節目となる第20回記念となりますので、市民祭を通じ、一層多くの方々にまちなかに足を運んでいただき、にぎわいを創出することで、消費喚起や観光誘客など、地域経済の活性化につながるよう取組を進めてまいります。

次に、どっぷり四万十旅得キャンペーンについてです。

エネルギー価格等、高騰の影響を受ける観光事業者を支援し、アフターコロナにおける観光需要を効果的に取り組み、本市への観光入り込み客の本格回復に向けた取組を推進するため、どっぷり四万十旅得キャンペーンを実施いたします。

このキャンペーンは、宿泊施設が提供するクーポン付宿泊プランまたは体験施設が提供するクーポン付体験プランを予約利用することで、市内登録店舗で利用できるクーポン券を配布するものです。この観光キャンペーンを本市観光の閑散期である秋から冬にかけて実施することで、通年での滞在型観光の誘客促進による地域経済の活性化を図ります。

次に、後期高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施についてであります。

高齢化が進む中、市民の健康寿命を延ばすためには、高齢者の生活習慣病の重症化予防の強化や高齢者が参加しやすい活動の場の拡充、フレイル状態に着目をした介護予防の取組の充実などが課題となっております。

さらに、後期高齢者に対する保健事業や介護予防の取組は、制度ごとに実施され、保険者や事業内容が異なっているため、保健事業の実施における体制整備が課題となっております。この課題を解決するため、新たに健康推進課に保健師を1名配置し、後期高齢者の医療保険者である高知県後期高齢者医療広域連合と連携をしながら、健康課題を分析した上で、後期高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施を開始いたします。

具体的には、健診結果を活用した生活習慣病の効果的な重症化予防や四万十市医師会や歯科医師会との連携による保健指導の充実を図ります。

また、健康福祉委員会をはじめとする通いの場の充実やフレイル予防の取組によって心身機能の改善と社会参加の促進をする介護予防の充実を図りながら、保健事業と介護予防の取組を

一体的に提供できるよう進めてまいります。

次に、新食肉センター整備についてです。

サウンディング調査の結果、60億円台中半まで事業費の縮減が見込めることとなったことから、高知県や関係市町村及び関係事業者・団体と検討会を組織し、整備の詳細などについて丁寧に説明をし、合意形成に向けた取組を進めているところです。

この検討会では、各市町村の首長のご出席をお願いしており、議論及び意思決定をよりスピード感を持って行えるものとしております。これまで2回の検討会を開催し、食肉センターは、畜産業における川上から川下における経済を好循環をさせ、拡大再生産につなげるため極めて重要な公共インフラであることや雇用の維持・発展にも不可欠な施設であることなど、改めて整備の必要性を認識するとともに、新たな施設の設計概要やさらなる概算事業費の縮減状況、整備費の負担割合などについての検討を行ってまいりました。

また、資材価格高騰の長期化が懸念される中、早期の発注につなげることが事業費の抑制に有効であることから、7月には実施主体となる新法人を立ち上げ、現施設の早期建て替えに向けて取り組むことを確認したところです。7月に予定しています最終の検討会においては、構成メンバー全員からスケジュールに沿った整備の推進の合意形成を得るとともに、実際に整備費を負担する関係自治体が9月議会に足並みをそろえ関連予算を計上できますよう取組を進めてまいります。

次に、西土佐診療所の医師確保対策についてです。

西土佐診療所の診療体制については、平成31年4月から常勤医師2名体制を維持してきましたが、今年3月末で1名の医師が都合により退職することとなり、新たな医師確保に向けて取り組んでまいりました。

そうした中、医師紹介業者を通じ、岡山市のコープみんなの診療所勤務の多賀康博医師とご縁ができ、今年4月から西土佐診療所へ勤務いただいておりますので、ご報告いたします。

多賀医師は、高知医科大学を卒業後、これまで33年間、主に岡山県内の病院に勤務されておりました。また、総合内科専門医や消化器病専門医等の認定を取得されております。

今後も医師2名体制を維持しつつ、これまで地域が育んできた保健・医療・介護・福祉のトータルバランスを維持し、地域住民が住み慣れた場所で安心して暮らしていくためのサポート役であることはもちろん、これまで以上に地域に愛され必要とされる西土佐地域唯一の医療機関として、地域に根差した運営体制の充実を図っていきたいと考えております。

次に、四万十川ウルトラマラソンについてです。

30回目の節目を迎える四万十川ウルトラマラソンですが、4月に開催した実行委員会において、10月20日に開催することを決定したところです。

大会の規模としましては、100kmの部が1,600名、60kmの部が500名の計2,100名のエントリーを予定しております。今大会においては、ランナーと地域住民の交流の場となる前夜祭を復活

するとともに、大会に華を添えるゲストランナーを招致し、節目の大会の機運を盛り上げていきたいと考えています。

また、ウルトラマラソンの魅力の一つである給水所での地場製品の提供を充実をし、本市ならではの地域色を前面に出して取り組むこととしております。市民の皆様一人一人にウルトラマラソンの感動や地域のにぎわいを実感していただける大会となるよう、ボランティアスタッフの確保など、これまで大会の歴史や伝統を継承をしながら、安心・安全な大会が開催できるよう、万全な準備を進めてまいりますので、大会を支えるボランティアスタッフへのご協力や沿道でのご声援につきましても、市民の皆様には積極的なご協力をお願いいたします。

次に、ソフトボール女子ニトリJDリーグの開催についてであります。

公益財団法人日本ソフトボール協会及び一般社団法人日本女子ソフトボール機構（JDリーグ）が主催するリーグ公式戦が、9月7日・8日の2日間、安並運動公園四万十スタジアムを会場として開催される運びとなりました。

リーグ戦の誘致については、令和4年度に開催しました男子ソフトボール世界選手権アジア地区予選及び西日本シニアソフトボール大会等を本市に誘致していただいた実績をはじめ、本市のスポーツ振興において多大なるご尽力を賜っております公益財団法人日本ソフトボール協会専務理事である岡本友章氏のご功績によるものであり、改めてこの場をお借りして心より感謝申し上げます。

今回のリーグ戦は、昨年度のリーグチャンピオンでもあるトヨタレッドテリアーズをはじめ、日立サンディーバ、NECプラットフォームズレッドファルコンズ、日本精工ブレイブベリアーズの4チームで、レギュラーシーズン公式戦として開催をいたします。

また、本市出身の下山絵理選手が、トヨタレッドテリアーズの一員として出場される予定で、記念すべきふるさとでの凱旋試合となります。本リーグ戦を通じ、日本女子ソフトボールのトップレベルの競技力、ソフトボールの躍動感や感動をこの四万十スタジアムで共有をし、スポーツの持つ魅力を体感していただくことにより、本市のスポーツ振興にもつながるものと考えております。

今後は、高知県ソフトボール協会及び四万十市スポーツ協会などと連携をし、リーグ戦開催へ機運を高め、一人でも多くの皆様に四万十スタジアムへ足を運んでいただけるよう、万全の準備を進めてまいりますので、市民の皆さんの観戦をよろしく願いをいたします。

以上で令和5年度の決算概要並びに3月定例会以降における主要課題等への取組についてのご報告を終わります。よろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 続いて、田能副市長。

■副市長（田能浩二） それでは、私のほうからは議案を順次ご説明させていただきます。

まず、「第1号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第1号）」でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同

条3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

特別会計補正予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、1億303万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億9,432万4,000円とするものでございます。

先ほど市長が決算概要についてご報告しましたように、令和5年度決算におきまして赤字となりましたので、令和6年度の予算をもって補填したものでございます。

なお、当該補正予算は、令和6年5月31日付で専決処分を行っております。

次に、「第2号議案、令和6年度四万十市一般会計補正予算（第1号）」でございます。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、4億6,162万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を257億5,662万4,000円とするものでございます。

10ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費、1項7目企画費のコミュニティー助成500万円の減額は、当初予算でみこしの改修やはっぴなど、コミュニティー活動備品の整備に係る費用を助成するものとして計上し、申請しておりましたが、不採択となったことによるものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の精算に伴う返還金としまして、令和4年度分1,198万4,000円、令和5年度分274万6,000円を計上しております。

11ページをお願いします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付1億2,972万4,000円の補正は、物価高騰等に直面する低所得者支援のため、令和6年度に新たに住民税均等割非課税となる世帯並びに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するもの、併せて、このうち18歳未満の児童がいる世帯に対して、加算金として児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

また、定額減税補足給付金給付2億5,263万円の補正は、令和6年度税制改正による定額減税において、減税し切れないと見込まれる納税義務者に対して、その差額を基礎として調整給付を行うものでございます。

12ページをお開きください。5目老人福祉費392万2,000円の補正は、高齢者デイサービス事業等の利用者の送迎に使用するため、四万十市社会福祉協議会に貸与している車両が、購入後20年以上経過し、不具合の発生が増加していることから、利用者の安全を確保するため、更新を行うものでございます。

2項7目児童措置費518万7,000円の補正は、本年10月からの児童手当制度の改正に伴い、児童手当システムを改修するものでございます。

4款衛生費、1項8目環境衛生費2,400万円の補正は、太陽光パネルや蓄電池の設置に係る費用の一部を補助するもので、申請件数の増加に伴う年間見直しによるものでございます。

13ページをお願いします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費では、集落営農組織等が

実施する機械整備に係る費用を国県補助金を活用し補助するものとして、地域営農支援2,361万3,000円、集落営農活性化推進71万2,000円を計上しております。

7款商工費、1項3目観光費では、高知県の実施するどっぷり高知旅キャンペーンに併せ、観光客の周遊促進や滞在延長につながる取組による観光消費拡大を目的に、四万十川バスを活用した地域の祭りやイベントと連携した事業等の実施に係る費用の一部を補助するものとして50万3,000円を計上しております。

9款消防費、1項2目非常備消防費のコミュニティー助成100万3,000円は、四万十市消防団の風水害時の活動に係る二次災害防止のため、救命胴衣を整備するもの。

4目防災費のコミュニティー助成130万円は、自主防災組織が行う簡易組立て式トイレの整備に係る費用を助成するものでございます。

住宅等耐震対策760万6,000円は、令和6年能登半島地震等を受け、申請が増加しております木造住宅耐震診断件数を見直し、補正するものでございます。

以上で歳出の説明を終わりますが、8ページからの15款国庫支出金以下の歳入につきましては、物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用するなど、歳入に見合う額を計上しております。

また、末尾に給与費明細書を添付しておりますので、ご確認ください。

続きまして、特別会計補正予算書をお願いいたします。

1ページをお開きください。「第3号議案、令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、2,485万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,134万4,000円とするものでございます。

10ページをお開きください。歳出でございます。先ほど市長から説明がありましたように、新法人の立ち上げ及び事業者の選定に係る支援業務に対する費用を補助するものとして、新食肉センター整備推進2,340万2,000円、新法人の運営に係る事務費に（仮称）四万十食肉公社負担金145万3,000円を計上しております。

8ページの1款事業収入以下の歳入につきましては、歳入に見合う額を計上しておりますので、ご参照ください。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案書の5ページをお開きください。「第4号議案、四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、四万十市高齢者補聴器購入費補助金交付要綱による高齢者に対する補聴器購入費用の補助に関する事務に当たり、補助対象者の要件である住民票関係情報、地方税関係情報、身体障害者に関する情報について、マイナンバーを利用して確認する場合がございます。

しかし、当該事務につきましては、いわゆるマイナンバー法に定められた事務に該当しないことから、マイナンバー利用が可能な独自利用事務として条例で定める必要があること等から、

所要の改正を行うものでございます。

次に、6ページ、「諮問第1号」から7ページ、「諮問第2号」までの「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、一括してご説明させていただきます。

本年9月末をもって任期満了となる2名の人権擁護委員の推薦につきまして、「諮問第1号」の福永悦史さんを再任とし、「諮問第2号」の芝 正司さんを新任として、いずれの方も人権擁護委員に適任と考えますので、この2名の推薦に当たり意見を求めるものでございます。

なお、議案関係参考資料にそれぞれの方々の経歴などを掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第4、令和6年3月定例会より継続調査の所管事項調査を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

先に、廣瀬正明総務常任委員長。

■総務常任委員長（廣瀬正明） 総務常任委員長報告を行います。

令和6年3月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、5月20日に委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

まず、令和6年度主要事業概要について関係各課から説明を受け、調査を行いました。

初めに、総務課から、文書管理システム導入について説明を受けました。

紙媒体による公文書管理は、文書の保存スペースの確保や廃棄作業、文書検索に係る時間や労力等、様々な課題があり、電子決裁能力を有する文書管理システムを導入することにより、事務効率の向上、ペーパーレス化の推進、職員の働き方改革につなげていくとのことでございました。

委員から、「マイナンバーカードのように導入後に課題が多く出てきて、結局使われないようなことはないか。」との質疑に対し、「導入当初は、抵抗感や事務が煩雑になることもあるかもしれないが、将来的には必ず時間削減や職員の働き方改革、ひいては市民の方に向き合う時間の確保につながると考えている。導入経費と効果を図るすべはなかなかないが、全庁でデジタル化を進めていく中で、管理職が中心となって進め、効果を出さなければならないと考えている。」との答弁がございました。

次に、地震防災課から、住宅等耐震対策、戸別訪問及び南海トラフ地震発災初動期対応訓練について説明を受けました。

住宅等耐震対策は、既存住宅の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修工事に対し、引き続き補助を行うもので、耐震改修工事の補助限度額を今年度から110万円に引き上げる。こうした事

業を推進していくため、今年度から5年かけて市内全域を戸別訪問し、揺れに対する対策の必要性の啓発や補助制度を紹介し、防災意識の向上を図り、住宅の耐震化や家具転倒防止対策等の実施率の向上等につなげていけるよう取り組んでいくとのことをございました。

南海トラフ地震発災初動期対応訓練は、災害対策本部内で活動する職員等を対象として、発災直後の初動態勢や役割を再確認し、いざというときの迅速な対応につなげ、災害対応及び意思決定能力の向上を図る。また、外部の視点を入れ、各計画等の検証も行うとのことをございました。

委員から、「一部屋だけを強固なものにする方法について。」質疑があり、「耐震シェルターのような形で一つの部屋を強固なものにするという方法はあるが、当課としては、発災時にその部屋の周りが潰れ、外へ出られなくなる等が想定できることから、全体を強固にする耐震改修工事を広報している。」との答弁がございました。

なお、今年度から着手する予定であった事前復興まちづくり計画の策定については、国から県への予算配分が要望額の2分の1であったため、県としては既に計画策定に着手している自治体を優先させる考えで、当市への今年度の配分は、今のところなしという状況であり、今後も県としては、国に強く要望していくが、本市の計画策定は予定より遅れるとの報告がございました。

次に、企画広報課から、枚方市・四万十市友好都市提携50周年記念事業、移住促進事業、シティプロモーションの推進及びDXの推進など、8事業について説明を受けました。

今年度は、枚方市との友好都市提携50周年に当たるため、両市のさらなる飛躍発展につながるような交流事業に取り組む。10月には、当市において、名護市・別海町を含めた4市町によるサミットを開催するとのことをございました。

移住促進事業については、移住から定住まで幅広い支援を行っており、NPO法人に委託している。市として行ってきた取組としては、5年以上東京23区在住の方などに対し、県の就職マッチング支援サイト上でマッチングした方または起業支援補助の採択を受けた方が当市へ移住した場合に補助する地方創生移住支援事業などがあり、今年度からの新規事業として、民間不動産を活用し賃貸借した移住者に対し、家賃の一部を補助する移住促進家賃支援事業を実施するとのことをございました。

シティプロモーションの推進については、川とともに生きるまちのキャッチコピーを核として、市民と連携を図りながら、市全体で統一感のあるプロモーションを展開し、当市の認知度向上や経済の活性化を図るとのことをございました。

また、DXの推進に関しては、今年度から専門的な知見を有する外部人材1名の派遣を受け、庁内のみならず、地域のDX推進に向け、今年度はDX推進計画を策定する。DXの「D」のデジタル化はもちろんのこと、「X」の改革・変革に向けた意識改革等も行っていくこととしているとのことをございました。

次に、税務課から、法務局とのデータ連携導入について説明を受けました。

法務局が所有する登記簿上のデータと当市の課税情報を突合し、固定資産税の適正化を目指すこと、また法務局が管理する不動産番号を課税システムに取り込み、RPAを用いた処理により、事務の効率化や手入力等の削減による正確性の確保を目指す。加えて、令和6年4月から相続登記申請が義務化されたことを踏まえ、GISと登記情報をひもづけ、一元化して閲覧できるシステムを構築し、市民がご覧いただけるシステムとすることで、待ち時間の減少や資料準備等の職員の負担軽減を目指していくとのことでした。

次に、地域企画課から、四万十市生活交通バス事業、地域おこし協力隊について説明を受けました。

生活交通バス事業については、西土佐地域のバスは、路線バスである黒尊線と運行エリアを3つに分けて運行しているデマンドバスの2種類である。

また、地域企画課所管の地域おこし協力隊について、天体観測に係る地域資源活用のため配置している協力隊が任期満了を迎えるため、新たに1名配置し、昨年度までの引き続きとして大宮・目黒川地域の観光振興に資する協力隊を1名配置するとの説明がございました。

委員より、「バスの利用料金について。」中村地域との違いの有無も含めて質疑があり、「路線バスの料金は最大700円で、小学生以下と障害者は半額、診療所受診及び通学等のための乗車と1歳未満の乳児は無料で、また保護者1名につき未就学児1名まで無料としている。料金減免の設定は、デマンドバスも同様としているが、江川崎駅などで乗り継ぐ場合は、プラス100円となる。一方、中村地域では、診療所受診者及び未就学児に対する減免はない。」との答弁があり、委員から、料金設定は合わせるべきではないかとの意見があり、「料金設定時には、地域の実情等があり現在に至っていると思われるが、現状、違いがあるのは確かであるため、関係課と検討する。」との答弁がございました。

続いて、旧下田中学校及び旧中医学研究所に係る利活用検討会からの答申を受けた市としての対応、その後の進捗について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

第5回検討会で示された最終意見を踏まえ、5月2日の政策会議で市の方針を決定した。旧下田中学校については、下田保育所及び下田小学校の高台移転とし、合築施設として整備する。旧中医学研究所は、子育て交流施設として、1階を中心に全天候型の屋内遊園地を整備する。2階は、汎用性を持たせた施設という位置づけで、検討会でも意見があった産後ケア施設としての活用も含め、市民ニーズを把握しながら、多方面の活用を検討していく。今後は、保育所と小学校の高台移転を優先的に財源措置し、整備に向けて検討を進める。並行して、旧中医学研究所の活用についても、プロジェクトチーム及びワーキンググループ等で検討を進めていく。なお、検討会は、5月17日の第6回検討会において、市の政策会議で決定した内容を報告し、役割を果たしたということで解散としたとのことでした。

委員から、「スケジュールについて。」質疑があり、「できるだけ早期に実施設計に向け財

源を確保した上で取り組んでいく。スケジュールが見えてきたら、報告する。」との答弁がございました。

次に、大学誘致に係る補助金返還に関する現在の状況について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

これまで1年にわたり顧問弁護士と相談してきた結果、交付決定額全額を取り消すこととし、4月22日付で交付決定取消通知書を送付、4月25日に学校法人から通知書を受領した旨の連絡があった。通知を受けての学校法人の見解や意見を確認し、顧問弁護士に相談しながら、今後の対応を検討していくとのことでもございました。

委員から、「交付決定取消し後、早急に返還命令を出すべきと考えるが、学校法人の意見等を聞く必要があるのか。」との質疑に対し、「例えば、返還するのがいつ頃可能かといった意見があった場合に、それを踏まえて返還期日を設定すべきであろうという弁護士の見解もあり、学校法人の意向を確認した上で、返還命令を行う。」との答弁がございました。

また、「この話がなければ、プール等を壊す必要がなかったのに、取り壊したことに対する損害賠償請求のようなことはできないか。」との質疑に対して、「補助金返還とは切り離して、弁護士と相談中である。」との答弁がございました。

次に、所管事項の報告として、西土佐総合支所庁舎内への幡多信用金庫事務所の移設要望に係る進捗状況について、地域企画課から報告を受けました。

まず、前回の委員会が出た庁舎の目的外使用の案件であることや、他の金融機関との公平性を期す必要がある等の意見については、移設することになれば、長期にわたることが想定されるため、庁舎の目的外使用として扱うのではなく、貸付けの扱いとするのがよいと考えられる。貸付けとなると、地方自治法等で一定の条件がある。いずれにしても、当然公平性は担保する必要があると考えているとのことでもございました。

また、西土佐総合支所は、建築時に合併特例債を活用しており、そもそも改修等が可能か、またそれが可能であっても、公が建設したものを民が改修することが可能かについて現在確認中である。関係各課及び幡多信とも継続して協議しているが、調整事項が多いのが現状であるとのことでもございました。

委員から、撤退することはなるべく避けなければならないが、他の金融機関との公平性等、十分慎重に協議してほしいとの意見がございました。

なお、その他所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のおり報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で総務常任委員長の報告を終わります。

続いて、山下幸子産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（山下幸子） 産業建設常任委員長報告を行います。

令和6年3月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、5月31日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告をいたします。

まず、令和6年度主要事業概要について関係各課からそれぞれ説明を受け、調査を行いました。

初めに、観光商工課から、観光客受入れ体制整備事業、特産品等販売促進事業及び物価高騰対策など、5事業について説明を受けました。

観光客受入れ体制整備事業においては、観光客の利便性向上のため、観光ルートに四万十川バス、循環周遊バス等の運行による二次交通を整備することで、誘客や宿泊客の増加を図っていくとのことをございました。

委員から、「バスの近年の利用状況と令和6年度の目標値は。」との質疑があり、執行部から、「令和4年度から令和5年度にかけて利用者の数は増加傾向にあるが、まずはコロナ禍前の数値に戻していきたいと考えている。」との答弁がございました。

次に、農林水産課から、地域計画策定、市有林整備事業及び委託型地域おこし協力隊事業など、14事業について説明を受けました。

委託型地域おこし協力隊事業は、新規の事業で、本事業を林業事業体に委託することで、担い手不足や高齢化等の進行が著しい林業において、新たな担い手を確保・育成し、本市の林業の活性化につなげていくものとのことをございました。

委員から、「地域おこし協力隊の任期後のイメージは。」との質疑があり、執行部から、「本事業は林業の活性化を一番の目的としており、任期後は委託先の林業事業体に就職し、本市の林業を牽引してもらいたい。」との答弁がございました。

次に、まちづくり課から、公園施設長寿命化対策事業、緊急しゅんせつ推進事業及び都市構想再編集中支援事業など、7事業について説明を受けました。

緊急しゅんせつ推進事業は、集中豪雨等による浸水被害を防ぐため、治水効果を保持する上で重要な河川等のしゅんせつを計画的に行うもので、事業期間最終年の令和6年度は、4か所を予定しているとのことをございました。

委員から、「この箇所以上にしゅんせつを求められているところがあるのではないか。」との質疑があり、執行部から、「集中豪雨等で土砂等が堆積した河川があり、今年度においても要望を上げてきている地区がある。本事業については、必要性の高いものと考えている。」との答弁がございました。

次に、上下水道課から、中山間地域生活支援総合事業、具同新水源整備事業及び公共下水道事業など、7事業について説明を受けました。

中山間地域生活支援総合事業は、生活用水の安定確保のため、水道の給水区域外である市内2地区に補助を行い、地区が事業主体となり、飲料水供給施設を設置するもの。令和5年度に実施設計を行った片魚下地区においては、今後は配水池や導水管・配水管等の施設整備を行う

こととしており、各戸への給水開始は、今年度末を予定しているとのことでございました。

委員から、「地区が事業主体とのことであるが、地区住民の加入については地区に任せる形か。」との質疑があり、執行部から、「地区への費用負担が発生する事業であるため、給水範囲等については事業費の説明を行い、地区で決めていただいている。」との答弁がございました。

次に、産業建設課から、地域おこし協力隊（バーベキュー普及推進）及び総合営農指導拠点施設地盤調査について説明を受けました。

地域おこし協力隊（バーベキュー普及推進）は、バーベキューを切り口に、地域振興や地元食材の付加価値向上を目指し、産業分野関係者と連携し、地域活性化を図るため、その連携・企画・調整と事業の推進を担う人材の確保・育成を図ることを目的とした新規事業である。任用期間は、最長3年間とし、1名の雇用を予定しており、現在市ホームページ等で募集しているとのことでございました。

次に、所管事項の報告として、農業委員会委員の欠員について、農林水産課から報告を受けました。

令和5年12月市議会定例会で同意をいただいた農業委員会委員19名のうち1名から、令和6年4月4日付で辞退届の提出があり、これを受理したため、欠員が生じている。今後の予定としては、現在欠員解消に向け、広報やホームページで募集をかけているところであり、諸手続を経て、最短で本年10月1日には、新委員を任命したいと考えているとのことでございました。

次に、四万十川環境保全に向けた組織設立進捗状況について、農林水産課から報告を受けました。

組織設立に係る現在の進捗状況は、高知県四万十川の保全及び流域振興に関する基本条例に基づき設置している高知県四万十川流域保全振興委員会の中に、河床等の状況改善対策をテーマに協議する場として、部会を設置する組織案が提示された。部会は、県及び流域市町が共同で運営することとし、年2回程度会議を開催することとしており、協議内容は、高知県四万十川流域保全振興委員会に報告することとしている。部会委員は9名で、有識者や流域関係者等から構成することとしており、6月から7月にかけて委嘱し、その後第1回部会を開催する予定となっているとのことでございました。

委員から、前向きに進めてほしいとの意見がございました。

次に、新食肉センター整備について、農林水産課から報告を受けました。

整備の実現に向け、本年4月19日に第1回検討会を開催し、新施設の設計概要及び今後のスケジュール等を協議した。今後は、第2回検討会において、新会社の概要や整備事業費及び負担割合等について協議し、第3回検討会にて、整備の方針や負担割合、協定案等の最終確認を行うこととしている。発注方法については、工期短縮及び事業費削減の観点から、設計・施工一括発注方式が有効と考え、高知県と協議を進めており、新会社の設立は、本年7月を予定し

ているとのことをございました。

委員から、「新会社設立後も現在の職員を雇用していくのか。」との質疑があり、執行部から、「その方向で話を進めていく。」との答弁がございました。

次に、しまんと市民祭について、観光商工課から報告を受けました。

しまんと市民祭に係る新規の取組として、なかむら踊りや提灯台パレード等の動画撮影を行い、今後の市の情報発信のツールとして活用することとした。

また、花火大会運営費確保のため、納涼花火大会時の駐車場の一部有料化と有料栈敷席の設置を計画している。有料駐車場は、水防訓練跡地・中村南小学校・具同小学校の3か所で、1台当たり2,000円としている。栈敷席は、5,000円から2万円まで、140席程度準備をすることとしているとのことをございました。

委員から、「有料駐車場は何台分か。」との質疑があり、執行部から、「1,000台分用意している。」との答弁がございました。

次に、四万十川学遊館・トンボ自然公園の所管の検討に係る進捗状況について、観光商工課から報告を受けました。

令和5年11月22日に開催した産業建設常任委員会において、四万十川学遊館及びトンボ自然公園の在り方について庁内で再調整するよう意見が出されたことを受け、検討協議を開始した。本年1月7日に市が設置する施設の在り方と所管に係る協議を行った。2月27日には、生涯学習課及び観光商工課において、四万十川学遊館・トンボ自然公園についての現状を整理し、5月8日に総務課・生涯学習課・環境生活課及び観光商工課により、同施設の在り方についての検討協議を開始した。今後は、この4課で協議を進めていき、進捗については随時報告させていただくとのことをございました。

次に、豊後水道地震に伴う濁水対応について、上下水道課から報告を受けました。

4月17日に発生した豊後水道地震により、中筋及び具同地区施設において、配水管・給水管が揺さぶられ、管内の水あかやさびが剥がれ、濁水が発生した。濁水発生後は、排泥作業を行い、4月22日の午前中には、全ての排泥作業が終了した。濁水に係る応急給水対応としては、中筋・自由ヶ丘・楠島・国見地区に合計7か所の給水所を開設し、給水袋の配布や給水車からの給水を行ったとのことをございました。

次に、三里（島の宮）地区簡易給水施設整備工事（通水）完成延期について、上下水道課から報告を受けました。

本事業については、給水開始時期を令和5年度末としていたが、当初設計の取水施設建設予定地が、工事着手後に川砂利採取後の埋立地であることが判明したため、生活用水に適した水源の確保が困難なことから、取水施設の位置変更が必要となった。取水地変更の検討及び決定まで時間を要したため、令和5年度内での取水施設の建設が困難となったもの。今後は、残工事を実施し、今年度の給水開始を目指して取り組んでいくとのことをございました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のおりご報告をいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

続いて、谷田道子教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（谷田道子） 教育民生常任委員長報告を行います。

令和6年3月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、5月24日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、令和6年度主要事業概要について関係各課からそれぞれ説明を受け、調査を行いました。

初めに、環境生活課から、ごみの減量化対策事業、衛生センター中村及び西土佐クリーンセンターし尿汚泥資源再生事業、環境・地球温暖化対策事業、省エネ家電製品等買換え促進事業、飼い主のいない猫の不妊手術推進事業について説明を受けました。

衛生センター中村及び西土佐クリーンセンターし尿汚泥資源再生事業については、し尿汚泥成分検査の結果、堆肥化に問題はなく、堆肥化及び運搬業務の委託についても9月頃から業務を開始できる見込みであるとのことでございました。

委員から、「作られた堆肥は、四万十市で販売されるのか。」との質疑があり、執行部から、「堆肥化は高知市に所在する事業所への委託を想定しており、全ての堆肥が四万十市で販売されることはないと考えているが、事業が軌道に乗れば、堆肥の流通についても協議を進めていきたい。」との答弁がございました。

続いて、子育て支援課から、具同保育所移転改築事業、乳幼児及び児童医療費助成事業、児童手当の拡充、子ども計画策定について説明を受けました。

具同保育所移転改築事業については、令和6年度予算として、建築工事費・工事監理業務費・現保育所解体工事費・園庭・駐車場整備費として、合計10億円を超える金額を計上しており、園庭・駐車場整備に係る工事が翌年度に持ち越される想定のため、当該工事に関する予算も繰り越すことになるとのことでございました。

乳幼児及び児童医療費助成事業については、10月より助成対象年齢を高校生世代まで拡充するものとなっており、今年度は拡充による医療費の支払いが発生する4か月分の予算を計上しているとのことでございました。

児童手当の拡充については、10月より所得制限の撤廃、支給対象年齢を高校生世代まで拡大、多子加算の拡大、支給期月の見直しを図るものとなっており、多子加算については、高校生までの全ての年代において、第3子以降の加算が3万円に増額となるとのことでございました。

子ども計画策定については、ニーズ調査等の分析、子供の意見聴取、関係団体等ヒアリング、現状の分析と課題の整理及び目標数値の設定、目標量の設定、計画書及び概要版の作成を行い、

令和7年度から施行を目指すもの。昨年度に実施した保護者及び若者へのニーズ調査の結果、本市における子育て環境や支援への満足感は、平成30年度に実施した前回調査から肯定的評価が増加し、否定的評価が減少しているとのことでした。

続いて、健康推進課から、健康管理システム標準化・共通化対応、後期高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業について説明を受けました。

健康管理システム標準化・共通化対応については、国が作成した自治体DX推進計画において、国が定める20業務で利用する情報管理システムについて、令和7年度末までに標準仕様に準拠したシステムへ移行すべくシステム改修を行うものとなっており、健康推進課が使用する健康管理システムの改修費用として、総事業費2,899万8,000円を計上しているとのことでした。

委員から、「システム標準化・共通化対応に当たり、市が独自に実施していた事業の取扱いについて。」質疑があり、執行部から、「今回のシステム改修において対応可能である。」との答弁がございました。

続いて、高齢者支援課から、あったかふれあいセンター事業、介護職員初任者研修事業、健康・福祉地域推進事業について説明を受けました。

健康・福祉地域推進事業については、市と地域が協働し、高齢化や人口減少が進行する社会を地域全体で支える仕組みをつくるため、平成24年度に既存の事業を再編し、開始された事業となっており、実施地区数は、平成30年度の121地区をピークに減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症での活動自粛などを経て、令和5年度末は107地区で実施しているとのことでした。

委員から、「記録書類の保存期間緩和による実施者の負担軽減について。」質疑があり、執行部から、「当該事業は、国及び県からの交付金を財源として実施しており、会計検査の対象事業であることから、書類の5年間保存が必要である。実施者の負担軽減については、令和6年4月1日から要綱を見直しており、書類作成に係る負担軽減を図っていく。」との答弁がございました。

続いて、上下水道課から、浄化槽設置整備事業について説明を受けました。

循環型社会形成推進地域計画に基づき、住居を対象に1か所当たり30万円、100基分を補助するものである。また、単独浄化槽を撤去して、合併浄化槽を設置する住居を対象に1か所当たり9万円を上乗せして補助することとし、今年度は8基分の補助を見込んでいるとのことでした。

続いて、市民病院事務局から、病院事業健全化について説明を受けました。

今年度は、常勤医師9名、非常勤医師16名の体制で、1日平均入院患者数49名、外来患者数172名を見込み、経営の安定化を図っていく。令和6年度の収支見通しとして、約9,800万円の純損失を見込んでおり、大変厳しい経営状況にあることから、令和5年度に作成した市民病院経営健全化計画に基づき、定期的に経営改善委員会を実施するなど、経営改善に取り組んでい

くとのことをございました。

委員から、「今後の経営状況の見通しと経営改善委員会における協議内容について。」質疑があり、執行部から、「令和5年度決算においても相当額の純損失が見込まれており、見通しは大変厳しいが、経営改善委員会の中で各部署へのヒアリングを実施し、部署ごとのアクションプランを作成していくこと、診療報酬の加算取得など、収益増加につながる取組を検討している。」との答弁がございました。

続いて、福祉事務所から、重層的支援体制整備事業について説明を受けました。

少子高齢化の進展とともに、地域のつながりや支え合いの力が低下し、個人や世帯の複雑化した課題に対し、他機関協働による分野をまたいだ支援を行うための包括的な支援体制の整備を推進するものとのことをございました。

委員から、「生活困窮者支援等のための地域づくりの事業の内容について。」質疑があり、執行部から、「住民自らが地域住民のニーズ、生活課題を把握し、その課題について地域として取組を行う場合に、それを支援していくものとなっており、社会福祉協議会へ業務を委託している。」との答弁がございました。

続いて、西土佐診療所事務局及び西土佐保健分室から、医療機器購入事業、消火設備整備事業について説明を受けました。

医療機器購入事業については、回診用エックス線撮影装置、いわゆるポータブルレントゲン装置を購入するものであり、購入から27年が経過し、器具に不具合が生じているが、交換部品の製造が終了し、修理対応ができず、患者の診療に支障を来しているため、当該機器を更新するものであるとのことをございました。

消火設備整備事業については、消防法施行令の一部改正により、令和7年6月末までにスプリンクラーの設置が義務づけられていることから、昨年度に設計を行い、今年度設置工事を施工するものとのことをございました。

続いて、学校教育課から、東山小学校校舎改築事業、学力向上事業及びスクールミールなかむらみなみ整備更新について説明を受けました。

東山小学校校舎改築事業については、本年度の5月から令和7年7月にかけて校舎の改築工事をを行い、屋内運動場は、令和6年11月から令和7年7月にかけて長寿命化工事を計画しているとのことをございました。

学力向上事業については、英語力向上に関する新たな取組として、教育委員会に外国語活動支援員1名を配置し、各学校の英語教諭やALTとの連携、英語の授業改善や授業外において実践的な英会話の機会を設け、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図るものとのことをございます。

また、辞書活用学習推進において、中学1年生に配布される英和・和英辞書が、今年度からタブレット端末で使用可能な辞書アプリの導入となったとのことをございました。

委員から、「小学3年生に配布される国語辞書が冊子である理由について。」質疑があり、執行部から、「調べ学習の一環として辞書に慣れてもらう意図である。」との答弁がございました。

続いて、生涯学習課から、市史編さん事業、宿毛市総合運動公園陸上競技場改修補助、市民スポーツセンター屋上（ひさし部分）防水工事、安並運動公園テニスコート照明LED化事業について説明を受けました。

市史編さんの事業については、本市の自然・歴史・文化等を取りまとめた図書を9年かけて編さん・刊行するものとなっており、今年度は市史編さんに関わる人員の調整と選出、調査体制の整備、基礎資料調査の実施を予定しているとのことでもございました。

宿毛市総合運動公園陸上競技場改修補助については、当該競技場の幡多地域唯一の第三種公認陸上競技場として認定継続のための改修費用や令和7年度以降のランニングコストの一部を県及び宿毛市を除く幡多5市町村で補助するもの。今年度は、走路の改修、沈下の解消、全天候舗装、水ごう改修などの改修工事と備品購入費等として、写真判定機の整備、公認検定員の派遣旅費が想定されているとのことでもございました。

委員から、「水ごう改修工事に高知県の補助がない理由について。」質疑があり、執行部から、「水ごう改修工事については、幡多5市町村による補助要綱策定時に必要性が明らかになったが、県の補助要綱が既に確定済みであったことから、宿毛市が半分、残りの半部分を幡多5市町村が負担することとなった。」との答弁がございました。

次に、下田小学校における放課後児童クラブの実施場所変更の経緯と現状について子育て支援課から説明を受け、調査を行いました。

下田小学校における放課後児童クラブは、令和5年1月より放課後子ども教室に移行されており、当該制度の国及び県の運営要綱において、学校の余裕教室等を活用して実施することとなっているが、小学校校舎の空き教室がなく、ほかに適地がないことから、当面の対応として、下田地区防災活動拠点で実施していた。令和6年4月から、校舎を共有して下田中学校の再編により、空き教室確保のめどが立ち、防災拠点の早急な機能回復の必要性と実施場所に関する補助要件の問題により、実施場所を下田小学校校舎へ移転することとなった。実施場所の移転に当たり、運営組織である保護者会への説明、下田小学校PTAとの意見交換等を実施している。移転後は、前年同月と比較して利用者数が増加するなど、大きなトラブルもなく運営されている。利用者の声として、一部に津波の危険性を感じるなどの意見があるが、学校と同じ敷地内での実施に肯定的な意見が多く聞かれている。今後は、旧下田中学校の利活用により、小学校の高台移転の方針が示されているため、子ども教室についても、同時に移転することを想定しているとのことでもございました。

委員から、「高台移転先の体育館が整備され次第、小学校の移転に先んじて子ども教室を移転できないか。」との質疑があり、執行部から、「今回の実施場所変更において、小学校と同

じ敷地内での実施により、小学校から連続性を持って利用できることへの肯定的な意見が多いことから子ども教室を先に移転することは現実的でないと考えている。」との答弁がございました。

次に、四万十市放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館運営業務の一括委託の進捗について、子育て支援課から報告を受けました。

特定非営利活動法人スマイルはたっこへの一括委託契約の締結が完了し、委託期間は、令和6年3月6日から令和9年3月31日であるほか、事務局の職員体制や待遇と福利厚生の改善について説明があり、今後は、一括委託によるメリットの最大化に取り組んでいくとのことでした。

委員から、「今回の一括委託による利用料金の統一、傷害保険の加入状況について。」質疑があり、執行部から、「利用料金は、一括委託前に1か月5,000円へ統一している。傷害保険については、個別加入しているが、今後まとめて加入とするなど、保護者の負担軽減を図っていきたい。」との答弁がございました。

次に、四万十市保育計画（第3期）の策定について、子育て支援課から報告を受けました。

現計画から変更点として、計画期間を令和7年から令和11年までの5か年とし、改めて期間中の公立保育所の入所児童数の推計、保育等施設の設置状況の精査、事業内容と取組内容、保育所等整備予定の見直しを予定している。計画策定に当たり、令和11年度までの入所児童数を推計したところ、令和6年度から令和11年度にかけて約60人の減少が見込まれており、入所者児童数が特に少ない保育所の所在地区については、区長・保護者から意見を聞き取る予定であるとのことでした。

次に、生活保護の決定誤りについて、福祉事務所から報告を受けました。

経緯は、令和4年9月に介護施設に入所している方から、生活保護の申請が行われ、その決定時に用いる基準額の積算を誤り、生活保護を要しないとの判断をしてしまった。また、同年11月に再度相談・申請があり、境界層該当証明により施設入所に係る負担額を減額するも、この手続についても誤っていた。さらに、令和5年度の境界層該当証明の更新時においても、前回決定時の取扱いを踏襲してしまったことで、決定誤りが継続されましたが、境界層措置手続において高齢者支援課から指摘があり、誤りが発覚したもの。決定誤り発覚後は、対象者の金銭管理者及び入所施設に対し、謝罪と説明を行い、令和4年9月に遡及して生活保護を決定したこと、平成30年以降の事例で、同様の決定誤りがないかを確認し、当該事案以外には誤りはなかったとのことでした。

次に、第30回四万十川ウルトラマラソン開催について及び女子ソフトボールリーグの開催について、生涯学習課から報告を受けました。

第30回四万十川ウルトラマラソンの開催については、開催日を10月20日とし、第30回大会での取組内容として、給水所での地元産品の提供、前夜祭の復活、大会ゲストランナーの招致と

陸上教室の実施、四万十ヒノキを使用した応援メッセージの作成など予定しているとのことでございました。

委員から、「大会の開催の継続について、ランナーの応募数が定員に達していない場合の対応について。」質疑があり、執行部から、「前回大会時に2,100人の参加定員が約2週間で埋まるなど、人気の高い大会であり、大会の継続については認識している。応募数が定員に達していない場合は、基本的に2次募集等は想定していないが、参加枠が多数空いている場合については、再募集も可能である。」との答弁がございました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いするものと決しました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

これにて各常任委員長の報告を終わります。

小休にいたします。

午前11時31分 小休

午前11時32分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

ただいま「議員提出議案第1号、四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び「議員提出議案第2号、四万十市議会会議規則の一部を改正する規則」が提出されました。

お諮りいたします。

「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 直ちに提案理由の説明を求めます。

山崎 司議員。

■14番（山崎 司） それでは、「議員提出議案第1号、四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び「議員提出議案第2号、四万十市議会会議規則の一部を改正する規則」につきまして提案理由の説明を行います。

いずれの議案も全国市議会議長会が、現在の社会情勢等に照らし、改正が適当と判断し、標準委員会条例並びに標準会議規則を改正した旨、通知を受け、本市議会においてもそれぞれ同様の改正を行うこととし、条文や字句等の整理を行ったことが主な改正理由となります。

以上、提案理由の説明を終わります。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

市長より、議案説明について訂正の申出がありますので、お聞き取り願います。

中平市長。

■市長（中平正宏） 発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの私の提案理由説明の中の発言の中で、旧下田中学校及び旧中医学研究所の有効活用の項目中におきまして、「下田保育所と下田小学校を高台移転すること」と申し上げるべきところを「下田保育所と下田中学校を高台移転すること」と誤って申し上げましたので、発言の訂正をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で発言訂正の説明を終わります。

議長において、発言訂正の説明どおり訂正することにいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月11日から16日まで休会、6月17日午前10時会議を開きます。

6月17日の日程は、一般質問であります。質問者は6月12日水曜日、午前11時までに質問内容を文書により通告を願います。

念のため質問順位を申し上げます。

1 番山崎 司議員、2 番澤良宜由美議員、3 番鳥谷恵生議員、4 番西尾祐佐議員、5 番廣瀬正明議員、6 番前田和哉議員、7 番大西友亮議員、8 番川村一朗議員、9 番谷田道子議員、10 番山下幸子議員、11 番川村真生議員、12 番川渕誠司議員、13 番松浦 伸議員、14 番寺尾真吾議員、15 番上岡 正議員、16 番上岡真一議員、以上質問者は16名であります。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前11時36分 散会

令和6年6月17日（月） 第8日

本 会 議

令和6年6月四万十市議会定例会会議録（第8日）

令和6年6月17日（月）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 市長 中平 正宏            | 副市長 田能 浩二       |
| 総務課長 山崎 寿幸          | 地震防災課長 遠近 由幸    |
| 企画広報課長 武田 安仁        | 財政課長 竹田 哲也      |
| 市民・人権課長 加用 拓也       | 税務課長 山崎 行伸      |
| 環境生活課長 山本 聡         | 子育て支援課長 中脇 弘樹   |
| 健康推進課長 竹本 美佳        | 高齢者支援課長 武内 俊治   |
| 観光商工課長 田村 典義        | 農林水産課長 吉田 貴浩    |
| まちづくり課長 佐川 徳和       | 上下水道課長 池田 哲也    |
| 会計管理者兼会計課長 中田 智子    | 市民病院事務局長 金子 雅紀  |
| 福祉事務所長 渡辺 和博        | 教育長 久保 良高       |
| 学校教育課長 岡本 寿明        | 生涯学習課長 戸田 裕介    |
| 総合支所長兼地域企画課長 朝比奈 雅人 | 西土佐診療所事務局長 稲田 修 |
| 産業建設課長 竹本 志郎        |                 |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |               |
|------------|---------------|
| 事務局長 原 憲一  | 事務局長補佐 岡村 むつみ |
| 総務係長 土居 和博 |               |

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程に従い、一般質問を行います。

山崎 司議員。

■14番（山崎 司） おはようございます。市民クラブの山崎です。通告に従い、一般質問を行います。

通告書1番の岩田川堤防改修と国道441号改良合併事業の早期着工につきまして、まず計画区間と堤防及び国道の構造についてお伺いをいたします。

先日、国道441号道路整備促進期成同盟会及び四万十川改修期成同盟会で高知県幡多土木事務所から説明をいただきましたが、市民の皆様はまだ知らない方がほとんどでございます。改めて、岩田工区の計画区間と延長・かさ上げ高・幅員等につきましてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

岩田川流域は、集中豪雨や台風時の大雨を原因とする洪水の影響によりまして、国道441号の道路冠水や浸水被害が度々発生しております。高知県では、令和6年3月に策定した岩田川河川整備計画に基づき、氾濫による浸水被害の防止として河川改修を実施するとともに、冠水する国道の一部区間についても、河川改修に合わせた道路整備を実施するとお聞きしております。

ご質問の道路計画についてですが、事業区間につきましては、大用寺橋付近から上流へ1.35kmまでの堤防改修、これはかさ上げですが、それとかさ上げする堤防上への国道を移設する同区間約1.2kmの道路整備となっております。

事業の内容としましては、既設堤防を約3.5mかさ上げを行い、また堤天上に国道路面が移設されます。幅員につきましては、片側3mの2車線車道と2mの片側歩道の全幅9.75mとお聞きしております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） ありがとうございます。計画延長が約1.2km、堤防かさ上げ3.5m、天端幅が9.75、約10mということでございますね。分かりました。

次に、事業進捗状況と今後の事業促進についてお伺いをいたします。

県のほうで令和5年度に岩田川河川整備計画を策定済みで、体制が整ったとのことございまして、一日も早い工事の着工が待たれるわけでございますが、その進捗状況と今後の事業計画についてお伺いをいたします。

また、用地につきましては市の協力が必要不可欠と考えますが、その体制はできているので

しょうか、併せてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） 事業の進捗といたしましては、今年度に道路整備に係る詳細設計を実施する予定と聞いております。また、県の予算状況にもよりますが、現段階での予定としまして、来年度に樋門の詳細設計と併せ用地測量と物件調査を行い、順調にいけば、令和8年度に用地買収に入る予定と聞いております。

なお、用地についてですが、市では平成30年度に岩田工区の一部で地籍調査を実施し、令和3年度に登記が完了しておりますので、今後県が行う用地測量等の負担軽減につながると考えております。

市の体制としましては、まちづくり課内に用地対策室を設置しておりますので、今後県からの要請があれば、用地交渉等に同行するなど、整備促進に向けた協力をしていきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） ありがとうございます。私は、年に一度は冠水する国道441号のすぐ上に住んでおりますので、毎朝堤防を見て、道路を見ておりますので、大変気がかりになっておりますので、課長、どうぞよろしくお伺いをいたします。

次に、2番の中山間地区の水道整備事業推進につきまして、まずふるさとづくり支援事業の見直しについてお伺いいたします。

今年の5月のことですが、大川筋地区のある集落で、山にある谷に生活用水の水源管理のために出かけ、事故で70代の男性が死亡するということがありました。

私の前回の質問で、同じ集落の方が、ボーリングで取水する水道設備の工事費を見積りしていただいたところ、100万円を超えるので、負担金が70万円くらいになり、経済的に困難ということで、ふるさとづくり支援事業の申請を断念をいたしました。そこで、ふるさとづくり支援事業の水道設備整備事業の補助対象額を上げていただくよう見直しをお願いし、一般質問でも要望をいたしました。

つい先日、区長さんから、同じ地区で急遽4人から、水道施設整備の工事をしたいので市のほうにお願いに行ってくれということで、所管課に行ったところ、補助対象額はそのままでありました。私の質問を受け、検討したとのことでありましたが、結果はそのままでした。

県補助の中山間水道施設整備事業でも、1戸当たりの負担金は25万円程度でございます。集落から距離が離れている家は、事業費がかさむため、この事業に該当しないのであります。そのために、ふるさとづくり支援事業があるのではないのでしょうか。今のままでは、このふるさとづくり支援事業はふるさとづくりを支援しない事業になってしまいます。

聞くところによりますと、課長さんはこの会社を間もなく卒業ということでございます。今まで十分ご活躍をしていただきましたが、いま一度、困っている人たちに心の籠もったお土産をいただければと心から願ってやみません。くだいことは申しません。改めて事業の見直しをしていただけるかどうか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） ふるさと暮らし支援事業水道施設整備の補助対象限度額見直しにつきましては、令和4年9月議会で山崎議員からご質問いただきまして、昨年度見直しを検討いたしました。その際には、中村地域の該当地区の区長さんに聞き取り調査を実施しましたが、若干の要望地区があったものの、緊急性が確認できませんで、事業実施基準の改正は見送らせていただいた経緯がございます。

今回のご質問をいただきまして、改めて当該事業の実施基準、古いものから確認をさせていただきました。そうしましたら、20年以上前から同じ基準のものも多く残っておりまして、水道施設整備につきましても、補助対象限度額は50万円のまま、こういうことで据え置かれている、そんな状況でございました。

こういった現状につきましては、昨今の物価高騰の景気状況、それらを踏まえますと、補助対象限度額と実際の市場価格、こちらに相当な開きがあると考えております。したがって、再度調査を行わせていただきまして、補助対象限度額の見直し、こちらを改めてまいりたいというふうに思います。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） ありがとうございます。よろしくお伺いをいたします。

次に、三里地区の水道施設事業の推進についてお伺いをいたします。

県補助の中山間事業で2年間の事業ということでありましたが、予算が足りなくなったということで、市から事業が1年ずれ込むという説明があった。そんなことでは大変困るので、何とかならないかと区長さんから相談を受けました。

県の補助事業なので、私は県議に県の補助金について調査をお願いしたところでございます。市長説明要旨の中で、三里地区の水道事業支援について概略説明がございましたが、いま一度詳しく、今後の当事業の事業推進についてどうなっていくのかをお伺いをいたします。

もう一つ、これは報告事項になりますけれども、この地区で以前から洪水のたびに飲料水が濁るので、新しい水道施設を強く要望していた方が、この事業の完成を待たずに昨年亡くなられました。さぞかし残念であったと思います。

課長、よろしくお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 池田上下水道課長。

■上下水道課長（池田哲也） 三里の島の宮地区における中山間地域生活支援総合事業の生活用水確保支援事業は、県の補助事業を活用いただきまして、令和4年度に測量設計を、令和5年

度に工事を行い、令和6年3月に給水ができるよう取り組んでまいりました。しかし、令和5年度の工事中に、取水施設建設予定地が川砂利採取後の埋立地で、生活用水に適した水の確保が困難であるということが判明したことから、取水施設の位置変更が必要となりました。このため、近隣で新たな水源となる候補地を探す必要が生じ、取水地の変更場所の選定に日数を要したため、令和5年度内に取水施設の建設ができませんでした。そのため、今年度当初予算で計画しております生活用水確保支援事業の片魚下地区及び田出ノ川地区の事業費を設計積算し、これらの予算残額にて三里の島の宮地区の残工事が実施できることが確認できました。同時に、県補助金について県に確認を行ったところ、実施可能であるとの回答をいただいたところでございます。

山崎議員におかれましては、地区区長、また県議などとの調整に積極的にご活動いただき、ありがとうございました。今後は、残工事が令和6年度内に完成し、三里の島の宮地区の生活用水確保ができるよう、地区と協力して取り組んでまいります。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） ありがとうございました。四万十市内の3か所の事業の見直しみたいなやつで、何とか予算内でできるということでございます。ありがとうございます。

それでは、2回目の質問を行います。

この事業は、地元が事業主体でございますので、これまでもいろいろ問題が発生しております。地元の方々は、このような事業に詳しくございません。あなたのほかにも優秀な職員が、全員とは申しませんが、いっぱいいらっしゃいます。所管課は、今後地元の方と常に連絡を密にし、事業の推進には積極的に協力をさせていただきたく、改めてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 池田上下水道課長。

■上下水道課長（池田哲也） 議員がおっしゃるとおり、この事業は地区が事業主体として取り組んでおりますが、地区の方が生活用水施設整備に係る技術的な知見や知識を保有しているわけではございませんので、地区の方々だけでは様々な問題が発生することが予想されます。

上下水道課といたしましては、生活用水確保支援事業の目的であります中山間地域で高齢者等が安心して暮らすことができる生活環境を緊急に整え、日常生活に欠かすことのできない生活用水を確保することができるように、事業が滞りなく実施されるよう、これまでと同様に職員がより一層積極的に地元と連絡・連携等を図りながら、協力してまいりたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） ありがとうございました。よろしく願いをいたします。課長以外の職員の方も、部屋で見て聞いていると思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、3番の交通安全協会へ市の協力をにつきまして、交通安全協会の運営状況把握と市の補助についてお伺いをいたします。

まず、交通安全協会につきまして、事務所は中村警察署の中に入りますとすぐ左側にありまして、かわいい女性事務員3名がいらっしゃいます。一般の方は、この交通安全協会についてあまりご存じないと思われまますので、まず交通安全協会中村支部の組織、会員数、事務及び活動状況、運営状況等についてお伺いをいたします。

また、交通安全協会に補助金等で協力をしている市町村があるかどうかもお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 交通安全協会につきましては、県下に17の支部がございまして、本市は中村支部の管内となっております。この中村支部は、議員が申されましたように中村警察署内に事務局を置きまして、3名の事務局員さんが免許更新等の業務に当たられております。また、中村支部は、中村分会、西土佐分会、大方分会、佐賀分会の4分会で構成をされまして、実際に活動されておる運営委員の皆さんは98名となっております。

支部の活動といたしましては、毎月20日の県民交通安全の日、また春、秋の全高交通安全運動、年末年始の交通安全運動、そちらに合わせました街頭指導、それから広報巡回、ドライバーサービス、その他管内におけます交通安全のぼり旗の設置、小学校1年生へのランドセルカバーの配布、そういった管内の交通安全に関しまして多岐にわたる普及啓発活動を行っていただいているところでございます。

支部の運営状況につきましては、近年、免許更新時におけます交通安全協会への入会者、こちらが減少しているということでございます。大変厳しい財政状況が続いているとお聞きもしております。

それから、交通安全協会への補助金交付に関してもお尋ねがありましたけれども、確認しましたところ、県下11市のうち補助金を交付させていただいているのが7市でございました。これを幡多地域で見えますと、6市町村のうち宿毛市・土佐清水市・大月町・三原村の4市町村が補助金を交付していると、そういった状況でございます。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） ありがとうございます。よく調べていただきました。11のうち7市も補助を出していると。四万十市は出してません。

それでは、2回目の質問を行います。

交通安全につきましては、もう一つの組織がございまして、警察官と同じような服装をした交通安全指導員という方々がいらっしゃいます。この方々は、執務をすると市から報酬をいただいておりますが、交通安全協会の活動をしている約100名近くの会員の方々、うち中村分会は60名程度でございますけれども、この方々はボランティアでございます。また、組織の運営状態は赤字ということで、交通安全啓発活動に使用するのぼり旗やランドセルカバー、ドライバーサービス用品等を購入する費用も、県の協会本部からの支給額では十分ではないようで

ございます。

交通事故は恐ろしいです。人の命を守ろうとする大切なボランティアだと考えます。近いうちに市のほうに補助金等のお願いに行くそうでございますので、ぜひ前向きな回答をお願いいたしたく、お伺いをいたします。課長、お土産は多いほどよろしいですので、よろしくお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 本市といたしましても、管内におけます交通安全協会中村支部の活動につきましては、交通安全の普及啓発に大きな役割を担っていただいていると重々認識しておりますし、先ほど申しましたように、厳しい運営状況、そちらもお聞きをしているところでございます。

補助金の交付に関しましては、交通安全協会の方が直接協議にお越しいただけるということですので、その際、十分にお話をお伺いさせていただいて、共に中村支部を構成しております黒潮町さんとも連携して協議しながら、改めて県下の状況等をもう一度検証をさせていただいて考えてまいりたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） 課長、ありがとうございました。よろしくお伺いをいたします。

次に、4番の国土調査事業の推進につきまして、田野川甲地区の地籍調査の進捗状況についてお伺いをいたします。

私は、自称国土調査担当議員であります。地区の方から気になることをお聞きいたしました。この事業は、通常3年で完了する事業だと認識をしておりましたが、今回1年延長することになったとのごことでございます。このようなことになると、今後他の地区も同様なことになると、当事業の進捗に遅れを来します。スピード感のある事業の推進を願ってやみませんが、当地区の1年延長の理由と、今後の事業予定地区、またあまり聞きたくもありませんが、現在の進捗率も併せてお伺いをいたします。

なお、中村地区の事業完了まであと何年かかるかにつきましては、気が遠くなってはいけませんので、どうぞ言わないようによろしくお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

地籍調査につきましては、南海トラフ地震対策・中山間地域対策・公共事業連携の3つの観点から、重点的に該当地区を選定し取り組んでおります。

ご質問の田野川甲地区では、中山間地域対策の観点から令和4年度と令和5年度に地籍調査を行っておりますが、業務を進める中で、山林については境界が把握できている者がいないことや、高齢化の影響で山林に登れる者がいないなどの問題が生じました。区長・協力員と協議を行った結果、民家及び農地がある平地での調査が完了した時点で、地籍調査業務を1年間で

断することにしていきます。

なお、今後の調査予定地区としましては、令和6年度は鶴ノ江地区・住次郎地区に加え、山路の一部区域、井沢の一部区域を、令和7年度は田野川甲地区の残りの区域と山路・坂本の一部区域、井沢・古津賀の一部区域、右山・不破の一部区域を予定しております。

進捗率につきましては、四万十市全体では約41%ですが、中村地域に限りますと約6%となっております。

大変答えにくいのですが、どのぐらいかかるかということですが、令和6年4月時点で136年という、まだまだ相当の期間を要します。今後も計画的にしっかりと進めてまいります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） 言わなくてもいいということを言ってしまいました、課長が。136年、大変な、骨になって灰になっております。聞かなきゃよかったんです。

続きまして、5番、手洗川勝間線の改良事業促進につきまして、沿線の国土調査と改良事業の促進についてお伺いいたします。

当路線は、洪水等で勝間沈下橋と高瀬沈下橋が通行不能になったときの大川筋地区唯一の迂回路で、大変重要な路線であり、私が議員になってから一貫して地区と一緒に抜本的な早期改良を要望してまいりました。さきの議会で、事業の進め方についての私の質問に対し、前課長の答弁は、事業の促進には局部的に改良工事を行うことが効率的であり、工事計画区間に国土調査事業を導入し事業を進めるとの答弁をいただきましたが、これまでは辺地対策事業で急なカーブや幅員の狭い部分について局部改良を行っていただいておりますが、年間の予算配分が少ないため、思うように事業が進んでいません。もっと本気になって取り組んでいただきたく、地区の皆さんを代表して、その市の本気度をお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えします。

手洗川勝間線の改良事業計画につきましては、前まちづくり課長が令和5年3月議会でもご答弁申し上げたとおり、地元と十分な調整を行った上で、昨年度より楠から高瀬を通り手洗川に至る区間の中で、相続調査を含む土地所有者の調査を実施し、比較的権利関係が複雑でなく、地籍調査を行わなくても用地買収が容易と思われる箇所を複数選定いたしました。今年度につきましては、昨年度に行った土地所有者の調査を基に、道路詳細設計及び用地測量を行う予定です。

今年度の詳細設計につきましては、盛土等の単純な工法での拡幅、待避所の設置や急カーブの是正を計画、設計することとし、道路利用者の利便性を高めるとともに、事業効果が早期に発現できるよう取り組んでまいります。

なお、同区間、楠・高瀬・手洗川におきましては、先ほど述べましたとおり先行して地籍調

査は実施しておりませんが、それより上流区間の鶴ノ江につきましては、地籍調査と連携しながら進める予定としております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） ありがとうございます。言葉が優しいので、あまり力強さは感じませんが、その心意気はあると思いますので、理解をいたしました。本気度はかなり強いと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、今後の事業計画についてもっと詳しくお伺いをいたします。

局所的な事業導入箇所については、地区と十分に協議していると思いますが、どのような事業で、沿線のどのような箇所を優先して計画されているのか。例えば集落の多いところとか、もう少し具体的に。また、地籍調査事業の箇所、区間・延長等、今後どのような計画で取り組んでいくのか、もう少し詳しく。また、今後の発注計画等についても、構わない範囲のご答弁で結構でございますので、併せてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） まず、手洗川勝間線の整備事業は、令和3年度より防災安全社会資本整備交付金を活用し実施しております。今後の事業の進め方としましては、道路詳細設計と用地測量の後に速やかに用地買収を行い、工事着手する予定としております。また、工事の優先箇所につきましては、限られた予算で事業効果を最大限に発現するため、見通しはよいけれども車両同士の擦れ違いができない箇所への待避所の設置や、盛土などの低コストで可能な箇所へ急カーブの是正が可能な箇所を優先し、費用対効果も十分に考慮しながら実施する予定です。

なお、令和6年度に詳細設計を行い設定する工区の区間や延長につきましては、勝間橋から高瀬橋までの区間を約520m、高瀬橋から県道川登大橋までの区間を約90mと、合わせて約610mを予定しております。

続いて、地籍調査業務の今後の事業計画ですが、まずは令和6年度は鶴ノ江地区の地籍調査を行う計画であり、既に市道沿いの区域0.42km<sup>2</sup>を業務発注しております。令和7年度以降は、楠地区の市道沿線区域、高瀬地区の市道沿線区域と徐々に下流に下っていき、令和10年度には手洗川地区の市道沿線の調査に取りかかる計画としております。あくまで計画ですので、補助金の配分により変更となる可能性はありますが、市全体でのバランス等を見ながら進めてまいります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） ありがとうございます。これまでよりも計画延長が500m、600m、結構長い延長で計画されているようでございます。もっとスピード感を持って、今後もよろしく

お願いをいたします。

この道路は、地区の皆様にとりましては命の道であります。また、若い移住者の方もいらっしゃるが、あまり若くない方もほとんどでございます。皆さんが元気なうちに少しでも道路がよくなりますよう、よろしくお願いをいたします。

6番、トンネルの掘削残土処理事業につきまして、川登地区・田出ノ川地区の進捗状況と完成後の利活用についてお伺いをいたします。

現在、口屋内バイパスのトンネル工事が行われ、毎日のように田出ノ川と川登の残土処理場に向かってダンプカーがトンネル残土をずりずりと運んでいますが、一般の方は処理場へは進入禁止ですので、工事がどれだけ進んでいるのか分かりません。その進捗状況及び処理場の完成時期はいつ頃になるのか、お伺いをいたします。

また、公共事業の残土処理場は有効利用されることが重要だと考えますが、完成後はどのような利活用が計画をされているのか、併せてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えします。

国道441号は、市にとって重要な役割を担う道路でありますので、口屋内バイパス着手前の幡多土木事務所との確認書により、市が残土処理場の用地を確保することで合意した上、整備促進に向けた積極的な支援を行っております。

全体の残土量ですが、口屋内と中半の両バイパスで約38万m<sup>3</sup>発生し、これらを中村地域の川登と田出ノ川、また西土佐地域の中半と北の川で処理する予定としておりましたが、受入れ可能な土量の再検討の結果、追加の残土処理場が必要となったため、現在市のほうで新たな候補地の選定を行っている状況です。

ご質問の進捗状況でございますが、川登地区では現在のところ受入れ可能容量の約40%まで土砂搬入が進んでいるとのことですが、中半バイパスの発生残土の一部も搬入する計画としておりますので、満杯となる時期は未定と伺っております。

なお、完成後の土地利用の可能性につきましては、貯木場等での活用が考えられます。

続いて、田出ノ川地区ですが、土地の利活用につきましては、大川筋地区よりご要望を受け、まだ構想段階ではありますが、集落活動センターとかわらっこ増設の造成地として関係課と調整しております。進捗につきましては、今年度内での搬入完了を見込んでおるとお聞きしております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） ありがとうございます。有効利用が計画されているようでございます。関係所管課の皆様には、完成後にはよろしくをお願いをいたします。

また、今後、今の計画以外にも有効活用ができるような案が地元から出てまいりましたら、

その点、対応をよろしく願いを申し上げておきます。

最後に、橋梁の長寿命化推進について、市内全域の事業進捗状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

近年の地震や洪水で、橋梁の流出等の状況をテレビ等で見るが多くなったように思いますが、このことは、橋ができて50年以上もたっており、老朽化がその主な原因ではないかと言われていています。今まであった橋が突然通行できなくなれば、大変な不便を来すことは容易に想像できます。当市においても老朽化した橋梁が多くございますので、この長寿命化を急がなければなりません。

そこで、西土佐地区・中村地区の端から端まで全域の事業の進捗状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

本市が管理する市道橋梁は全部で556橋あり、そのうち修繕が必要な橋梁は113橋となっております。これまでに市内全域で32橋の修繕に着手し、うち21橋の修繕が完了をしております。

平成22年の柳井大橋、口屋内沈下橋ですが、この橋脚沈下から始まり、平成29年には岩間大橋、岩間沈下橋ですが、パイルベント橋脚の座屈が発生し、それ以降、沈下橋の修繕に多額の経費を必要としたため、それ以外の橋梁の補修が遅れている状況にありました。しかし、ようやく沈下橋の修繕にも一定のめどがついたところです。

今後の修繕計画につきましては、事後保全から予防保全への転換を念頭に、沈下橋はもとより、全ての橋梁の長寿命化を図ります。そのため、メンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と平準化を進めるなど、総合的かつ戦略的な維持管理と更新を推進することで、道路利用者の安全・安心を確保し、良好な道路インフラを次世代へ継承するよう努めてまいります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山崎 司議員。

■14番（山崎 司） ありがとうございます。国の予算が今ついているうちに、少しでも早く整備をしていただきますようお願いいたします。沈下橋には多額な予算が要るようでございます。沈下橋も大体、今高瀬とあと3か所ですか、よろしくお願いをいたします。

最後に、これは余談かもしれませんが、現在、日本の人間の長寿命化は国の予算でどんどん進んでおります。橋もぜひそうありたいものです。

以上で私の一般質問を終わります。

■議長（宮崎 努） 以上で山崎 司議員の質問を終わります。

10時50分まで休憩といたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 議員番号3番、公明党の澤良宜由美でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本市の防災・減災対策についてお伺いをいたします。

今年1月の能登半島地震では大きな被害をもたらし、地震発生から間もなく半年がたとうとしている今なお、避難所生活を余儀なくされている方、また復興作業が進んでいない地域があるとの報道もございました。

また、4月17日の夜には、豊後水道を震源とした大きな地震が発生し、私も大変怖い思いをいたしました。それと同時に、いつ来てもおかしくない南海トラフ地震がいよいよ現実味を帯びてきたなど実感しており、再度、防災に対する認識や防災の準備の重要性を改めて痛感したところでございます。

本市においても、今回の豊後水道地震の発生時は夜遅い時間帯でしたが、本庁内では被害状況の把握や各関係機関との連携など、即座に様々な対応をされていたのではないかと思います。

そこで、質問になりますが、南海トラフ大地震など大規模災害が発生した際、市長、副市長をはじめ各担当課や職員の方はどのような動きを取るのか、本市の初動態勢についてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

本市での初動態勢につきましては、四万十市災害対応職員初動マニュアルによりまして、災害発生時の初段階における職員が取るべき行動をまとめております。対象とする災害としましては、大きく分けまして風水害と地震津波災害がありますが、今回は豊後水道地震が発生したときの初動対応について、体制の流れをご説明させていただきます。

まず、4月17日に発生しました豊後水道地震では、本市で震度4を観測したことから、震災第1配備の体制を取りました。これは市長を配備決定者としまして、副市長が総括責任者として指示命令に当たるもので、災害対策本部の設置に備えることができる警戒態勢となります。マニュアル上の基本的な人員となりますが、本庁では副市長を除いた市職員11名が登庁しまして、西土佐総合支所では支所長が統括責任者として指示命令に当たることから、支所長を除いた市職員3名が登庁することになっております。今回の地震では、同等の職員が対応に当たっております。

今回は速報値で震度6を観測したこともありまして、一時招集人数以上の職員が集まりまして、総合力によって災害発生 of 初期段階での対応等を行えた反面、年度当初ということもござ

いましたので、誰が、いつ、どのように参集すべきか認識できていないという課題等も見えま  
したので、改めて庁内での初動態勢の確認、訓練の必要性などを感じたところでございます。

参考となりますけども、宿毛市のように震度6弱を観測した場合は震災第3配備となりまし  
て、全職員が招集され、即座に災害対策本部が立ち上がることになっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。今回の豊後水道に対しましての本市の初動態  
勢のほうは確認のほうをさせていただきました。

先ほど課長のほうからも、職員向けのマニュアルがあるというふうにお伺いしております。  
職員の方は、防災訓練等にはそのようなマニュアル等も活用はされているかとは思いますが、  
それ以外、マニュアルを使って何か活用したり、生かしているようなことがもしあるようでしたら、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 特段活用していることはございませんが、職員は人事異動で異  
動しまして、やはり発災時とか災害時での自分の対応する業務が変わってくるということもあり  
ますので、いつも目を通していただいて、自分が今何を担当なのかということを理解してもら  
うために、毎年改定しながら周知をしているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

職員の方は、災害時などは非常事態ということで、全く異なる業務が発生するかと思います。  
そして、その際には、正しい判断とか迅速な行動というものが求められる場面もあるかと思  
います。防災訓練とか防災学習以外でも、日々自分なりの防災マニュアルの活用または学ぶ方法  
というのを意識していただければと思います。

では、次の質問に移ります。

本市の初動態勢については、先ほど課長のほうからも答弁いただきましたが、今年度より南  
海トラフ地震発災初動期対応訓練を行うということですが、この事業はどのようなものなのか、  
またこの訓練を行うことでどのような効果を見込んでいるのか、お伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

まず、この訓練を行う目的としましては、災害対策本部内で活動する職員等を対象としまし  
て、本部の初動態勢、役割を再確認するとともに、訓練時の課題を洗い出しまして、いざとい  
うときの迅速な対応につなげ、職員の災害対応能力を向上させるものが目的でございます。

今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震等により、本市も甚大な被害に見舞われるお

それがありますので、発災直後に市職員としてどう対応すべきか、市全体の災害対応のスキルアップが必要不可欠となっていることから、今年度業務委託を行いまして、外部の視点や監修を加えた初動訓練を行う予定としております。

本市では、幸いにも4月の豊後水道地震での大きな被害はなく、近年激甚化する豪雨災害等においても最近は被害を受けてないことから、人事異動により災害時の担当業務が変わることなども加わりまして、突発的な業務への対応に慣れておらず、災害対応の気づきが少なくなり、発災時の初動がどうしても遅れてしまう可能性がございます。

被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ的確な対応が求められますので、ふだんからの訓練によりまして、全庁的な取組として定着させ、災害対応経験の少ない若い世代の防災意識の醸成を図るとともに、職員初動マニュアルや既存の計画などの検証も行いたいと考えておるところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。南海トラフ地震のような大災害になった場合、想像もつかないようなことが本当に起こります。マニュアルに載っていない事態や今まで訓練したことがない事態というのも必ず発生すると思います。そのような事態も想像しながら、日頃から防災意識を高め、いざというときに適切な判断力・行動力を養っていく訓練にしていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

福祉防災の取組についてお伺いをいたします。

これまで過去の大規模災害で多くの犠牲を強いられたのが、障害者や高齢者、また外国の方と言われております。東日本大震災で亡くなった人の6割以上が60歳以上の高齢者で、さらに障害のある人の死亡率は住民全体の2倍との結果も出ております。その原因として挙げられるのが、自力で避難することが難しい方が逃げ遅れたからと言われております。

国は、東日本大震災の教訓として、平成25年に災害対策基本法を改正し、災害時に自ら避難することが難しい障害者や高齢者等の避難行動要支援者名簿の作成を各市町村に義務づけをし、また令和3年には災害対策基本法の改正により、より実効性のあるものとするための個別避難計画を努力義務といたしました。本市においても、この避難行動要支援者名簿と個別避難計画は作成のほうはされているかと思えます。

では、質問になりますが、現在本市で登録されている避難行動要支援者名簿は何名ご登録されているか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

令和6年3月末時点となりますけども、避難行動要支援者名簿の登録者数は506名、個別避

難計画の作成率は100%となっておりまして、名簿登録者全ての方について個別避難行動計画を策定しておりまして、平時は見守りの活動や訓練等への参加などの要請について活用しているところがございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。一応令和6年では506名、個別避難計画は100%全てということで了解をいたしました。

では、次の質問に移ります。

本市では、今回事業として個別避難計画等作成を進めていくかと思えます。この事業の目的として、名簿や計画の作成作業の一部を地区に委託し、要支援者支援制度の理解向上や実効性のある個別避難計画を作成し、避難支援対策を推進するとの説明を受けました。

個別避難計画を作成する意義は、自力で避難できない障害者や高齢者をどこの避難所にどの経路で、どのような方法で、誰が、支援する側、家族なのか近所の人なのか、誰が避難をサポートするのかなどの計画を立て、安全な避難を確保するために作成するもので、地区の方と共に取り組むということは大変意義のあることだとは思いますが。

今回のこの事業は、より多くの個別避難計画の作成を迅速に進めていくことも一つの目標ではあるかとは思いますが、この計画を基に、より実効性のある体制にしていくことも重要ではないかと思えます。個別避難計画をつくって終わりではなく、各地域の防災意識・防災力・避難体制をどれだけ高めることができるのか、また要支援者を含め皆で助かる体制・取組をどこまで地域に根づくことができるのか、この事業の意義ではないかと思えます。

そこで、この個別避難計画をより実効的に活用するために、本市としての取組をお伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

大規模な災害が起きた場合は、行政も被災してしまうために、発災直後の避難行動要支援者の避難支援を行うのは地域の方となってきます。これまで個別避難計画は市が中心となって更新をしてまいりましたが、名簿、それから計画を受け取った方の中には、登録されている避難行動要支援者に会ったことがない、それから毎年名簿・計画はもらっているが、目を通したことがないなど、制度についての理解が進んでいないという課題がありました。

そこで、今年度より、更新に係る業務の一部を地区へ委託しまして、地域により、より密着した実効性のある計画となるよう取り組んでおります。委託することで、平時から避難行動要支援者との関わりができ、計画について、いつ、誰が、どのように避難支援を行うかなど話し合うきっかけができれば、災害に直面した場合も迅速で的確な避難支援が行え、支援する側の命を守ることもつながると考えております。

市としましても、地区内での話し合いなどの支援を行うなど、実効性のある個別避難行動計画となるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

先日、ある防災セミナーに参加のほうをさせていただいた際、個別避難計画についての話があり、作成するに当たり、支援する側の確保が難しいと言われました。支援してくれる人がいない、また支援する側の高齢化により、避難誘導するのが負担で大きいということで、なかなか成り手がいないということもお伺いをいたしました。

このような問題は、どの地域でも起こり得る問題ではあると思います。また、個別避難計画のさらなる一步を踏み出す、踏みづらい要因の一つでもあるかと思います。

本市でも個別避難計画をつくれ、100%つくられているということなんですが、先ほど課長のほうからもいろいろ問題点のほうはちょっと言われましたが、このような問題点というのは四万十市でも発生しているのか、また市のほうでもしそういう問題があった場合に、何かアドバイスとか対応策というのはあるのか、ちょっとすいません、お伺いできたらと思います。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 避難行動要支援者を支える支援者の方につきましては、全員が登録というか、指定できていない状態ではあります。どうしても人口減少だとか、若い方のこういった学習会や、それから訓練などの参加率が悪いということもございまして、なかなか進まないということはありますけども、そこは区長さんとか民生委員さん方との話し合いの中で、どうしていったらいいかということは今後いろいろと協議していきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。承知いたしました。やはり地区での協力というのが、本当に防災には大切だなということを改めて実感しましたので、またよりよい個別避難計画の作成を、さらなる作成をお願いしていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

福祉避難所の課題及び今後の取組についてお伺いをいたします。

福祉避難所とは、高齢者や障害のある方のための避難所で、一般の避難所では生活することが困難な方が、避難所の生活に特別な配慮を受けることができ、安心して生活ができる体制が整備されている施設とされております。

そこで、本市での福祉避難所と位置づけられる施設は何か所あるのか、またその収容人数は何人まで入れるのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁させていただきます。

現在、市内には高齢者が対象の福祉避難所が6か所、障害者が対象の福祉避難所が3か所ありまして、受入れ総数は、高齢者対象が212名、障害者対象が106名、計318名の受入れ体制となっております。こちらには介助者も含んだ人数となっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

もし南海トラフ大地震みたいな大きな災害が起こった場合、福祉避難所に入れられない方が発生した場合、本市のほうではさらなる対応というのは取られているのか、お伺いをしたいんですが。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁させていただきます。

平成24年度高知県南海トラフ地震被害想定調査におきまして、避難所へ避難する割合は全人口の15%と想定しております。このことから、個別避難計画がある方、先ほど地震防災課長がご答弁させていただきましたが、506名のうち15%の方が避難すると仮定しますと、収容数としては充足するものと考えております。

しかしながら、例えば施設の被害が大きかったり、またその福祉避難所の職員体制が整わないなどで福祉避難所を開設することが困難となることも想定されます。また、個別避難計画の有無に関わらず、一般避難所の要配慮者スペースでの対応が難しいケースなど様々なことを想定する必要がありますので、今後福祉避難所を増やしていくことも検討していかなければならないと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

先ほど課長のほうからも言われましたが、本当にどのような事態になるのか分からないのが大規模災害ですので、もしかしたら福祉避難所が崩壊したり、もう全く使えなく機能できないような状態になることも考えられます。そうすると、要支援者の方はどこに行けばいいのか、一般の方と一緒に生活をしないといけないのか、様々なまた職員の方も判断していかないといけないし、行動していかないといけないと思います。今の段階で、先ほど課長のほうからも言われましたが、また新たにつくっていくというのも一つの案だとは思いますが、また、多様な選択肢が選べるような体制を今からでもぜひ検討していただければと思います。

では次に、市民に向けた防災学習・訓練・講座・ワークショップの開催についてお伺いをいたします。

本市においても、これまでに教育現場や企業・民間向け、また各地域や市民向けに防災学習

やセミナー・防災訓練やワークショップなど様々開催され、多くの方に参加していただいている状況ではないかと思えます。このように定期的に防災学習や訓練を行うことで、防災に関する知識や技術を学ぶことができ、また自助・共助の考えを身につけることがとても大切ではないかと思えます。最近では、本市でも地域ミーティングというワークショップも開催され、大変好評であったとお伺いしております。

そこで、質問になりますが、本市がこれまで様々な防災学習やセミナー・講座などに取り組みられてきたかと思えます。これらの取組に対する課題や問題点などがございましたら、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

これまで学校や地区、それから事業所等で防災学習を行ってきましたが、先ほども申しましたとおり、発災時の避難支援の活動の中心となる20代から40代の方の防災学習会が行えていないことや、訓練内容や訓練参加者の固定化という点において課題があると感じております。

また、訓練実施の際に市が中心になってしまうことや、学習会では地震や風水害のことを教わりたいというニーズが多く、どうしても受動的な学習会となることが多くなっているというのが現状でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

先ほど20代・40代の方が来られて、なかなかお越しになれないという課題もちょっと課長のほうからいただきまして、そのことも踏まえまして、次の質問に移ります。

地域の防災訓練、防災に関するセミナー、ワークショップに参加される方というのは、先ほど課長のほうからもありましたが、防災に興味があったり、また真剣に防災を学びたいという理由で参加される方というのが多いとは思いますが。逆に、参加したいが時間がない、関心はあるが参加するまでには至らない、まだまだ大丈夫という様々な理由で、参加されていない、参加されてこない方というのもいらっしゃるかとは思いますが。

個々の防災力の強化や地域とのコミュニケーションを持つということは、先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、本当に地震のとき、災害時には大変役に立つ重要なことになってきます。一人でも多くの方に防災に関心を持ってもらえるきっかけの一つが、防災訓練だったり、セミナーだったり、ワークショップになるかと思えます。

これらのことを踏まえまして、これから今後の防災学習・訓練・講座の新たな取組というものがございますら、お答え願います。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

まず、先ほど言いました若い世代へ学習会が行えていないという課題に対する取組としましては、継続の取組とはなりますけど、学校の参観日に合わせた防災学習会や訓練の実施で、親子で参加できるようなイベントの開催など、子供をターゲットとすることで、親世代を巻き込み、親と子が一緒に学ぶことができるようなイベントや訓練を実施しているところでございます。

訓練内容や訓練参加者の固定につきましては、訓練の実施主体となる地区と新しい訓練内容を企画することや、参加者には期限の迫った備蓄食料を配布することなどで、今まで参加していなかった住民でも参加しやすくなるような取組を実施しておりまして、市が主体とならずに、地域が中心となった訓練となるよう努めているところでございます。

また、先ほど議員からお話がありましたように、昨年度NHKと市が協働で地域ミーティングというワークショップを開催しております。この地域ミーティングは、避難行動要支援者とその方が居住している地域の区長や自主防災の代表者、それから民生委員等をお招きしまして、避難行動要支援者の避難支援について、地域でどのようなことができるのか、どのような支援を必要としているかなどを話し合い、地域で避難支援を検討していただきました。

開催の経緯としましては、市では個別避難計画の作成率が100%ではございますけども、いつ、誰が、どのように避難支援を行うかは明確になっておらず、実効性に欠けている考えていたためです。そこで、当事者・家族・支援者・地域住民・行政を交え、避難行動要支援者の避難支援について話し合い、地区の避難支援について考える機会にしたいと、開催する運びとなりました。

結果、要支援者は地域の実情を知ることができまして、地域は要支援者の状況を知ることができまして、安否確認や避難支援について、具体的にどのようなことができるかということ話し合うことができました。

また、避難行動要支援者の家族の方から、地域が行う防災訓練などに参加したいが、参加については迷ってしまい、結果、参加できなかったというお話もありましたが、地域ミーティングの趣旨を説明しまして、今回そういったご家族が参加できたことは大変よかったと感じております。

今後もこのような当事者同士が話し合うことができるような学習会やワークショップを開催しまして、自分で考え、自らが行動できるような防災学習会、それから訓練を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。様々な手法を使っていただき、一人でも多くの方に参加してもらえる取組をこれからも続けていっていただければと思います。

では、これで防災・減災対策の質問は終わります。

では次に、高齢者や難聴者の方の生活向上に対する取組についてお伺いいたします。

人は年齢を重ねるにつれて、耳の聞こえというのも衰えてくると言われております。年齢とともに聴覚が衰えることを加齢性難聴といいます。一般的に40代から徐々に衰え始めます。また、難聴というか、耳が聞こえないということは、認知症になる最も大きな危険因子であると報告のほうもされております。そのため、聞こえを改善し、会話の弾む環境を整えることは、認知症の予防にもつながると言われております。

このような背景もあり、本市においても今年度より高齢者補聴器購入補助事業を開始されたかと思えます。私のところにも高齢者の方から、詳しく内容を聞きたいとお声も頂戴をしております。

今回のこの補聴器事業は、一定の条件等もございしますが、補聴器を日常に使われている方や、この補聴器事業を機に補聴器を考えている方に対しては、大変喜ばれる事業ではないかと思えます。

この補聴器事業、今年の5月から始まったばかりではありますが、まず初めに、今回の高齢者補聴器購入補助事業の事業内容と、現在までの申請数及び問合せ件数をお答え願います。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁させていただきます。

まず、事業の内容ですが、補助金の額は、補聴器本体の購入費用の2分の1で、上限が5万円としております。

次に、補助金の交付を受けることができる対象者ですが、四万十市の介護保険の被保険者で、申請時に満65歳以上で、市民税が非課税世帯、介護保険料の滞納がない方、そして耳鼻咽喉科の医師により補聴器の使用の必要性が認められた方、これを全て満たす方が対象となっております。

次に、申請の件数ですが、6月13日現在で6件、予算は30件確保しておりますが、そのうち6件となっております。問合せにつきましては、先ほど申し上げました補助金の額や手続の方法について、またご自分自身が対象となりますかといったような問合せが多くありました。ですけれども、問合せの件数については把握しておりません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございました。

では次に、先ほど課長からも言われました対象の高齢者の方が補助金の補助をもらうまでに、幾つかの申請を行う必要があるかと思えます。そこで、最初の申請から補助金をもらえるまでにどのような流れで申請を行っていくのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 補助金の申請を行うに当たっての申請者が行う手続について

ご説明させていただきます。なお、大まかな流れは、高齢者の方に対するその他の補助事業と同様の流れとなりますが、今回の補聴器につきましてご説明させていただきます。

まず、申請書を入手するということとなりますけれども、その後、耳鼻咽喉科を受診し、申請書の裏面に当該事業の対象である旨の証明を耳鼻咽喉科の医師にいただきます。この申請書は、市内の耳鼻咽喉科2か所ございしますが、2か所の窓口にも備え付けております。

次に、購入する補聴器の見積書と、補聴器専門店等の認定証の写し、これは見積書と同様にお店がくれますけれども、を添えて、申請書を市窓口に出すこととなります。

次に、補助金の決定をしますけれども、補助金の決定後、補聴器を購入、その後、領収書を添えて実績報告書を提出、その後、請求書の提出、補助金が振り込まれるといった流れになります。

以上の方法につきましては、このような形でA4、1枚でまとめておまして、高齢者支援課、また支所保健分室の窓口、また市内耳鼻咽喉科2か所と補聴器専門店等4か所にも置かせていただいております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。詳しく説明していただきまして。

次の質問なんですが、今回のこの事業を告知した方法として、先ほどちょっと課長のほうからも言われましたが、私が把握している中では広報紙とホームページ、あと病院と補聴器店という形で先ほど課長も言われましたが、大体そのような形で告知をされたという認識でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁させていただきます。

周知の方法につきましては、今澤良宜議員がおっしゃった形の周知が主でございます。また、中村地区・西土佐地域で民生委員の総会などありましたが、そういった多くの方が集まる場におきましては、この事業の紹介などを行っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

今回の補聴器の事業の申請の流れ、先ほど課長のほうからご説明を受けましたが、正直、この申請の流れ、申請方法、私がちょっと確認するだけで4回市役所に行き、2回補聴器屋さんに行き、1回病院に行くという形になっているかと思えます。普通の方だったらあれかもしれないですが、交通手段に問題のない方、家族や友人など頼れる方がいれば、本当に簡単な手続ではあるかとは思いますが、交通手段もない単身の高齢者の方には、何回も足を運ばないといけないという状況になっております。

今回、この事業を活用することを考えていた単身高齢者の方から、どのように申請すればよいのか分からないので教えてほしいということで、一緒にお話をさせていただきました。その高齢者いわく、申請の流れが複雑で、どのタイミングで何を申請すればいいのか分からない、何回も市役所に行かないといけないというご意見のほうもございました。

広報紙のほうに告知のほうをされているかとは思いますが、必要最低限の内容、対象者・補助金・申請方法は窓口ということだけしか明記されておらず、もう少し詳しい内容を聞きたい、確認したいと思っても、難聴の高齢者の方が電話でのやり取りというのは少しハードルが高いのではないかと思います。

そこで、お伺いいたします。

なぜこのような申請方法になったのか、お答えいただけますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁させていただきます。

当該事業につきましては、補助金という形でやらせていただいておりますので、四万十市補助金等交付規則に基づき行っております。

手続につきましては、先ほど来庁が4回というお話もありましたが、事前の相談も含めて4回ということで、市のほうに出すのが申請書1回、その後、実績報告書の提出や請求書の提出などは一番最初にご説明しますので、郵便で行う方もいらっしゃいます。

という形で、なるべくお手間をかけないように配慮はしていきたいと考えておりますが、まず申請書につきましては、必要最小限の手続になるよう配慮しているところでございます。例えば申請書に記入いただく事項、ご本人に記入していただく事項は、氏名・生年月日・年齢・住所・電話番号の必要最小限の内容としております。これは、市役所職員の代筆でも可としておりますので、申請に係る窓口に来れば、もしくは自宅で申請方法さえ分かれば、大きな負担にはならない申請内容としております。

しかしながら、今後につきましては、いただいたご意見を参考にし、聞こえの問題がある高齢者の方がややこしいと感じないよう、より分かりやすい説明文書の作成、より分かりやすい説明が行えるよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

確かに私も県内で同様の事業をしている市町村と本市の事業を比較しましたら、大体申請方法はほぼ同じでしたが、ちょっと県外をまたいだ場合にほかの市町村を調べましたら、もっと少ない回数でできる場所もやっぱりありました。

先ほど課長も言われましたように、申請に当たるルールとか決まり事というものもありますし、先ほど言われましたように、本当に今回、高齢者の方には記入をする欄が少ないということは、

すごく配慮をされているなとも思いました。

しかし、全ての方の声に対応するというのは本当に難しいことではありますが、少しでも解消するために、私のほうからちょっと提案をさせていただきたいんですが、今回、広報紙で告知のほうをさせていただきました。その中に、今回の事業内容、申請の流れなど詳しく明記した一枚のチラシを同梱して、その裏面を使って申請書なりを活用していただくなど、高齢者の方に一目で分かりやすく、また少しでも市役所に来る回数を減らす取組というのをできないものかと思いました。

今回、この私の提案させていただきます事業の改善策について、何かご所見がございましたらお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 広報につきましてお答えさせていただきます。

議員からご提案がありましたとおり、補助対象者への周知につきましてはさらに充実していく必要があると考えております。

先ほどご提案もいただいた形、チラシの裏面にとということでご提案もいただきましたけれども、今回のご質問を受けまして、周知の機会をさらに増やしていこうということで、65歳の年齢到達時には65歳になった月に介護保険証をお送りしておりますが、その保険証送付時にこの事業の紹介の文書をお送りする。また、要介護認定、介護を受ける必要があったときに申請がありますが、その結果を通知する際にも、この事業の紹介の文書をお送りする。この2つの機会を利用いたしまして、多くの機会に今後も広報、ホームページ以上に周知をしていきたいと考えております。当分の間、そういった形でこの事業について広く住民に周知ができるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。これからも高齢者に対する補助事業というのは、今後もあるかとは思いますが、ぜひ、申請の仕方や告知の仕方が分かりやすく簡潔になるように、また創意工夫していただければと思います。

では次に、市役所窓口での耳が聞こえづらい方に対しての取組についてお伺いいたします。

高齢者が増えていく中で、情報のバリアフリー化というのが叫ばれております。市役所窓口では、コロナ・インフルエンザなどの感染症や花粉症対策などでマスクをつけておられる方もいらっしゃいますが、マスク越しでのやり取りというのは、高齢者にとってはなかなか聞き取りづらいという場合もございます。また、先方の言葉をうまく聞き取れないことにより、話の内容を理解していない、よく分からないまま返事をしてしまったり、会話がスムーズにいかなくて大変不愉快な思いもされたという声も聞いたことがございます。

このように、これからの高齢社会の進展を踏まえた上で、耳が聞こえにくく支援が必要な方

でも安心して手続ができるよう、窓口サービスを充実していくことは本市でも必要ではないか  
と思います。

そこで質問になりますが、本市窓口で耳が聞こえづらい方に対してはどのような取組をされ  
ているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

耳が聞こえづらい来庁者の方への配慮といたしまして、現在市役所窓口において行っている  
対応といたしましては、耳マークの設置、ヒアリングループシステムという機器の設置、また  
ハンディタイプの助聴器の設置を行っております。

まず、耳マークについてでございますけども、このマークにつきましては、耳が聞こえづら  
い方がマークを印字したカードなどを携帯、提示することによって、自ら聞こえが不自由なこ  
とを表すことなどを目的に作成されたものでございます。また、耳が聞こえづらい方をお迎え  
する側として、窓口マークを掲示し、聞こえづらい方へ配慮した対応を行っていることを示  
す趣旨でも使用されております。市役所窓口におきましては、平成18年に設置を開始し、現在  
は全ての窓口を設置をしているところでございます。

次に、携帯電話のように耳にあてがい、周囲の音を拡大して耳に直接届ける助聴器を、市役  
所の中でも特に多くの方にご来庁いただいております本庁舎1階5課及び西土佐総合支所の窓  
口に合計6台設置をしております。使用頻度のほうにつきましてはそれほど高くはないよう  
でございますが、使用された方はよく聞こえるというご意見等もいただいております。

最後に、周りの騒音や雑音に邪魔されずに、目的の声だけを聞き取ることができる機器とい  
たしまして、スタンドマイクやワイヤレスマイクなどによって構成されておりますヒアリング  
ループシステムにつきましても、1階の高齢者支援課の窓口に1台設置をしておりますが、こ  
ちらにつきましては使用頻度はそれほど高くないようでございます。

また、機器の使用だけでなく、直接耳元で話しかけたり、通常より大きな声で呼びかけたり、  
状況に応じて筆談などの対応も行い、常に来庁者の皆様に寄り添った対応を心がけていると  
ころでございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

今回ちょっと私をご提案させていただきたいのが、軟骨伝導イヤホンというものになります。  
こちらは、各地域の市役所または金融機関でも最近使われているものだそうです。この軟骨伝  
導イヤホンというのは、耳付近の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導の技術を活用したも  
ので、集音器とセットになっており、雑音を取り除く機能があり、音漏れも少なく、小さな声  
でもはっきりと聞くことができます。また、左右のイヤホンの音量を個別で調整できるよう  
になっており、片耳だけでも使うことができます。

この軟骨伝導イヤホンは、通常のイヤホンと比較すると穴や凸凹がなく、また耳の穴に入れ込まないため、清潔に保ちやすいほか、耳の穴を塞ぐのではなく、添えるだけで音を拾えますので、痛みが少ないのが特徴でございます。

この軟骨伝導イヤホンを使用することで、窓口の職員の方は、これまでのように大きな声で対応するかどうかはあれなんですけど、することもなく、また利用者は周囲に会話の内容が聞かれる心配もないため、プライバシー保護にもつながる、窓口における住民サービスの向上にも大きくつながるのではないかと思います。

そこで、本市でこの軟骨伝導イヤホンの認識及び窓口での導入ができないか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁をさせていただきましたが、現在設置しております助聴器などでの対応によりまして、現状では来庁者の方とのコミュニケーションというものにつきまして、現在のところは特に支障がないというふうな認識の上でお答えをさせていただきたいと思っております。

確かに議員のご提案の軟骨伝導イヤホンにつきましては、従来の骨伝導イヤホンのデメリットでありました音量を上げられない点や、音漏れが大きかったという点が解消されているものでありまして、従来タイプでは十分な補聴効果が得られない方に対して、新たな選択肢を提供できるものかというふうに考えております。

しかし、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、現状の対応においても特に支障がないという認識ではございますので、現時点での導入の必要性というものにつきましては、それほど高くないのではないかと考えておりますが、今後市民の皆様から現状の対応に対するご意見や、軟骨伝導イヤホンの導入についてのご要望などの声が寄せられましたら、その時点で再度導入につきましても検討させていただきたいというふうに考えております。

澤良宜議員のご質問の趣旨であろうかと存じますが、全ての来庁者の皆様がスムーズに、そして気持ちよく窓口での対応を受けることができるよう、常に来庁者の皆様に寄り添った対応を今後も心がけてまいりますので、お気づきの点等ございましたら、引き続きご意見・ご提案のほうをよろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。今の現状では、今使われているもので大丈夫ということで、安心のほうをさせていただきました。

また、軟骨伝導イヤホンは本当に機能性も素晴らしいということで、各自治体でも今本当に使われておりますので、また改めて何回か後に一般質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

では次に、子供を守る取組についてお伺いをいたします。

まず、子供をネットトラブルから守る取組についてですが、スマートフォンの普及により SNS の利用者が増え、近年では写真や動画をインスタグラムや X などでネット上でシェアすることが定着してきております。内閣府の調査によりますと、自分専用のスマホを利用している割合は、小学生が64、中学生が91、高校生が98.9というふうになっております。

このように子供たちが当たり前のように使うようになったスマホの写真や動画の撮影には、個人的な情報を公開する行為でもあり、様々な危険性があることを、保護者も子供も一緒に理解する必要があると感じております。

インターネット上での自撮り写真・動画の共有に潜む危険は、子供自身が被害者になることも加害者になることも想定されます。近年では、学校配布の学習用タブレットによる自撮りや盗撮による問題も全国的に見受けられております。また、学校内での SNS 上でのいじめ問題、SNS を通して面識のない人との交流による犯罪やトラブル等に遭う危険性は、年々多くなっているとの統計もございます。

前回の3月議会の際には、子供のネット依存に対する質問をさせていただきました。その際、学校教育課からは、ネットや SNS に対する道徳的判断を育てる学習、情報モラルの教育の推進、また保護者に対する啓発など、本市における取組内容の答弁もいただいております。

そこで、最初の質問になりますが、様々な取組や啓発を行っても、その隙間を抜けて SNS でのトラブルというものは発生いたします。例えば、SNS 上で写真をアップしただけなのに、その画像を故意に悪用されてしまったとか、友人や知人の個人情報を SNS 上でやり取りしただけなのに、学校中に情報が共有されてしまったなど、発信した本人は悪意はないけど、どのような形でトラブルや犯罪に巻き込まれるのかは分からないのが昨今の現状ではないかと思っております。

このように子供が SNS 上でトラブルが発生した場合、学校教育ではどのような対策・対応を取るのか、お伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

近年、子供のスマートフォン所持率も上がってきておりまして、SNS がごく身近なツールとなったことで、子供がネットトラブルに巻き込まれる危険性も高まっておるところでございます。

本市におきましては、各学校におきましては、ネットトラブルの事象発生、それから把握後、事態の悪化防止を図るために、早急に当該児童生徒から事実確認をいたしまして、事態の収束に努めることとしておるところでございます。

また、学校管理課では、本市が導入しております学習者用タブレット端末には、SNS 等の学習目的以外のサイトでございますとか、暴力やギャンブル等の有害なサイトへのアクセス、こういったことはできないようにフィルタリングにより制限をかけておりますので、そういっ

たことでネットトラブルの防止対策としておるところでございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

では、最後の質問にはなってしまいますが、それらの今課長のほうからもご答弁いただきましたように、SNSから子供を守るということで、AIアプリコドマモというものがございます。これは、愛知県警がそういうSNSでの被害を防ぐために、各種団体に相談をし、産官学が連携し開発を進めた、AIを利用して被害を防止するアプリというものを開発しております。

このアプリは、子供を守るという意味からコドマモと名づけられているそうです。このコドマモのアプリをスマホにインストールした場合、仮に下着姿など自撮りをした場合、AIが撮影データを判断し、画像を削除するよう促す表示がされるそうです。その際、保護者のスマホにも別途設定をすれば、通知することもできるシステムもあるそうです。

そのAIは、サーバーを介さず、末端上で完結するため、画像は末端の外に共有されることはなく、プライバシーは保護されます。また、画像フォルダーとアプリが連携をしており、撮影したデータが画像フォルダーに保存される際に、AIが判別するため、仮にほかのいろんなアプリが今ありますけど、あらゆるアプリ内の機能で盗撮とかされた場合、そのような場合も、ほかのアプリでもそのAIが判別するので、要は防止にもなるというものになります。

また、別設定をすれば、子供がどこにいるのか、親のスマホにまた別設定はするんですけど、今子供がどこにいるのかリアルタイムで位置情報の確認ができる機能も何かついているみたいです。

このアプリ自体は無償で今提供されているため、すぐに利用することもできるみたいです。

このコドマモアプリに期待される効果は、犯罪を減らす抑止力になること、親子の対話を促進する仕組みになること、子供が被害者、また加害者になることを防止する。また、学校配布用の学習用タブレットにインストールすることで、学校内での性的な自撮りや盗撮を防ぐこともできます。

子供が犯罪に巻き込まれないように、子供を守るためのこのアプリコドマモに対する認識及び周知・啓発について、本市の見解をお伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

子供を守るAIアプリコドマモにつきましては、子供がスマートフォン等を使用する際に安心して使わせるためのAI搭載アプリであると認識しているところでございます。

先ほど議員が言われましたように、具体的には子供がスマートフォン等でわいせつな画像を撮影・保存しようとした場合、AIがその画像を判別し、削除するよう促す通知が保護者及び本人に通知され、またその他の機能といたしましては、位置情報の確認でございますとか、アプリ利用時間の管理、それからアプリのインストール・課金の防止、それからながらスマホブ

ロックなどの機能があると認識しておるところでございます。

最終的には、各ご家庭におきまして利用するかどうか、こういうことは判断になると思いますが、コドマモに限らず、インターネットトラブルを防止する観点から有効なアプリケーションであれば、学校を通じて各ご家庭に対して周知することは可能であると考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

先ほど課長も言われましたが、本当に子供を被害者にも加害者にもさせないアプリになりますので、最後の最後になりますが、実証実験も含め、すぐには無理かとは思いますが、学校での実証実験の可能性も含めて、学校配布のタブレットにコドマモのアプリを活用もしくは前向きに検討していただくことはできないか、最後質問させていただきます。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 実際、このコドマモ、ホームページなんかでは拝見させていただきました。いろんな愛知県警と大学が協働してつくったとか、そういったことで有効なものであると思います。

今後は、例えば愛知県の市町村なんかを確認するなどして、この有効性なんかを研究していきたいと思います。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 分かりました。ありがとうございました。

昨今のSNSを取り巻くトラブルというのは本当に多いですので、ぜひこれからも本市の子供たちを守る対策を惜しみなく講じていただけることを願いまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で澤良宜由美議員の質問を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 市民クラブ、鳥谷恵生です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1つ目の質問でございます。

1番、強く成長する農業政策について、良質堆肥の製造と堆肥場の建設について質問させて

いただきます。

まず、私がなぜこの堆肥化について何度も質問させていただくのかというと、1つ目は、肥料高騰にあります。

まず、資料をお願いいたします。

ここにありますように、これはJA全農の肥料価格の推移でございます。令和2年を基準にしてずっと見ていきますと、令和4年度は物すごく高騰しておりますが、最近やっと落ち着きは取り戻しつつあるのですが、それでも令和2年度に比べ1.5倍の価格になっております。

これは、やはりこの化学肥料の原料となるものが、こちらの資料にありますように、ちょっと見にくいかもしれませんが、尿素・リン酸・塩化カリウム、いわゆる肥料の3要素、N・P・Kといわれるものが、ほぼ100%に近い状態で海外産となっております。海外産であるということは、円安や世界情勢など様々な要因によって価格が変動され、または悪意を持って日本に対して輸出をしないというふうな政策的なハードルも考えられます。これを考えてみると、しっかりと地元で堆肥場を建設して、農家さんに安定した価格と安定した品質の堆肥を届け続けることが、食料安全保障に貢献するものと思います。

続きまして、2つ目の理由になります。これは、植物生理学からお話をさせていただきます。

続きまして、スライドをお願いいたします。

小休をお願いします。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後1時2分 小休

午後1時2分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 出てないですね。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後1時3分 小休

午後1時3分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

スライドのほうをご覧になっていただきたいんですけども、まず左上の葉っぱの絵が描いたスライドです。皆様も生物の時間等で光合成について習ったことがあると思いますが、光合成というのは、 $H_2O$ 、水と、 $CO_2$ を光で分解して合成して、この右のスライドのように $C_6H_{12}O_6$ 、このブドウ糖を作っていくという作業になります。そして、このブドウ糖を基に、作物体は自分の体をしっかりと形成していきます。

例えば、左下のスライドを見てもらったら分かるように、このブドウ糖が、この7番、セルロースというと2,000から4,000個結合したものが、植物の細胞壁といわれる壁になっていきます。この壁が厚ければ厚いほど、例えばキャベツであれば、セルロースの下にある細胞ですね、この細胞から匂いが漏れずに、チョウチョであるとか害虫であるとかというのが匂いで察知できずに、害虫に食べられにくくなるという効果もあります。

さらに、このブドウ糖がたくさん吸収できるようになると、この右のスライドを見てもらえば分かると思いますが、CとHとOはほとんどビタミンの結合の式となっております。

■議長（宮崎 努） 鳥谷議員、簡潔にお願いいたします。

■1番（鳥谷恵生） はい、失礼しました。

これをしっかりと供給できる体制づくりができるのが、この堆肥というふうになります。簡潔にしていこうと思いますので。

ここで、市長にまずお聞きをしたいと思います。

市内での未利用有機物、例えば汚泥であったりとか堤防の刈草であったりなど、行政や民間が今までお金をかけて廃棄していたものを堆肥化することについての重要性について、市長の見解をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） それでは、お答えをいたします。

汚泥や、また堤防の木草等の未利用有機物の堆肥化につきましては、これまで廃棄されていたものを再利用をし、資源を有効に活用することとなり、循環型社会の形成の観点から、また近年の物価高騰の影響を受け、肥料価格が高騰している農業への活用の観点からも、大変有意義なことであると考えております。

また、未利用有機物を堆肥化することは、全国の自治体でも取組事例が認められるところではありますが、資源量の把握や処理施設の整備から、運営面でのコストがどれだけかかるか、また現状の処分費用の比較など考えていく必要があると思います。

今までは担当課のつくったご答弁でございます。

実は、今回で私は村の村長時代から考えますと53回目の答弁になりますので、これからは、鳥谷恵生議員の物すごい熱い思いの中でありますので、自分もその思いでお答えをいたしたいと思っております。

まず、2021年にみどりの食料システムの中では、2050年度に日本は有機農業を25%、100万haにすると、また化学農業を50%削減をする、化学肥料を30%削減するという明確な方針が出ております。これは、これから人口減少で人口がどんどん日本は減っていきますけれども、外国へ輸出するためには、一定、有機農法であるとか、あるいは減農薬、減肥料でなければ、なかなか受入れ国が厳しくなっているという方向に沿った、大変先を見通した食料システムであろうと思っております。

それを考えますと、どうしても、今の市のほうでは、例えば西土佐の中半、中村の名鹿のし尿センター、そして江ノ村の溶融炉、そしてまた右山の下水道の施設なんかにつきましては、数多くの堆肥化できる原料がそろっておりますので、それをやはり原料にして、そして堆肥にし、そして有機農法も含めましてそういうことを進めていく必要があると私は考えております。

ただ、その中で、先ほども申しましたように、コストの面であるとかいろいろな課題が出てまいりますけれども、そこらを総体的に勘案をした中で進めていかななくてはなりませんけれども、思いそのものにつきましては、国の方針そのものが、そういう形でいかないと、もうなかなか農業の振興そのものが難しいという形も出ておりますし、よくことわざでございますけれども、時代の変化に対応できるものだけが生き残るといふ、これはダーウィンの言葉でございますけれども、そういう形もございますので、やはり私の思いといたしましてはそういう形で進める必要があると思っておりますし、また後ほどのいろいろな質問につきましては、担当課のほうよりお答えをいたします。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 中平市長、前向きな答弁をありがとうございます。本当に今、世界情勢が変化していく中で、きちっと良質なものを地元で生産していく大切さを市長も認識されているということで、大変勇気づけられました。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

教育民生常任委員会でも報告があったように、本市の汚泥を環境生活課のほうで分析機関に依頼をしたところ、ヒ素や水銀など人体に有害なものは検出されなかったということで、十分に堆肥化の原料としては考えられるということで、具体的にもう進められていると思っておりますが、高知市での汚泥処理費の年間経費総額を教えてくださいたいと思います。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 衛生センター中村、それからクリーンセンター西土佐のし尿汚泥につきまして答えさせていただきます。

こちらにつきましては、年間で合計で530 t程度の排出量を想定をしております。これを高知市の事業者へ委託をしまして堆肥化するという計画でございますが、令和6年度本年度は下半期からの委託開始の予定でございます。関連経費が1,100万円程度、来年度以降につきましては、年間経費を910万円程度と見込んでおります。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

一部、報告の中で、今後うまくいけば市内での堆肥化も検討していくということなんですけれども、それは今現在どのように考えられているか教えてくださいませんか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） し尿汚泥の堆肥化につきましては、本市で初めて取組を開始した事業でございます。したがって、まずは本年度下半期からの委託業務事業、こちらのほうがスムーズに進捗するように調整をさせていただくこと、これが先決でございます。その上で、事業が軌道に乗ってくれば、例えば本市のし尿汚泥が堆肥として生まれ変わります、本市の農家さんと生産者さんのほうに還元できると、そういったような流通の仕組みなど、そういったことにつきましては、その後、事業者と協議をしてみたいというふうに考えております。

また、食肉センターの汚泥、それから下水汚泥の資源化につきましても、現在それぞれの所管課のほうと協議をさせていただいていると、そういった状況でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 山本課長、前向きに取り組んでいただきましてありがとうございます。

続きまして、次の質問です。

これは2、3年スパンで今後市内でも堆肥場を建設していく上で把握していきたい情報なんですけれども、現在堆肥場建設または運営を支援するための国、県の補助事業はありますでしょうか、その補助率はどれぐらいでしょうか、教えてください。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 堆肥場等の建設に充当可能な国の補助事業でございますが、調査できた範囲で申しますと、農林水産省の所管で国内肥料資源利用拡大対策事業、こちらは補助率が2分の1でございます。環境省の所管ですと、循環型社会形成推進交付金、こちらは補助率が3分の1でございます。下水汚泥の関係では、国土交通省所管の下水汚泥肥料化推進事業、補助率が10分の5.5、このような事業があるようでございます。

また、運営を支援するための補助事業、それから県の補助事業、そういったものはないようでございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 調べていただきましてありがとうございます。おおむね3分の1から2分の1ということで承知をいたしました。

続きまして、⑤番の質問に移らせていただきたいと思います。

こちら、未利用有機物のポテンシャルマップの作成をしてみようということなんですけれども、これは例えば本市を中心に半径20から30km圏内にどのような未利用有機物資源があるかというものを事前に調査、把握して、これからそれを基にしてどのような種類の堆肥を作っていくかというものを検討する大きな一歩になっていくポテンシャルマップだと考えております。こういったものを今後しっかりと作って行って、本市の農業振興に役立てていけばどうかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

先ほど環境生活課長のほうからもありましたが、堆肥化の取組・考え方、これから考えていくことになろうかと思いますが、この堆肥化についての具体的な検討をしていく過程で、必要に応じて作成していくことになろうかと思いますが、現時点での作成については今のところ考えておりません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 吉田課長から答弁をいただきましたが、ぜひとも前向きに検討していただけたらと思います。

続きまして、6番の質問でございます。今後、堆肥場を建設するに当たって、私が調査してみたところ、堆肥場に関しては既に汚泥などが集まる仕組みのある幡多クリーンセンターの空き地等が活用できるのではないかと考えております。まだ決定もしてませんので、できる、できないという話はすぐには難しいかもしれないんですけども、一旦ご答弁いただきたいなと思っております。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） ご質問の幡多クリーンセンターの空き地につきましては、幡多広域市町村圏事務組合、こちらの所有でございます。現在、令和8年度末頃までの予定で、当センターの大規模改修工事、そちらを請け負っております建設会社、こちらのほうが当該用地の大半を現場事務所等の敷地として使用している、そういった状況でございます。

また、幡多広域市町村圏事務組合にお聞きをしました。そうしましたら、当該用地は将来的に、当センターが瓶・缶のリサイクル施設建設、そういったものを計画するとき、その建設資材などのストックヤード、そんなふうなことも検討すると、そんな可能性もあるということでした。

こういった状況なども含めまして、議員が申されます当該用地への堆肥場等の整備の構想、こちらにつきましては、今現在ではかなりハードルが高いのではないかとというふうに考えております。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 分かりました。仕組みがよく分かりましたので、ありがとうございます。引き続き、将来に向けて堆肥化の用地を見つけていただけたらと思います。

もう一つ、次の質問に移らさせていただきたいと思っております。

ちょっと資料をお願いしてもよろしいですか。ありがとうございます。

堆肥は、土作りには有効である一方、化学肥料と比べて濃度が薄く、散布が大変なため、散布までできる仕組みづくりをしてはどうかということなんですけれども、こちらは農家の高齢化が進む中で、15kgとか20kgとか堆肥の散布に袋を持ち上げて、散布機まで何百袋も、規模に

よれば何千袋もやるのは非常に大変なことだと考えます。

そこで、参考資料にありますように、例えば九州の臼杵市ではうすき夢堆肥ということで、堤防の刈草等8割、家畜ふん尿を2割ほど入れまして堆肥化をしております。それを、ご覧になっている資料の中で、ばらで運んで、散布まで支援をしていく。そこには一定の料金をいただいでいくという仕組みなんですけれども、この仕組みがありますと、しっかりと農家さんがしんどい思いもせず、トラクターで耕すだけで土作りが完了するという、こういった仕組みができると思います。

続きまして、ちょっともう一個資料をいいですか。

これは北海道の岩見沢市の資料なんですけれども、ここは早くから下水汚泥をしっかりと堆肥化させて、散布までしていくという仕組みづくりをしておりました。

こういった仕組みづくりをしてみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

ご質問の内容につきましては、さきにお答えしましたとおり、本市でどういった運用ができるのかといった堆肥化の話が具体的にになってきた段階で検討していくことになると思います。

参考までに現状のほうを申し上げますと、本市の補助事業で四万十市有機農業等総合支援事業というものがありまして、堆肥等の購入費用の助成をするものがあるんですが、そのメニューの中で散布の委託費についても助成するといったメニューもございます。

なお、実際に取り組むとなれば、本市でできる仕組みを総合的に考える必要があると思いますので、現段階では既存事業との調整や、先ほど事例の紹介もありましたが、他団体の取組等、また情報収集に努めていきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 吉田課長、ありがとうございます。数年かかるかもしれませんが、先進事例がございますので、現地視察等検討していただいて、強い農業づくりについて進めていってもらえたらと思います。

では、以上、1番目の質問を終わらせていただきたいと思います。

2番目、総合文化センターしまんとぴあについてです。

しまんとぴあが4月29日にグランドオープンして、様々な大きなイベントが行われました。私もオープニングイベントに参加させていただきましたが、各団体からすばらしい思いの籠もった催物が開催されて、大変感動しました。さらに、執行部のほうも、ゴールデンウィークという貴重な時間を使って、本当は家族と過ごしたいという思いもあったでしょうが、市民のために尽くしていただいて本当にありがとうございます。

また、しまんとぴあがより市民にとって愛される文化発展の場となるように、幾つか質問を

させていただきます。

1つ目、プレイベントやオープニングイベントを通して、駐車場等に対するクレームなどは上がっているのでしょうか、また内容はどんなものなのでしょうか、教えてください。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） ご答弁いたします。

プレイベント及びオープニングイベントでは、臨時駐車場を本市としては用意をしておりましたが、満車になったという報告は受けておりません。加えて、施設周辺の道路での路上駐車があったなどはありませんが、近隣施設に駐車をしていたという事実は把握しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） もう少し詳しく教えてほしいんですけども、近隣施設でどんなところに駐車されたりとか、どんなお声が上がっていましたか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 基本的には近隣の商店でございますけれども、商店の駐車場にイベントの観覧者が車を止めていたという事実でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

私のほうも結構いろんなところからお聞きはしているんですけども、かなり大きなイベントになると、案内も難しいとは思いますが、現状、2番目の質問に移りますが、駐車場は足りているという認識でしょうか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

市主催のイベントに関してでございますが、今後もイベントの規模に応じて臨時駐車場を用意していく予定としておりますので、現状、現時点では足りているという認識です。

一方で、民間主催のイベントに関してでございますが、開催規模によって不足する可能性もあるとは認識をしております。施設駐車場の広報不足や利便性の問題など様々な問題があると思っておりますけれども、大規模なイベント等において駐車場が不足したこと、また先ほどの答弁と関連しますけれども、近隣施設の皆様から現在様々な意見をいただいているという状況でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

そうですね、市主催であれば、まだ止めれるところはそこそこあるし、民間事業者も貸すということなんですけれども、これが、次の質問に移りますが、近隣の民間施設の駐車場は、市民がイベントを主催したい場合、ちゃんと貸してくれるということになっているのでしょうか、教えてください。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

民間の施設などの駐車場として考えられるその施設でございますけれども、近隣の金融機関であったり民間の商業施設などとなっております。これらの施設については、それぞれ土日・祝祭日や夕方以降などの条件付ではありますけれども、プレイベントでは臨時駐車場として無償でお借りした実績があります。

市民が主催するイベントにおいても、交渉によっては利用可能であると考えますけれども、先ほど申しましたとおり、様々なそれぞれの施設がそれぞれ利用できる時間帯がばらばらですので、一律的なことが対応できるのかであったりとか、そのルール等について守ることができるのかとか、様々なその条件もあろうと思っておりますので、そういうようなところを踏まえて、交渉によって利用が可能であるかというところになると思っております。

その他、民間施設を借りるための条件に当てはまらない日程でのイベントの開催に関しましては、公設卸売市場の駐車場をお借りするなども一つの方法ではないかと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

市民が主催して借りたいというときに、なかなかいろんな条件をクリアしなければ借りれないと、またそうなるオペレーションも複雑になりますし、日程が合わなければイベント自体も見送らざるを得ないというふうに考えます。86億円という多額のお金を使ってしまんとびあを建設したのに、なかなか市民が使いづらいというか、そういった状況があるように私のほうは感じております。

また、オープニングイベント後、アピアさつきの前でお帰りになる参加者の動向をずっとしばらく見ておりますと、やはりアピアさつきの駐車場からお帰りになる方が集中して出られておったりとか、渋滞になっていたりとか、本当に集中して大変な状況になっていたなど。これは事故も起こって不思議じゃないんじゃないかならうかと思えました。

そこで、私は一定、駐車場の増設に関して、やはり早い段階での検討が必要じゃないかと思っております。現在、駐車場の増設については、前の議会で私のほうが八反原の排水機場はどうだろうかとかご質問させていただきましたが、もう一つ資料をちょっと出していただいて、後川の河川敷もどうであろうかというふうに考えております。これは後川から約1haの土地を占有して駐車場にするという、こういった案でございます。

これにはやはり堤防に新たな道をつけたりとか、一定のクリアすべき条件は出てくると思いますが、こういった案を取りまとめて、早期に概算設計や見積り等を出してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

先ほど議員が申されましたとおり、さきの議会でも八反原駐車場の提案についてはご回答させていただいたところでございます。費用対効果など総合的に勘案した上で、他の方法も含めて比較検討することと現在しておりまして、増設については現在計画等はございません。

その上で、議員からの提案をいただきました八反原排水機場及び後川河川敷につきましては、今後増設が必要との判断に至った際の候補地を見極めるための一例として止めさせていただきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。まだ具体的な案には至っていないということなんですけれども、結構市民の声としては、駐車場足りないよという声が大きく上がっております。

これについては、ちょっと市長のほうにもお伺いさせていただきたいんですけれども、駐車場増設に関しての市長のご認識はどうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） 確かに大ホールを使う場合について、あれが満席になると、なかなか駐車場が大変であるというようなお話はお聞きをいたしております。ただ、その中で、どうしても車を止めることができなかったという話は、担当課までは来てるかも分かりませんが、私のほうへ直接上がってきたことはありません。

ただ、確かに駐車場が少ないというのは現実ですが、特に立地の形からいっても、どうしてもこれはまちなかそのものが物すごい敷地が狭いので、駐車場が少ないという形でございますので、やはり今後につきましても、例えばJAの職員駐車場を使わせていただくとか、あるいはアピアのほうの今借ってるところをさらにやる、またあるいはJAグリーンを使わせていただく、そういう形で当面は対応しなくてはいけないのではないかなと思いますが、やはり将来的には、先ほど議員も申されましたように、後川の河川敷、そこへ行くとかかなり大きな敷地がございますので、ゆっくり多くの方々がアピアに来ていただいて楽しんでいける、そういうことをつくっていくことは到底必要であろうと思いますので、これは若干時間はかかるかも分かりませんが、また担当課のほうもいろいろな市民の方々の声あるいはニーズを把握した中で、情勢を分析しながら進めていきたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 中平市長、ありがとうございます。そうですね、将来的にはぜひ市民の

ためにスムーズな利用ができるように、駐車場の件、より素早く進めていってもらえたらと思いますので、よろしく願いいたします。

しまんとぴあについては以上です。ありがとうございました。

3番目、経済活性化・観光振興・移住政策についてでございます。

1番目、九州との連携についてです。

現在、宿毛市のほうでも九州との連携を強化をしていくという動きが出てきておりますが、私も高知県、特に幡多地域の経済・観光振興、また移住者の人数を増加させるためには、九州との連携を強化することが必要だと考えます。

皆さんもご存じだと思いますが、今九州が熱いです。

資料をよろしく願いいたします。

こちら、半導体の工場、NHKのニュースでありましたが、政府が約1兆2,000億円という巨額の予算を投入し、台湾の半導体製造会社であるTSMCを熊本県に誘致いたしました。これにより、もともと温泉などの観光資源が豊富な九州に、さらに人・物・お金が集まるようになりました。八幡浜から本市は2時間以上、龍馬空港から高速を全て使っても2時間以上かかってしまう本市にとっては、宿毛と連携して、この九州の豊かさを引っ張ってこれるようになることが必要だと考えております。

そこで、まず今現在、本市の状況を確認いたします。コロナ前の2019年から2023年の四万十市の年間観光客数と1人当たりの経済効果はどれぐらいか、教えてください。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

まず、観光客数ですが、四万十市が毎年調査しております四万十市観光動向調査での観光客入り込み数ですが、2019年が約119万4,000人、2020年が約100万4,000人。2021年が約99万5,000人、2022年が約104万5,000人となっております。2023年はまだ集計中ですが、約111万人の見込みとなっております。

次に、1人当たりの経済効果ですが、本市独自での調査は行っておりませんので、高知県が発表しています県外観光客入り込み動態調査でお答えします。県外観光客1人当たりの県内平均消費額ですが、2019年は2万5,206円、2020年が2万4,294円、2021年が2万6,202円、2022年が2万6,076円となっております。なお、2023年はまだ公表されておられません。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 田村課長、ありがとうございます。

1人当たりの経済効果を把握させていただきましたが、これはさらにこの数字を伸ばしていく、人数であったり単価であったり伸ばしていくことは、経済効果だけではなく、プラスアルファで重要だと思っております。

以前、企画広報課からの答弁でもありましたように、四万十市に移住してきた方の9割以上は、何らかの形で1度以上四万十市を訪れたことがあるというご答弁をいただきました。このように交流人口や関係人口を大きく伸ばしていくことが、本市にとって必要だと考えます。

例えば、九州につながるのであれば、別府であれば年間800万人ほどの観光客が訪れ、また大分港がある大分市は47万人の比較的大きな都市もあります。そして、2時間も車を走らせれば、人口154万人の福岡市まで行くことができ、観光誘客だけではなく、地産外商もできやすくなると考えますが、この件について中平市長にお聞きしたいと思います。九州との航路を創設させるメリットや必要性について、市長のご認識はいかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

今ほど議員も申されましたように、台湾のT SMC、約1兆2,000億円ですごい工場ができて、もうすぐ人が来てにぎわっていると聞きをしておりますし、またもう一つ工場を創設するという話も聞いておりますので、ますます熊本を中心とした九州は元気になっていくのではないかなと思います。

それをひとつどうしても四国に引っ張ってきたいというのが議員の思いであろうと思いますが、実は、これは昭和の時代から平成の時代でございますが、議員と同じように私はJAの青壮年部活動をやっておりました。その当時、視察へ行くのはほとんど八幡浜から九州へ行って、そして福岡あるいは佐賀・長崎なんかの農産物等々を視察した分けでありますけれども、当時、南四国には宿毛佐伯フェリーがあったと思いますので、恐らく中村市あるいは大方町あるいは佐賀町の方々はそれを利用しながら、九州のほうの宮崎であるとかそこら辺りへ行ってきたのではないかなと思います。

それが今、宿毛佐伯フェリーが何年前になくなったことによりまして、特に南四国の方々には、今九州へ行く場合には、八幡浜から行って、そこから九州へ渡らないといけない、大変時間的にも体力的にも苦勞しているのではないかなと思います。

ただ、今議員が申されましたように、宿毛佐伯フェリーの復活ということにつきましては、以前、休止状態になったときにいろいろ議会でも議論がありました。当時、私が西土佐村の村長やったときに、やはり分担金というのをそのフェリーにも出しておりました。当時の議員につきましては、ほとんど乗る人がおらんので、なして出さんといけんのぞというご意見もありましたけれども、やはりこれは幡多広域で、当時3市4町3村であったと思いますが、やりよるんで、やっぱりお互いに協力できるものは協力せんといけんということを出しておりましたけれども、現在休止をしておりますので、やはりこれにつきましては、私はできるものであれば復活をしたら一番よいとは思っておりますが、なかなかハードルは高いかも分かりませんが、打たん太鼓は鳴らないということわざもありますので、また宿毛市長と近いうちに会う予定もございますので、そこらあたりにつきましても意見交換をしてみたいと思います。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 中平市長、ありがとうございます。そうですね、宿毛佐伯フェリーというものに私は限定せずに、佐伯航路以外でも、例えば別府であったり大分港であったりとか様々な航路を検討して、一番高知県にとって、また相手方にとってよいところを検討していく動きが必要ではないかなというふうに考えております。

もう一回お聞きしたいんですけれども、九州とつなぐと、南海大地震等でも、いわゆる自衛隊の航路、危機的なときに、常に使っている航路があれば、スムーズに九州のほうからも救援に来れるんじゃないかというふうに考えております。そういった意味でも、やはりいま一度、宿毛の市長とも一緒に航路を検討してもらいたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、成長産業への市内学生を輩出することについてでございます。

ちょっと資料をお願いできますかね。

先ほど、国策によって半導体の工場ができたことで、需要も高い半導体産業はこれからの成長産業になっていくと考えます。その成長産業に学生を輩出していくため、熊本高専と佐世保高専は、全国の高専の中でいち早く、半導体を学べる専門の学科を創設いたしました。

コロナでも痛いほど思い知りましたが、パソコンが届かない、携帯が届かない、車が届かないなど、半導体がないということは、日本にとって非常に驚異であります。日本の経済安全保障を支える重要な分野であると考えます。

また、このTSMCができたことによって、半導体産業に就職する方は比較的好待遇にもなりやすい分野になっております。

私は、ちょうど佐世保高専の教授と知り合いでしたので、佐世保高専に赴き、学長や事務局長と話をさせていただいたところ、四万十市からも来ていただけるのなら、ぜひご入学してくださいという回答をいただきました。また、学校説明会等でも、オンラインで行いますということでございました。また、昨年10月には、トンボ公園で佐世保高専の教授をお呼びして農業セミナーなども開催をさせていただき、中平市長にも一度お会いしていただいているところであります。

そこで、お聞きいたします。

成長産業である半導体技術者を育成する専門学科を創設した佐世保高専への案内を市内学生へしていくことについて、どうお考えでしょうか。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁させていただきます。

今、鳥谷議員も言われますように、半導体については、これからの日本だけでなく、世界でも産業を支える成長分野に必要不可欠なもので、例えば超高速データ通信とかAIとか、また自動車の先進運転技術等にも用いられ、便利で快適な自分たちの暮らしにはもう欠くことので

きない、そういう意味ではこれからますます需要が高まっていく成長分野だと思います。

その半導体の生産については、国際間の競争が激化する中、国を挙げて推し進めています。その動きに関連して、先ほど議員が言われましたように、長崎県にある佐世保工業高等専門学校でも、令和4年度から半導体の新設科目を開講し、半導体の生産、開発を担う人材育成に努められている模様です。そういう情報も入ってきました。

四万十市に居住する子供にとって、社会の中の様々な職業に関する情報がなかなか身近には手に入らない、そういう状況です。そういう中で、日本を支える成長分野について学べるという機会、またそういう学校があるということは、本当、非常に子供たちの夢の実現に、また子供たちの学習意欲にも非常に有効なものだと思います。そういう意味では、進路の選択も広がりますし、ぜひ子供たちにもそういう情報は公開というか、与えていきたいと思います。

高知県内では学ぶことができない科目がある学校の情報をいただけることは、生徒にとっても有益なことです。もしもパンフレット等々いただけるんだったら、ぜひ中学校等にも配布させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。久保教育長の大変前向きなご意見をいただきました。

本当にこの成長産業にこの四万十市から人材を輩出して、いざ、では四国もしくは高知で半導体関連の事業をするときに、その人材が育って、そのパイプのおかげで新しく地域貢献ができたりする、その可能性も将来的にはあるかもしれません。そういったパイプづくりにも、やはり九州との連携、またこういった半導体関連の連携を深めていくことが重要だと考えます。引き続きよろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で鳥谷恵生議員の質問を終わります。

13時55分まで休憩といたします。

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 12番西尾祐佐でございます。早速ですが、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問していきます。

初めは、教育行政について質問していきます。

1つ目は、ランドセルの使用についてでございます。

近年、全国的にもランリュックやランドセル型リュックを使用していることをよく聞くようになってきました。本市の小学生でも見かけております。私の子供が通っている学校の1年生の保護者に聞くと、今年の入学説明会のしおりに、ランドセルも可と併記して、本年度よりランリュックも可能ということでお知らせをしていたようです。

ランドセルの使用については義務ではないと思いますが、ランドセルの使用やランドセル型のリュックなどの使用について、まずは教育委員会の考えを確認したいと思います。ご答弁をよろしく願いをいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

小学生におけるランドセルの使用、それからランリュックの使用につきましては、法令でありますとか市の教育委員会で義務づけているものはございません。基本的には各学校の判断ということになっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ランドセルは、私が子供だったときに比べて本当に現在高くなっております。物にもよりますが、最近は種類も増え、機能も充実し、ランドセルよりも安いこと、そして軽いこと、また遠足や行事のとき、ふだんでも使えるときがあるなど、ランリュック等新たなものに関して利点も多いと聞いております。ですので、希望する保護者や子供がいる場合、ランドセル以外の使用は今後多くなっていくことと思います。

そこで、再度確認なんですけど、教育委員会の見解として、ランドセルにこだわらない、例えばランリュック・ランドセル型リュックじゃなくても、リュックの使用であったり、その細かい決め事、例えば手で持つかばんというのでも出てくるかもしれません。そういった様々なことが考えられます。全て学校にお任せするという判断なのか、そこについて再度確認したいと思います。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

ランドセルでありますとかランリュック、それからその他のかばんの使用につきましては、一番は安全性ということが一番だと思います。安全性のほかにも、例えば日常的な使いやすさであったり、それから背負い心地であったり耐久性、こういったことにつきまして各学校において適切に判断されておるものと考えておりますので、今後も各学校の判断でいたしたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。ありがとうございます。ということは、ランドセルの使

用についての教育委員会の見解としては、各学校にお任せするという事で理解いたしました。これについては、保護者の方からどういった見解なのか確認を求められたときによく答えなかったもので、今回確認させていただきました。

次に移りたいと思います。

次に、就学援助制度の修学旅行費についてでございます。

私の長男は中学2年生で、今年修学旅行に行ってきました。長男の同級生の保護者の方数人からの声があり、今回の質問に至っております。

端的にお伺いいたしますが、就学援助の修学旅行費、現状は旅行が終わった後の支給になっていると思います。このことについての理由をお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

就学援助制度におけます修学旅行費につきましては、交通費・宿泊費・見学科等の実際にかかった費用を支給対象とし、実施後に上限の範囲内の実費を就学援助認定者に支給をしているところでございますので、修学旅行の実施前に支給をしてはおりません。

それからもう一つ、申請のあった世帯につきましては、今年度の市民税の課税状況なんかを基準に認定するため、例年7月の認定となっているところでございまして、多くの学校が実施しております5月であったり6月の修学旅行前に支給をすることは難しいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ちょっと何点かありましたので確認していきたくと思いますが、まず金額のことなんですが、幾つか適用されるお金がありました。修学旅行費につきましての上限が6万910円だったと思いますが、今年度、中村中学校では全体で7万7,000円、西中学校では6万5,000円くらいだったかなと思うんですが、上限を超えていると思います。適用されるものの関係がちょっと分からないので、何とも確認はしたいと思いますが、支払いも今年の12月から始まっておりますので、確定した金額としてお支払いしております。で考えると、上限に達している金額の支給になるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺のご見解を教えてください。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

この修学旅行費の単価、上限につきましては、文部科学省から県の教育委員会を通じまして市の教育委員会に通知が来ておりますけれども、令和6年度の単価につきましては、本年の4月5日に市の教育委員会のほうに県より通知が来ているという状況でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ちなみにその金額を教えてくださいと思いますが。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

修学旅行費の単価につきましては、令和6年度でございますけれども、小学生が2万2,690円、それから中学生は6万910円となっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ということは、やっぱり昨年度と同じということで、上限を超えてると思うんですが、それは適用されるもの全て含まれて上限を超えるという認識でよかったですか。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 実際に中学生でしたら、6万910円を超えた分は上限の支給となってくるということでございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ということは、やっぱり上限での支給になるんじゃないかなと思われまので、こちら辺、また再度ご検討いただきたいと思うところでございます。

もう一点が、前年度の課税状況の確認をして、遅れるんで認定が遅くなるんでというような話でしたが、新入学の準備金、これにつきましては入学前年度の3月の支給になっております。これを考えると、修学旅行費もそういった取扱いが可能ではないかなと思うんですが、そこのご見解を教えてください。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

新入学準備金につきましては、新年度の児童生徒の入学に向けて学用品等を準備する必要があるため、入学する前年度に支払い行為が発生し、前年度の認定に基づきまして、その結果、年度末に支給をしているものでございます。修学旅行費については当該年度になりますので、そこら辺が新入学準備金とは異なっている点でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 先ほども確認しましたが、修学旅行費、お支払いが始まったのが前年度、前の年の12月です。ということは、前年度の支払いが支給額上限で払うというのが分かっていると思うんですが、そこら辺、検討の余地はないのかなと思うんですが、ご見解を教えてください。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 修学旅行費につきましては、例えば令和6年度、今年度でございましたら、今年度を実施するものでございます。そういったことで、新年度の令和6年度の最新の課税状況に基づき支給をすべきものと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。

またちょっと確認もしたいこともあるんですが、1点、その前にお伺いしたいことがありまして、就学援助の申請をして不認定になる方というのはどれくらいおられるのか、教えていただけますか。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 令和5年度の実績でいいましたら、割合としては申請した世帯の5.5%が不認定という決定でございました。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） それを含めまして今後検討していただきたいのですが、先ほどの話の中で、今年度の事業なんですよという話がありました。ただ、1点確認したいのが、給食費、この場合は申請中、支払いが保留になっているというような実情があると思いますが、そこら辺との整合性はどのようにお考えでしょうか。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 給食費につきましては、4月分から、就学援助の申請をした方につきましては一時的に停止をしている状態でございます。それで、認定が下りましたら、それぞれの手続を取っていくこととなりますけれども、修学旅行費につきましては、認定をする前に例えば仮にお支払いするとなると、なかなか何に基づいた支払いであるとか、そういったことがなかなか難しいのではないかとということが考えられると思います。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） そこを、先ほど来お話ししてきた中で、上限である支給になっているところで検討できるんじゃないかなと思います。

ちょっと時間もあれなんですけど、今回質問したのが、本当にお金の工面で大変苦勞した家庭からの声でした。お金を借りてくるにも、返せる見込みの不安であったり、限度もあります。子供にお小遣いを満身に渡すことができない家庭もあったとお伺いしております。事前に修学旅行の時期が分かっているので、少しずつためておけばよいのではないかと声もありましたが、少しずつためていくことも難しい、厳しい家庭もあるのではないかと思います。予算を増やすことではなく、支給の時期を早めてほしいという声です。ぜひ、できる可能性を探ってほしいと思っております。数年後にできるようになっても、その年その年の保護者の方でお金の工面で心勞を重ねる人がいることを思うと、早期に取り組んでいただきたいと思います。

再度お伺いになりますが、その可能性を探ってほしいと思うんですが、今後そういったことのご検討はしていただけるのでしょうか。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

この修学旅行費の支給につきましては、先月、幡多地区の学校教育に関する担当者の会議がありましたので、その会議でも協議はしたところ、幡多地区では市町村は、どこも修学旅行の後払いということが出ておりました。今後、例えば県下他市の状況なんかを一回調べてみて、またどういう方法があるのか、そういったことも今後探っていきたいとは考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ぜひ本当に、できる方法はあるんじゃないかなと思いますので、困っているご家庭が実際にあるというのも事実ですので、ご検討いただきたいと思います。

次は、教職員の働き方改革についてに移りたいと思います。

昨年度の教職員の働き方改革で質問した標準授業時数を超える時数についての取組ですが、本年度は1週間の時数が1こまないし2こま減っている学校が多数あること、それによる現場の先生の声が聞こえてきております。1こまでも随分気持ちが楽になったとか、教材研究や授業の準備時間が少しでも取れるようになったということ、職場環境は改善に向かっていることを実感しているというような声が届いてきております。関係者の皆様のご理解とご協力、また教育長の思いや言動・行動によるものも多いかなというような思いでございます。実際に動いていただきまして感謝を申し上げるところでございますが、引き続き働き方改革として質問していきます。

勤務時間内の休憩時間や残業について質問させていただきます。

前提として再度お伝えいたしますが、これは先生たちの教材研究・授業の準備等の勤務時間内での確保、また子供たちと向き合える時間の増につながればというような思いから質問しております。そして、先生たちの働き方の改善が、子供たちに返ってくるものとの思いで質問させてもらっております。

まずは、勤務時間内に法定の休み時間45分を取れているのかということについてお伺いしたいと思います。実際になかなか時間が取れてなくて、トイレに行く時間もなかなか取れないんじゃないかなというような声も聞こえてきておりますので、そこら辺、教育委員会の把握状況についてお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたします。

市内16校のうち、問合せをしましたところ、4校の学校では45分の休憩時間が確保できているというのを回答を得られました。学校勤務時間の割り振りを見ると、給食後の30分の休憩と午前中の休み時間に15分の休憩を割り振っている学校が多いようです。

学校の業務というのは、休憩時間といっても、児童生徒は休み時間もそれぞれ自由に活動し

ているわけで、教師が目を離して休憩するというのは現実には無理な状況です。給食後の時間も、ほとんどの教員は教室に残り、子供の様子を観察しながら、次の時間の授業準備やノートの整理、また点検、また事務処理などの業務に時間を割くのが実態だと思います。

ただ、給食の時間も全員の教員が教室に上がって指導、一緒に給食ということもなしに、半分ぐらい上がって半分は残りますので、ですから、例えばですけれど、小学校だったら学級担任をしていない者については比較的職員室で給食を食べて、あとちょっと仕事ができる、そういう多少校務分掌によって違うことはご理解ください。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 先ほど給食のことが出ましたが、確認したいと思いますが、給食というのは担任の先生がいけないといけないというような決まりというものはあるのでしょうか。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えしたいと思います。

基本的には、給食については給食指導をするということになっておりますので、給食の準備の段階での指導も、給食の後片づけの段階もやっぱり指導になりますので、基本的には教員がついて行うということになります。ただ、全員がつく必要はありませんので。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 担任に限るということではないということでしょうか。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えします。

担任に限ったものではありません。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。確かに、休憩時間の話がありました。16校中4校が確保できているという回答というのも耳に聞いて、認識いたしました。

休憩時間というのも、確かに難しいと思います。空いた時間があれば、先ほどご答弁があったように、担任の先生であれば何がしかの作業をするものと思います。休憩を取ることが理想ですが、まずは空き時間をつくるということができないか検討を重ねていってほしいと考えております。後の質問の今後についてでまた確認したいと思いますので、次のほうに移りたいと思います。

次が、校内での残業や持ち帰り残業の有無についてお伺いしたいと思います。

まず、校内での残業、この状況についてどれくらい把握されているのでしょうか。学校によっては校内に残ることができる時間が違ったりするのでしょうか、また残業した時間は明確にどれぐらいだというのがあるのか、そこら辺の把握状況をお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えいたします。

校内での残業については、四万十市内のほぼ全ての小中学校で、日々の最終退校時刻や週あるいは月ごとの定時退校日を設定しています。調べた結果ですけれど、日々の最終退校時刻、この時間までには学校を出てくださいというのを設定している学校がほとんどながですけれど、調べると20時、午後8時が非常に多かったです。あと、定時退校日というのは、月に何日、例えば月に2回ぐらいは、定時ですので5時近く、4時45分には退校しましょうというそれを設定している学校がほとんどです。多かったのが月に2回ないしは3回、多いところでは毎週1回定時退校日を設定しているそういう学校もありました。

持ち帰り残業についてもですか。後でいいですか。

（「またお伺いします」と呼ぶ者あり）

では、後でご答弁します。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） そうですね、持ち帰り残業について聞きたいと思いますが、これはなかなか確認が難しいと思っております。先ほども定時での退校というのもありましたけど、じゃあ実際、定時に退校して残業がなかったかという、多分持ち帰ってるんじゃないかなというような気持ちもございしますが、そこら辺の把握ですね。個人情報があるものは持ち帰れないというふうになっているとは思いますが、教材研究であったり次の日の授業準備、こういったものというものを持ち帰ってやってるのかなというようなことで認識しておりますが、実際どうなのかというところを教育委員会での把握状況、これについてお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） 持ち帰り残業についてお答えしたいと思います。

これも学校に問合せをしましたけれど、16校中14校、約87.5%ながですけれど、持ち帰り業務を行っている。持ち帰り業務については、学校によつての差もありますし、学級担任を受け持っているかどうか、それによつても変わります。要は、担当の学校での業務の内容によるということながですけれど。

先ほど議員も言われましたけれど、個人情報の持ち出し等は禁止されていますし、例えば昔でしたらテストも持ち帰って採点するようなことも行われてたんですけど、今はもうそういうことは学校内でやることになってます。ほとんどは次の授業の準備とか、学級担任であればたよりを書くとか、そういうのが持ち帰り残業になっていると思います。

教員の仕事というのは、ほとんどは学校で子供に授業をすることですので、大体小学校だったら1日5時間ぐらいの授業、それをなかなか学校の中だけで準備するというのも難しいというか。正直なところ、自分たちが若い頃でしたら、下手くそな授業でも子供は静かに聞いてるような状況でしたけれど、今の子供さんというのは、よっぽど授業が魅力的でないとかわつく

だけで、結局自分がしんどい思いをしますので、どうしても先生方は家に帰って次の日の授業準備というのは一生懸命やられよる。それが結局は持ち帰り残業につながってるのかなと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 教育長がおっしゃられていることも本当によく分かるところではございますが、しかしながら、何がしか取組を始める、一步を踏み出すということは一緒に考えていきたいなというような思いで質問させていただいております。

まず、把握状況を確認しましたが、把握できているというような認識を持ちました。

そこで、把握できていることを踏まえて、今後の取組についてというところでお伺いしたいと思いますが、本当にできれば勤務時間内に休憩も取れ、残業がないことが望ましいとは思いますが、先ほども申しましたとおり、なかなか一足飛びにはいかないとも思っております。特に、国のほうで定めている学習指導要領や標準授業時数などは、こちらでは変えることもできません。しかしながら、本当に何がしか改善の一步を踏み出す、また試すということを何かしていく、できないかというような思いも持っております。

その中で、今後何か取り組むような予定、何かお考えがございましたらお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えしたいと思います。

実は、昨年度、文部科学省のほうからも、年間標準の授業時数を大幅に超えている学校については指導するよという通達がありました。それを受けて、昨年度中に校長会の代表者と話をして、実際標準授業時数を大幅に超えている学校、そういう学校をつくらぬよというよことで、できるだけ標準の、1,015時間というのが大体中学校は標準ながですけど、それに近い授業時数で授業をやっていくと。それを確認して令和6年度はスタートしたことです。

こうやって自分たちも考えているのは、やっぱり教員の働き方改革をする、できれば学校の勤務時間の中で教材研究もやって帰っていくということが理想だと考えております。自分たちも、今年度は教育委員会として大幅な改革はできないけれど、6年度については各学校、校長の判断で、できるだけ先生方の教材研究できる時間を生み出すよような取組をしてくださいと、そういうことお願いしておりました。

その中で、先ほど議員が言われたよように、今までよりも1時間、2時間、授業時数が少ない学校も現れようわけですけど、正直なところ、学校で行える働き方改革というのよ、今もう限界にきているかなと、やるべきことは精いっぱいやってきている。

次はもう、自分たち市教委がやるべきことを考えないかん。それもこちらが一方的に学校にということもなかなかやりにくい面もありますよので、校長会等の代表で、今年度一年間かけて

何ができるかも検討していこうと思います。

それと同時に、どうしても市町村の教育委員会ができることにも限りがありますので、そのあたりは県の教育委員会とか文部科学省のほうとか、他の市町村の教育委員会との連携を図りながら、そのあたりは要望として上げていくことも必要かなと、そういうふうを考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 本当に教育長の気持ちも伝わってきました。市の教育委員会としてやることをしっかりとお考えになられているという中で、進めていっていただけてるんじゃないかなというような思いもしております。

そういつて、市の教育委員会が考えるだけじゃなく、自分たちも保護者としてやっぱり考えないといけないところもあると思いますので、というのも、保護者への対応も先生方の時間を結構使っている要因の一つになっているというのが、個人的にもやっぱり懸念しているところでございます。私も小中学校に3人の子供がいて、保護者でもあります。子供たちのよい育ちのためにという共通の目的の下、PTAはじめ関わる皆さんの意識の共有などもできればよいかなというような思いも持っております。ここら辺はまた一緒になって考えていきたいと持っております。

やはり教育については全ての方が関わるものであり、市の未来、存続についての大変重要なものと認識しておりますので、ここで暮らす皆さん共有の方向性や共通認識を持てるような取組ができれば、教職員の働き方改革を含め、教育行政のよりよい推進が図られていくと思っております。今後もぜひ検討を重ねていただきながら、一緒になりながら進めていければと思います。

次に移りたいと思います。

次は、放課後児童クラブや子ども教室の連携についてです。

教職員の働き方改革により、今年度より授業時数が減ったり、行事等の短縮、午後からの授業削減など、子供たちの学校終わりの時間が例年と変化しているところもあります。その場合、学童や子ども教室に行っている子供たちの利用時間が早くなっていたり、変化があると思いますが、そこら辺はスムーズに連携が取れているのでしょうか、お伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

各学校の状況を確認いたしましたところ、全小学校におきまして放課後児童クラブや子ども教室との連携を図っているとお聞きしております。連携の方法といたしまして、多くの学校で毎月の児童の下校時刻を記載した行事予定表を渡すことで情報共有を図り、下校時刻の変更があればお知らせ文書または口頭で伝えるなど、スムーズな対応ができるよう連携しているとの

ことをございました。

そのほか、保護者連絡ツールであります t e t o r u での配信により、保護者宛ての文書でありますとか下校時刻の変更を共有している学校もあり、各学校におきましてそれぞれの方法で連携が図られているという状況でございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。連携が取れているという認識ということで理解いたしました。

この関係の質問に関しましては、随分前になります、私が議員になった初めの頃にも質問させてもらいました。当時の頃は、行政のほうと管轄・所管するところが違うというので、なかなか見えない壁というか、線があったのかなというような認識・印象を受けましたが、先ほどのご答弁を聞いて安心しました。

ぜひしっかりと連携を取っていただきたいと思っておりますし、これは先ほどの就学援助の話も1点はあるんですが、就学援助も放課後児童クラブ等は支払いを最初にしないといけないというふうな形になっておりますので、給食と一緒に保留にできるとか、そういった取組についても一定考えていただきたいなと思っております。

そういった連携、いろんな情報の交換というものは、ぜひ積極的にやっていただいて、スムーズな運営をお願いしたいと思います。そうすることが、やっぱり保護者の安心と子供たちの健全な成長を育んでいくものと思っております。この質問は了といたしたいと思います。

次に、学校に入っている各種支援員の仕事と放課後児童クラブや子ども教室の支援員の仕事のマッチングは相性がよいと思うということで質問したいと思います。

少し説明が難しいところもございしますが、学校には各種支援員等の人員が入っております。働き方改革の観点から業務を精査する中で、新たな支援員の配置、現状の支援員の勤務時間や内容の見直しが図られることもあるかもしれません。また、働いている人の希望時間の確認などをすると、変更希望の方もいるかもしれません。

また一方では、放課後児童クラブや子ども教室の支援員等の方々の勤務時間を聞くと、働き方のばらつきは大きいです。勤務できる最大時間働いても、この仕事だけで生活していくことができないという状況です。希望として、もっと勤務時間を増やして、子供に関わる仕事のみで生活できることを希望する支援員もいるそうです。

そういったことを聞くと、学校に入っている各種支援員と放課後児童クラブや子ども教室の支援員の当事者の皆さんの希望の勤務形態や時間などを丁寧にヒアリングすると、それぞれの都合がマッチすることがあるのではないかと思います。

実例を挙げると、学校図書館支援員は週に1日5時間の5日入っております。週で25時間ですが、夏休みの間、1か月以上の休みが間にあるため、社会保険に加入できておりません。で

は、週40時間の働きを考えて、残りの15時間を別で働いても、週20時間に届かず、社会保険に加入できません。

例を出しましたが、丁寧にヒアリングすると、希望する働き方ができていない人がいると思うので、子供に関わる仕事のマッチングで解決につながることはないかと思っております。人がいないことが大きな要因で進められていないことも、こういった工夫で教職員の働き方の改善につながる、また学校に入っている支援員、放課後に関わる支援員それぞれの問題がそれぞれの問題を解決する、問題が問題を解決する最善の取組につながる可能性もあると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思いますが、現状の教育委員会のご見解をお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

本市におきましては、学校において児童生徒を直接サポートする支援員でございますとか、学校運営におけるサポートを行う支援員など、様々な職種で勤務時間等の異なる支援員を多く雇用している状況でございます。支援員によりましては、学校での勤務が早く終了し、その後に放課後児童クラブや子ども教室の支援員として勤務することが可能な場合もあるかと思っております。

今年度雇用しています支援員におきましては、放課後児童クラブや子ども教室を所管する子育て支援課から相談があり、学校における支援員を紹介し、マッチングしたケースもございましたので、今後も雇用している支援員の希望を聞きながら、相乗効果につながるよう子育て支援課とも連携をしてみたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ぜひ関係する担当課の皆さんでご協議いただきたいと思っております。

これは単にマッチングを検討してはどうかというものだけではなくて、教職員の方の働き方や学校に入る各種支援員、放課後児童クラブや子ども教室の支援員さん、次に質問する障がい者の方々などもそうですが、共通するのは、地域で働く皆さんがより働きやすい環境、より安定し、充実した仕事になるよう考えていければと思っております。地域で住民の皆さんが安心して働ける、また生活しやすい環境を整えていくことが、持続可能な地域づくりにつながっていくと思われまますので、アイデアを出し、工夫を凝らし、地域の方々が輝けるよりよい働き方ができるよう一緒に検討できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、障害福祉についてお伺いしていきます。

1つ目は、就労継続支援B型についてです。

近年、市内にB型の作業所等が増えているように感じておりますが、その内容や規模等、把握はされているのでしょうか、まずは現状の把握・認識についてお伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

市内に就労継続支援事業所B型は、令和4年4月時点で9か所でした。令和5年4月には1か所増え10か所となり、令和6年、現在時点で12か所となっております、ここ2年余りで3事業所が増えておるという状況でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 9事業所が3事業所増えて12、これは結構な増えている割合じゃないかなと思っておりますが、障害福祉のしおりというものがあるんですが、これを見ても分かるように、四万十市は他市に比べて随分と多いと思っております。仕事が多いことは本当によいことだとは思いますが、すみ分けができず、作業や業務内容がかぶって、事業者や利用者に支障を来さないか少し懸念するところもございまして、ちょっとそこら辺もご答弁いただけたらなと思うんですが、まず確認ですが、この認可はどこが出しているのか教えてください。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 認可といいますか、事業所の指定は高知県が行っております、四万十市は、新たに開設するに当たって意見書の提出が求められておるところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 意見書の提出で、最終的には県が指定しているということで認識いたしました、そういった中、民間の法人が運営している、県が指定しているところに市が割って入るといっても難しいかもしれませんが、この現状を聞くと、さっきも申しましたとおり幾つか懸念点があるんじゃないかなと思っております、これに対しての市の見解、何かお考えがありましたら教えてください。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

まず、意見書の書き方といいますか、どういうふうな基準で意見書を書くかということになりますが、B型事業所の新規開設におきましては、既存事業所とのサービスの提供内容を差別化できるのか、実効的な利用者の確保策を有しているかななどを協議し、持続的な運営が見込まれるかを評価した上で、県に提出をすることとしております。

現状、B型が増えていることについての見解ですが、四万十市のB型の作業所の利用決定をしている人数に対して、実際に利用している人数は、令和4年度までは7割前後であったものが、令和5年度には78%、令和6年度については89%となり、利用率は高まっております。

B型の就労事業所が増えることで、当事者の選択も広がり、これにより利用率が高まってい

るということも考えられることから、一定効果もあったのではないかというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。利用率が上がっているその上がり具合もちょっとびっくりしましたが、本当に仕事が増えている、利用が増えているというのはいいことかなと思っております。

今後どうなるかというのは分からないので、ぜひともそういった関係者が集まる機会には、皆さん事業所の考えや意見をしっかりと共有しながら、市全体としての障害福祉の方向性や在り方も検討しながら、議論しながら、全体の底上げにつながるような共通認識が持てるよう、市の考える将来像をしっかりとお示ししていただきたいと思いますと思っております。

次に、第7期障害福祉計画についてです。

まず、基本目標と取組目標の課題についてお伺いしたいと思います。

以前より議会で発言させてもらっておりますが、目標や計画を定めたときに、それを達成する、また成果を出していくためにも、初めの的確な課題の抽出、これが大事だと思っております。ここには基本目標もよくその達成のための取組も書かれております。現状でその取組目標の課題や基本目標を達成するために意識している課題、こういったものがあつたら教えていただきたいと思います。広範囲にわたりますので、今回は就労についての質問ですので、そこに絞った形での答弁で構いませんので、よろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

一般就労への移行に向けての課題としましては、障害特性に応じた一般就労先があつたとしても、当事者が当該就労先を希望していない場合がありますが、当事者の意思決定が最優先となりますので、一般就労への移行に至らない場合がございます。

一般就労を希望される方がその事業所に定着するためには、当事者が自身の障害特性の理解を深めていただくことと、希望する職種に求められる知識や技術の獲得に向けて頑張っていたこと、事業者側にあつては当事者の特性を理解し、粘り強く支援を続けることが求められると、今まで以上に一般就労が進んでいくのではないかというふうに考えております。

また、現在B型での工賃に加えて、障害年金により比較的安定した生活が続けられている場合にあつては、一般就労そのものを希望されない場合もあるかと思っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。1つには、障害年金がある中で、一般就労を求めている方もおるんじゃないかという見方もあるということが再認識できました。

次に、一般就労への移行について、現状の把握はできているかということでお伺いしますが、計画の中での令和8年度の一般就労移行者数の数値目標は2人です。これは様々な要因を考慮しての目標だと思います。事業所の運営で考えた場合、就労へ移行するよりも、推進しつつ、A型・B型の支援の中で仕事や作業を増やすほうがよい場合もあるのではないかと推察いたします。また、支援体制だと、移行就労支援が現在なくなっていると思います。この制度ももう少し活用の仕方はなかったのかなと検討できていればよかったと思っております。

それにまた、ハローワークやジョブカフェこうち、ラポールやつながるネットなど関係する機関や法人さんとの意見交換はできているのか、またそれぞれの事業所や作業所さんの最近の動向や思いや認識、そこら辺はしっかりと把握できているのか、そういったものも踏まえまして、市内福祉事業者の現状の把握についてお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ハローワークにつきましては、観光商工課が所管する四万十市雇用対策協定運営協議会等での情報の交換の場がございますが、ジョブカフェこうちについては情報を共有する定期的な機会はないというのが現状でございます。

また、障害者就業・生活支援センターラポールについてですが、障害者自立支援協議会という四万十市における障害者に係るあらゆる課題を取り扱う協議会がございまして、周辺市町村の障害福祉に係る事業所の代表者等により構成をされております。その中で、障害者の就労支援に特化した就労支援部会というものがございます。就労支援部会の部会長は、障害者就業・生活支援センターラポールの代表者の方に務めていただいておりますので、これについては日頃より情報共有させていただいております。

また、NPO法人つながるネットにつきましては、生活困窮者自立支援事業という事業を委託をしております、事業の進捗も含めて毎月定例会を実施するなど、情報共有を行っているところでございます。

なお、つながるネットにつきましては、障害福祉サービスに至らない方への社会参加支援等であったりしますので、その中で一般就労に結びつく事案もございます。

次に、福祉事業所のB型に関する現状の認識でございます。

就労継続支援B型の目的に立ち返りますと、生産活動等の実施により就労の知識及び能力の向上を図っていくものとなります。したがって、一般就労への移行のほか、安定的な利用につながらない場合は、相談支援を通じて再度の利用の促しなども行っております。こういった際には、利用者の中での家庭的な事情や本人の体調変化など、多様な背景がある中、様々な役割を担っていただく中で、障害者に寄り添って支援をしていただいているという認識でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 現状把握されている中で、各事業所さんとの意見交換等も一定はあるのかなと思います。本当に事業所さんとの密な議論というか、検討というか、そういったものは引き続きやっていただきながら、底上げをしていっていただきたい、向上に向けて進めていっていただきたいと思っております。お願いいたします。

次に、雇用の場創出に向けて新たな学びができる場所や機会をつくることへのお考えをお伺いしますが、これは市内にある業者さんと話をしていると感じたことです。最近、その事業所さんは、現在作業している仕事や作業以外にも新たな仕事を求めて新たな職場に出向き、仕事につなげていっております。その中で、障害者の個人の特性とマッチする仕事もあることを認識していています。さらに、人手不足・労働力不足を背景にしつつ、障害福祉に関心のある他産業の方とマッチする作業や仕事がないかトライしようとしているところでございます。

まずは、このような動きがあることの認識についてお伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 昨年、市内のB型事業所におきまして、施設外就労として市内の個人病院における介護の助手として勤務することになったということはお伺いしております。また、その代表者の話によると、一定のスキルを身につけることで、当事者のやりがいにつながったり、またその業務内容についても病院からも非常に満足いただいているという話もお伺いしております。

また、その代表者の方のお話ですが、一般就労に就くためのスキルを学ぶ機会の重要性であったり、労働力不足等の社会背景等も踏まえて、これらが上手に就労につながるようマッチングしていくことの重要性についてもお話を伺っておるところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 認識されていることが分かりました。

そこで感じたのが、事業所が今まで関わって来ていなかった産業・仕事や作業にトライしていくに当たり、事業所と受け入れる企業の間、その仕事の学びの場や職業の訓練・能力開発、そのようなことができる移行支援の場や機会があればよいかなと思いますが、このことについて、さっき少し触れましたが、このことについてお考えをご答弁をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

新たなそういった学びができる場所としましては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部が運営する高知障害者職業センターがございまして、当該施設におきましては、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前から就職後の職場適応の支援、職場復帰の支援等が実施されており、障害者等が就労に向けた準備をする上で有効な支援を受けられる施設であると考えております。

しかしながら、この事業所は高知市内という遠方にございますので、本市からの利用者の有無についてお尋ねをしたのですが、集計等に時間を要するというので、実績は得られておりません。

また、これらのほか、高知県が行っている障害者等の雇用促進を目的とする制度としまして、就労体験拠点設置事業がございます。これは、就労や就労に係る生活上の様々な課題に関する相談をワンストップで受け止め、適切な支援につなげる窓口機能を提供するとともに、就労体験・就労訓練の機会を提供するものでございます。幡多圏域におきましては、宿毛市に事業所を置いている特定非営利活動法人幡多ウェルフェアネットが当該事業を受託をしております。

先ほども申しましたが、障害者の就労に特化した就労支援部会というものがございます。就労支援部会では、就労継続支援という職業訓練機会の安定的な利用に関することや、一般就労へ移行すること等について、あらゆる課題を基に検討を進めております。

一方、就労継続支援のサービスの決定を市が行っているにもかかわらず、結果として利用につながっていない方というのもしらっしゃいます。就労継続支援に限らず、当事者の方の日常の居場所の提供も含めて社会参加が達成され、心豊かに生活が続けられるということが必要と考えており、行政としてはこういった方への支援により注力すべきであるというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ちょっと長くて的を射れなかったんですが、こういった中間に入るようなことの事業をぜひその協議会、自立支援協議会等々ある中でしっかりと話し合っていたいただきながら、この地域に合ったやり方というものがあるようでしたら、ぜひ見いだしていただきたいなというように思っております。

今後のこと取組についてに移りますが、先ほどの新たな作業、働く場の創出での話を事業者さんとしていて、受け入れてもらっている企業さんから、一般の方と同じ賃金を払っても、いてもらわないと困るような存在になっているということもお伺いできました。これは大きな一歩のように感じております。

現在地域では、人材不足・労働力不足などが産業でも出ています。ICTの活用や外国人材の登用などが進められておりますが、そこにこの障害者雇用についても考えていけるのではないかと考えています。地域の経済の循環を考えても、地域人材が輝く働き方、障害者がより自立できる地域社会を形成できていくことは、それぞれがそれぞれの役割を担い、地域が活性していき、持続可能な地域づくりにつながるのではないかと考えております。

今後についてですが、基本目標の3にあるように、地域生活を支える支援の体制づくりと就労支援の強化、これを図っていくためにも、関わる事業所や関係機関でしっかりと意見や課題を出し合い、議論をし、全体として目指す方向性などを共有することで、障害福祉の底上げ、

向上につながればと思っております。

ぜひ、この第7期障害福祉計画ですが、1つずつの項目も、最後の多くは関係者と連携して協議の場を設けていくであったり、〇〇協議会で検討していくなど、しっかりと話し合っていく、丁寧な検討を重ねるということになって締めくくっていると思います。ぜひ基本目標の実現に向けていってほしいことをお願いいたしますが、そこについてご答弁ありましたらお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

西尾議員が今おっしゃったように、いろんな協議の場所というもの、協議の機会というものも確保されております。また、先ほど新たな就労に向けてのいろんな取組、そういった好循環の仕組みもできているということですので、現在の障害者就労の仕組みが少しでもよくなるよう、これらを先進事例として、障害者就労支援部会でも情報共有するなどしながら、障害者本人が一般就労を望み、またこれが実現できるよう、今後さらに検討を進めたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 本当に丁寧に調べていただいて、現状の把握もしっかりできている中、しっかりと協議を重ねて進めていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後は、四万十市スケートパークについてでございます。今回は、使用規則等の見直しを図ってはどうかという趣旨で質問をいたします。

まずは、利用状況を確認したいと思います。近年の状況を教えてください。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

スケートパーク、過去5年間の利用者数、総数でございますが、元年度が1,517名、2年度が2,276名、3年度が3,224名、4年度が2,361名、5年度が1,630名となっております。利用状況といたしましては、令和3年度に東京オリンピックの追い風等によりまして利用者数の増が見られましたけれども、令和4年度、5年度と減少傾向が続いて、特に5年度にはほぼオープン当初の利用者数となっている状況でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） オリンピック効果であったり、コロナ禍の中だったのか、3年間は利用が多かったように思います。しかしながら、おっしゃるとおり昨年度は随分減っていると思います。

よく使用している学生や保護者の方などにもお伺いしましたが、どちらも似たようなご意見

がありました。内容は、ざっとこんな感じでした。年度毎の登録申請の手続が本当に必要なんだろうか。その登録済証を毎回提示し、使用申請をしないといけない。登録済証を忘れてくると、再度取りに帰ったら、行くという気持ちになれず、そのまま行かないというときもあるそうです。また、リストバンドの着用等にも、これも返却を忘れて、帰る最中に再度返却のために事務所に行くのが大変。使用料についても、使用料があるので、隙間時間に気軽に立ち寄れない。また、行ってすぐに用事が入ったときなどはがっかりするなど。また、高校生以下のヘルメットの着用義務についても検討してほしいとの意見もありました。あとは、鍵の開け閉めで、ちょうど閉める人と開ける人が行き違いになると、事務所を2往復しないといけないというのが多々あるそうです。できれば開け閉めを管理の人がやってもらい、時間内は開け閉めがなく自由に出入りできるようにしてもらいたいと。使用者の名前記入やリストバンドの返却を施設近辺でできるようにならないだろうかなど、そういったご意見がございました。

施設ができて6年がたちます。この間、管理者としても何か利用しやすい改善点などにも気づいたかもしれませんし、使用している人たちの声を聞いたこともあるかもしれません。今までの経過や現状を踏まえての市の見解をお伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） ご答弁いたします。

議員ご承知のとおり、オープン当初よりスケートパークの利用手続については、使用規則に基づき年度ごとに使用者に免許証等の身分証明書を提示いただき、登録申請書を提出いただいた上で、登録済証を発行している。さらに、先ほど説明しました登録期間中の使用に際しては、毎回使用許可申請書に氏名を記載してもらって利用いただいているのが現状となっております。

その一方で、安並運動公園内の他の施設については、利用に際して年度ごとの登録等の必要はなく、利用手続は使用許可申請書の記入のみとなっていることから、当該スケートパークの利用手続が他の施設と比べて煩雑であると考えられているところです。

また、議員言われるとおり、これまでも利用者の方々から、年度ごとに登録の必要がある点については、幾度となく簡素化に向けたご意見をいただいていることもございます。

こうした現状からも、スケートパークの利用手続を安並運動公園内の他の施設と同様の利用手続とするよう、使用規則の見直しが可能であると考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 話を伺う中で、最近四万十市のスケートパークに来ていた人たちの一部も、先ほどお伝えした内容などにより、大方や宿毛のスケートパークに行っているという話も聞きます。当時から大方や宿毛のパークの管理や使用状況は知っていると思いますので、ここは省きますが、ぜひ両施設の使用状況も鑑みて、使用規則や使用基準の改善、見直しを図っていただきたいと思います。

先日オープンしたしまんとぴあもそうですが、新しく造った施設はより多くの方に使ってもらい、活用してもらうことに意義が見いだされていくものと思います。ぜひ施設を使用している方々のご意見を聞き、再度近隣施設の状況なども確認し、可能な改善を図っていただき、多くの方に利用され愛される施設になってほしいと願います。何かそこに対してご答弁がありましたらお願いします。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） ご答弁いたします。

今後も利用者の声を一つ一つ大切にするとともに、安全が大前提の下、利便性の向上など誰もが容易にスポーツ施設を利用していただく環境づくりに努めていきたいと考えております。

また、当パークの利用促進に向けてでございますけれども、議員が言われたとおり、新しく造った施設を多くの方に使ってもらいよう、四万十市スポーツ推進委員の各種事業を通じ、定期的な大会の開催、併せて、キッズ教室などを開催するなど、地域の愛好家を中心に、身近なスポーツとしてスケートボードの魅力を継続的に発信し続けていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ぜひよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で西尾祐佐議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩といたします。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） お許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。社民党の廣瀬正明でございます。

最初の質問は、公共交通の在り方について、県立幡多農業高校への通学でございます。

誤解のないように最初に申し上げておきますが、あくまでも公共交通の在り方についての質問で、幡多農業高校についての質問ではないということをお断りしてから、質問に入りたいと思います。

まず、公共交通の目的は、交通弱者の利便性の向上にあると考えていますが、市としてどのようにお考えか、お答えをお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、お答えいたします。

公共交通の目的としましては、様々なものがございます。その中でも、中山間地域が多く、高齢化の進む本市の公共交通の主な目的としましては、特に交通弱者をはじめとしまして住民の日常生活に不可欠な移動手段を提供しまして、生活の足を確保し、交通の利便性を向上させるものであるというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 交通の利便性の向上というお答えがあったと思います。

質問を続けます。

公共交通の利用は、通院や買物等に利用されている方が多いと考えていますが、高校生の通学についても重要な課題であると考えています。高校生も交通弱者に含まれるものと考えておりますが、これについて、高校生の通学手段の確保、市として優先して取り組むべき課題ではないのか、お答えをお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 高校生の交通手段を優先すべきではないかということでございますけれども、公共交通の役割、先ほど申しましたように交通弱者をはじめとする住民の交通の利便性を向上させるものでございまして、その手段を確保するために検討するに当たりましては、高校生のみならず、幅広いニーズに対しても配慮する必要があるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 質問の仕方が悪かったようでございます。再度質問をいたします。

高校生も交通弱者と私は考えておりますが、高校生の通学手段の確保は市として取り組むべき課題であると、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 確かに交通弱者といえば、何らかの理由で自家用車を持たれていない方でありますとか、そういうような何らかの理由によりまして交通手段に制約がある方、そういう意味では高校生も該当するかと思います。ですから、先ほど言いましたように、交通弱者を含め、住民の利便性向上ということで公共交通には取り組んでまいりますので、その交通弱者には高校生も入ってくるという認識でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 基本的な考え方は理解しましたので、ここからは少しお話を聞いていただきたいと思いますが、今年の春、幡多農業高校へ入学された高校生の保護者の方から、私のところに連絡がありました。本日の答弁を保護者の方にも返したいと考えておりますので、な

るべく分かりやすく簡潔な答弁をお願いできればと思います。

今年3月末、その保護者の方から連絡があり、子供が今年、幡多農業高校に入学するのだが、利用できる交通手段がない。毎日の送り迎えは非常に負担が大きい。何とかならないかとの相談でした。私は勉強不足でございましたので、状況がよく分かりませんでした。4月1日、企画広報課に確認をお願いし、バス会社へも問合せをしましたが、利用可能な交通手段はないとのことでした。

四万十市には高校が3つあります。中村高校、そして中村高校西土佐分校、そして幡多農業高校です。私が住んでいるところを例に挙げますと、朝1便の西土佐行きバスに乗りますと、西土佐分校への通学が可能です。また、中村行きバスに乗りますと、中村高校への通学も可能です。西土佐からも、朝7時頃の中村行きバスに乗れば、中村高校への通学が可能です。

西土佐からの上り1便は、午前8時5分に中村高前に到着をいたします。中高前から古津賀第2団地までバスを利用できれば、約10分程度と考えておりますので、8時15分頃古津賀第2団地に到着でき、8時35分の始業に十分間に合うと考えております。これが実現すれば、西土佐地域からも幡多農業高校への通学が可能となります。

また、幡多農業高校の生徒は、最初にお断りをしておきますが、農業高校は幾つもございます。幡多郡では幡多農、また高知市にもある。鬼北町、それから大洲等にもあると聞いておりますが、一般的に農業高校に通っている子供たちは、農業の後継者候補といわれる方が多いです。私も同意見でございますけれども、そういった面で、農業の後継者づくり、そういう観点で非常に四万十市にとっても重要な課題ではないかと考えておりますので、この農業の後継者づくりについて、市としてのお考え、お聞かせいただければと思います。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

今ほど農業の後継者候補というお言葉もありましたが、農業後継者を育てるという意味で、また総じては担い手の育成確保という観点もあろうかと思いますが、本市にとりましても重要な課題と認識しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） どうもありがとうございます。

続いて質問をしたいと考えます。

バスの確保というのは容易でないことは一定理解をしております。ただ、保護者の方のお話をもう少しさせていただきますと、バスはあるものと思っていた。それが無いから、毎朝、体調の悪いときでも、今日は私が体調が悪いから子供に休めとは言えない。そういう面の毎日のことであるという負担がある、そういうこともおっしゃってございました。

何とかこれから前向きに、高校は四万十市に3つでございまして、2つには行けるけど、1つ

には行けない、そういう状況があるということは、やっぱり解決していくべきと考えております。そういった意味で、幡多農業高校への通学手段の確保、今後どのように取り組まれていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 幡多農業高校までの公共交通を利用した通学手段でどんなことが考えられるかでございますけれども、分かりやすく簡潔にということでしたけれども、分かりやすく説明するために、まず四万十市の公共交通の体制と考え方を説明させていただきますけれども、ご承知のとおり、国道等の幹線、これにつきましては事業者のほうで路線バスを運行していただいております。そこから離れている地域等につきましては、その幹線等に接続させるために、市または事業者のほうで有償旅客運送事業でありますとかデマンド交通を導入しております。そういうような取組の中で、一定市内全域で公共交通を利用していただける、そういう環境は整っているものと理解しております。

そういう中で、大川筋地域等から幡多農高へ通学手段、議員先ほどご質問された内容では、鉄道ないしバスで幡多農業高校の近くまでということであったかと思っておりますけれども、それに対する取組の考え方として説明させていただきますと、その幹線であります江川崎線と中村駅を発車する列車とバス、これを接続させるという方法がまずございます。

それに向けての取組としましては、江川崎線なんかの運行ダイヤを見直す必要がございます。その運行ダイヤの見直しにつきましても、列車・バスの発車時刻を考えますと、約30分程度早める必要がございます。当然、それに伴いまして、支線である勝間川線、それから有岡線、そういったものにつきましても、同様に30分程度ダイヤを早めるということも必要になってくるのではないかとこのように考えておまして、そういうことを考えますと、他の利用者への影響も当然想定されてくるわけでございます。

そのようなことから、以前議員にお話をいただいた後も検討しましたがけれども、幡多農高への通学目的のためにこういったダイヤを見直すことについては、現段階では難しいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） ありがとうございます。私もダイヤ改正等で対応は不可能だという結論に達しました。

そこで、新たな通学手段が見つければ、それを実施できる可能性はあるのか、実施することはできるのか、お答えをお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） ご質問の趣旨は、実施することができるかということであったかと思っておりますけれども、現状の状況を考えてみますと、公共交通は年々利用者が減少している

というような実情もございますし、それから2024年問題等をはじめとして、事業者においては運転手の確保がなかなか難しくなっているというような現状もありますので、全てのニーズを網羅したような公共交通の確保というものは、大変難しくなっているんじゃないかというふうにも考えております。

そういうことも考えますと、実施することは可能か、手段が見つければ実施することは可能かということですが、そこを検討するに当たっては、やっぱり持続可能な公共交通ということでなければなりませんので、地域の特性でありますとか、これは今の利用の状況とか今後の見通し、それから持続可能なものであるか、実現性があるかどうか、これは財政的なものも含まれてくると思いますし、運転手の確保も含まれてくると考えます。

それから、やっぱり住民ニーズということも、そういったことをうまくバランスを取りながら検討していく必要がありますので、慎重な検討が必要であることには間違いありません。実現可能かどうかは、そういう検討を踏まえての結果になろうとは考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 非常に困難であるというお考えということは分かりました。

私、いろんな方に助言をいただきまして、1つここに提案を持ってきております。聞いていただきたいと思うのですが、西土佐からの路線バスが中高前に8時5分に停車予定ということ、先ほど申し上げましたが、ほぼ同時刻にふれあい号と呼ばれるデマンドバスが中高前を通過します。ふれあい号というのは、私は山バスと呼んでまいりましたが、少し聞いてみますと、平日、月曜から金曜日で考えますと月水金、月曜・水曜・金曜日は乗客1名、火曜日・木曜日には2名の乗車という状況が続いていると聞いております。バスは7時半頃、奥鴨川を出発し、毎日乗る1名の方は8時頃に利岡小学校前で降りられる。火曜日・木曜日に乗車されるもう一人の方は、旧町内まで行かれるそうです。このデマンドバスは、旧町内でたくさんの停車場所を構えておりますので、時間的な余裕があり、例えば旧町内まで走ったとしても、8時10分、古津賀第2団地まで行くことは不可能ではないと聞いております。新たにバスを構えることもなく、運転手を構えることもなく、古津賀第2団地までこのバスが走ることは可能だと考えております。

ただ、市の制度上、また条例の変更等なしには、このバスが古津賀第2団地に行くことはできませんけれども、現状ではデマンドバスとしては古津賀第2団地まで走らない、走れない。まちバスも第2団地までは行ってないと。そういう制度上の問題、克服すべき課題はあろうかと思いますが、バスの確保・運転手の確保という問題だけは、このバスを利用できればクリアできるのではないかと。あと、市として前向きに検討していただけないものか、いや、検討すべきではないかと思えます。これについてお答えをお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） その件につきましては、今ご質問いただいた内容では、後川エリアのデマンドバスとの接続、あるいは市街地エリアの拡大ということではなかったかと思いますが、いずれにしても、後川エリアのデマンドバス、今市街地エリアに接続しておりますけれども、その市街地エリアというものが、議員もご承知のとおり今決まっておりますので、その区域を変更するということになりますと、国への必要な申請もごございますし、それからそこに向けてはまたいろんな協議会での協議であるとか、おっしゃいました条例等の関係でありますとか、様々な事務手続が必要であることと、やはりエリアを拡大しましたら、それに伴いまして財政負担ということも増える可能性もありますので、先ほど私のほうから答弁させていただいたように、いろんな要素をバランスよく検討していく中では検討してみたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 非常に難しい問題を、前向きはございませんでしたけど、一部検討していただける。やはり、最初に言いましたけれども、高校が3つある。2つには行きやすいけど、1つには行きづらい、そういう形。また、通学の困難さから、その高校への進学を断念することのないように検討していただければと考えております。これ以上の質問は控えたいと思います。

続いて、2番目の項、不登校予防の取組について、希望する小学校への進学と通学の負担軽減ということで質問をさせていただきます。

通学している学校になじめず、不登校になる児童生徒がいます。環境を変えることを目的に転校する場合があります。

以前のことで、中学2年生の春、私の住所近くの中学校に他の地区から転校してきた生徒がいました。通学していた中学校になじめず、不登校状態となったため、保護者の勧めもあり、本人の希望で転校したと聞いています。通学が可能なときは保護者が送迎を行い、その他はバスを利用していました。転校後すぐに学校になじみ、中学校卒業後、高校へ進学しました。数年前にその子のお父さんと話す機会があり、現在は結婚していて、今年孫が生まれたと、うれしそうにおっしゃっていました。

小学校低学年では不登校は起こらないものと考えていましたが、数年前、小規模の小学校から大規模な小学校に転校して、直後から不登校になった低学年の児童がいました。保護者・教職員・教育委員会の努力によって、数か月後には学校に通えるようになり、現在は元気に通学していると聞いています。その児童の当時の状況を考えますと、同学年に一人の知り合いもなく、クラスの中で孤立してしまったことが、不登校の一つの要因ではなかったかと考えています。

子供は年齢が低いほど適応力が高いと考えていますが、小学校低学年では不登校は起こらないというわけではなく、注意が必要と考えています。

また、近年増加傾向にある小1プロブレム、時には不登校につながることもあり、市内でも同様の傾向が見られる児童が複数いると聞いたことがあります。就学前教育と小学校の連携について取組を行っていると聞いていますが、就学前と小学校では教育の目標が異なるため、小1ギャップは存在すると私は考えております。

同じ保育所等で仲よくなった友達と一緒に同じ小学校へ入学する、大多数の子供の希望であり、保護者も同意見であると考えています。このことが、小学校に早くなじみ、不登校の予防に効果があるものと考えています。

そこで、質問です。

子供たちの希望、保護者の意向に沿って小学校を選択できるようにすべきと考えていますが、このことについてお考えをお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

学校教育法施行令第5条によりますと、市内に2校以上の小学校がある場合は、市の教育委員会は就学すべき小学校を指定しなければならないとされておるところでございます。この規定に基づきまして、本市におきましては、四万十市立学校の通学区域に関する規則によりまして、就学予定者の就学すべき学校を指定しておるところでございます。市内に在住する児童は、住民基本台帳に基づき、通学区域にある小学校に就学することを基本としておりますが、指定校以外に通学することが相当と認められる場合には、特例として指定校を変更することも可能となっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 指定学校を変更することも可能であるというご答弁であったと思います。

ここで、もう少し保育所と小学校について話させていただきます。

私が詳しく知っているのは私の近所のことでございますので、大川筋地区に触れたいと思いますが、大川筋地区では、ほとんどの子供は利岡保育所に通っています。小学校は中村小学校の校区であり、スクールバスが運行されています。利岡保育所を卒園した後川地区の子供たちの多くが利岡小学校へ入学するため、大川筋地区の子供たちも一緒に利岡小学校へ入学を希望する子供が多数と考えています。しかし、利岡小学校へは保護者が送迎をする必要があります。送迎が困難な家庭の子は、スクールバスが運行されている中村小学校を選択することになります。最近では、中村小学校に入学させることを前提に、旧町内の保育所へ子供を通わせることを検討している保護者も出てまいりました。どの選択肢も、何らかの負担があると考えております。

また、中筋中学校で行われているふれあい学級についても、保護者の責任で送迎を行わなければならないと聞いていますが、送迎が困難な家庭の子は、ふれあい学級に行けないことにな

ります。

このように子供の毎日の送迎は保護者にとって大きな負担であり、状況によっては希望の学校への進学・通学を諦めなければならない状況が起こります。子育てを支援するためにも、通学の支援を早急に取り組むべきと考えています。公共交通の利用等に対する負担軽減、また市で支援できる方法等があれば行っていく必要がある、そういうふうと考えています。

そこで、質問です。

通学の負担軽減の取組を取り組めないか、早急に行えないか、ご答弁をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

本市におきましては、学校再編等によりまして通学距離が遠くなる児童生徒に対しましては、スクールバスによる送迎を行っているということでございます。スクールバスによる送迎を行う対象者は、先ほど議員が申されましたように、指定校に通学する児童生徒のみとなっております、特例措置によりまして指定学校を変更された児童生徒については、保護者の責任によりまして送迎をお願いしている状況でございます。

それで、先ほどご質問で、指定校を変更された児童生徒、それからあとふれあい学級の通学の確保という質問がございましたけれども、例えば指定校の変更でしたら、今年度新たに小学校1年生に入学する児童であるとか、そういった生徒を含めまして、令和6年度は43人おります。その43人について通学の確保をするというのは、なかなか困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 通学に対する支援、人数が多ければできない、人数が少ないところはしないというふうにとれてしまいますけれども、やはり全体的な公共交通利用等に対する支援というものは、これから必要になってくると考えています。病院や買物、そして通学、四万十市でも一部の地域では取り組まれているというふうにも聞いております。それを全体に広げていけば、少なくとも費用負担、公共交通利用の場合の費用負担は抑えられるもの、そういうふうにも考えております。

このことは学校教育課ではできないかもしれませんが、やはり個々の実情に沿って市でできることを取り組む、その必要はあろうかと思えます。このことについて、何かご答弁をいただければと思います。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 公共交通の利用に係る支援ということであったかと思えますけれども、現状、確かに例えば西土佐地域でございましたら、診療所に通院する場合の減免でありますとか、小学生以下であったかと思えますけれども、そういった方への減免の措置という

ものがございます。ただこれ、そういうような制度導入した当時のいろいろ地域の事情等もあって、そういうような制度に今なっているものというふうに理解しておりますけれども、例えば中村地域でしたら民間の病院もたくさんございますし、そういう必要性があるのかなのかというように、いろいろな事情があったというふうにお聞きしているところなんですけれども、議員から今ご提案いただきましたけれども、もしそういうような公共交通の利用促進という意味も含めて減免ということが必要であるというように要素がございましたら、また検討はしてみたいと考えておりますけれども、現在のところそういうようなことは考えてはおりません。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） この項目、これ以上の質問は控えたいと思います。市民の利便性に応えるべき取組というものは、やはり前向きに検討していただきたいとだけ申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、市民の交通安全について、消えかけた横断歩道について質問をいたします。

昨年、具同田黒の方から、具同小学校近くの歩道に破損箇所があり、交差点の横断歩道が消えかけている、改善ができないかとの要望がありました。歩道の破損箇所については、まちづくり課が速やかに補修工事を行っていただきましたので、非常に喜んでいただきました。しかし、横断歩道については、警察の管轄となっておりますので、いまだ改善されていません。

一番状態が悪い横断歩道は、竹島小学校の近くにあり、肉眼では認識できないほど消えています。現地へ確認のため行きましたが、道路上に白い点が幾つか残っているだけで、横断歩道と判断できない状況でした。地元の方にお話を伺ったところ、双海方向から来る子供たちが通る横断歩道なので、早く改善してほしいとおっしゃっていました。

この2か所の横断歩道については、学校教育課・まちづくり課・環境生活課から強く要望していただきましたので、間もなく改善していただけるものと期待しておりますが、市内にはたくさん消えかけた横断歩道がございます。消えかけた横断歩道は、運転者の認識が遅れることがあると考えています。

横断歩道の改善については市の責任ではありませんが、市には市民の安全を守る義務があると考えています。かつては、緊急性が高いと判断された横断歩道を市の予算で改善したこともあったようですが、現在の予算状況では困難と考えています。

そこで、質問です。

消えかけた横断歩道の改善について、市としてさらに取り組めることはないのか、お答えをお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 横断歩道の整備につきましては、道路交通法第4条の規定に基づきまして、議員がおっしゃいますように警察署が管轄をしております。したがって、市

が直接実施することができないので、警察署に報告をして、お願いすることが基本となっておりまゝです。

現在、住民、それから関係機関から横断歩道に関する通報、それから情報提供があった場合には、現場確認をいたしまして、その状況を中村警察署に報告をしているというのが市の基本的なスタンスでございます。その後は、中村警察署によりまして再度現場確認等が行われまして、高知県警察本部の担当課に報告されるようでございます。報告後に県の公安委員会に上告されまして、優先順位に基づいた予算配分、そういったことで対応されるというふうにお聞きをしております。

といった状況でございますので、市としてさらに取り組めることといたしましたら、私に残された時間は少ないですけれども、そちらを目いっぱいフルに活用をさせていただきまして、警察署のほうへ根気よく、根気よく、もう一回いきます、根気よくお願いを継続していく、そういうことだろうと考えております。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） ありがとうございます。2番にも同様の質問を準備しておりましたが、十分にお答えをいただいたように思いますので、県や警察に改善を根気よくやっていただけるということですので、2番は省略いたしまして、続いて、最後になりますけれども、市民の生命、健康を守る立場で市長のご見解をいただければと思っております。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

特に白線がないと物すごい見にくいというのは、これは横断歩道に限らず、特に私の田舎なんかでも端々に白い線がないとなかなか、特に雨降りなんかには分からないということで大変苦慮しておりますけれど、通学路の横断歩道につきましては、私は特に通学路については優先的に予算が配分されていて、かなり直っているという認識はしておりましたので、今ほど議員が申されましたように、特に竹島は物すごい、全く見えないというような話をお聞きをいたしましたので、今議会、時間がありますので、ぜひ私が見に行き、そこで直接見たことをまた中村警察署の交通安全課長のほうにお伝えして、できるだけ早くそういうところを直すような形で要望してまいりたいと思います。

また、そのほかにもいろいろなところがありましたら、ぜひ教えていただいて、今日の質問なんかは、本来であれば写真でも撮ってきてもらって、鳥谷議員がやったような形でやっていただきましたら、さらに認識が深まる場所でございますので、今後ともまたよろしくお願ひいたします。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 今回は写真を添えて、皆様のご理解をいただいて。

ということで、もう十分にお答えをいただきましたので、今回の一般質問、ここまでをさせ

ていただきます。どうもありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で廣瀬正明議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもお疲れさまでございました。

午後 3 時50分 延会

令和6年6月18日（火） 第9日

本 会 議

令和6年6月四万十市議会定例会会議録（第9日）

令和6年6月18日（火）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 山崎 寿幸	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長補佐 濱田 英利
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 田村 典義	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 金子 雅紀
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 岡本 寿明	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼地域企画課長 朝比奈 雅人	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 竹本 志郎	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 原 憲一	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 土居 和博	

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程に従い、一般質問を行います。

前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 議席番号4番、市民クラブ、前田和哉です。

一般質問2日目、本日も長くなると思いますが、よろしく願いをいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、生活保護の決定誤りについて伺います。

5月24日の教育民生常任委員会で報告され、翌日、高知新聞にも、生活保護の積算ミスとの報道がありました。福祉事務所からは、発覚の経緯をはじめ、誤りの内容、その後の対応について報告があり、その際の決定誤りの背景として、福祉事務所での生活保護制度に係る知識が十分に積み上がっていないとも言われておりました。今回の決定誤りの事案は、国の定める、健康で文化的な生活を営む最低基準を満たしていないにもかかわらず生活保護を受けられなかったという点では、大きな問題だと考えております。私は、最後のセーフティーネットである生活保護が今回の過ちを糧として、四万十市福祉事務所で確実に運用されることを願って質問をするものでございます。

誤りとなった最も重要な分岐点である生活保護の要否の決定が、どのようなプロセスを経て決定されているのか。また、決定後にどういった手続等が行われるのか、まずはお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

生活保護の要否の決定については、新規申請を受理した後に、生活福祉係の担当者が新規申請に係る様々な調査、本人への聞き取り等を行いまして、生活保護の受給要件を満たしているかどうかを評価いたしまして、その結果を資料に落とし込み、福祉事務所長以下係員全員でケース検討会を開催し、生活保護の要否判定を行います。ケース検討会において生活保護が必要と判断された場合には、担当者が作成した資料に基づき、保有を認められる現金の積算や申請月の生活扶助の日割計算等を全員でチェックするほか、保有する資産の売却等により、現金化が可能なものがあれば、これらの売却指導等、当該ケースの開始に当たり、生活保護法に照らして当該世帯とどう向き合うのかといったケースの支援方針を決定をします。生活保護の申請後に新たに分かった預貯金やすぐに解約等して現金化が可能な資産がある場合は、まずはそれを活用して、それらがある程度消費された場合には、再度生活保護の申請をするよう促しをする場合もございます。

一方、生活保護が不要と判断された場合には、基本的には却下通知というものを発出することとなります。生活保護の申請があれば、必ずケース検討会を実施をいたします。生活保護を要さないとなった場合は、そのケース検討会資料をもって福祉事務所長による決裁を行います。生活保護を要するとなった場合は、ケース検討会の資料と併せて生活保護の開始に係る決裁を福祉事務所長により行います。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。

生活保護の決定方法については、ケース検討会を実施し、係内で共有しているというような答弁だと思います。ケース・バイ・ケースに合わせて検討を重ねて行うということが分かりました。

次に、今回の決定誤りとなった背景について、教育民生常任委員会では、職員の生活保護制度に対する知識のなさや担当者任せで業務の振り返りができていなかった、このような報告がございました。しかしながら、これは、あくまで要因の説明でありますので、こういった誤りを繰り返さないためには、より精度の高い考察、検証が求められます。原因を明らかにし、課題があれば解決に向けてアプローチすることが必要だと考えます。

教育民生常任委員会の報告でもございましたが、その後の福祉事務所として、原因・背景等について考察を行っていただければ教えてください。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

教育民生常任委員会において、生活保護業務に係る知識の蓄積が十分でなかったというお話をさせていただきました。改めて、福祉事務所のここ数年の業務の実情と課題について、私自身の見立ても含めてご答弁をさせていただきます。

福祉事務所は、全ての市に設置をされており、毎年、高知県福祉指導課による監査が行われております。私は、令和5年度に今の職に就きましたが、この際に引継ぎがあったこととして、四万十市は県監査での指摘率が高知県下でもかなり高いという引継ぎを受けました。指摘率が高いというのは、生活保護を受給されている方に対して適切な対応をしていない。管理の職にある者が職員に必要な指導・指示を行っていない。あるいは、指導や指示は行うが、これが達成されていない。高知県により是正の指示があるも、これが達成されていない等を指します。私自身も、福祉事務所で生活保護のケースワーカーをしてきた経験がございますが、決められた訪問のローテーションが守られていない。必要な業務が必要なタイミングで行われていない等の事案が多数ございました。私の経験上から言いましても、こういった状況はあり得ないというのが正直な感想でございます。

ただ、これは、職員の資質の問題で片づけられるものではないと考えております。1つには、

令和3年からは新型コロナの影響に伴う低所得者世帯への給付金業務を福祉事務所長が担当しており、生活保護関連業務については、所長補佐兼生活福祉係長に任せていたということもあり、生活保護の要否決定を行う大事なケース検討会であっても、給付金業務の繁忙期は福祉事務所長が欠席のままにケース検討会を行ったことなども多数確認をしております。当時の職員体制の中で、最善の選択として役割分担をされたとは思いますが、生活保護の業務体制は脆弱であったと考えております。ただ、こういった状況は、給付金業務が割り当てられた令和3年度以前からあったと考えております。

また、基本的に担当するケースワーカーは班単位で構成をされておまして、不明な点があった場合や1人での訪問ではリスクがある場合などは、お互いにそれらを補完し合うということとなっております。

さらに、班単位での判断が難しい場合は、ケース検討会にかけて対応方針を福祉事務所で決定するなどしながら、ケースワーカーの負担の軽減、負担の平準化、業務精度の向上等を図りますが、数年前より、一部の職員において自身の業務を履行せず、他の職員任せにしたため、他の職員に時間外勤務が偏るなどもあったようでございます。結果として、負担を強いられた職員にとっては、この職場に残ることをいとい、他人任せにした職員にはノウハウが蓄積されないなど、決して健全な職場環境ではないということも、生活保護業務の精度の低下の背景にあったのではと考えております。こういった不健全な職場環境が一定期間続くことで、今回のような生活保護の決定誤りにとどまらず、不正受給が疑われる案件、最適なタイミングで必要な支援が行われていないと疑われる案件等、今でも先送りされた多くの課題への対応を求められているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 長いことお答えいただきました。ちょっとびっくりしたところもあります。健全な職務体制ができていないという福祉事務所長の答弁でございました。

教育民生常任委員会での報告にとどまらず、福祉事務所として様々な課題を抱えている、このように感じました。私も、以前は組織のトップとして部下を指示してきた経験もございしますが、組織が与えられた目標に向けて機能するには、厳しさも必要でございます。特に、住民生活に直結している福祉事務所、また最後のネットワークである生活保護業務については、安定的な運用が求められます。様々な事情がある中でも、解決に向けて手だてを打つということは、福祉事務所の事務所長に求められる役割だと考えております。こういった課題解決に向けて実践したものの、また今後さらに取組を進めていくことがあれば、お聞かせをいただきたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

今後は、生活保護による各種扶助、他方による各種サービス等が適切なタイミングで確実に行き渡るよう、生活保護の業務の習熟度の向上が求められます。まずは、業務体制ですが、これまで福祉事務所長補佐が生活福祉係長を兼任をしておりましたが、令和5年度には、福祉事務所長補佐及び生活福祉係長はそれぞれ専任となりました。令和6年度には、給付金を担当するための職員が配置され、さらに1名増となり、現在の人的配置が実現をされております。

また、健全な職場環境の構築についてですが、令和5年度からは、一部の担当者に負担が偏ることのないよう、業務管理を積極的に行い、負担の平準化と併せて各担当者に対して必要な業務の履行を指示をしております。ケース検討会においては、私が当時ケースワーカーであったときと遜色のない意見の出し合いが行われているというふうに感じております。

ただし、長い期間をかけて生活保護の業務精度が低下をしたということもあって、劇的に状況がよくなったと評価できる状況にはございません。今後は、今ある課題を先送りすることなく、解決に向けてアプローチをする中で、生活保護による各種扶助、他方による各種サービス等が適切なタイミングで確実に行き渡るよう、生活保護の業務精度を向上させるために尽力したいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。事務的な配置等を考え、業務の平準化等も考慮するということなので、かなり長いことのご答弁をいただきました。一定、納得はいたしました。すぐには改善されないというようなご答弁もありましたので、今後ともそういうところを気をつけていただいて、つなげていただきたいと思います。

最後に、今回、令和4年9月に遡って生活保護を適用したということでもございましたが、本人をはじめ周りに及ぼした影響について、どういったものがあつたのか。また、福祉事務所ではどういった対応を取ったのかについてお尋ねをいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 今回の生活保護の決定誤りに際しまして、生活保護の決定を令和4年9月にまで遡及決定を行いました。これにより後期高齢者医療保険・介護保険料、施設負担金について、令和4年9月に遡及して積算の見直しを行い、その差額を本人へお返しすることとなります。

一方、生活保護に係る部分については、本人の年金額が一定額以上あることから、新たに支出する項目はございませんでした。

今回の決定誤りにより、後期高齢者保険料を所管する市民・人権課、介護保険料等を所管する高齢者支援課のほか、医療費についても国保連での再計算が必要となったほか、入所している施設については、入所に係る負担金について再計算の上、本人への還付等の手続という大きな事務的負担を強いることとなり、大変申し訳なく考えており、関係する機関及び関係者の方

には謝罪を申し上げたところでございます。中でも、入所されているご本人及びご親族の方については、大変な心労を長い間おかけをしたこともあり、謝罪をさせていただきました。今後、令和4年9月に遡及して各種負担金等が精算されますので、丁寧な説明を行い、関係機関と協力し、安定的な入所生活が続けられるよう尽力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 一定、答弁いただきました。謝罪もございました。各課と高齢者支援課、その他医療関係、それから福祉事務所等と、事務の連絡というか、そういうところがずっとなされていなかったというようなところを今後謝罪しながら努めていくというようなお返事だったと思います。

今回の決定誤りは、対象者ご本人よりも金銭等の管理を行っていた、先ほど福祉事務所長からもございましたけれども、その方に心労があったと聞いております。この方は、対象者の遠い親戚の方で、生活保護の適用にならない高齢者である対象者の今後のことを大変気遣って、気を病んでおられました。福祉事務所には、今回の件を糧として、保護対象者に寄り添って、生活保護制度を確実に運用されることを重ねてお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、四万十川の屋形船についてお伺いします。

4月3日午前11時頃、沈下橋に屋形船が衝突する事故が発生しました。事故当時、船には船頭と乗客合わせて37人が乗っており、遊覧航行中に三里沈下橋の橋脚と衝突し、このうち2人が頭などを打って病院へ搬送されました。いずれも命に別状はないということでございましたので、不幸中の幸いではありましたが、国土交通省四国運輸局の調査で、海上運輸法に基づく従業員への安全教育や事故が起こった場合の対応訓練がなされてなかったというようなことでございます。

四万十川での水難による死亡事故は、令和元年9月から起きておりませんが、事故が起これると、川と共に生きるまち四万十市のイメージが悪くなるのが一番懸念されます。市は、これまでも沈下橋から飛び込み禁止やライフジャケットの無料貸出しなども行い、事故を未然に防ぐ対策を取ってまいりました。屋形船につきましても、不備なことがあれば、事故防止に向けて、市として指導や助言をするべきではないかと思ひ、質問をいたします。

国は、2022年の北海道知床半島沖の観光沈没船事故を受けて、今年4月から、業者に法令違反の内容により点数を課して、累積すれば事業停止処分などを出すとしております。今回の事案は、点数を課すほどのことではなく、警告でとどまったようでございます。制度は、今年4月から始まったとのことでございますが、施行直後の4月3日の事故、対応が後手に回ったのではないかと懸念をいたします。

そこで、お聞きをいたします。

四万十川には、屋形船業者が何社ございますか。また、その形態はどういうものですか。まず、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

現在、本市には、遊覧船事業者としまして4社が経営しております。事業形態といたしましては、海上運送法における不定期航路事業に位置づけられておりまして、遊覧船事業は、そのうちの人の運送をする不定期航路事業となります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。不定期航路事業、内航不定期航路事業でございますと判断しましたが、よろしいでしょうか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） はい、そのとおりでございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） では、内航不定期航路事業についてお聞きをいたします。

毎年この季節に、観光遊覧船連絡協議会が主体となり行っている訓練がございます。今年も6月6日に三里沈下橋付近で、全ての屋形船業者が参加するとともに、市・警察・消防・四万十川リバーアクティビティ連絡協議会も加わって行ったと認識をしております。これが従業員への安全教育や対応訓練だと思っておりましたが、今回の四国運輸局の指摘で、安全教育、対応訓練が行われていないということは、この訓練では目的を達していないと、この訓練のほかにも業者のほうが行わなければならないことがあるというように判断しましたが、その辺を教えていただけませんか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

運航事業者は、海上運送法の規定により、輸送の安全を確保するため、事業運営の方針、計画、組織及び情報連絡体制、運航方法、緊急事態の対処方法等を定めた安全管理規程を作成し、国へ届出することとされております。この安全管理規程に基づき、1年間に少なくとも1回は安全に関する教育、訓練を行っているという認識であり、高知運輸支局に確認したところ、安全管理規程に位置づける訓練に関しては、観光遊覧船連絡協議会が実施しております訓練でも差し支えないとのことでありました。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 訓練のほうはよろしかったということですが、安全管理規程の中にいろいろと違反というか、実施されていなかったことがあったと、そういうような判断で

今回の処分となったというようなことでございましょうか。再度質問します。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

昨年度ですが、遊覧船連絡協議会が行っています訓練を雨天天候不良のために行っておりませんので、それがもしかしたら原因だったかもしれませんが、それかもしくは、先ほど前田議員がおっしゃられたとおり、安全管理規程に定められた訓練をしていなかったのか、どちらかだと思っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。そしたら、昨年はこの訓練をされていなかったわけですね。その辺を指摘された可能性もございます。中身のところまでは分からないかもしれませんが、その辺、市のほうも、少し、市もしくは関係機関、ほかの関係機関もございますが、チェックをしておくべきではなかったでしょうか。そのように感じます。

では、訓練ですけれども、本年は実施されております。訓練の内容についてお聞きします。

昨年の京都の保津川下りで船頭2人が亡くなりました。この事故では、ライフジャケットが手動式であったこと、事故直後、携帯電話での電波が届かず、連絡が取れなかったことなどが問題となりました。知床、保津川と2年連続事故が起き、この4月での改正であったと思います。訓練内容が大変厳しくなったのではないかと想像をいたしますが、今後はどうのような訓練を行わなければならないのか、変更点などがありましたら教えていただけませんか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

市内遊覧船事業者と四万十市が連携した安全運航に関する取組としまして、事故等の不測の事態に対する救命救助技術を習得することを目的としまして、観光遊覧船連絡協議会と四万十リバーアクティビティ連絡協議会の共催により、救命救助訓練を平成24年度から実施しております。これまで運航中にエンジンが故障し、航行不能となった座礁事故や遊泳期の水難事故等、様々な状況・場面を想定した訓練を行ってまいりました。本年度は、先ほど前田議員も言われたとおり、6月6日に幡多中央消防署・中村警察署のご協力をいただいた上で、遊覧船とSUPの接触事故を想定した救命救助訓練を行い、6団体42名の関係者の方にご参加をいただいたところでございます。

また、本年4月に発生した三里沈下橋橋脚への衝突事故を受け、遊覧船事業者の独自の訓練としまして、事故が起こったことを想定した無線及び携帯電話を使用した通信訓練やエンジントラブルが発生したことを想定した人が人への対応訓練を実施済みとお聞きしております。

観光商工課といたしましては、運航事業者が独自で行う訓練だけでなく、市内事業者が連携した取組としまして、観光遊覧船連絡協議会主催による救命救助訓練を引き続き実施し、その

ときの事故等の状況に応じた訓練を行いたいと思っております。そうした上で、観光客の方に楽しく、そして安心・安全に四万十川を満喫いただける受入れ環境を整えるとともに、安全運航の周知・PRにも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 今の答弁では、さらなる訓練というのは、恐らく独自でやられるというところ、それと今までの連絡協議会でやられる2本立てのような答弁だったと思います。そうすることで、法的には、これまでの訓練で賄っていけるという判断でよろしいでしょうか、その点お伺いします。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） 高知運輸支局に確認したところ、安全管理規程に位置づける訓練に関しては、私たち観光遊覧船連絡協議会が実施している訓練でも差し支えないと確認しております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

4月3日の事故は、点数を課するほどのことではなく、警告となりましたが、今後この4月から始まった累積による事業停止というような形のございますが、その点、違反した場合の点数等について、分かれば簡単に教えていただきたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

すみません、ちょっと長くなりますが、まず観光遊覧船事業の手続についてご説明いたしますと、海上運送法に基づき、地方運輸局に人の運送をする不定期航路事業届出あるいは旅客不定期航路事業許可が必要となります。その際、必要な資格として、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦士免許及び特定操縦免許の取得が必要となります。ご質問の違反した場合の点数と累積による事業停止ですが、小型船舶操縦士免許として過去3年以内の処分前歴がない場合は5点、処分前歴がある場合は3点を所有しており、例えば救命胴衣の着用義務違反等では2点、危険操縦等では3点の違反点数となるようございます。違反した場合は、再教育講習の受講が必要となるとのことです。

事業停止、遊覧船事業者の停止または取消しとなる場合ですが、旅客航路事業者に対する行政処分といたしまして、海上運送法の規定に違反したり、許可・認可に付された条件に違反した場合には、当該事業者に対して事業の停止や認可の取消しを行うことができるものとされております。そのほかにも、航路安全法上の違反や許可また認可を受けた事項を実施しないとき等は、事業の停止や認可の取消しを行うことができるものとされております。そのため、小型

船舶操縦士免許に違反した累積点数により事業停止となるものではなく、海上運送法上の違反行為等により事業の停止や認可の取消しが行われるものと認識しております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 詳しくありがとうございました。主体ではない市の観光商工のほうにこれだけ説明していただきまして、ありがとうございます。調べていただきまして、ありがとうございます。海上運送法に基づく違反ということで、納得をいたしました。

いよいよ水の季節となってまいります。今シーズンは、コロナが5類に変わって2年目となり、観光客も大変多くなると予想されます。人が多くなると、どうしても事故も増える可能性が高くなります。これからも水難事故を起こさないよう、おのおのが十分な体制を取り、備えていくよう、また市のほうにはご指導いただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

次は、いつもでございますけれども、防災・減災対策について伺います。

まず、本市の災害時の受援体制についてお尋ねをいたします。

昨夜から今朝にかけても、線状降水帯の予想もあり、かなり雨も降りましたが、災害の発生はありませんでしたので幸いでした。これからは、梅雨も後半、大雨による災害も懸念されます。昨年の6月2日には、線状降水帯による大雨で土砂崩れ・崖崩れなどが発生して、住家に土砂が流れ込んだり、道路の通行止めも発生したと記憶しております。

そこで、お伺いをいたします。

本市で災害発生が予想される時、避難指示などの発令をする判断を市以外の外部者に相談できる体制となっているのか、まずはお聞きをいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

避難指示などの発令をする判断につきましては、高知地方気象台からの防災支援メールや民間気象会社ウェザーニュースからの本市に特化した気象情報の提供などを参考に、発令のタイミングを図っていきます。ほかにも高知県の防災情報ポータルサイトや国土交通省の水害リスクラインなどの様々な媒体から情報収集を行い、判断材料としておりまして、必要に応じて関係機関への連絡を行っております。

さらに、高知地方気象台長や中村河川国道事務所長から市長への直接のホットラインがありますので、台風や大雨等の見通しや警報級の発表・解除の見込みについて、随時情報交換ができる体制となっております。

また、平時から関係機関とは、防災の担当者会や気象防災ワークショップ、それから防災システムの操作研修、各種防災訓練、勉強会などを行っておりまして、顔の見える関係性を築いておるところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。かなり充実したというか、関係機関との連絡を密に、災害情報等を受け入れて発令をしているというようなご返事だったと思います。私も思っていたとおりでございます。幾ら市長が責任を取るといっても、市長は気象予報士でもございませんので、かなりの助言をいただく、そのような体制が整っていると思えました。

さらに、気象台長等ともホットラインで連絡が取れるというところで、大丈夫なのかなというか、大丈夫であると思われませんが、さらにそこでもう一つお聞きをしたいことがございます。

気象庁の中に、気象防災アドバイザーというものがございます。自治体などの災害対応の助言を行うとしております。47都道府県に必ず1人以上が配備されていると認識をしております。あそこへパンフレットを出してもらえませんか。見ていただきましたら、小さいですので少し見にくいですが、右上に災害情報の発令を適切にできるか不安、そういうような地方自治体に対して、あなたのまちに気象防災アドバイザーをとというような、こういうような制度がございます。その辺はどうでしょうか。高知県には、そのような方は何人かおいでだと思いますが、何人おいでですか。また、緊急時にはアドバイス等ももらえるのか、その辺、分かりましたら教えていただきたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

まず、気象防災アドバイザーは、国土交通省から委嘱を受けた方で、令和6年4月1日現在で県下には1名の気象情報アドバイザーがいるとお伺いしているところでございます。気象防災アドバイザーは、大雨等の防災対応時における防災気象情報の読み解き、それから気象の見通しの解説、これに基づく市長等幹部への状況説明や助言等、地方公共団体の防災対応を支援することが役割となっており、地域の特性に応じた気象状況を踏まえた助言等を行ってもらうことができますけれども、基本的には自治体での任用が必要となります。任用形態は、いろいろございますが、まだ制度ができて間もないということから、アドバイザーの数が少なく、高知県のアドバイザーはほかの業務へ就職していると聞いておりますので、四万十市で任用することができません。そのため、現状で気象防災アドバイザーからアドバイスをもらうことはできませんけれども、近年、他の自治体では防災の専門家などを職員として任用していますので、今後市での初動訓練などを行う予定としておりますので、その中の課題などを検証をする中で、気象や災害の専任的な人材の必要性についても考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。まだ制度が始まったばかりで、あまりそういうような人

材もないというところで、現在のところは任用は無理というお答えだったと思います。

ただ、今後は、アドバイザーにそのような判断をお任せするような体制もできるかと思っています。今後、そのようなことをもお考えいただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

次に行きたいと思っています。

次に、現在の能登半島地震の被災地で行われております全国の自治体職員による支援活動についてお伺いをいたします。

4月21日から24日まで、同僚の寺尾議員と一緒に石川県の内灘町にボランティアに行き、その後、奥能登地方の輪島市・珠洲市など被災地を視察してまいりました。そこで、輪島市の災害対策本部を訪ね、本部を束ねている危機管理監からお話を聞いてまいりました。それによりますと、1月1日の発災当初、災害対策本部は大変混乱をしておりましたが、1月3日に三重県の災害マネジメント総括支援チーム、GADMといいますが、GADMが入り、支援が始まり、対策本部をまとめていただいたようでございます。彼らがいなければ、しばらく混乱が続いていただろうと言っておりました。

そこで、またすいません、系統図を出していただきたいと思っています。これも小さいですけども、これが輪島市の支援の総括チームと対口支援の系統図でございます。真ん中辺の赤で囲んだところが総括支援チームでございます。その横に災害対策本部がありまして、向かって左のほうにありまして、そこと連絡を取りながら、また総括支援チームは、国・総務省等との連絡、それから全国各県から入ってきたいろいろな業務をしている県のところと連絡を取りながら復興支援をしていくというような形でございます。ちなみに、高知県は、被害認定調査、真ん中ほど、赤で囲んであります。それから、被災証明発行窓口、このようなところへ派遣をされておったというようなことでございました。

今回の災害派遣は、国の示す応急対策職員派遣制度によるものと把握しているが、輪島市で見た総括支援チームと対口支援、カウンターパートというらしいがですけども、2本立てによる被災地支援の取組はどのようなものであるのか、分かる範囲で教えてください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

まず、災害マネジメント総括支援チームは、災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員などで構成されております。それぞれの役割を簡単に言いますと、災害マネジメント総括支援員は、本部の人員として災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者、災害マネジメント支援員は、避難所運營業務や罹災証明の交付業務など、災害対応業務に関する知見を有する者となっております。

次に、対口支援による方式とは、被災市町村を1対1で担当する団体が自己完結的に支援を行う方式です。高知県は、山口県及び島根県と対口支援の協定を締結しておりますので、四万

十市が被災地となった場合には、山口県及び島根県を通して各県内市町村から支援を行うということになります。支援の事例としましては、災害対応について、市長への助言のほか、避難所運営及び罹災証明書の交付など、個別業務に関する助言などであり、災害マネジメント総括支援チームと重複する内容もございます。

ご質問にありました被災地支援の取組につきましては、本年1月に行った能登半島地震について、県経由で石川県に問合せしましたところ、災害マネジメント総括支援チームと対口支援を両方実施した市町村数は、石川県輪島市ほか4市町村あったということです。なお、具体的な支援内容につきましては、明確な情報が今の段階ではないということでした。

あと、本市が行った対口支援につきましては、今ご説明したことが基本となりますけれども、それでも支援し切れない甚大な災害の場合は、その後、全国の都道府県、市町村が支援に行くというスキームに変わりますので、本市は、総務省からの対口支援の要請が高知県にあって、高知県の呼びかけにより多くの職員が能登のほうに支援に行ったということになっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） なかなか中身が濃いことで、全部は理解できませんでしたがけれども、対口支援を普通行うときは、山口県・島根県と連絡を取りながらという形が、今回は総務省から直接高知県へあったと、そういうような判断でよろしいでしょうか。その確認です。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） すいません、分かりにくくて申し訳ないんですが、まず第1段階目としましては、先ほど議員から説明がありましたGADMが被災地に行くようになります。その後、各ブロックで協定している、例えば中国・四国地方だとか九州、それからあとは近畿・中部・東北・北海道というブロックがありますけど、そこで協定している都道府県が対口支援で第2段で入っていくことになります。その後、どうしてもその支援では支援し切れない場合に、全国から国の呼びかけによって支援に行くというふうな流れになっているそうです。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。複雑なところはございましたけれども、分かりました。

本市は、職員、かなり行かせたと思いますけれども、どのような業務に何人、期間も含めて派遣されたのか、大まかに教えていただけませんか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

本市職員の派遣としましては、まず令和6年1月27日より、市民病院の災害派遣医療チーム、DMATといいますけれども、5名の職員が特別養護老人ホームに入所する方の医療ケア業務に従事しております。その後、2月5日から6月1日までの間、高知県や日本栄養士会からの

要請によりまして、9名の職員が派遣され、住家被害認定調査や要支援者の健康管理、それから被災者への栄養・食生活支援等を行っております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。地震防災課からも1名行かれておりますけど、1.5避難所、そのこともここに入っているんですね。分かりました。

それで、輪島市で、大阪の吹田市から来た総括支援員に聞いた話でございますけれども、全国に36名の災害マネジメント総括支援員がおいでまして、高知県内にも南海トラフ地震を想定して複数名いるということをお聞きをいたしました。本県に総括支援員は何人おいでますか。また、どのようなところに所属しているのか、分かりましたら教えてください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

高知県危機管理・防災課からの情報によりますと、県内で4名の方が支援員となっております。全て県の職員でございます。担当する部署は、幡多地域本部、それから危機管理部・安芸土木事務所・防災砂防課ということでお聞きしております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 現在4名ということですが、私の聞いた話では、かなりの方が退職されて、この倍ぐらいはおいでたということも聞いております。ただ、退職をされたので、その任務を外れたというようなことございました。その中に香南市の職員が1名いたということも聞いております。

国は、被災地自治体のみでの体制では膨大な災害業務を行うことは困難であり、災害時にはちゅうちょなく応援要請を行うようにとっております。各自治体の受援計画に本制度を盛り込み、受援体制整備をお願いするとも言っております。先ほどお答えをいただきました市の職員、香南市の職員1名もおるとところで、本市におきましても、大災害時の受援業務にこのような知識を持った者がいることがとても大事だと思っております。災害マネジメント総括支援員等研修は、国のほうで逐次行われているとも聞いております。私は、本市の職員1人でも受講させるべきだと思っております。資格を取得した総括支援員が、本市の受援担当者となって災害時の関係機関との連絡や応援に入る執務スペース、要請人員の考え方などをあらかじめ想定して設定しておく、そのことで大災害に備える、そんな体制ができると思います。また、そのほかで災害が起こったときには、全国に派遣され、経験を積んでおく。本市の防災力の向上には、一番だと思います。ぜひ検討いただけないか、見解をお願いします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

災害マネジメント総括支援員等の登録、派遣の仕組みとしましては、まず総務省へ推薦することとなりますけれども、推薦の対象としましては、都道府県及び指定都市の職員を基本としておりまして、議員がおっしゃられるとおり、市区町村の職員も推薦が可能で、その後、総務省・消防庁で実施する研修を受けた者が名簿に登録されることとなります。発災時のことを考えると、このような研修を受講しまして、職員のスキルアップを図ることは重要ですし、他県等での発災時には、被災地に派遣されることによって支援を行うことができ、様々な見識を広げることができますが、この研修は比較的大きな自治体、先ほど言いました都道府県や指定都市の職員を対象としているため、本市の職員には今のところ向いていないのかなとも考えております。

県にお聞きしますと、人材育成の観点からは、内閣府主催の防災スペシャリスト養成研修や神戸市の人と防災未来センター主催の防災担当職員を対象とした研修等もあるそうです。南海トラフ地震発生時には、職員も被災する可能性が高く、限られた職員での災害対応となりますので、議員のお考えは、迅速な対応をマネジメントできる職員を育成していくということであると思いますので、どのような研修を受講していくか等は、今後、初動訓練等の課題を検証する中で考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。総括支援員の研修でなくても、スペシャリストを育成することがほかにもできるということで、理解をいたしました。そういうところに向けて、またご検討をお願いいたします。

次に行きます。

5月末で、輪島市や珠洲市などに入っていた自衛隊と全国の自治体が行っていた対口支援、総括支援業務も発災から5か月で終了との情報を報道で知りました。輪島市の坂口市長からは、今後とも中・長期的にわたり支援をお願いしたいとの意見もあります。また、実際、国に要請して20人を募集したが、11人しかそろわなかったとの報道もございました。本市を含む高知県の支援は、今後どのようなようになるのか。必要性も含め、分かっている範囲、県のことで、市としては従うという形になると思いますけれども、どのような流れになるのか、分かりましたら教えていただきたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

高知県によりまして、短期的な派遣は5月で終了しておりまして、今後の派遣の必要性につきましては、国や全国自治体等からの要請などを踏まえまして、県と協力していくということでもございました。

また、現在、中・長期的な派遣としましては、総務省の要請によりまして、輪島市へ1名、

期間は2年間、それから全国知事会の要請に基づき、石川県庁へ2名、期間は1年間、県職員が派遣されているとお聞きしております。本市としましては、中・長期的な派遣につきましては、通常業務を持った中で職員の派遣となりますので、現在は見送っておりますけれども、高知県の動向等を注視しながら、必要性があれば派遣に向けた調整を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。分かりました。県の意向に沿って、派遣も考えるというところでございます。ありがとうございます。

輪島市や珠洲市などで見ましたら、まだまだ道路事情や宿泊施設が少なく、ボランティアも少ないと、マンパワー不足が顕著でありました。そういうところを見てきたところでございます。

また、行政の職員の支援だけでなく、いろんな建設関係の方、水道関係も足りないというようなことでございました。したがって、作業が長期的に続くようにも聞いております。ぜひ、本市の皆さんも、今後ともご支援いただけたらと思います。多くの方が支援業務を経験することで、ボランティアを含めてすることで、今後の南海トラフ地震対策につながると思いますので、よろしく願いをいたします。

次に行きたいと思います。

最後に、感震ブレーカーについて伺います。

3月議会にも通告をしておりました。他の議員からも質問があり、執行部からも一定の答弁がありましたので、納得をしていたところでございますが、それからあまり進んだ話もございませんので、再度通告をいたしました。

阪神・淡路大震災で問題となった通電火災ですが、このような地震では、揺れが収まった後の通電時に電気配線がショートする通電火災が多いということは、3月議会で大西議員も申ししておりました。能登半島地震でも、輪島市の朝市通りで起きた大規模火災は、私も現地を見てまいりましたが、地震が発生してから2時間後に起こり、240棟の建物が焼け、約5万㎡の範囲が消失しております。この火災も、総務省消防庁は、焼け跡から見つかった電気配線に溶けた跡が認められて、ショートした可能性が高いとの見解も示されております。

本県も、地震の揺れで電気を遮断する感震ブレーカーの普及に、能登半島地震から力を入れているところでございます。本市は、昭和南海地震で、県内で発生した火災の83%が旧の中村町内、現在の市街地で発生していることを踏まえ、地震火災対策を重点的に推進する地区と定め、県の事業で平成28年2月までに市街地3,300戸に感震ブレーカーを配布しております。しかしながら、その後対応していなかったことから、県は、このほど地震火災重点地域で平成31年度以降新たに新築されたものの未設置である住宅に感震ブレーカーを配布するとしていま

す。間もなくはがきでお知らせして、希望によりインターネットで申し込み、無料配布することをございます。

しかしながら、本市の体制では、全てを防ぎ切れな思っております。市街地の重点地区以外にも、右山や具同、渡川、その他団地などでも密集地がございますので、普及させる必要があると思ひます。基本的には、全戸にあればいいと思っております。重点地域以外でも、国、県の補助制度がございます。3月議会では、国の補助制度も利用し、普及を進めたいとの答弁もございましたが、本市では、いまだにこの補助制度は示されておひません。国が2分の1、県が4分の1、市の持ち出しは購入金額の4分の1で済むと思ひます。簡易的なものでしたら、価格についてもそれほど高くはござひません。本市でも、この補助制度を取り入れて、普及を図っていただけませんか。再度、お願いをいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

議員が申されたとおり、能登半島地震においては、家屋倒壊とともに、火災も多数発生しましたことから、現在、市内全域を対象としまして、本市の家具転倒防止対策と併せ、感震ブレーカーの購入及び取付け補助の制度化に向け、事務を進めているところではござひます。感震ブレーカーは、様々な種類があり、価格帯も広いことから、近隣市町村の状況などを調査しまして、国及び県の補助を活用しまして、9月頃をめどに制度化を図っていく予定としております。よろしくおひ願ひいたします。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。9月をめどで取り入れるということで、お答えをいただきました。ありがとうございます。ぜひ、よろしくおひ願ひをいたします。

これで、あと少しでござひますけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で前田和哉議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時0分 休憩

午前11時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、大西友亮議員。

■11番（大西友亮） それでは、質問通告に従ひまして、質問をしていきたいと思ひます。

まず最初に、中学校の不登校児童についてお伺ひをしていきたいと思ひます。

不登校の問題は、高知県全体でも問題となっており、2020年、2021年と2年連続で全国ワースト1と、非常に不名誉な1位となっています。現在でも、依然として不登校率は高いままと

なっていますし、高知県全体としても大きな問題となっています。本市でも不登校率が高く、これまで多くの議員の方が不登校について質問を取り上げてまいりました。不登校になる原因は多岐にわたることから、一概に原因を言うことは難しいと思いますが、不登校率の高い原因についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えします。

中学校の不登校生徒につきましては、今議員が言われたように、四万十市でも学校関係者において様々な努力がなされておりますけれど、また社会的自立に向けた支援も行ってきましたが、依然として高い水準で推移している現状があり、本市の大きな教育課題と捉えております。議員が質問されたように、不登校の主な理由、要因ながですけれど、いろんな要因が絡み合っ、1つに特定できるものではありませんが、本市の教員が捉える不登校の主な理由としては、1つ目が中学校生活になじめなかったり、中学校の生活に関する事、またその不安、その次、個人の生活リズムの乱れ、また友人や先生との関わり、また学業に関する事などが多く挙げられています。このような生徒が不登校になるのを防ぐことができなかった原因としては、まず生徒の不調の兆しを早期に捉えることができなかった。また、友達とのコミュニケーションがうまく取れない生徒への支援が十分ではなかった。また、不登校の生徒の多くが学業に悩みを抱えていたことから、授業の改善や学習支援について十分ではなかった。また、関係職員間、例えば1年生から2年生に上がるときに、そういう職員同士での不登校生徒に関する十分な引継ぎができていなかった。こういうケースもあるがではないだろうかと思います。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。不登校の率が多岐にわたっているというのは、私も理解をしております。

そこで、ごめんなさい、何月議会だったか忘れてましたが、山下議員のほうから、四万十市特有の何か特殊な理由があるのではないかとというところで、課長のほうから答弁として、多岐にわたるといような答弁がありました。その中で私が思ったところは、例えばオンラインゲームをすとか、学校になじめない、それはいろんな他市でもあると思います。ただ、高知県がこれほど低いっていうのには、僕は何かもう本当に特殊な理由があるんじゃないのかなって。そこで、僕が考えたのが、高知県での教職員への成り手不足。ちょっとお話を聞きますと、高知県では、学校教員、現場で働く先生が非常に少ないというようにお話もお伺いをいたしました。そこら辺で、教職員が学校に配置をされる人数が非常に少ないんじゃないかなと思うんですが、そこら辺についての教育長の見解はいかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたします。

高知県っていうのは、比較的他県と比べても小規模校の学校が多いですので、他県と比べれば、子供1人に対する教員の割合っていうか、それは多いほうだと思います。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。教育長の見解としては多いということですね。分かりました。

それでは、次の項目に移ります。

不登校児童の原因については、先ほど答弁をいただきました。これまでにに対して、どのような対策を取ってきたのか、お伺いをいたします。本市でも多くの対策や県でもスクールカウンセラーの配置等、多くのことを行ってきたと思うが、これまで効果のあった対策やあまり効果が見えなかった対策がありましたら、お願いをいたします。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えしたいと思います。

少し長くなりますけれど、まず各学校においては、しっかりと生徒の様子を把握するとともに、今1人1台端末という形でタブレットを与えていますが、その中にきもちメーターっていう、その日の子供の状況を把握するソフトが入っております。そのきもちメーターなんかを活用して、また学校に常駐しているスクールカウンセラーとも連携しながら、まずは生徒の気持ちはどういう状況で学校に来ているかっていうことを把握することに努めております。また、その子供たちに応じて、その生徒に寄り添った対応を行っております。

その次に、それでも教室に入りづらいとか、登校渋りの生徒さんもおりますので、そういう場合には、管理職とか不登校担当教員、養護教諭などが連携して、別室や保健室、校内サポートルーム等で子供たちを柔軟に受け入れ、支援に当たっています。

ただ、そういう努力をしている中でも、どうしても学校に来にくい状況の子供さんが出てきます。そういう子供さんのことを不登校っていうわけですけど、そういう場合には、学校とのつながりを切らないように、担任や不登校担当教員などが定期的に家庭訪問を行っております。

また、各学校では、不登校を防ぐために、学校内で定期的に生徒の情報を共有する場を設定したり、中学校で不登校の生徒が比較的多いので、中学校の不登校担当教員が校区内の小学校の校内支援会へ参加するなどして、小中が連携して情報共有にも努めております。

また、学校ではないがですけど、本市には、旧東中筋中学校に教育支援センター、ふれあい学級がありますので、そこでは、不登校児童生徒に個々に応じた支援を行っております。

教育委員会の取組としては、不登校担当教員連絡協議会を年2回開催し、不登校の未然防止に向けた取組を行っております。

ただ、今、取組成果ということですけど、今ご答弁した取組を進めることによって、昨年

度の3月末の不登校児童生徒への支援結果状況を見ると、中学校では、不登校47名中19名の子供が以前に比べて学校に登校できる日が増加したとの成果が出ております。ただ、これは、47名のうち19名の子供が行ったので19名の子供は不登校ではなくなったってことは言えません。これは、もう年間30日以上欠席が不登校とされますので、それは、不登校の数としては減っていないかもしれませんが、傾向としてはいい方向に向かっていると。

逆に、成果が出なかったと考えられる取組ってというのは、今のところ、自分たちは考えておりません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ありがとうございます。きもちメーター、僕も中村中学校に視察へ行った際に見せてもらいました。非常にいい取組だなというふうに思っております。成果として、19名の児童の方が学校に、まだ不登校ではありますけど、行く数が増えてきたと、非常にいい成果だと思っております。

私は、多様性の時代に、不登校が悪いというふうには全く思っておりません。それぞれの児童がそれぞれの決断をして、学校に行かないという決断をした生徒、それは尊重すべきだと思っております。ただ、学校に行きたくても行けない、そういう子にはぜひ手を差し伸べていただきたいと思ひますし、学校に行かないという決断をした子にも、ぜひこれからも手を差し伸べていただきたいと思っております。

不登校の児童については、以上としたいと思ひます。

それで、不登校児童に関連して、本市では、中学校の統合という大きな問題がありました。そこで、質問をさせていただきます。

本市の不登校率は、依然として高水準となっております。本市の場合、大規模な中学校の統合があり、児童にとって、小規模校から大規模校に行くことにより不登校になりやすい環境にあると私は思っております。

また、受け入れる大規模校の児童の中でも、途中から多くの友人が増えることにより、大きな環境の変化があったと思ひます。このように大規模校に行く児童も、もともと通っている児童にも、環境の変化があったと思ひますが、統合前と統合後の不登校率はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） そしたら、統合再編で周辺の小規模の小学校から来た中学校ってというのは、主に中村中学校と中村西中学校ですので、その中村中学校と西中学校全体の不登校のことをご答弁させていただこうと思ひます。

本市では、令和3年度から令和6年度にかけて、中学校11校から3校に再編いたしましたが、この間の不登校率について、統合前の年度からそれぞれの学校区で見ますと、中村中学校

の不登校率は、令和2年度が4.7%、3年度が6.4%、4年度が5.5%、令和5年度が5.6%です。令和6年度は、現時点ですけれど、3.9%です。また、中村西中学校区の不登校率は、令和2年度が7.4%、3年度が8.8%、4年度が3.7%、令和5年度が7.2%。令和2年度からずっと再編が進むに従って、不登校率が上がってきたという、そういう傾向は見れないと思います。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。

先ほども述べたように、統合により多くの環境の変化等があったと思います。友人も増えますし、その中で、僕はずっと前から懸念をしておりましたが、当時は徳弘教育長だったと思いますが、土佐清水市での統合のときに中学校が荒れたというような問題もありました。統合後、児童の様子っていうのはどのような感じなのか。統合する側の児童もいますし、もともと通っていた児童もいると思いますが、そこら辺の変化等、どのように今教育長は受け止められているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁したいと思います。

その前に、少しだけ先ほどの不登校のことで、追加で少しだけ構いませんか。自分たちも、学校再編することによって、特に小規模の小学校から来る子供が比較的大きな学校に入ったときに不登校になる率が高まるのではないかってすごい心配しておりました。そのデータも取って見たがですけれど、今のところ、多少、小規模の小学校から、例えば中中とか西中に来た子供さんが多少は不登校率が高いかもしれませんが、極端に小規模の小学校から来た子供さんが不登校になるっていう傾向は今のところありません。それを先にお伝えしておこうと思います。

統合後の子供たちの様子ですけれど、令和4年度に学校再編を行ったときに、中学校に通学している生徒に対してアンケート調査を実施しました。これは、再編して中村中・中村西中に来た子供たちを対象にのアンケートですけれど、その結果を見ますと、入学する前の気持ちについては、全回答者の52%の生徒が不安を感じていましたが、その生徒についても、入学してからは、大人数になって友達が増えた、また人数が多くて楽しいなどの回答があり、全回答者の69%の生徒が、再編について、よいと感じておりました。若干ではありますけど、小規模の学校がいいっていう生徒さんもおりました。また、学校からは、大多数の生徒が生徒が増えたことに喜びを感じ、前向きに学習生活を送っているとお聞きしました。

議員もご存じだと思いますけれど、昨年度末をもって下田小学校・大用小学校の卒業生も完全に中村中学校に来ることになりましたので、一応、再編、昨年度で一つのめどが立ちましたので、今年度また同じようなアンケートを実施する計画をしております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ごめんなさい、1点、荒れてるとか、そういうことはないんでしょうか、学校自体で。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） 本市の場合の再編は、こういう言い方が適切かどうか分かりませんが、もともとの中村中学校・中村西中学校の母数が、再編して来る子供さんの数と比べると非常に大きいので、再編をしたからといって荒れたりとかそういうことは一切見られておりません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。

入学前は52%の子供たちが不安を抱えていたけれども、統合後、現在学校に通っていることに喜びを感じているのは69%の子供たち。ただ、僕が心配なのは、31%の子供たちに学校としてどう寄り添っていくのか。これは非常に心配をしております。一気に友人たちが増えたときに、疎外感だったりとか、そういうことを思っただけで不登校になってしまう子もいると思います。僕は、もともと不登校自体が悪いとは思っていませんが、そこら辺のケアっていうのは、今後どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えしたいと思います。

四万十市では、毎月1回、校長会っていうのを開催しております、全ての小中学校の校長が集まるわけですけど、そのときにもよく話をするがですけど、実は、昨年度末に不登校の子供さんと保護者対象にアンケートを取らせてもらったんですけど、そのときに感じたのが、保護者の方なんか、先生たちは本当に不登校になっている子供の気持ちとか、その子供を持つ保護者の気持ちが分かるんだろうか、分かっているんだろうかっていう声がありました。それも関してながですけど、学校の教員っていうのは、子供たちの気持ちに寄り添うっていうか、そこが何より大切だと思っておりますので、校長会のたんびに、全ての子供が学校に来て楽しいとか、学校に来てよかったとか、あしたも学校に来たいとか、そういう学校づくりを目指すように、校長のほうには常にそういう話をしているところです。ですから、先ほど言いました31%の子供さん、31%の子供さんが否定的っていうよりは中間層がかなりおりますので、ただ1人でも2人でも学校に来ることがつらいとか思っている子供がおるんだしたら、そこに寄り添うような指導はやってきております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ぜひお願いをいたします。非常に児童にとっては大事な時間だと思いま

す。僕も社会に出て思うんですが、学校っていうのはすごく特殊で、すごく特別な時間だったなというふうに思います。同学年があれだけ集まって一緒に勉強や一緒に遊んだりするっていう環境っていうのは、もう恐らく社会に出たらありませんので、そこで友人だったり、いろんな考えを持っている人とお話をしたりとか、非常に大事な時間だと思いますので、ぜひその時間を有意義に過ごせるように、ぜひケアのほうを今後もよろしく願いをいたします。

これについては、中学校の不登校児童については終わっていきたいと思います。

続いて、文化センターの跡地についてお伺いをいたします。

跡地利用についてです。この質問をするに当たって、私は、住民の方から相談を受けて、この質問をするに至りました。というのも、文化センターの跡地をどうしていくのか、市のほうから全く動きとかもあまり見えてこないということで、その方は非常に不安を抱えていて、僕に相談をしてみいました。それを踏まえて質問をしていきます。

文化センターの跡地について、今後どのように活用をしていくのか。住民の中でも非常に注目をされていると思います。本市の考えは、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

文化センター跡地利用につきましては、本市にとって効果的かつ有効的な利活用を行うべきと考えておまして、跡地についてどのような可能性があるのか、またどのような利活用方法が適しているのかなど、教育委員会事務局や市長事務局で広く協議・検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ごめんなさい、じゃあ今の課長の口ぶりというと、まだ全然協議とかはされていないということでしょうか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 行政の中で、協議は今のところはしておりません。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 早急に進めていただきたいと思います。

続いて質問をしていきます。

跡地利用について、住民の要求等は把握をしているのか。これまで住民や団体等から、文化センターの跡地利用について、何か要望等は把握をしているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

跡地利用に関する要望といたしましては、令和5年9月29日に行われました中村地区区長会との意見交換会の中で、要望としては上がっておりました。内容についても、そこで要望事項

として3点ほどお伺いをしているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） では、中村区長会以外からは、文化センター跡地に対しての要望等は特に聞いていないということよろしいですか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

それ以外で言いますと、令和6年2月19日受けの分でございますけれども、中村商工会議所より要望書が上がっているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。中村商工会のほうは、議会でも請願として出てきました。ただ、その請願書の中で、文化センターって書かれていないんですよ。堤防内と書かれているんですけど、本市には間違いなく文化センター跡地というふうに書かれているのでしょうか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

商工会議所より頂きました本市に対しては要望書という形になっておりますが、そこにつきましては、基本的に商工会議所の建設に際し四万十市の最大のご支援を賜りますようというふうな書きぶりがございます。その中で土地についてという部分では、市有地の活用をお願いしますという旨となっております。ただ、一例としてということで、旧文化センターの跡地の活用などというふうには例としては表現があるところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。あくまでも例ですね。ちょっとびっくりしました。分かりました。ありがとうございました。

では、次の質問に移ります。

先ほども述べました、この質問に先だって住民の方から跡地について相談を受けたんですが、その方は、非常にこの跡地の利用について危惧をしております、民間に使われるのではないかと心配しておりました。そこで、その方が市長とお話をすると、検討委員会を立ち上げ、住民等の意見をしっかりと聞くとおっしゃっていたようです。

そこで、検討委員会の立ち上げはいつ頃になるのか、まだ協議もされていないということですから、いつ頃になるのか、教えてください。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 先ほどご答弁しましたとおり、市としての着手はこれからにな

りますので、いつ頃どういうふうにといい日時的なところはお答えできませんが、具体的な利活用の方針が決まりましたら、状況に応じて検討をする組織の立ち上げも当然に必要と考えておりますので、その際には組織が、何かしらの検討する組織ができるものと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） では、まとまらなかったら、ずっとあのまま跡地をそのままにしておくということですか。もう跡地なわけです。市にとっても非常に大切な土地だと思います。そこに対して、まだ全然検討委員会の立ち上げの日時を言えないというのは、大体のところを目安的なところも切れないでしょうか、課長。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

また次のご質問の中でスケジュールもありましたので、お答えしようと考えておったところですが、当然に市の市有地、特にまちなかにありますので、そこを塩漬けというか、何もしないで置いておくっていう部分については、いろいろな意味でよくないことだということでは理解しております。もちろんそういう意味でご質問があったと思いますけれども、土地の利用についてのことにつきましては、今後のスケジュール的な部分、後ほどお答えしますが、まず年度内にはそういうふうなことについて、様々検討を、教育委員会の中でまとめていって、そしてまた庁内、組織内で話をしていくというプロセスで順次決定していくことになるというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） すみません、先立って聞いてしまいました。申し訳ありません。

先ほど課長もおっしゃっていましたが、市の大事な土地ですので、塩漬けのままではまずいと思います。

そこで、最後の質問に移るんですけど、地区住民の中でも非常に注目されていますが、今後、市としてどのようなスケジュールでこの跡地利用に対してスケジュールをしていくのか。先ほどちょっと答えられましたけど、お願いできますか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

今後、地区から正式な要望をはじめ、利活用を希望している団体からの要望内容を踏まえまして、年度内には本市組織内で協議を行い、所管となる部署の決定を行いたいというふうに考えております。なお、その後、詳細なスケジュールにつきましては、利活用の方針等が決まった段階で、また正式にお示しができるものというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ぜひ早急に、年度内で計画をまとめていくということでしたけれども、早急にさせていただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いをいたしたいんですが、住民にとっては、非常にこの跡地は大事な市の持ち物なので、ぜひ住民の方々、住民の方々と話す中でも、住民の方々の意見を聞いた中で検討していきたいと市長のお答えもあったみたいですが、私のほうからもぜひお願いしておきたいです。ぜひ、1つの考えに固執するのではなく、住民の方々から広く跡地利用に対してどのようにしていくのか聞いていただいて、検討委員会を立ち上げていただきたい。市長の任期も、ここで言うといいのか分からないですけど、3月までということになると思いますが、それまでには検討会をぜひ開いていただいて、大筋の跡地利用について、ぜひ線路を造っていただきたいなとも思いますので、ぜひそこら辺について、最後、市長、お答えいただけますか。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） 今ほど大西議員からも申されましたように、文化センターの跡地というのは、あの広い敷地で、大変これは有効活用しなくてはいけないと考えております。特に、まちなかには、集会所がほとんどありませんので、また同時に消防の屯所を今造ってありますけれど、これも恐らく新しくしなくてはいけないのではないかなと思っております。

その一方で、また民間のほうから、先ほど課長も答弁したように、事務所の移転というお話もいただいております。当然、それらをいろいろ想定するときには、地元の方々、特に区長さんに入っていていただいて、検討委員会をつくった中で、その中で物事を進めていく必要があるのではないかなという。これは、もし強引に進めるという形になりますと、また反対になりまして、わけの分からんような形になったら、これは大変ですので、より慎重に進めていかなくてはいけないと考えておりますし、また私の任期も、3期目の最後が5月までとなっておりますので、これは恐らく4月の一定、争点にまではならないと思いますけれど、選挙戦の一つの議題になるのではないかなと思いますので、そこらも十分踏まえた中で、より有効な活用策をつくっていかなくてはいけないと考えておりますが、もし私が来年の3月いっぱい引くと想定したら、それまでに道をつくるということにつきましては、なかなか無責任じゃないかなと思いますので、そこらあたりを今悩ましいところでもございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。その点については理解をいたしました。

年度内には、ぜひ意見を庁内でまとめていただいて、ぜひ検討委員会の立ち上げも含めた上で、なかなか市からの返答がないと住民の方々も不安ですので、ぜひ逐一住民の方々に分かるような形で報告をしていただきたいなと思います。非常に市として全然動いてないんじゃないのかっていう不安の声もありましたので、ぜひその点をお願いをいたしまして、私の質問は、

大分早いですが、終わっていききたいと思います。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で大西友亮議員の質問を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時0分 再開

■副議長（上岡真一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

川村一朗議員。

■17番（川村一朗） お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

四万十の森公園について質問をいたします。

四万十の森公園は、西土佐小学校、中学校、そしてその間を通る道とホテル星羅四万十・カヌー館・ふれあいホール・しまんと広場・キャンプ場・保健センターなどがすぐ近くにあります。西土佐地区では、中心位置に当たります。標高100mから400mに位置し、遊歩道が山の尾根まである広範囲を、地元では現在も四万十の森公園と呼んでいます。

ここで、2枚の映像を紹介いたしたいと思います。ここがふれあいホール、星羅四万十、そして小学校、中学校ですが、この写真は、2015年5月のグーグルアースのもので、左上から、先ほども言いましたように、ふれあいホールですが、このときは管理道が上空からも広く見えていると思いますが、現在はもう全く見えなくなっております。2枚目の写真ですが、2枚目は、西土佐村時代の公園の説明板、看板です。コーナーごとに花や植物、木の名前が入っています。昨年の松浦議員の質問に対して、この場所は公園整備を目的として整備されたものではなく、国の制度活用で自然の森林整備を、また県の事業で車道と遊歩道を整備を行い、平成13年度に完成し、完成後には西土佐村に引き継がれ、合併によって四万十市の管理となっていると答弁されています。市としては、市の条例に基づく公園ではないとのことですが、私のほうからは、地元の愛称で四万十の森公園と言わせていただきたいと思います。

ご存じのように、しまんとびあ建築等のための木材の搬出用の作業道がこの公園を横断するように造られ、これまでの遊歩道は寸断され、残された土の作業道も凹凸があり、歩行に適しているとは言えません。寸断されたところどころにある遊歩道も草が生い茂っています。これまで遊歩道を楽しんできた西土佐の住民から、何とかしてほしい。これまでの遊歩道が切り取られ、痛々しい。癒やしの場所がなくなったとの声が出ています。この四万十の森公園の現在の状況に対しまして、どのように認識されているのか、まず質問をいたします。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） それでは、四万十の森公園についてお答えをいたします。

先ほど議員のほうからもありましたが、昨年度、令和5年6月議会、松浦議員のほうからの質問でもありまして、答弁もさせていただいたところですが、この場所は、公園整備を目的と

して整備したのではなく、公園の多面的機能を高度に発揮させるべく、国の制度を活用して、県営事業で整備をされております。それで、平成8年に着手、平成13年完成ということで、旧西土佐村に引き継がれておりまして、現在に至っております。なお、先ほど紹介もありました看板には、公園の表記がございますが、現状、本市の条例におきましては、公園条例・都市公園条例・農村公園条例等がありますが、そういった条例で定められた公園ではございませんので、公園としての位置づけはしていないというのが現状でございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） この公園は、国や高知県の支援を受けて、森林や自然との触れ合いを持てる場として造成されました。四万十市の公園としての位置づけではないにしても、住民に対して、造成の目的を享受できるように維持すべきではないでしょうか。現在の荒れ果てた状況が自然との触れ合いを持てる環境を保っていると考えられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

先ほど申しあげましたように、整備に当たりましては県営事業で整備したもので、その際に管理車道及び管理歩道等の整備を行いまして、管理歩道は遊歩道としてご利用していただいていた経過がございます。

しかしながら、管理歩道等につきましては、本来その役割は山の管理のものであることから、通常の作業道と同様に森林施業時など、必要に応じて修繕等を行うといった維持管理に努めているところでございます。

したがって、現状は整備から20年以上経過していることもありまして、先ほど議員のほうからありましたが、植栽樹木や管理歩道などの現状は、当時とは異なった状況となっております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 遊歩道の途中の自然解説板には、四万十川に程近く、西土佐村の中心街が一望できることや、さきの映像で見いただきましたように、公園内の木々や植物が多種多様で、四季を通じて楽しむことができることなどが記載されています。最近、草をかき分けて遊歩道を歩かれた方からは、木々や花に加えて、たくさんの種類のトンボが飛んでいる。また、ヤイロチョウの鳴き声も聞こえたと話されていました。こんな自然豊かな場所がすぐ近くにあります。昨年、松浦議員が要望されたアスレチック的なものが経費的に困難であれば、せめて遊歩道を整備し、この山や自然が傷つけられた痛々しい状況を改善することができないか、質問をいたしたいと思います。今後の維持管理面から、この場所を条例に基づく公園として管理

する考えはないか、お伺いをしたいと思います。1つは、国が植物なんかも植えたりして、その名前の紹介というか、それなんかもやっているっていうことは、作業道だけが目的という意味ではないと、もともとはそうではなかったのではないかな、そういうふうに感じています。が、いかがお考えでしょうか。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

もともとその当時の事業が森林施業とかということで作業道を造ったということではなくて、事業名でいいますと、国の事業名としましては、生活環境保全林整備事業ということになっております。そういったことでありますので、目的といたしましては、保全林機能の維持と便利施設の維持管理等を行っていくというような、当時の古い協定書等を見るとそういうことも書かれておりますが、そういう経過がございます。

それで、先ほどご質問のありました、公園として位置づけて再整備していくかというような趣旨であったかと思いますが、先ほど写真でもお示しがありましたが、面積的にもかなり広大な山林化しているような状況になっております。そこをまた再整備するとなると、多額の経費を要するほか、後の維持管理費も考慮していく必要が出てこようかと思っております。したがって、現状としましては、公園として管理することは考えておりません。

以上です。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 公園として整備しなくても、せめて遊歩道が通れるというか、草刈りだけでもやったら、それで自然との触れ合いというのは、ある程度はできると思うし、高額には全てがなるわけではないのではないかなというふうに1つは思っております。

そして、インターネットで探索しますと、現在も四万十の森公園で探索ができます。同時に、四万十緑林公園も出てきます。ご存じのように、四万十町の四万十緑林公園は、林の中にピアノを置き、公園としての整備が行われ、注目を浴びています。その流れで、四万十市西土佐の四万十の森公園を訪れた人は、どう感じるのか。さきにも申しましたが、四万十の森公園の入り口は、西土佐小学校、中学校の間を通っていくコースとホテル星羅四万十やふれあいホールが入り口を通過していくコースがあります。しまんと広場・キャンプ場・カヌー館もすぐ近くにあり。対岸には、よって西土佐もあります。公園として整備することで、地元住民の散歩コースはもちろんのこと、小中学校の遠足や観光客にもアピールできる場所となります。また、キャンプ好きな方は、山の頂にテントが張れる広場があり、星空の街である西土佐で夜空の星を見るのに最適の場となります。四万十川だけではなく、山や自然との触れ合いの場所として紹介できます。今後の活用についてお伺いをしたいと思います。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

繰り返しになりますが、現時点では、公園としての位置づけをしておりませんので、新たな活用策等は持ち合わせておりません。

また、遊歩道の草刈り等もお話にありましたが、先ほど言いました広大な面積の中の網の目のように張り巡らされた遊歩道の草刈りを維持管理していくということは、かなりの労力とコストもかかるということが想定をされますので、現時点では接続する舗装された林道の維持管理のみを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 今年の松浦議員への答弁として、中平市長も、散歩コースとしたら最適な場所でもあるし、同時に観光客なんかも、星羅四万十で泊まってから散歩する人もいと聞いている。今後、この公園については、どのような形で活用できるのか。全線をそしたら管理しなくても、途中まで管理するとか、そういうことも1つは僕は考えられると思います。松浦議員の内容に対して、市長も散歩コースとしたらって言うことで言いよんだね。今後、どのような形で活用できるのか、一緒に考えていきたいというような答弁がありました。西土佐村時代から経緯をご存じの市長として、ぜひ何らかの具体策って言うか、それを検討していただきたいと思います。最後に、市長の答弁を求めます。

■副議長（上岡真一） 中平市長。

■市長（中平正宏） この赤ヌ田山につきましては、先ほど議員が申されましたように、平成8年に始まり、平成13年に完成をし、その時点で県のほうから当時の村に移管されたと。当時、私は、村会議員になった1期目でした。その中で、移管されたら後がなかなか大変やないかと、それを。そやけ、移管される条件としても、かなりのいろいろな条件をつけた中で、県ができることはやっていたような思いをしております。

また、その後、議長、そして村長になりましたので、年に1回、2回はあの山へ入って、ずっと当時は上まで散歩がてら歩いたような記憶がございます。確かに、見晴らしもすごいよいですし、いろいろな動植物がありました。それから、合併してここ20年、1回も行ったことがございませんので、今どのような状況になっているのか、全く把握ができておりません。先ほど担当課長のほうが申されましたように、端々の全てのところをやるという形につきましては、大変厳しいものがあるとは思いますが、今しっかりと車が上がる道があると思いますので、そこの中でどういう形ができるのかというのは、今後模索をしていく必要があるのではないかなと考えております。特に、例えば星羅へ来た方々であるとか、朝の散歩がてら1時間ぐらい歩くには最適のコースでありますし、また場合によったら、雲海ではありませんが、頂上まで行ったらそういう形も望める場所がございますので、なかなかまちなかからすぐ近くにああいう場所はありませんので、そこらも踏まえて検討はしてみたいとは思いますが、全てを公園管理ということにつきましては、先ほど担当課長も申しましたように、内容の面で

あるとか、あるいは費用対効果の面であるとか、大変厳しいものがございますので、また川村議員も特に当時より村会議員、そして市議会議員ということで、一番状況が分かっている方でございますので、今後いろいろ意見調整をしながら、せっかく造ったものをそのまま老朽ちらせるのではなくて、少しでも活用できるような形をしていかないといけないと考えておりますので、またいろいろ意見交換をした中で、よりよい方向を探ってみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 先ほども質問の中で申しましたが、新たに造るものでなくて、道、遊歩道もある程度できているので、頂上まではちょっと無理だと、それとか入り組んだ網の目みたいになっているのを全てっていうわけでなしに、幹線だけ草刈りをやるとか、ある程度散歩できるというか、そんな形の中でも管理していくという方向で、それを観光なんかにもつなげていただきたいと思います。それは、よろしく願いとして、次に移ります。

次に、市長の政治姿勢について質問をいたしたいと思います。

初めに、地方自治法の改定に関してです。

日本弁護士連合会は、地方自治法を侵害するとして、地方自治法の改定に反対の会長声明を出しています。私たちも、四万十市の地方自治に関する者として、この改定に注目し、四万十市の住民自治、地方自治を守るべきと考え、質問をいたしたいと思います。

2000年の地方分権一括法では、国と地方は対等、協力の関係であると明記をしております。また、さきの戦争時の国民総動員の反省の下、国と地方の自治について、憲法29条では、地方自治の基本原則を明記し、政府から独立した団体自治と住民の意思に基づく住民自治を保障するとうたっています。にもかかわらず、今回の改定では、大きな災害、感染症の蔓延など、その他これに類することで国民の安全に重大な危機を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合、閣議によって、住民の生命や財産を守るために、必要があるときに地方自治体に対して指示を出し、義務を課せるようにすると、地方自治に対して指示権を発動できるようになっております。しかも、国民の安全に重大な危険を及ぼす事態に災害や感染症を挙げていますが、その他や類するものの範囲は明確にされておらず、恣意的に運用される危険性があります。災害時に関しては、既に災害対策基本法があります。恣意的運用として最も心配されることは、アメリカが行う戦争に巻き込まれ、国土が戦場となることです。例えば、特定利用港湾の指定として、高知県でも高知新港や須崎港、宿毛湾港などが対象として上がり、県知事への伺いがありました。私は、宿毛湾港は、軍事利用される危険性があり、軍港として利用された場合には、相手国の標的となり、四万十市にも大きな被害が出ると心配しております。特定利用港湾について、他の県で熊本・福井・沖縄・鹿児島県では、地方自治体として特定利用港湾の受入れを拒否をしています。しかし、今回の改定の説明では、特定利用港湾についても指示権範囲であることを指定していません。反対してきた県や住民の意思がじゅうりんされる危

険性があります。また、他の例では、電力不足だからといって原発誘致を指示される危険性も排除できません。住民合意に基づかない、または反する事態が指示される危険性があります。住民の合意を大切にする地方自治を進める上で、今回の改定が市民に及ぼす影響について質問をいたしたいと思います。

■副議長（上岡真一） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたしたいと思います。

特定港湾の答えにつきましては、川淵議員のほうでご質問いただきますので、そっちのほうでお答えさせていただくといたしまして、私のほうから、今回の地方自治法の改正案に規定されている国の地方公共団体に対する指示権につきましては、また新型コロナ対応等で直面をした課題を踏まえ、今後も起こり得る想定以外の事態を万全に期す観点から、その必要性は一定理解できるものと認識をしております。

また、法律案において、この指示権は、国と地方公共団体との関係の特例と位置づけられ、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生をし、また発生するおそれがある場合に必要な限度において行使すること、また適切な状況把握や講ずべき措置の検討のため、指示権行使前に地方公共団体に意見を求めるなど、国は適切な措置を講じるよう努めなければならないことも規定をされております。このため、まだまだ実際の運用がどのように行われていくのか、不透明な部分もありますので、議員ご指摘のように、直ちに国と地方の対等な関係が損なわれるものではないと認識しております。市民の皆様に対しても大きな影響が及ぶものではないと考えております。

ただ、その一方で、特に危機対応では、国のリーダーシップよりも実際現場でそれに当たる、特に決断がより重要になるうと思っておりますので、地方の権限をより強化し、国と地方が一緒になった中で想定外の事態には備える必要があるのではないかなと私は思います。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） まず、指示権というのは、あくまでも国が持って、地方から言うことはできない。対等の立場っていうものが、もう全くなしになっているっていうふうに僕は捉えているし、もし国民にとって重大な危機というか危険性というのは、ほかに何が考えられるのか。災害とかそんなものについては、また別の法で、今の法でも十分対応できるというふうに思うがですけど、先ほど僕が言いました、もし考えられるんだったら、アメリカの戦争に巻き込まれ、国が攻撃されるときしか僕は考えられないというふうに思っているんですが、その点についてはどうでしょうか。

■副議長（上岡真一） 中平市長。

■市長（中平正宏） あくまでも仮定の話になかなか仮定でお答えをするのは難しい面があるうと思えますけれども、今回の新型コロナの対策、あるいは今後想定をされます南海トラフの対策、またこれは今朝ほどの東京都知事選の公約でもありましたが、あれは富士山の噴火によ

る東京都の影響についてという公約がありました。私たちの場合では、例えば阿蘇山、そういう形が想定をされるのではないかなと考えておりますし、また議員のほうは大変戦争のほうを心配されております。私も、戦争は当然あってはならないことであろうと思っておりますし、ただその場合にどうしても自分の国は自分で守らないといけないと思っておりますので、これだけはどのような形になるか分かりませんが、今回の自治法の改正がいきなりアメリカの手先になって日本が働くという、そういうふうな改正では私はないと考えておりますし、そういう改正であれば、当然これは大変なことになりますので、十分議論をする必要があるのではないかなと考えております。

いずれにいたしましても、今回は先ほど申しましたような突発的な緊急事態に対応するために、よりスムーズに指揮系統を発揮し、その中でやっていく。ただ、一番その場合に現場対応にあるのは地方の自治体、特に例えば市であれば市議会議員、そして私たち行政でございますので、より一層そこらの権限も強化していただくような形で、両方の方向で進めていかなくては、特に緊急事態等々、あるいは想定のないような形に対応するのが後手後手になるのではないかなと考えております。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 今の地方自治法そのものが根底から覆されるというふうに僕自身は捉えているし、地方のことは地方の人のほうがよく分かっているし、分かっているところで全国一律に指示を出されるというのは、全くよくないというか、というふうに1つは思います。仮定ばかりの話ではいけませんので、次に移ります。

次に、地方自治法の改定が市職員に及ぼす影響について質問をいたしたいと思っております。

今回の改定の中に、自治体の事務処理を待たずに国が判断し、自治体に指示することを認める内容があります。自治体の事務処理を待たないということは、地方自治を空洞化させる大きな問題だと思います。地方の情報が最適化と称して国の情報システム整備に取り込まれ、協力を余儀なくされる危険性があります。国の情報システムの共同化推進によって、地方自治体は、国がつくるマニュアルやひな形に収まる範囲での施策に狭まれ、同時に常に国のシステム整備に合わせていくことが求められます。各地方の抱える課題は、人口の増減、高齢化率や企業誘致、住民の基盤産業、取り巻く地理的な環境など様々であり、ひな形に収まるものではありません。現に、四万十市においても、各地区の実情は様々で、それに沿った施策を議会においても市の行政においても検討し、取り組んでいます。

また、現実的には、国の判断の下で自治体職員の派遣あっせんを可能にし、国の指示に基づく業務遂行に自治体職員を借り出す危険性があります。例えば、本市においても、医師や看護師の派遣も一方的に求められる可能性があります。これに対して、自治体の意見を聞く手続が盛り込まれていましたが、努力義務にすぎず、実効性は担保されていません。地方自治を守り、自治体職員の意欲ある職務遂行を進めることが重要です。今回の改定が市職員に及ぼす影響に

ついて質問をいたします。

■副議長（上岡真一） 中平市長。

■市長（中平正宏） 先ほど申しましたとおり、今回法律が改正されたといいたしましても、直ちに国と地方の対等な関係が損なわれるものではないと考えておりますので、市職員において大きな影響が及ぶものではないと考えております。

また、今回1月1日の能登半島地震を受けて、午前中のご質問でありましたように、市のDMATであるとかいろんな職員を派遣をし、そこで勉強をいたしました。このことにつきましては、私は決して強制であるとは思っておりませんし、逆に将来の四万十市にとって大変よい経験を積む、あるいは勉強になる、そういう形ではないかなと思っておりますので、強制的に一方的に出せというような形ではなかったのではないかなと思っておりますし、今後そういう形があったら大変なことになりますので、より一層注視しながら進めていかなくてはいけないと考えております。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 最後に、今回の改定に伴う指示権の発動や情報システムの共同化は、地方自治よりも国への中央集権化を進め、地方自治体行政の民営化を進める可能性があることも心配されています。

また、戦前の国民総動員の下、戦争に突き進んだことを繰り返さないために、地方自治体に長年取り組まれてこられた市長に住民自治、地方自治を守る決意をお伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 中平市長。

■市長（中平正宏） これは、当然、地方自治は私たちが主人公でございますので、当然それを守っていくことは、特別なことではなく、普通のことであろうと考えております。また、同時に、時代も昭和、そして平成、令和と変わってまいりましたので、これから物すごいいろんな国の形あるいは地方自治の形が変わっていくのではないかなと私は思いますので、その都度その都度、それに適切に対応ができ、そしてそこの中での確に前を向いているいろいろな物事を進められる、柔軟性のある職員をより一層育成し、育てていく、そういう形が地方地方を守っていくことではないかなと思います。今までの取組を永遠と踏襲するという時代は、私はもうなくなっただと思っておりますので、これからデジタル化、グリーン化、グローバル化も含めまして、大きく国も、そして地方も変わっていくと思いますので、それにどのように対応ができ、その中で適切に進めていけるのか、それが今後の本当に私たち地方の一つ一つの自治体に問われてくるのではないかなと考えるところでございます。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 当然、いつまでもこのままというわけではないと思います。ただ、その中でも、住民自治と市民、国民が主人公というか、それを守っていかなければならない。中央集権化されるこのような法改正は、やっぱりおかしいのではないかなというふうに私自身は

思っております。

次に、ワサビの実証栽培について質問を移していきたいと思えます。

2017年3月から取り組まれてきたワサビの実証栽培は、これまで市費だけでおよそ4,000万円をつぎ込んでいます。2022年9月の議会では、品種によってばらつきがあるが、おおむね順調な生育との答弁をいただきました。当初は、植付け本数が2,500本から1,840本に減少したり、2年サイクルの収穫が3年かかるものもあつたりと、予定外のこともあり、実際に栽培に当たられた皆さんのご苦労はいかほどだったかと推測をいたしております。

そこで、近年ワサビの収穫状況は良好なのか、質問をいたしたいと思えます。

また、以前は収穫したワサビを地元の料理店などに試食をしてもらい、アンケートを取られるなど、販売に向けて努力をされたことを承知していますが、補助事業期間終了の8年目を迎え、いよいよ販売が可能になると考えますが、近年は販売に向けてどのような取組や努力がされてきたのか、併せて質問をいたしたいと思えます。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

わさび栽培協議会の中で、2作目は販売ができるということもありまして、これまで業者へのサンプル提供や加工品への展開に向けた商品開発、また販路開拓については、高知県地産外商公社の協力や民間業者等のコーディネートを得ながら、販売促進や本市産ワサビのPRを進めてきたところでございます。

ただ、先ほど議員のほうからもありましたが、当初想定をしておりました市場での取引につきましては、いろんな条件もありましたが、ロット数や販売価格、また品質や業者ニーズ等の問題もあり、なかなか取引にまでは至っていないというのが現状でございます。なお、その中で本市産ワサビに興味を持っていただいた業者等に対しましては、対応可能な範囲で、少量ではありますが、わさび栽培協議会のほうで試験的に販売をしております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） ワサビにつきまして、幾つかの品種を栽培されていると思えますけれども、本市で適しているという品種、どの品種が一番適しているのか。複数あるかもしれませんし、順番が甲乙つけがたいというようなものもあろうかと思えますが、本市に適しているという品種、逆に言えば適さない品種、またそして消費者が好む品種について質問をいたしたいと思えます。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

品種のほうにつきましては、たしか7種類ぐらい植えたとは思えます。当初販売取引等で高価な取引が想定される静岡産等の、専門的に言うと赤系の、赤系、青系といったようなワサビ

があるんですが、赤系の高価なものをモデルとして想定をしておりましたが、実際栽培管理を経てみますと、本市の栽培環境もあろうかと思いますが、赤系ではなく、単価の少し低い青系のほうが適しているのではないかというふうなことがわさび栽培協議会の中で出ておりました。品種名につきましては、これも専門的になりますが、青系の正緑という品種が本市にとっては一番、本市の環境でも色味等が出るような品種というふうに栽培協議会の中で協議をしているところです。

以上です。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） あわせて、消費者が好む品種について質問を、はどうかというふうにして、どういう品種が好まれるか。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 消費者が好む品種と言われましたが、いろいろそれぞれワサビ品種によって用途がございまして、先ほど言った赤系とかのいわゆる高価なワサビにつきましては、都市部等での高級料亭とかおすし屋さんとか、そういうところで使われているということで、そういう客単価の高いような、そういうようなお店に行かれる方はそういう赤系の品種が好みなのかなというふうに思います。

また、青系等につきましては、そういう加工品等で使われるので、一般的に好みというと、青系のほうが加工品とか、そういう形で一般的に流通する部分で安価に取引できるといったものになろうかと思います。

以上です。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 分かりました。消費者が好むというのは、大体用途によって、好むというよりも用途によって品種の使い道ということですね。

栽培ハウス1棟で、当初1作250万円の収入を計画されておりました。現時点での試算では、どのぐらいの収穫が見込めるのか。また、農家等の経営を見越して、2020年3月議会の私の質問に対して、一般農家用と大規模農家用の経営モデルを作成するとしております。そして、上岡 正議員の質問に対しても、1作目の実情を踏まえ、実際に沿った経営指数を作成した上で広く周知を図ると答弁されております。あれから3年を経過しております。経営モデル、経済指数の取組についての質問をいたしたいと思います。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

経営モデルにつきましては、一応、令和5年3月にわさび栽培協議会の中で、現在のハウスでの経営指標というものをつくってはおります。ただ、一般的に出せるというような、そこまでの細かいものではなくて、アンケート等で得ました単価等を参考にしながら、経営モデルを

幾つかつくったものはございます。

ただ、対外的に公表するといった、そういったものは、栽培協議会のほうではつくってはおりません。

以上です。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 今のところ、どのぐらいの収入が見込めるのかっていうやつの先ほどの再質問みたいにはなるんですけど、1つ、一般農家用と大規模農家用の経営モデルというやつに対して、結局対外的に出せるようなものはできていないということで。ただ、結果的にいいものであるか悪いものであるかが、一応モデルをつくるということで公言していますので、モデルはモデルでつくって公表すべきではないかなというふうに思います。今できていないというんだったらしょうがないですので、次に移りたいと思います。

次に、ワサビ栽培の希望者について質問をいたします。

これまでの議会質問でも、新規農産物導入事業においては、農家等への普及が大前提、最も重要と訴えさせていただきました。現在において、ワサビ栽培の希望者の状況について質問をいたします。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

小休にします。

午後1時45分 小休

午後1時45分 正会

■副議長（上岡真一） 正会にします。

吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

現時点までに地元の食品加工業者等、数件問合せや視察等がございましたが、一般農家からの希望者というものはございません。

以上です。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、今後のワサビ栽培の政策について質問をいたしたいと思います。

現時点において、幅広い一般農家への普及は厳しく、本市の特産物とすることは見通しが立たない状況と考えます。私は、当初から心配の声を上げてまいりましたが、ワサビ実証栽培についての総括をどのように行うのか。課題は多々ありますけれども、計画当初の思いを貫き、四万十市の産業の一つとして広めていく考えがあるのか、今後の政策について質問をいたします。

■副議長（上岡真一） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

特にこのワサビにつきましては、議員もご存じのように地下水で作っておりますし、またあの1棟では、はっきり言いまして、なりわいとするにつきましては、当然これは不可能でございます。その中には、ああいうハウスを何棟か建て、そして4、5年途切れることなく供給ができるという形を取れば、まだまだ伸びる余地はありますけれども、ご存じのように、あの場所にはそのような広い敷地はございません。そして、もう一つは、特に当初は国のいろいろ事業を入れましたので、物すごい高額な立派なハウスになっております。農家がなりわいとしてやるとなると、恐らくあの単価の何分の1のハウスが建てられると思いますので、そういう形になるのではないかなと思います。ただ、その一方で、どうしても、特許料ですか、そういうの関係がございますので、1棟当たり20万円払わなくてはいけないと考えておりますので、それも恐らく何十年かで特許料がなくなるのではないかなと思いますが、なかなか難しいというのが現状でございます。

ただ、今まで、議員も申されましたように、例えば議員が、西土佐村村議のときから、西土佐ではイスラエル栽培という試験栽培を行いました。このことにつきましても、一件も農家普及はございません。そして、最近では、ポットのトマト栽培も行っております。このことにつきましても、いまだに一件の農家普及もできておりませんので、ただワサビだけがそういう農家普及ができないということではなく、行政が試験栽培する場合につきましては、なかなかリスクがあるんで、どうしてもそういう形をぜひ、昔からの一番ベテランの議員でございまして、ご理解を賜りたいと思います。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 一般農家への普及というところが、1つは僕は大前提とは思いますが、今現在ある施設を今後どうしていく政策なのかっていうやつの中での最後は質問でしたので。そして、1棟では成り立たないといった、狭いからというやつは、もう初めから、造るときからもう分かっていることで、それだけで、そしたらあそこで成り立つか成り立たんかっていうやつの中での僕は質問をしているつもりはありません。今、造った施設を今後どうするのかということで、一言だけ。

■副議長（上岡真一） 中平市長。

■市長（中平正宏） 以前にも、たしか上岡議員か誰かの質問に答弁したと思いますけれども、いつまでも行政が試験栽培をやる必要は僕は全くないと思っておりますので、例えばいろいろな興味のある人があれば、その人に委託をする、あるいは貸すとか、そういう形の方がありますし、いつまでも行政が試験栽培を永遠とするつもりは全くありませんので、このことにつきましては、私の任期があといつになるか分かりませんが、はっきりと道筋はつけたいと思います。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、看護大学誘致の問題について質問をいたします。

国からの看護大学誘致の許可決定が下りていない段階から、学校統廃合の渦中にあっても、存続を希望する下田中学校の施設の解体がなされてきました。しかも、大きな決断を行う中で、地元や学校関係者等の意向を受け入れずに、議会での看護大学生徒数確保が困難といった指摘もあるにもかかわらず、市民の血税を無駄にする状況になっています。これは、明らかに失政であります。この失政に対して、どのように市長として責任を取られるのか。現在の取組で失政の責任が取れていると考えているのか。責任の取り方が不十分とすれば、今後どのような対策を取るのか。市長の任期は、あともう10か月ぐらいですか。この失政を挽回するために、次の市長選に引き続き出馬し、対応していくのか。今回のことを真摯に受け止めて、次期市長に委ねるのか、質問をしたいと思います。

■副議長（上岡真一） 中平市長。

■市長（中平正宏） 先ほどから失政、失政と言われましたけれども、私は失政であったとは思っておりません。たまたま認可はもらえませんでしたけれども、自分の進むべき方向性は間違っていなかったと思っております。

ただ、その中で、例えば先ほども中学校統合の問題が出ましたけれども、中学校統合の問題につきましては、下へ下ろした段階で、私は一定もう終わったと思っておりますが、いつまでもそれがどうも尾を引いたような経過もありますし、いまだに何で認可にならなかったのか、私は文科省に対して不信感でいっぱいでございます。特に、例えば法人側が学生募集、認可については責任を持ってやると、そして市のほうは、施設について責任を持って整備をするということでしたので、特に国交省や内閣府については、ほんまに親身になって、この人口減少、そして少子化、そして看護師不足の中、対応をしていただいて、あと認可だけになっておりましたけれども、最後に長期的に安定的に学生確保が認められないという理由でございましたので、何じゃこりゃと。それを言われたら、地方は何ちゃできません。議員も同じ考えであろうとは思いますが、大変私は文科省には頭にきております。

その中で、自分の責任の取り方でございますけれども、これにつきましては、以前の議会で申しましたように、あの跡地活用をどのようにやっていくのか。そのためにトップダウンでやれば、まだまだ早く進んだと思っておりますけれども、今回のこの件を受けまして、特に川村議員の同僚議員からはいろいろアドバイスもいただきましたので、検討会をつくって、その検討結果を見た中で今進めているというのが今の流れでございます。そういう形の中で、特に行政の責任という、市長の責任というのは、これだけではございませんので、例えば食肉センターの問題であるとか、ありとあらゆることがございますので、私はこのことだけで責任を取るといふようなことは、まこと思っておりませんでしたけれども、その中でいろいろございますけれども。先ほど議員が申されましたように、確かに跡地活用であるとか、そういう形をやらうと思えば、1期では到底足りません。恐らくあと8年やらんといけんのではないかなと思えます。ただ、最終質問者が、上岡副議長のほうから、私の進退についてのご質問があるようで

ございますので、あと2日間ございますので、ゆっくり寝て、そして考えて、上岡副議長の質問のときに、私の進退につきましてははっきりと表明をさせていただきたいと思っております。

■副議長（上岡真一） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） あと5分ありますけれども、もう質問してもちよっとかみ合わんところがあると思うし、長くなると思っておりますので、これで終わりたいと思っております。

■副議長（上岡真一） 以上で川村一朗議員の質問を終わります。

14時5分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時5分 再開

■副議長（上岡真一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの川村一朗議員の答弁に対して、市長から訂正の申出がありますので、お聞き取り願います。

中平市長。

■市長（中平正宏） 先ほどの答弁の中で、私のほうが「著作権」と言いましたけれども、「特許料」の間違いでございますので、訂正のほうよろしく願います。

■副議長（上岡真一） 申出のとおり訂正いたしたいと思います。

一般質問を続けます。

続いて、谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 日本共産党の谷田道子です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

最初に、中小企業・小規模企業振興条例の提案、そして小規模事業者に対する直接支援についてお伺いします。

帝国データバンク調査では、6月に値上げされる食品は、加工食品やお菓子をはじめ600品目余りで、天候不順などを受けた原材料の高騰による値上げが目立っています。また、今年、円安の影響による値上げの割合が増えていて、調査を行った会社では、後半に向けてさらに拡大する可能性もあると言われております。一方、日銀の調べでは、56%を超える人が暮らし向きに余裕がなくなると答えています。このような経済状況が、中小業者の経営を圧迫している原因になっています。

新型コロナウイルスで実施をされました実質無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資の返済が始まって、そして返済に行き詰まった倒産が5月で全国的に1,000件を超えたという報道もありました。このような状況で、地域の暮らしと経済を支えて頑張っている中小企業事業所にも大きな影響があるのではないかとこのように思います。コロナ禍を経て、本市の中小企業・小規模事業者数の変化について、推移をお伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

本市の事業所数の変化ですが、総務省が5年ごとに実施する経済センサスの調査結果に基づきましてご報告します。平成28年6月調査時点で2,287、令和3年6月調査時点で2,051、236事業者の減少となっております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 全国的にも、そして地域の中でも、事業者数が様々な影響で減少しているということが分かりました。そして、倒産の件数も増えてきています。本市の事業者数の変化とともに、事業者の経営状況について、担当課としてはどのように認識をされているのか、受け止められているのか、お聞きをいたします。

■副議長（上岡真一） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により停滞した地域経済も、5類感染症に位置づけられて以降、回復に向け、動き出してきましたが、近年の物価高騰等の影響を受け、市内事業者の多くは依然として厳しい経営状況にあると認識しております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 本市においても、本当に小規模事業者の実態っていうのは、課長も言われたように、大変厳しいものがあります。多くの事業所が今苦境に直面をしています。中小企業・小規模企業のなりわいを支えることは、四万十市政にとっても大きな課題だというふうに思います。さらなる具体的な支援策も求められていますが、高知県では、中小企業振興の行政の責任と責務を明らかにした高知県中小企業振興条例が令和3年に制定をされました。全国的には、県の段階ではかなり遅い段階での条例の制定となりましたが、条例内容についてお伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

この条例のまず目的ですが、県・中小企業・小規模企業・支援団体・金融機関等のそれぞれの責務と役割を明らかにし、振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的としております。

また、基本理念として、1つ目に中小企業等の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組を支援すること、2つ目に中小企業等が地域経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと、3つ目に多様な人材・技術・自然、その他の地域資源の活用を図ることなど、6つの理念が掲げられていますので、そのような条例だと認識しております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 大変重要な内容を持った条例だと思います。

県では、具体的にこの条例を生かした施策の取組とか、条例があることによって取組が進んだ点があれば、お聞かせをください。

■副議長（上岡真一） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

高知県商工政策課のお話では、産業振興計画等の計画は期間を定めていますが、この条例を定めることにより、高知県として中小企業支援を恒久的に行っていくという姿勢を内外に示すことができたこと、また産業分野、業種別に各種振興計画等を作成していますが、この条例を策定したことで、中小企業の振興における理念や方向性を共有することができたことなどを効果として挙げられておりました。

次に、具体的に進んだ取組ですが、外部有識者で構成する審議会のご意見や施策の検証のために実施している県内中小企業へのアンケート調査の結果を基に、生産性の向上や人材の育成、確保を重視して、取組の強化につなげているということをお聞きしました。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 大変詳しい県の取組について答弁いただきました。ありがとうございます。

本市においても、四万十市総合計画基本構想には、活力とにぎわいのあるまちづくりを目指すとともに、活力とにぎわいのあるまちづくりを実現をするためには、振興条例を策定させる必要があるのではないのでしょうか。地域の経済を支えている中小企業・小規模企業事業所の振興に関する基本的な考え方、今県の条例の内容も答弁いただきましたが、振興施策の中心に据えるべきではないのでしょうか。本市での中小企業・小規模企業事業所の振興条例について、担当課としてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

■副議長（上岡真一） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

本市に所在する事業所は、大手企業の支店等を除くと、ほとんどが個人事業主を含む中小企業であり、皆様の様々な活動により地域住民の生活や地域社会、コミュニティーの維持や公助に對しましても貢献いただいているものと認識しております。

中小企業の振興についてですが、本市の商工業振興の取り組むべき方向性や具体的な施策等を示す産業振興計画では、推進体制として、中小企業等の支援団体である中村商工会議所や西土佐商工会などの商工業分野の関係団体をはじめ、高知大学や金融関係、事業者などによりフォローアップ委員会が組織されております。

加えて、必要に応じて民間の実践者が参加するワーキンググループを編成するなど、各分野の関係団体と役割分担の下に連携、協働し、意見や提案、評価、検証もいただきながら、アクションプランに定める取組を推進しております。

このため、産業振興計画の中で中小企業等にしっかりとフォローができていますと認識していますので、現状、早急に条例整備の必要があるとの認識はありませんが、他市町村の策定状況や中小企業者・小規模企業者の支援や振興などの取組も参考にしながら、各条例制定の必要性を今後見極めていきたいと考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 今、実際、商工業者の様々な施策、取組をされているので、フォローアップされているということは、私も承知しております。

しかし、地域における小規模事業所の役割と義務、そして行政の責任と義務について、明らかにするのがこの条例です。条例をつくることで、行政や地域の意識が変わって、中小企業振興に対する新しい局面が展開されるのではないだろうかというふうに思います。中小企業・小規模事業所に関する施策は、実際には直接的な産業政策だけではなくて、都市計画とか教育、住宅政策など、様々な施策との関連、関係を持っています。現状は、各政策や部署が関連していないのではないだろうかというふうに思います。ですので、条例を策定することによって、関連性が明確になりますし、中小企業を本市の政策の柱に据えれば、関連性が明確になってきます。

前回、私も、令和2年のときでしたか、振興条例がつかれないだろうかということで質問をしました。そのときに市長は、必要性も見極めていきたいという、今担当課長が答弁された内容でした。市長にお伺いします。条例策定、必要性はどうだろうかというところで答弁をお願いします。

■副議長（上岡真一） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

特に、議員も先ほどからお話ありますように、特にこの四万十市におきましては、物すごい数の中小事業者がおられます。特に新型コロナの件もありましたけれども、あのときにも実はゼロゼロ融資が、1回、国、県のやつが終わりました、どうしても事業者のほうから継続をしてくれないかという話が私のほうにございましたので、私が金融機関の会長のほうへ訪問をし、そして保証協会に言ってくれという形の中で、市独自のゼロゼロ融資をつくった経過がございます。そのように四万十市といたしましては、担当課が大変頑張ってください、中小企業に対しましては、物すごいいろんな形の応援をしていると考えておりますが、今ほど議員が申されましたように、しっかりとした条例をつくって、その中でより明確に支援をしていく必要があるのではないかなということでもございました。そのことにつきましては、私も同じ思いで

ざいますが、ただどういう形の支援策を構築するに、いろいろとほかの、特に高知県におきましたら、南国高知のほうではつくっているようでございますので、またそこらあたりも参考にしながらやっていく必要があるのではないかなと考えております。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 条例をつくるのが目的ではなくて、条例をつくる、その過程の中で政策をつくり上げていくということです。全国的にも大規模なアンケートや事業所への細かな聞き取りを様々やりながら条例をつくり上げた自治体もあります。市長が言われたように、全国的にはかなり進んでいるんですけど、高知県では数か所しかできていませんが、ぜひ研究調査をして、その方向を探って行っていただきたいというふうに思います。

次に、直接的な支援に移りたいと思います。

地元の業者を大事にして、地元の業者に発注して地域でお金を回していく、地域内循環経済を構築していくことは、本市にとっても最優先な課題だと思います。地域経済の主役である中小企業・小規模事業者の支援が今ほど必要なときはありません。特に、全国的にも実施されている住宅への助成制度なども研究して、耐震化支援策と一緒にぜひ本市でも実施できないかという思いです。

これまで私も、住宅リフォーム助成制度については何度か質問をさせていただきました。今回提案をして担当課として特に研究していただきたいとお願いしたのは、群馬県高崎市の環境改善整備事業です。今、お手元のタブレットの中にも資料が入っていますが、高崎市のこの事業は、市民が市内業者に住宅の修繕や改修工事を依頼して、直接的に市内の中小企業事業者を支援をしていく制度です。高崎市の住環境整備事業については、担当課に調べていただきました。この制度の内容の詳細をお願いいたします。

■副議長（上岡真一） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

高崎市住環境改善助成事業の概要ですが、市内に住宅を所有し、そこに居住をする所得等の要件を満たす方が、市内事業者を利用して住宅の改修をした場合、経費の30%、上限20万円までの補助金が交付されるものであります。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 今スライドにも映しましたが、愛着ある住まいをきれいに長もちさせる、令和6年度高崎市住宅環境改善助成事業ということで、今課長が内容を答弁していただきました。なお、この事業は、既存住宅の長寿命化や住環境の改善を図ることを目的としています。エアコンや給湯器、電気などの製品単体の購入は、対象外です。外壁や屋根の塗装などの外装工事、浴室、キッチンなどの水回り改修工事、壁紙の貼り替え、障子、ふすま、畳の取替えなど、非常に多くの種類の工事が助成対象となっています。高崎市は、人口は36万強です。5年

前に比べて、人口が0.5%増加しているとなっていました。予算額は、ここにもあるように、当初で1億円、申請は500件の見込みでしたが、補正予算で5,000万円を足して、2022年度は1億5,000万円、805件の申請です。総工事費は9億5,105万1,000円で、予算額の6倍以上の経済効果となっているようです。当初は、東日本大震災の影響で業績が落ち込む市内中小企業の支援事業として創設をされました。3年間実施して、その後どうするか検討をされたそうですが、市民から継続の要望が強く出たので、13年間続いているということでした。

それで、予算額の6倍以上の経済効果がある事業です。四万十市にとっても、地域経済にとっても、起爆剤になり得る制度ではないかというふうに考えますが、担当課としてはどのように考えておられますか。

■副議長（上岡真一） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） 高崎市は、市内業者の施工による地域経済の活性化を目的の一つとして実施されており、ある一定、地域内での経済波及の効果はあるものと考えておりますが、支援対象者が主に建築事業者並びに取引先に限られてくると思います。観光商工課としましては、本市の産業構造では、第2産業の割合が約13%と全国平均や高崎市よりも低く、特に第3次産業が全体の約86%を占めておりますので、本市においては、広く中小企業等を対象とした支援内容のほうが望ましいと考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 住宅リフォームの住環境改善事業については、担当課としてはそういう見解だということは分かりました。

もう一つ、店舗リフォーム助成制度というのも高崎市でやられています。高崎市まちなか商店リニューアル助成事業と呼ばれる施策です。高崎市においては、こういう名称で取組をされていますが、市内の商業の活性化を目的に、商売を営んでいる方またはこれから営もうとする方が店舗の改装や店舗等で使用する備品の購入に100万円を上限にその費用の2分の1を補助する事業です。2020年からHACCPに基づく飲食店の衛生向上の特別枠が設けられたというふうに聞いております。

本市において、店舗リニューアル助成、店舗のリニューアルをしたいという助成の問合せとか要望というのはあると思うんですが、店舗リフォーム助成制度について、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

高崎市まちなか商店リニューアル助成事業の概要ですが、先ほど谷田議員も申されたとおり、市内で小売業や宿泊業・飲食サービス業・理美容業などの来客型の店舗経営を行う方が、市内の施工業者や販売業者を利用して店舗改装や備品購入を行った場合、経費の50%、上限100万

円まで補助金を交付するものとなっております。

本市におきましては、小売業・宿泊業・飲食業・理美容業などを含むその他生活サービス業が全事業所数の半分以上を占めており、これらの業種を対象とした事業は、一定の効果が期待できるものと考えております。

ただ、少し目的は違いますが、本市は、類似する制度として、中心商店街の空き店舗改修に対する補助制度などを既に設けておりますので、高崎市の取組につきましては、今後の制度設計の際に参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ぜひ検討していただきたいと思います。

高崎市は、店舗リニューアルをつくった経緯ですけど、2012年4月から3か月間、職員が市内で300店を訪問して聞き取り調査を行った結果、約20%が店舗の改装を検討していると回答して、そのうち約半分が補助、助成があれば改装したいという声があつて、その結果を踏まえて、翌2013年から始まって、これも11年続いているようです。様々に業者にとって店舗改装、それからHACCPの対応などがあると思います。そういう意味では、本市にとっても施策の一つになり得ると思います。特に、地域経済を発展させるためには、大型店や外資を呼び込むことではなくて、地域の中小企業、地域の小規模事業者を行政が支援をしつつ、地産地消をはじめ、地域内の循環型の経済へ抜本的に転換をしていくことが必要だというふうに思います。地元の業者が地域でしっかりと頑張っていることによって、災害時にいち早く現場に駆けつけ、復旧の大きな力になります。中小企業・小規模事業所を応援していく施策として、住宅リフォーム助成制度、店舗助成制度は大きな役割を果たすと思いますので、ぜひ地域で経済を回すためにも取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、全国で実施されている補助制度というのは、試され済みの助成制度ではないかというふうに思います。県内で既に実施しているところもあれば、やっていたけど期限付でやめたところもあります。本市は、まだやれていません。ぜひ、高崎市の内容も含めて検討、研究をしていただいて、取組ができるように、私も議員になってから、このことは一貫して要望してきた課題でもありますので、引き続いて要望をし続けていきたいと思います。市長が、担当課長はそういうふうには言われましたが、行政の政策立案ですので、市長がその気になればできる課題だと思いますので、強く要望して、次の質問に移ります。

四万十市の生涯学習、社会教育について質問をします。

私たちが生涯にわたって豊かな人生を送るために、主体的に学びを深め続ける学習活動が生涯学習です。学校教育や社会教育、ボランティア活動、趣味など、あらゆる活動が当たります。高齢化社会において、非常に大切な人間の営みになっています。人生100年時代、超高齢化社会で、退職後30年、40年の人生をどのように送っていくのか、自分自身のことも含め、残りの

人生をどう過ごすかを真剣に考えることです。

また、デジタル社会の中で、私たちの生活環境も大きく変わりました。学びを抜きにこういった社会に対応することもできなくなりますので、豊かな人生を送るために欠かせないものではないでしょうか。今を生きる私たち、生涯を通じて学びを深める生涯学習を改めて行政も市民も重要視していくことが必要ではないかという思いから、今回質問をいたします。

生涯学習は、豊かな人生を送るために生涯にわたる学びを深める学習です。改めて、本市の生涯学習の基本的な考え方について伺いをします。

■副議長（上岡真一） 久保教育長。

■教育長（久保良高） 生涯学習に対する取組の基本的な考え方については、私のほうからお答えしたいと思います。生涯学習の分野は、家庭教育・社会教育・文化芸術・スポーツの振興及び市史の編さん等も含めて、本当に幅広い範囲を網羅しております。教育委員会としては、本市の豊かで個性的な文化を形づくる基盤となる生涯学習、社会教育活動の推進は、最も重要な取組であると認識しており、これからも四万十市の文化発展のために積極的に取り組んでまいります。

また、このたび総合文化センターしまんとびあが開館しましたので、当施設を文化芸術の核として、これからの社会教育、生涯学習の展開ができるものと考えております。

しまんとびあを拠点として、生まれてからずっと学び続け、誰でも気軽に参加し、学ぶことを楽しめる全ての年齢層を対象とした生涯学習の仕組みづくりに着手していきます。その一環として、市民一人一人の興味や学ぶ意欲を満たし、やりがいある生涯学習事業や各種社会教育団体の自立的な活動を支援してまいります。そして、この生涯学習活動の中で育成された人材が活躍し、その知識や経験がまた誰かの学びにつながるよう、各団体間の連携や個人の学び合う機会をつくり出し、学びの循環する仕組みの構築に取り組んでまいります。こういった交流の拠点としても、しまんとびあは活用できると考えております。

現在、しまんとびあには、指定管理者により生涯学習活動に対して専門的な知識や経験を有する職員が配置され、今まで市民が触れる機会の少なかった文化芸術事業の展開が可能となりました。既存の事業につきましても、指定管理者とも協議の上、目的や効果を確認し、整理や役割分担をしながら、より効果的に事業を進めてまいります。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 学びをトータルで考えていく必要があるのではないかというふうに私も思います。

それで、四万十市の教育振興基本計画の中にも、施策の柱として生涯学習の振興がうたわれています。誰もが参加しやすい生涯学習の充実と推進とを述べられていました。これまで生涯学習を推進していく上でも、社会教育施設である公民館の果たしてきた役割は、非常に大きい

ものがあつたと思います。しかし、令和2年に、公民館、働く婦人の家を取り壊されました。その後の対応は、公民館機能とか公民館を拠点とした生きがい学習の活動が非常に弱まったのではないのでしょうか。このような現状の中で、本市で生涯学習施策の取組の現状、そして課題についてどのようにお考えか、お聞きをします。

■副議長（上岡真一） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

公民館施策の取組における現状、課題というところでございますけれども、文化団体は、高齢化に伴いまして減少傾向に現在あります。ただ、個々の活動自体は活発に行われております。一方で、こういった団体活動や生涯学習活動の中で、個人が培った知識や経験が他者に伝達されたり、他者の学びを支えたりという社会教育の根幹となる知の循環が生まれる機会が少ないことが現在の課題となっております。

また、生涯学習活動に関わる年齢が特定の年齢層に偏っていることや新しく生まれてくる社会教育団体が自立的に活動を継続できるようなサポートが少ないということも、今後取り組んでいくべき課題だと認識をしているところでございます。

それと、公民館活動に関する部分についても質問がございました。公民館につきましては、社会教育法のほうで規定をされている部分でございます。事業についても、その中で規定をされまして、おおむね事業を行うものということで規定があります。その中では、定期講座を開催することであったり、討論会・講習会・講演会・実習会・展示会を開催することと、公民館で行う事業についても一定規定されているところでございます。これについても、後ほど答弁させていただきますけれども、しまんとぴあを軸にした新たな事業展開の中では、これらについても、漏れなく開催、運営できるように、事業実施できるようには様々抜かりなく整理をして事業展開を図っていくように考えているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 答弁いただきました。

これまで公民館を使って高齢者の生きがいづくりの活動が多くやられて、地域でボランティアとして活動するために知識とか技能を得る講座の開設なんかも、これまで公民館活動の中ではやられてきたわけですね。退職を機に大きく変わるシルバー世代を対象に、生涯学習のきっかけとなる事業を行ってきたわけですが、施設を拠点に展開していた様々な活動は制限をされ、弱くなってきているというふうに思います。今後の生涯活動の取組として、若者から知識・経験を継承する立場の高齢者まで、あらゆる世代の市民を本市の生涯学習の推進に巻き込んでいく仕組みをつくっていくことが大事になっていくと思います。その役割を果たしていくのは、既存の施設を統合して建設された複合施設しまんとぴあだと、今課長も言われましたが、だと思います。この施設を活用して、生涯学習の拠点としていくことが期待をされています。

そこで、お聞きをします。

開設から2か月がたちました。これまでの議会質問でも、しまんとぴあに対しての様々な要望の議会での質問もありましたが、市民が気軽に集える施設として、施設運営の評価と現状について具体的に教えてください。

■副議長（上岡真一） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） ご答弁させていただきます。

ご存じのとおり、しまんとぴあは、公民館機能を持つ社会教育施設として位置づけております。これについては、従前からご説明させていただいております。公民館施設として位置づけた社会教育施設として事業を展開するということですが、これについては、全年齢を対象に行っていくというふうに我々は考えて事業を進めます。これについては、先ほど教育長より答弁もありましたとおり、総合文化センターしまんとぴあにつきましては、生まれてから学び続けると、誰でも参加・貢献できる全ての年齢層を対象とした生涯学習の仕組みに着手をするというふうに決めておりますので、そういう位置づけで事業を展開をしていきます。公民館の機能と役割としましては、定期講座や講演会など、先ほど申したとおりでございますが、多様な学習機会・学習情報の提供や交流機会・体験活動・各種講座等を引き続き実施していくこととしております。さらに、今年度から学校開放事業を拡充しまして、休校中の校舎を開放対象としたことで、市街地のみならず地域で活動できる仕組みを構築しているというふうに考えております。

以上です。

すみません、それとあと評価についてのご質問をいただいております。しまんとぴあの利用状況は、毎日どこかの施設が利用され、利用内容も様々でございます。実際に利用が始まり、施設の利用方法や設備の内容など、利用者の方々にとって不明な点、不安なことがあった場合、その都度、施設の下見や説明を行って柔軟に対応しているということをお評価しております。

また、施設を利用せずに、カフェスペースで一息つく方や、その他フリースペースで勉強される方も見受けられ、気軽に利用できる施設になっているのではないかと感じていらっしゃる場合がございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 評価のところをお聞きしたんですけど、課題というところは、具体的にはお伝えしてもらいましたか。

■副議長（上岡真一） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） すみません、先ほど冒頭で申しましたけれども、公民館の機能と役割としまして、様々な学習機会・学習情報の提供、交流機会・体験活動の提供、こういった機会の提供について、指定管理者が実施する各種講座等に引き継ぐということで、これまで

直営で生涯学習課で行っていた公民館事業について、それが停滞するというような部分について、課題とする部分につきましては、指定管理者に引き継いで、抜かりなく生涯学習事業をやっていけるというふうな説明とさせていただきました。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 課題が、私は、この間2か月運営してきて、新しくなった施設で評価も今お伝えしたような評価がある、しかし課題としては、公民館活動が引き継がれにくくなっているということは分かったんですけど、運営上の課題ってというのは、今具体的にはない、上がってきていないということでもいいですか。

■副議長（上岡真一） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 確認、すみません。運営ってというのは、しまんとびあの運営ですか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

しまんとびあの運営上の課題ですね。しまんとびあの運営につきましての課題は、現在は特にないと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。

公民館が閉館して、様々な要望とか課題ってのはしまんとびあで引き継ぎながら、市民と行政が協働して進めていくことができるように運営していくことが大事だというふうに思います。

そこで、施設運営について、運営委員会とか審議会等のような利用者の意見が反映できるしまんとびあを利用している団体の意見が反映できて、それが協議できるような、そういう場が、そういう機関が必要ではないかと、ぜひ検討をすべきではないかというふうに項目を挙げていますが、その点についてお聞きをします。

■副議長（上岡真一） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答えいたします。

おっしゃるとおり、施設が50年ぶりに今回更新したということで、これまで使っていた施設の利用の状況から、今回改めて施設の更新をして、様々なところで使用方法等が変わっていったところがあると思います。これにつきまして、市民の利用者の皆様につきましては、変更があるというところでは、ご不満であったり、いろいろな感想というか、仕様については感想があると、思うところがあると思いますが、こういった意見をいただいて、それをどういうふうにご利用に反映するかという仕組みについて説明させていただきますと、昨年度、令和6年3月市議会定例会におきまして、それに関する部分として、四万十市公民館等運営審議会条例の

一部を改正をしたところで、お願いをして議決をいただいたところでございます。これによりまして、公民館等の等には、総合文化センターしまんとぴあが含まれておりますので、そういった審議会のところで図れるようになっております。事業の企画及び運営について、審議をできるようになっておりますので、今後、利用者の方々の意見、審議会での意見を踏まえて、よりよい施設になるように検討していきたいと思っております。ご意見は、市であったり指定管理者であったりというところに寄せていただければ、それを我々が審議会にかけていくという仕組みがありますので、そういったところで対応していきたいと思っております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） そしたら、審議会、協議会ができて、それが協議をしていくということでもいいですか。実際、協議、いついつやれたとかということはあるですか。

■副議長（上岡真一） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 何をやるって言われましたか。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 今、関係団体で審議会の協議会ができるということで、条例で決めましたとお聞きをしました。3月議会でしたので、その後そういう協議会が協議をしたということはあるですか。

■副議長（上岡真一） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 申し訳ございませんでした。運営審議会でございますが、委員の委嘱を現在しておりまして、会自体は現在開いておりません。年に数回の予定にしておりますが、不定期で必要な場合に開催するようになっております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ぜひ、そういう関係する団体が構成する審議会でも論議をしていただきたいと思います。

そのような様々な内容について、課題とかを解決するときに、生涯学習の専門職である社会教育主事という役割が決定的だと思います。社会教育主事について、私のほうも調べました。今スライドにホームページで社会教育主事というので載せさせてもらいましたが、社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な助言・指導に当たる役割を担っているということで、職務の中で期待される役割については、地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出すこと、地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応じていくこと、学習者の地域社会への参画意欲を喚起すること、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行うこと、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくこ

とということで、職務の中で期待される役割ってというのが主事の中で述べられています。しあんとびあで社会教育主事との関わりですが、そういう様々な市民活動に応じて支援をしていく社会教育主事の配置について、どのようになっているのか。社会教育主事のことについてお聞きをします。

■副議長（上岡真一） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

社会教育主事、先ほどご説明があったところでございますが、これにつきましては、社会教育法におきまして、市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くというふうに規定はされているところでございますが、現在、四万十市のほうには配置がない状況となっております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 配置がない状況ということにびっくりしました。私は、しまんぴあには配置はないんだろうけど、生涯学習課の中に誰か職員さんがおって、兼務をしているんじゃないかというふうに思っていたわけです。配置が義務づけられているわけではないということですか。

■副議長（上岡真一） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 社会教育法で社会教育主事を置くとなっておりますので、基本的には置かなければならないというふうには考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ぜひ、そういう専門職を置いて、そして様々な、生涯学習に関わる様々なことをやっていけるようにしていただきたいというふうに思います。生涯学習については、これで終わります。

次に、最後の項目に移ります。

マイナ保険証についてです。

これまで保険証については、国民の中に長く定着をして、何ら問題なかったわけですが、例えば医療が必要なときには、それを持って行って、かかればよかったわけです。しかし、マイナンバーカードの利用促進を促したいという国の方針の下に、マイナンバーカードにいろんなひもづけをし、保険証もひもづけられました。いわゆるマイナ保険証です。この問題は、国の制度であります。四万十市民にとっても、暮らしと切り離せない重要な問題でありますので、これまでも度々取り上げさせていただきました。

私たちは、特にマイナ保険証を望む市民はマイナ保険証で、紙の保険証を望む人は今までどおりの紙の保険証で医療機関にかかれるようにすべきだと考えています。しかし、現行の保険証は、経過措置はありますが、あと半年で廃止をされます。国は、マイナンバーカードを任意

と言いながら、保険証を廃止することで、ほぼ強制的に進められてきています。市民の方も、様々な病院に受診、自分はマイナ保険証になっていないが病院に受診できるだろうかという不安の声もあります。本市の今後の保険証の取扱いについてお聞きをします。

マイナンバーカードの取得も、保険証をひもづけることも、義務ではなく、任意との理解でよいか、お伺いをします。

■副議長（上岡真一） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

マイナンバーカードの取得につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に、申請に基づき作成すると規定されております。また、マイナンバーカードを保険証として利用する場合にも、ご本人の希望に基づく利用登録が必要となっております。したがって、議員がおっしゃいましたとおり、マイナンバーカードの取得もマイナンバーカードの保険証利用登録も、義務ではなく任意であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。

2022年1月に、最大2万円分のマイナポイントが実施されました。ポイントを求めて、マイナンバーカードを取得した方も多くおられます。既にカードと保険証をひもづけている人がひもづけを解消したい、またカードの紛失などもあるので返却したいと思った場合、カードの返却はいつでも可能なのでしょうか。窓口での対応はどのようにしているのか、お伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） マイナンバーカードの返却についてでございます。

マイナンバーカードの交付窓口で、執務時間中であればいつでも返却が可能です。ご参考までに、令和4年10月にマイナンバーカードと保険証を原則一体化する方針を政府が発表して以来、報道により不安になった等の理由による自主返納は、現在まで8件ございました。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 8件ということでした。やめたいというふうに出てきたときに、マイナポータルのほうに入って、やめる手続をすることになると思うんですけど、その手続、一連の手続が要りますが、高齢者の方は極めてなかなか難しいんじゃないかというふうに思いますが、その場合も時間内であれば一緒にされているのでしょうか。

■副議長（上岡真一） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） 高齢者の方が返却の際においでいただいたということによ

ろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

その場合も、高齢者の方の登録の手助けとして、窓口においていただければ可能であるという  
ことで、現在窓口のほうで対応させていただいております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。紙の保険証が廃止をされようとしていますが、カードの  
未取得者の人もいます。マイナ保険証を持っていない方に対して、資格確認書が発行されるよ  
うになっていますが、資格確認書の取扱い、今どのようになっているのか、お聞きをします。

■副議長（上岡真一） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

現行の保険証廃止後は、加入する健康保険の情報等を記載した資格確認書を交付をさせてい  
ただくこととなっております。マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登  
録をされていない方も、資格確認書を持参することで、これまでと同様に医療機関を受診して  
いただけるようになっております。本市の国保に関して申しますと、今年度の交付する保険証  
の有効期限である令和7年7月31日までは、現行の保険証を引き続き使用することができます。  
保険証が失効する来年8月1日以降は、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証  
の利用登録をされていない方は、医療機関受診の際に資格確認書をご利用いただくため、  
7月中にお手元に届くよう、こちらからお送りする予定としております。

また、保険証が廃止される本年12月2日以降、新たに国保に加入する方や保険証を紛失した  
方につきましては、随時資格確認書を交付いたします。このような対応に関する周知方法につ  
きましては、今後広報等で周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。対応されているということで、マイナ保険証を持たない  
人が不利益にならないように、しっかりと対応していただきたいと思うことと、マイナ保険証  
を使いたい人は使って、使いたくない人は使わないという仕組みづくりも必要ではないかとい  
うふうに思います。実際、マイナ保険証の取扱いに関する様々な市民の声、改善が必要な点  
があるということであれば、その意見を国とか県にも上げていっていただきたいということをお  
願ひして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

■副議長（上岡真一） 以上で谷田道子議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩します。

午後3時1分 休憩

午後3時15分 再開

■副議長（上岡真一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 公明党の山下幸子です。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、初めの質問では、人口減少対策の2040年問題に備えてからお尋ねいたします。

日本の高齢者人口がピークに達する2040年頃を見据えて、公明党は将来推計人口を踏まえ、全国の都道府県、市町村の首長、担当者の皆様が少子高齢化、人口減少にどのように対処されようとしているのかを伺い、長期ビジョンをめぐる今後の議論に反映させるため、自治体アンケートを実施いたしました。今回の調査では、市町村のうち32.5%が自治体としての存在が危うい水準との認識、危機感を抱いていることが判明いたしました。高知新聞でも、2020年から50年の30年間で、子供を産む中心世代の20代から30代の女性が50%以上減るとの推計で、高知県内では、34市町村のうち25市町村が該当、7市町村が減少率7割を超え、人口減少の深刻さを示しております。本市でも、2040年には、総人口も2万2,000人台になると予想されておりますが、2040年を見据えた将来予測と政策課題について、どのような対策を取られていくのか、教えていただきたいと思っております。

■副議長（上岡真一） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、2040年問題に対する、どう対策を取っていくかということでございますけれども、まず2040年の本市の人口の将来予測を説明させていただきます。平成27年10月に策定しております四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、これによりますと、ビジョンの目標どおりに人口が推移した場合でございますけれども、2040年の総人口は2万6,304人、それからいわゆる生産年齢人口、15歳から64歳までの人口につきましては1万2,448人、それから65歳以上の高齢者人口につきましては1万1,011人になると予測しております。これは、あくまでも先ほど申しました市の人口ビジョンによる推計でございます。

次に、政策課題についてでございますけれども、2040年を迎えて想定される政策課題ということになるかと思っておりますけれども、まず生産年齢人口の減少による産業・企業の担い手、労働力が不足するということが考えられますので、生産力や購買力の低下による地域社会の衰退というものが危惧されております。

また、さらなる高齢化によりまして、需要が見込まれるというふうに言われております医療や福祉といったサービスの供給不足、さらには人口減少に伴う税収など、歳入の減少が見込まれる中で、財政面における課題などから、公共施設等インフラの維持・更新、こういったものが困難になる、そういうことで行政サービスの低下というものも懸念されております。

対策についてでございますけれども、このように人口減少・少子高齢化ということになりますと、多方面で影響を及ぼすと考えられますので、本市としましても、人口減少対策、こう

いったものを最重要課題として捉えまして、DXの推進でありますとか、県、国の制度を有効に活用しながら、今後進めていく人口減少対策の施策を構築していく中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 平成27年のビジョンでは、人口ですけれども、2万6,000人台ということで、私が調べたのと若干数字が違っております。

それと、政策課題としては、労働力が衰退し、高齢者が増えてくる、人口も減少してくる、公共施設のインフラなども起こってくるという、難しい課題に対してご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。おおむね認識はいたしました。

2040年問題は、これまで経験したことのない大きな課題が差し迫っておりますが、この課題については、長期的なスパンで対策を講じていく必要があるとも捉えております。現在できることは、地域の活力をいかに持続していくかにも力を入れなければならない対策の一つだと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次は、外国人の受入れの見通しについてお聞きいたします。

深刻な人材不足の2040年問題が企業に与える影響の中で、最も深刻なのが人材不足だと考えられます。国を挙げて地方創生に取り組んで10年となっておりますが、人口減少には歯止めがかからない状況であります。外国人の受入れをめぐる政府の対応は、実質的に定住を前提とした政策にかじを切り、外国人の受入れ体制の整備を急ピッチで進めておりますが、人口減少が進む本市でも、人手不足だから仕方がないと、後ろ向きな中での外国人の受入れでは、いずれ限界にならないかと心配しております。

そこでまず、本市の外国人人材の受入れの見通しについてお尋ねをいたします。

■副議長（上岡真一） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 見通しについてお答えいたします。

考え方ということになるかと思えますけれども、本市におけます人口対策としましては、少子化対策や移住促進、そういった取組を中心に現在進めているところでございますけれども、移住促進、これで見ますと、全国の自治体でも、ご承知のとおり、様々な移住施策を展開しているところでございまして、移住者の奪い合いとなっている、そういった面もございまして、国内での人材の確保には一定今後限界があるのではないかというふうに考えているところでございます。

そういったことから、また多様な担い手の確保という点においても、外国人材の受入れというものは有効な施策であるというふうに市としては考えているところでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 本市では、移住促進に基本的に力を入れている。国内での移住はもう限界に達してくるのではないかという予想を立てられていると思います。見通しにつきましては、一定の理解はできました。

今後、外国人人材の受入れを進めていく中で、難しい課題はますます出てくると思いますが、ただ今県のほうでは、外国人人材から選ばれる県を目指して、外国人の確保や育成、定着に向けた施策に力を入れているようです。中でも特徴的なのは、海外の自治体と人材に関する覚書を締結していることです。今後も海外自治体と連携を強化し、人材の着実な受入れを図っていくとしております。

社会の変化を見ながら、また県との連携も重要になってくるかと思いますが、今後どのような連携を取られるのか、答えられる範囲でお答えいただきたいと思います。

■副議長（上岡真一） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 外国人の受入れを促進するために、考えなければいけないのが異文化の理解や円滑なコミュニケーション、そういったものでありますとか、住居の問題など、様々な課題が考えられます。国籍等に限らず、外国人が暮らしやすい環境というものをもまず整える必要があるかと思いますが、それに向けては、国のほうでも共生ビジョンというものもございますし、先ほど紹介いただきましたように、県のほうでも力を入れているところでございまして、その中でも、県の行うべき施策と市町村が担うべき施策というものも、一定明確化されているようなことも拝見したことがあるんですけども、そういったことで双方が協力し合いながら、連携しながら、協議しながら、今後県とも連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。この問題につきましては、よろしく願いをいたしまして、続いて次の質問をいたします。

医療・介護サービスの供給不足の対策についてお伺いをいたします。

現在でも、医師不足と介護人材不足には、頭が痛いところでございます。人口減少によって地域の活力が失われていく中で、2040年に向けて、高齢者の増加と現役世代の減少が見込まれております。介護サービス需要の増加を想定する中で、必要な医療・介護のサービスをどう確保していくのか、切実な課題であることが浮き彫りにされております。介護分野への人材を促進することや多様な人材の参入促進にも、積極的に取り組んでいかなければならないと感じております。本市での医療・介護サービスの供給不足の対策について、どのようにされていくのか、お伺いをします。

■副議長（上岡真一） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 医療のサービス供給不足の対策についてお答えします。

幡多地域を1つの医療圏として、県を中心に医療体制の構築を図っており、現在必要な病床数は確保されていますが、医療専門職の人材不足が生じている状況です。この課題を踏まえ、幡多の医療圏のさらなる連携強化が必要との考えの下、現在、公立病院を含む幡多地域の6つの医療機関において、地域医療連携推進法人制度を活用した連携体制の構築に向けた検討が進められております。

また、医療専門職の人材不足対策の一つであるデジタル医療の活用についても、5月に大川筋診療所で開始したオンライン診療の状況や全国的な取組も注視しながら、必要性や活用方法も検討してまいります。

このほか、産婦人科や小児科が少ないことが課題としてあります。特に産婦人科においては、高知県全体としても危機的な状況となっており、安全なお産ができる医療体制を確保していくよう、県への要望も行っていきたいと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 介護のサービス供給体制の対策についてご答弁させていただきます。

令和6年4月1日現在における本市の高齢化率は37.6%と年々上昇しており、2040年、令和22年には42.5%まで上昇することが見込まれております。現時点におきましても、介護分野の人材不足は、全国的にも深刻な課題となっており、本市におきましても喫緊の課題と考え、介護職員初任者研修に取り組むなど、有資格者の養成、介護人材の確保に努めているところです。

しかしながら、少子高齢化の急激な進行により、今後ますます労働力人口が減少する中、既存の取組だけでは対応できない状況になってくるものと考えております。引き続き、介護職員初任者研修に取り組むなど、有資格者の養成に努めていくとともに、デジタル化、ロボット化などによる介護現場の効率化の推進、また介護事業所ごとに行っている共通業務の集約化による負担の軽減、さらには外国人材を受け入れ、活用していくことなどの検討が今後必要になってくるものと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 医療も介護も、どちらも人材不足が大きな課題となっております。

また、6つの医療機関との連携を構築しながら、これからは、予定している介護ロボットやICTの導入支援などを活用しながら、医療・介護など社会保障の持続可能性を高めるため、今後必要な政策について、あれば一緒に考え、取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

独り暮らしの高齢者について、今後力を入れるべき施策についてお伺いをいたします。

増加している独り暮らしの高齢者について、私が地域活動をしている中で、毎年増えてきているのは、空き家と独り暮らしの高齢者であります。コロナ禍から訪問者も減り、外出や付き合いも希薄になるなど、社会的孤立が広がっているように思いますが、その一方では、自治体に対しては、高齢者が気楽に交流を持てる場や通える場があれば、元気なうちに行きたいと考えておられます。

日常的な安否確認や交流の場づくりといった基本的な対策が、独り暮らしの高齢者の増加に追いつけない状況が今後ますます出てくるのではないかと思います。本市では、独り暮らしの高齢者について、今後力を入れるべき支援策について、どのように取り組んでいくのか、教えていただきたいと思えます。

■副議長（上岡真一） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁させていただきます。

本市の高齢者人口は、令和3年度をピークに減少傾向にあります。令和6年4月1日現在の高齢者独居世帯は4,256世帯、高齢者夫婦世帯は2,185世帯となっており、高齢者独居世帯数、高齢者夫婦世帯数ともに徐々に増加しております。

このような状況に対応するため、本市では、介護保険サービスの充実、担い手確保はもとより、高齢者の見守り、安否確認のための認知症高齢者等見守りシール交付事業や緊急時などには専門的知識を有するオペレーターに365日24時間体制で緊急通報が可能な手段として、緊急通報装置を貸与するあんしんコール事業を、また閉じ籠もりなど何らかの支援が必要な高齢者を早期に発見するための高齢者閉じこもり等予防支援事業、そして配食を通じて見守りを行うことを目的に、配食サービスを行っている社会福祉協議会見守りサービス事業などを行い、独り暮らしの高齢者やご家族の不安の解消に向け、取り組んでいるところです。

また、ご質問のありました交流の場でございますけれども、各地区の健康福祉委員会やまちなかサロン、はつらつデイサービス事業、自主的に介護予防を行うグループ、あったかふれあいセンターなど、既存の事業がございます。こういった様々な既存の集まりの場を活用し、社会参加や生きがいがいづくりにつなげていただけますよう、集まりの場を積極的に周知・広報してまいりたいと考えております。

住み慣れた地域で誰もが安心して住み続けられるまちを実現するため、2040年問題を見据え、高齢者施策をより一層充実させてまいりたいと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 独居世帯が4,256世帯、これには本当に驚きました。また、見守りにつきましては、認知症見守り、あんしんコール、また配食による見守りなど、様々な支援をしていただいていることも今回分かりました。これについては、了解いたしました。加えて移動手段の確保も重要だと考えられます。通院する高齢者の増加や運転免許証返納などで、今後ま

すまず解決が必要な問題になってくると思います。早めの支援策に取り組んでいただきたいとお願いしたいのですが、ご答弁をお願いします。

■副議長（上岡真一） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 交通手段の確保につきまして、ご答弁させていただきます。

ひとり暮らしの高齢者にとっては、運転免許証を返納した場合など、移動手段の確保が今後ますます大きな課題になってくるものと考えております。高齢者支援課では、在宅生活を継続することができるよう、関係機関や各事業所の情報を掲載した高齢者在宅生活ガイドブックを作成しております。これは、在宅生活を支えるための各種のサービスなどを見やすくまとめたもので、10項目に分けて編集したのですが、移動手段の情報としては、市内のバスエリアマップ、中村まちバス利用マップ、デマンド交通など、官民間問わず、現在ある利用できる移動手段を取りまとめております。今後も官民にとらわれず、公共交通を含め、既存の地域資源を正確に把握し、限られた財源の中でどのような支援策が今後必要か、関係各課が横断的に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） きめ細やかな支援策を考えていただいているようで、安心することができました。ありがとうございます。

それでは、2番目の質問、防災・減災対策についてお伺いをいたします。

今回の能登半島地震の被災地では、地震による甚大な液状化で、宅地など被害が相次いで出ておりました。石川県内の各自治体で、用地の境界がずれて、元の境界が分からなくなったり、また道路・宅地ともに高さが大きく変化し、どの高さを基準として復旧するのかといった問題に直面し、大規模な地盤改良など、広域的な対策が必要との指摘もあり、課題は今も山積みのようです。本市のハザードマップを見ても、市内ほとんどが液状化の可能性大となっております。本市でも、大規模災害を自分ごととして捉えて、備えをしていくという必要があります。

そこで、液状化対策の現状についてお伺いをしたいと思います。

■副議長（上岡真一） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

液状化につきましては、能登半島地震でも、議員が申されましたとおり、道路や宅地陥没など、様々な影響を与えておまして、水道管も地中にあるために、大きな被害を受け、長期間断水するなどの要因となりました。本市においても、中村・具同・東山地区など、市街地を中心に液状化が懸念されておまして、議員が申されておりましたとおり、ハザードマップによりエリアを公表しまして注意喚起を行っているところでございますけれども、今回の地震を見ましても、市内のどこのエリアで起こってもおかしくない状況と言えるのではないかと考えておる

ところでございます。

液状化対策をどう進めるかという点につきましては、過去にもご答弁しましたとおり、抜本的な対策は地盤改良が必要であり、広範囲になることから、莫大な費用が必要となりますので、財政面からも、現段階では市での事前対策は難しいという認識をしているところでございます。そのため、地盤改良を行う場合は、それぞれの土地・家屋所有者において、自らの責任で調査・対策を行ってもらうこととなりますけれども、地盤改良以外でも、住宅の耐震化や古い建物の除却、危険ブロックの撤去などを行いまして、まずは揺れによる建物倒壊から身を守ることを優先していただき、発災後に迅速な避難をすることが重要であると考えております。事前に地域の避難所の場所を確認いただくとともに、日頃から防災リュックに非常用の持ち出し品を入れておくなど、避難のための備えを行っておくことが重要であると思います。

今後も南海トラフ地震による揺れや津波対策などと併せまして、液状化の災害リスクや非常防災品の備えなどについても、引き続き啓発を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 液状化対策の現状については、地盤改良が必要で、市では現在難しいということでした。よく分かりました。ありがとうございます。

ただ、液状化対策の一つとしてよく言われているのが、ハザードマップの確認とよく言われております。市民の皆様は、あまりよく見ておりません。分かりづらいからだと言われておりますが、現在、防災訓練には、皆さんの意識も高くなり、参加者数も増えてきているところだと思っております。その訓練時において、液状化現象発生時の避難についても取り組んでいただきたいとの要望がございしますが、いかがでしょうか。

■副議長（上岡真一） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

防災訓練につきましては、地域の自主防災組織などが中心になりまして、おのおのの地区で実施していただいているところでございます。地震防災課としましても、いろいろご相談をいただいたときには、協力したり、話し合いをしたりということで支援を行っているところでございます。液状化の訓練ということでございますけれども、現在考えられるのが、例えば訓練の前に、液状化のメカニズムについて学習会を行ったり、先ほど言いましたように、事前に避難所の確認をしてもらった上で、液状化、遅れますとどうなるかは想定がしにくいこともありますので、複数の避難経路を確認していただくという方法がございします。そういったことを地域の方と話しながら防災訓練に挑むということは、地震防災課としても支援をしていきたいと思っておりますので、そういったご相談や話し合いがあった場合は、こちらからの提案もしまして、そういった訓練にも協力していきたいと考えているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 市民の皆様は、液状化現象がどのようになるのかっていうことは、大体周知はしているみたいですが、本当に液状化が現実には起きたときには、どうしたらいいのかという知識もまだ皆様少ないようでございます。だから、不安があるようでございますので、またいろんな機会を使いまして、皆様に周知をしていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問です。

新発想の防災フェーズフリーについて問います。

災害に備えようと社会全体で呼びかけてはいますが、なかなか行動できていない人が多いのが現実でございます。一人一人の防災意識が低いわけではなく、いつ起こるか分からない防災のためにコストを費やして準備をすることが大きな負担で難しいからだと言われております。そのような中で、平時と非常時の局面、フェーズの垣根を取り払うフェーズフリーと呼ばれる新しい発想の防災が注目をされております。例えば、道の駅の売場は、消費者ニーズに対応するため豊富な品ぞろえをしており、災害時には避難者に食料として配布することができる。この方式ならば、防災備蓄品として飲料水や食料を別途備蓄管理する手間が省けるということです。日常と災害が発生した場合の両局面で役立つ商品・サービスを示すもので、備えない防災とも呼ばれております。この防災フェーズフリーについて、本市の認識をお伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

防災フェーズフリーに関しましては、地震防災課の中でも聞いたことのある職員はなく、ご紹介いただきました鳴門市の教育委員会の学校フェーズフリーなどを見まして、少し勉強させていただいたところでございます。防災フェーズフリーとは、先ほどご説明がありましたとおり、備えるけど災害のためだけに備えないというような考え方かと思えます。そして、身の回りで使っているものやサービスを災害時にも役立てようというものでございますが、本市としてもこういった発想には賛同できると思っております。ふだんから少し多めに食材を買っておくなど、ローリングストックについても同様な考え方の下、広報や学習会にて継続的に周知を行っているところでございます。

また、アウトドアグッズとして使用するテントや寝袋、カセットコンロなどにつきましても、非常時に有効活用できるもので、防災フェーズフリーという考え方にマッチしたものであると言えるのではないかと考えているところでございます。

フェーズフリーの考え方は、道具などだけではなく、言葉や表現、それから生活スタイルなど広範囲に及ぶことになると思っておりますので、今後は学習会など様々な場面でイラストなどで示すなど、分かりやすくフェーズフリーの考え方を伝えていき、防災とは特別なものを用意しなくても、ふだんから使うものが防災に役立つということを啓発していければと考えており

ます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） なかなか難しいというふうに捉えられるんじゃないかなと思っておりましてけれども、前向きに捉えていただき、本当にありがたく思っております。

1つ例として言わせていただきたいんですけれども、先日もお話しいたしましたけれども、徳島県鳴門市では、この考え方を踏まえた施策を推進し、今年の2月の総務省の防災まちづくり大賞の消防庁長官賞を受賞したそうです。本市でも、平時と災害時をつなぐ地域の防災福祉の新たな仕組みづくりとして前向きに検討していただければと思って、質問をしましたけれども、今後勉強なども取り入れていただけるということで、感謝をいたします。よろしく願いいたします。

それでは、次の携帯トイレの備蓄推進についてお伺いをいたします。

能登半島地震で直面したのは、災害時のトイレ問題であります。仮設トイレが避難所に届き始めたのは、発災から4日以上たってから、発災3日間は自治体で携帯トイレの確保をしなければならぬということが今回大きく浮き彫りになったようです。今回の地震で、外から物資を持ち込むのがいかに困難か学ぶことにもなりました。災害時の協定があったとしても、その場にもものがないと対応できないということです。

そこで、本市での携帯トイレの備蓄推進についてお伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

現在、市での携帯トイレの備蓄につきましては、約15万6,000戸で、1日で換算しますと3万1,200人分、3日換算では1万4000人分がございます。3月議会の答弁と同様になりますけれども、公的備蓄は、発災後3日までは携帯トイレや簡易トイレを使用し、その後は主として仮設トイレを使用することを想定しているところでございます。備蓄の推進という点から見ますと、3日までの携帯トイレなどは個人備蓄をお願いしておりますが、できれば余裕を持って1週間分の1人1日5回、7日分で携帯トイレ35個の備蓄を推奨しているところでございます。

この点については、学校の体育館など、主な避難所においては、ほぼ全て洋式トイレ化されておりますので、携帯トイレがあれば災害時の断水時でも洋式便座につけて使用でき、自宅や避難所以外の場面でも活用できることから、このようなお願いをしているところでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） おおむね理解をいたしました。

課長、すいません、単刀直入にお伺いをいたしますけれども、今後この数で十分でありますでしょうか。

■副議長（上岡真一） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 先ほどご答弁しましたとおり、携帯トイレにつきましても、一般的な世界的なというか考え方は、個人備蓄が7、共助の部分が2、それから公的備蓄が1という考え方になります。携帯トイレにつきましても、ぜひこれから私どももいろいろと周知とか啓発をしていきますけども、個人備蓄のほうで、先ほど言った1週間分を構えていただければということになります。個人備蓄で1週間分構えていただければということになります。公的備蓄も、その補助的なもので先ほどの個数を備蓄しているということで、我々は考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。

携帯トイレについては、能登半島地震では、初動で混乱していたが、各避難所で苦勞され、携帯トイレが新しいアイテムとして採用され、多くの人が見たこともないものをうまく活用できたと言われております。であれば、次の備えに何をどう生かしていくのか、それが一番大事になると思いますので、本市でも早速新たな取組として、トイレの備蓄推進に取り組んでいただくことをお願いしたいと思いますが、先ほど課長が言っていただきましたけれども、私も心配していたのは、個人備蓄、これがまだ市民の方に浸透しておりませんので、これを1週間分、個人宅でということをもう一度徹底していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3番目の熱中症対策についてお伺いをいたします。

日本列島は、この夏も猛暑に覆われそうです。最新の3か月予報では、6月から8月の平均気温は全国的に高く、特に8月は暑さが厳しくなると予報されております。観測史上最も暑かった昨年に匹敵する災害級の暑さとなる可能性が高いとも言われる中、今年もはや全国の熱中症に対する救急搬送は、4月29日から5月12日の時点で既に1,000人に迫る状況です。気象協会は、早めに取り組める熱中症対策の一つに、エアコンの点検や体を暑さに慣れさす暑熱順化を呼びかけております。本市でも、昨年から管理者が常駐する公共施設において、対応が可能な施設をクーリングシェルターとして活用してきたと思いますが、昨年の市民の皆様の活用状況と本年の取組はいつ頃からどのように準備をされるのか、お聞かせください。

■副議長（上岡真一） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 本市でのクーリングシェルターの活用状況についてお答えします。

クーリングシェルターは、危険な暑さから避難できる場所として市が指定する施設であり、今年から始まる過去に例のないより危険な暑さのときに発表される熱中症特別警戒アラートの発表期間中、施設の一部を開放していただくこととなっております。

本市において、昨年7月から9月末までの間、エアコンのある公共施設や民間事業所などを指定しております。期間中、熱中症警戒アラートの発表に関わらず、暑さを感じる場合の一時的な休憩所として、施設の一部を開放していただいております。あわせて、施設の職員から利用者に対して熱中症に関する声かけを行っていただき、熱中症予防の啓発を行っていたところです。

昨年度は、市内45か所の施設をクーリングシェルターと指定し、市役所ロビーをはじめとする市内の公共施設や図書館、金融機関などの民間事業所にも協力いただきながら、各地区に整備を行っていたところです。主に外出時に利用いただき、暑さをしのぐ一時的な休憩所として利用いただいております。今年度も引き続きクーリングシェルターを設置する予定であり、6月下旬頃から開設できるよう準備を進めているところです。また、今後、協力いただける民間事業所にも声をかけ、施設数の増加を図っていきたいと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 昨年は、7月から9月末まで一時的に休憩所として活用させていただいた、45か所ということがございます。本年は6月下旬から準備をしていくということがございますけれども、ちょっと耳にしたことがありまして、本年度から郵便局のほうも協力をしていただけるということをちらっと聞いたんですけれども、これはどうでしょうか。

■副議長（上岡真一） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 郵便局のほうも、昨年度、年度途中からご協力いただきまして、主に民間事業所が市内の中心地になることですが、市内全ての郵便局にご協力をいただけたことで、各地区に1から3か所程度は開設できている状況になっております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 本年も、また郵便局も協力をいただけるということで、本当に心強いと感じております。

また、今年から、昨年からもかもしれませんが、すいません、熱中特別警戒アラートも取り入れていただきまして、また1つ安心することができると思います。

それでは、次の4月にオープンしたばかりのしまんとびあでございますが、市民の皆様にも気軽に集い、にぎわい交流する施設を目指しておりますが、そういったことでも早速しまんとびあをクーリングシェルターに活用すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

■副議長（上岡真一） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） しまんとびあは、クーリングシェルターの施設要件に当たる冷房施設を有することに加え、スタッフが常駐していること、誰もが自由に使用できるフリースペースもありますので、要件は満たしていると考えております。所管する生涯学習課を通じて、

しまんとぴあには相談をし、クーリングシェルターとしての指定について承諾をいただいておりますので、現在指定に向けて準備を進めているところです。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。

本年からは、6月下旬からということですがけれども、しまんとぴあは、もう早速活用はできると思っていますので、早速手を打っていただきたいと思えます。

また、この情報周知はどのように皆様にはしていかれるでしょうか。

■副議長（上岡真一） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 周知ですけれども、広報やホームページでの周知、高齢者の集まりの場である健康福祉委員会などにおいて、引き続き啓発を行っていきます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） どうかよろしく願いいたします。

それでは、次、4番目の市のごみ袋の改善についてお尋ねをいたします。

ごみ袋については、ちょうど7年前に質問をいたしました。議員になって間もなくであり、質問に立ったことが忘れられない思い出となっております。以前、転勤先であった高松でのごみ袋の使いやすさに感動して、四万十市でもぜひみんなに知っていただき、喜んでもらいたいとの思いでの質問でありました。内容は、ごみ袋の縛る部分が四万十市の袋より少し長く、取っ手つきのスーパーのビニール袋と同じような形状で、縛るにも力が要らず、高齢者の方や手が不自由な方でも入れやすい、縛りやすい、持ち運びやすい形状となっております。ごみ収集車の方にとっても、簡単に収集しやすく、働き方改革にもつながると考えられます。

また、今後ますます高齢化が進んでいきます。現在でも、老老介護で紙おむつの量や重さに苦心されている方、子育て中のお母さんにとってもストレス解消にもつながり、環境の変化に合わせた優しい取組の一つとして、誰でも使いやすいごみ袋の改善をお願いしたいのですが、お答えください。

■副議長（上岡真一） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 本市の指定ごみ袋の形状等につきましては、四万十市廃棄物減量等推進協議会、こちらのほうに諮問しまして、答申をいただいた上で決定をしております。今回ご質問いただきまして、以前のことを調べてみましたら、平成24年度に長方形のごみ袋から現在の結び代のあるものに変更して以降、あれから12年でございます。一度も改良がされていないということから、改善ができる点がございましたら、できる限り対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、どうするかと申しますと、より一層利便性を高めるためには、誰もが使いやすい、

そういった普遍的な形状が理想でございますので、議員ご提案のレジ袋型を軸といたしまして、今年度、市内各世帯を対象にさせていただきます。現在の指定ごみ袋に対しますアンケート調査、こちらを実施させていただきたいと考えております。調査の内容につきましては、今後精査させていただきますけれども、その結果を基にいたしまして、所要経費、それから四万十市廃棄物減量等推進協議会、そちらの意見等を参考にさせていただきます。来年度以降の発注時に一定反映できるように取り組んでまいります。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 前向きなご答弁をありがとうございます。

次は、ごみ袋のサイズの見直しについてお伺いをいたします。

現在、本市のごみ袋のサイズは、大、小、特小とありますが、小の袋が極端に小さく、使いづらいので、もう少し大きくするか、サイズを増やしてもらいたいという要望をいただいております。私も、土佐清水市の袋を取り寄せてみましたら、本市のLサイズが大です。土佐清水市のMサイズの袋に比べ幅7cmぐらい大きく、Lと大の違いはこんなに少ないのかなという感じを受けました。一応、見本ですけども、これが土佐清水市のMサイズでございます。これは、四万十市の大と比べたら、この横が7cmの違いで、四万十市のほうがこれよりもまだ小さいぐらいということが今回分かりました。今回、市町村によっては、サイズはまちまちであることも分かりました。各家庭での人数により使用サイズはまちまちであり、季節によっても、夏は生ごみが腐るのでサイズを変えているという家庭も多く聞きます。今回を機会に、市民の皆様へ一度アンケート調査をしていただき、先ほど課長もおっしゃっていただきましたけれども、ごみ袋の形状といい、またサイズの見直しといい、一度アンケート調査を取っていただき、サイズについての見直しも取り組んでいただきたいと思いますのですが、お答えください。

■副議長（上岡真一） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 指定ごみ袋のサイズにつきましては、これまでも様々なご意見、いろいろといただいております。議員が申されます例のほかにも、高齢者の方からは、もっと小さな袋が欲しいと、そういったことなどもご意見としていろいろいただいております。市民の皆さんの中には様々なニーズがあるのではないかと推測をしているところでございます。したがって、このサイズの件につきましても、市民の皆さんのお考えを十分聞かせていただく必要がございますので、議員も申されましたが、先ほどお答えしましたように、アンケート調査の中でしっかりと確認をさせていただきたいというふうに考えております。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 来年度は、楽しみにしてお待ちしております。これで、ごみ袋については、私の質問を終わります。

それでは、最後の質問に入ります。

食品衛生法改正についてお尋ねいたします。

今月から食品衛生法改正で、漬物製造業が営業許可制となり、道の駅や直売所で売られている農家などの自家製漬物が現在大変減少している状況であります。皆さんご存じでしょうか。漬物製造が営業許可制になった背景には、2012年に白菜漬けなどからO157の食中毒感染が広がり、死者8人が出たことから、18年に改正食品衛生法が可決成立となり、営業許可制の対象業種に漬物製造業が追加され、猶予期間を経て今月から適用が始まりました。都道府県から許可を取るためには、条件を満たした加工場の整備が必要で、手作りの漬物製造・販売をしている高齢者の農家が多い四万十市では、加工施設と住居の分離など、設備改修までのハードルが高く、費用や年齢を理由に継続が厳しく、諦めたと漬物販売をやめる人は少なくありません。

そこでまず、今回の許可制移行に対応するための本市での取組内容やサポートなどは、これまでどのようにされてきたのか。また、許可制移行をきっかけとした廃業について、どのような影響が出てきているのか。本市の現状についてお伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 食品製造業のご質問ではございますが、これまでの対応の経過から、農林水産課のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど議員のほうからもありましたが、全国的な食中毒事案への対策強化を図るため、平成30年に食品衛生法が改正され、保健所への届出制であった漬物製造販売など、6業種が新たに営業許可制となり、令和3年6月に施行となっております。この法改正に伴う3年間の経過措置期間は、先ほどもありましたが令和6年5月31日までとなっております。この事業を継続するためには、保健所の営業許可が必要となっております。この営業許可を得るためには、台所とは別に衛生的な専用の作業場を設けることなど、一定の基準を満たすことが求められ、多額の設備投資を伴うものとなっております。これを受け、昨年12月に県から補助制度の創設について照会がありまして、本年2月に本市の状況を調査をいたしております。その調査の中で、道の駅や直販所等において、自宅で手作りした漬物を出品している人は高齢の人が多く、数名悩んでいる人はいたものの、許可制になるのであれば、設備投資をしてまで事業継続は難しいという声が大半でございました。

参考までに、施設の改修費用は、ケースによりそれぞれ異なりますが、施設がある人で10万円から20万円、また増築等になれば100万円から200万円かかるといった可能性がある上に、またJAグリーン等直販所等にもお聞きしましたが、多くの人が年間販売額が1万円以下といった状況もありました。こういった点を踏まえまして、対象者が多額の設備投資をするのか、また高齢の人が多く中で整備後の事業展開が見込めるのか、また取得財産の処分制限期間以上、事業継続ができるのか、また併せて既に許可を取得している数との公平性といったことも考慮しまして、補助制度の創設について検討をした経過がございます。

自身の楽しみで出品をして、その人でないと出せない味にファンがいて、その味がなくなることに寂しい声があることも重々承知をいたしておりますが、先ほど申し上げましたことを総

合的に判断をしまして、本市においては補助制度の創設は見送っております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。現状については、よく分かりました。

ただ、直売所の棚では、本当に漬物の姿がなくなり、寂しく残念な限りで、早めに何とかできなかつたかなと私自身も反省をしております。県のほうでは、日曜市に多くの手作りの漬物が並ぶことから、施設整備などを支援する補助金を今年1月から開始しており、市町村が、事業を負担した金額の2分の1以内を補助する仕組みで、県内22市町村に補助事業が広がっているようです。また、秋田県横手市では、いぶりがっこ作りの農家の名人が多くいるため、市では、補助申請をサポートする専門相談員を配置し、本年度から市直営の共同加工施設を本格運用しているようでございます。

こうした市の施策が奏功し、許可制移行前に行ったアンケートでは、158人のうち、確実に継続をしていくと答えた人は僅か10人だったのが、追跡調査では88人が事業継続を希望したということです。本市では、今回の県の補助事業には参加されておりましたが、本市でも一条通の商店街の空き店舗を共同加工施設として活用できないものかとも思っております。今後の支援策については、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

県の補助制度の創設等が法改正当初から始まっていればとか、また法改正の内容がもう少し個人の現状に沿った形であればといったことは考えるところもございしますが、食の安全の観点から致し方ないといった面もありまして、また先ほどご説明しました経過から、現時点で補助制度は創設しておらず、また今後の支援策についても、現時点では考えておりません。

以上です。

■副議長（上岡真一） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 今後の支援策については考えていないという返事でありました。分かりました。

農業の担い手が伝統の漬物の作り手であることが多く、どちらもこれからは高齢化や後継者不足が目につくようになってきます。少しでも多くの高齢者の方々が夢を持ち、楽しみながら仕事ができる場所づくりを考えていただくことも大事ではないだろうかと感じております。漬物文化を後世に残すためにも、ハード面だけでなく、人材育成といったソフト面も含めた総合的な支援策を進めていただきたいと期待をしております。また、ゆっくり協議できればと思っております。

以上で私の質問は終わります。

■副議長（上岡真一） 以上で山下幸子議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■副議長(上岡真一) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時13分 延会

令和6年6月19日（水） 第10日

本 会 議

令和6年6月四万十市議会定例会会議録（第10日）

令和6年6月19日（水）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 市長 中平 正宏                | 副市長 田能 浩二       |
| 総務課長 山崎 寿幸              | 地震防災課長 遠近 由幸    |
| 企画広報課長 武田 安仁            | 財政課長 竹田 哲也      |
| 市民・人権課長 加用 拓也           | 税務課長 山崎 行伸      |
| 環境生活課長 山本 聡             | 子育て支援課長 中脇 弘樹   |
| 健康推進課長 竹本 美佳            | 高齢者支援課長 武内 俊治   |
| 観光商工課長 田村 典義            | 農林水産課長 吉田 貴浩    |
| まちづくり課長 佐川 徳和           | 上下水道課長 池田 哲也    |
| 会計管理者兼会計課長 中田 智子        | 市民病院事務局長 金子 雅紀  |
| 福祉事務局長 渡辺 和博            | 教育長 久保 良高       |
| 学校教育課長 岡本 寿明            | 生涯学習課長 戸田 裕介    |
| 総合支所長兼<br>地域企画課長 朝比奈 雅人 | 西土佐診療所事務局長 稲田 修 |
| 産業建設課長 竹本 志郎            |                 |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |               |
|------------|---------------|
| 事務局長 原 憲一  | 事務局長補佐 岡村 むつみ |
| 総務係長 土居 和博 |               |

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程に従い、一般質問を行います。

川村真生議員。

■2番（川村真生） おはようございます。市民クラブの川村真生でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

それでは、まず初めに、4月29日にグランドオープンしましたしまんとぴあについてお伺いをいたします。

オープンして早くも約2か月経過したわけでございますけれども、オープン当日は本当に多くの方がしまんとぴあに来られておりました。2部構成で行われた記念式典でしたが、特に第2部では、子供合唱団や地元の高校生らによるダンス、剣詩舞、フラダンス等が披露され、特に2部のフィナーレに向けて全出演者がコラボした演出は、正直感動いたしました。

私の想像以上の記念式典として思い出に残っていると同時に、このしまんとぴあが四万十市の文化芸能活動の拠点として今後多くの市民に利用される施設にしなければならないと、改めて感じたことであります。

また、次の日の4月30日から5月6日まで、ほぼ毎日オープニングイベントが行われておまして、私も5月3日のイベントに参加いたしました。個人的にはかなり盛り上がりを見せ、親子で楽しんでいる姿も多く見られたように感じました。

そこでお伺いしますが、私個人的には全てのイベントに参加したわけではございませんので、全体的な把握はできておりません。それで、オープニングイベントを終えて約2か月たつわけですが、所管課としての所感をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

先ほど議員の説明の中でほとんどご紹介がありましたけれども、しまんとぴあの開館を記念しまして、4月29日から5月6日まで様々なイベントを実施いたしました。延べ3,000人を超える方々にご来館をいただきまして、特に4月29日の開館記念式典では、市民の方々を中心に様々なアトラクションが披露され、式典参加者の方々から、やはり感動したという声も私どもに多く届いているところでございます。ご好評のお言葉を多くいただき、開館記念に相応しいイベントを開催することができたと感じているところでございます。

5月7日から一般利用が始まりまして、連日施設が利用されている状況など、しまんとぴあが市内外問わず多くの皆様に期待をされ、関心が高い施設だと感じているところでございます。今後は、しまんとぴあが皆様にとってより身近に、気軽にご利用いただける施設となりますよう、指定管理者とも協力しながら今後も進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。やはり所管課としましても、大変好評だったという声を聞いたようでありまして、私と同様の意見だとは思いますが、これは次の質問に移りますけれども、好評である一方で、やはり今後対策をしなければいけないことも多数あるかと思えます。

次は、駐車場不足の懸念ということで、これは初日に鳥谷議員からも質問がありましたので、パスしたいと思いましたが、ちょっと関連も含めて質問させていただきたいと思えます。

しまんとぴあの前には農協と商店等がございまして、買物をしていた市民の方から、ちょっと苦情が来ているという話を聞いておりますが、そういった話は本市のほうに届いていないのか、まずお伺いします。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

市民の方から直接のお声は私どものほうには入ってございませんけれども、商店のほうよりそのような事例があったということで意見があったところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。

その後、対策等を含めてやり取りとかは今現在継続されてないですか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 一部金融機関等につきましては、新たなルールをつくって、駐車に関するルールをつくって、看板の設置とか協議をしたりして、利用について改めて様々やり方を研究しているところでございます。

あと、駐車場不足につきましてはご指摘のとおりでございまして、指定管理者とも、参加人数が多いイベントが予約されている日に別件のイベントの予約があったりだとか、駐車場が手狭になる可能性がある場合は、そのことについては予約者にもしっかりと周知をしていくことであったりとか、主催者にポスターやチラシで駐車マナーについて注意喚起するとか、指定管理者がその周辺の見回りをして状況把握をするとか、そういうことをしながら、駐車場問題については様々な対応を考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。今後対策等を考えていただけるというご答弁をいただきました。

買物をされているお客さんからしますと、やはりイベント等の都合は知り得ないことが多いと思えます。そのため、また予定外の駐車が多くなりますと、また今後さらなるクレームにつ

ながってくるかと思えます。

こうしたこともありますので、事前に案内を出すとか、見回り等もあるかと思えますけれども、許可を得ていない駐車場といいますか、そういったところに止めてクレームがあった場合につきまして、そのあたりの責任の所在というものはどこになりますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 館の運営の中での様々なパターンが考えられます。特に駐車場の関係は今後多くの問題が出ると思えます。指定管理者につきましては、総合文化センターの設置及び管理に関する条例の中で、業務については教育委員会の権限の一部を行うようになっております。それについては、一般的な運営、開館時間であったり休館であったり使用料、利用の許可であるという部分についての業務を行うようになっております。

先ほど来ある駐車場等のことでございます。市は、施設設置者として責任を果たす立場から、運営については必要なことを助言するという立場でございますけれども、その施設の設置、今話をする運営以外の部分、指定管理者の権限外のことであった場合は、市のほうも一定対応は必要と考えておりますので、一緒にその問題については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。今後もこういったご意見を頂戴することが多分多くなってくると思えますので、しっかりとした協議等も含めて、改善に向けての検討を進めていただきたいと思えます。

それでは次に、次の質問に移りますけれども、しまんとびあまで移動する際の危険箇所についての認識についてお聞きをしていきたいと思えます。

既にご承知であるかと思えますが、しまんとびあまでの移動は、アピアさつきとJAグリーン側からも当然あり得る話と思えますけれども、実際に私も何度も見ておりますが、やはり目の前を通る道路をそのまま突っ切ってしまんとびあに移動している方、これは老若男女限らず多く見られておりますし、市民の方からも私のほうにご指摘をいただいている点であります。

特に大きなイベントを行う際には、多くの通行者も発生しますし、非常に危険であると認識しております。本来でありましたら、JAグリーンとアピアさつきにある角の信号を利用してしまんとびあまで移動するということが普通なことだと思うんですが、やはりそのまま道路を横断したほうが早いという人間心理は、正直分からないでもないです。ですが、特に高齢者や低年齢児が判断を誤りまして、そのまま横断した場合、今後重大な事故につながる可能性がありますので、早期な対応が必要かと考えております。

早期に簡単に行える対策といいますか、JAグリーンとかアピアの敷地のどこかに信号をご利用くださいみたいな看板を設置するのが、一番お金がかからないのではないかと勝手に思っ

ておりますが、予算があれば、今後歩道橋の設置等も必要になってはいますが、これは対策強化を含めて危険箇所の認識、多分おありだと思いますので、もし対策案等も示せるなら、併せてご答弁をお願いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、アピアから、もしくはグリーンからしまんとびあに来る際に、あの前の道路を横断している事例があります。それにつきましては、私もプレイベントの際には本館の2階からそちらのほうをずっと見て確認していたところでございますので、その危険については目視をしておりますし、一般の方からもそういうご指摘を受けているところでございます。

これにつきましては、そもそもでいえば、道路交通法におきましては、歩行者は道路を横断しようとする際は、横断歩道がある付近においては、その横断歩道によって横断しなければならないという原則はございます。ただ、心理として、先ほどおっしゃられるとおり、横断することはあろうと思います。

これにつきまして、先ほど冒頭でも言いましたけれども、主催者にはポスターやチラシで駐車マナーについて注意喚起をするという当たり前のことをやってもらうと同時に、市としましても、先ほどの駐車場の件なども含めてですけれども、広報等で注意喚起をしていくというところは丁寧にしていきたいと考えております。

横断歩道の件につきましてでございますけれども、前段、道路管理者との話等もしていたところでございますけれども、なかなかいろいろなルールの中で、現状難しいということは聞いているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。何かとちょっと、お金もかかったりだとか難しい問題だと思います。広報等も通じて、チラシ等で注意喚起を促しても、やはり当日にならないといざ分からないということもあります。警備員を配置するのもなかなか難しかったりもすると思いますので、今後、まだ今2か月という段階ですので、ここは対策急務は必須だと思います。最初は広報等で注意喚起を促すということですので、若干様子見も必要なかと思ったりもするところはあると思うんですけど、そのあたりの注意喚起をしっかりと行っていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

オープニングイベントの全体的な所感を先ほどお聞かせいただきましたが、今後、先ほども申しましたが、このしまんとびあは四万十市の文化芸能の活動拠点としまして、数多くの市民に愛される施設にしなければならないと思っておりますので、そのオープニングイベントを終えて、今後の改善等、何かありましたら、そのあたりもちょっとお考えをお聞きしたいと思

ます。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） ご答弁いたします。

運営そのものについては、私どもはうまくいっているというふうに考えております。それ以外で課題といたしましては、先ほどご質問のあった駐車場の件、道路の横断の件、開館して間もないこともありまして、施設の予約の方法や利用方法などが旧施設と異なるため、利用者の方々から困惑するというお声を聞いているところでございます。

利用に当たりまして、事前に施設や設備の下見など、利用者の方々の要望に応じて現在様々な対応、丁寧な対応を取りながら運営をしているところでございます。一定期間はこのような状況が続くものとは考えておりますが、皆さんに慣れていただけるまでは、そういうふうに丁寧に利用についてのご案内をしていきながらやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。当初、確かに不慣れな点は多かったと思います。今後さらに改善していく点があると思います。オープニングイベントに参加された方からいろいろな意見もありましたが、せっかくできたこの新しい施設を今後積極的に活用していきたいという前向きな話を多数聞いております。ですので、改善できるところは改善して、よいところは生かしていくということも大切でありますし、今後またより一層、市民の声も拾い上げながら、よい施設になるよう頑張ってくださいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきまして、またこれもしまんとびあに関連することではありますが、指定管理者の業務内容と役割についてお聞きをしていきたいと思っております。

現在の指定管理者は、株式会社ケイミックスパブリックビジネスでありますけれども、全国の自治体にて指定管理をされているようですので、実績としては申し分ないのかなと思うところでございます。

そこで、本市における指定管理者の主な業務内容と申しますか、基本的な業務内容とか、どのようなことがあるのか、まず教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

指定管理者の主な業務内容でございます。しまんとびあ全体の維持管理業務、運営を含めたものでございます。貸し館業務のほか、文化事業といたしまして、著名人のコンサートであったり、鑑賞事業・文化教室・市民大学も含まれますが、そういうような事業でございます。あと、館内見学会など普及促進事業、指定管理者が主催するイベントに加えまして、市が主催するイベントに対する支援、しまんとびあの利用促進やサービス向上、安全衛生管理であったり危機管理、内部の研修、情報発信であったりでございます。そういうようなことをやっていた

だくこととなっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

指定管理者自体が企画運営するイベント等もあると思いますが、例えば民間事業者であるとか子育て支援団体とか、民間主導型のイベントも今後増えてくるのかと思いますが、その際の指定管理者の役割についてお伺いをいたします。

民間が行うイベントに際しましては、各自のSNSを通して案内を出したり、友人を介して情報発信をしていくことになるかと思いますが、このしまんとびあの指定管理者の方の民間主導のイベントのときでも、先ほど市のイベント支援はありましたが、この民間に対してもSNS等で情報発信をしていただけるのかなと思ったりするんですが、この民間主体である場合のイベントを行う際の指定管理者の役割等についてはどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

民間の利用者の方がイベントを行う際の指定管理者の役割でございます。

まず、貸し館の場合でございますが、オーケストラピットとって前にちょっとせり上がる台があるのですが、そういうところの設営であったりとか、仮舞台、仮設の舞台、小ホールりぐるホールに仮設の舞台がございます。仮設の舞台の設置など、利用者の方々ではその設置がなかなか単独でやる分には困難なものがございますので、そういった部分につきましては、施設の舞台担当の者がお手伝いをしていくと。ここにこういうものがあるであったりとか、こういう置き方をするとか、並べ方・置き方はその利用者の自由ですが、そういう支援はしていくようにはなっております。その部分については、すいません、指定管理者の可能な範囲で対応しているというところ。

そのほか、イベントを行う際でございますが、各種チラシの掲示であったり、そういう利用者の方が情報を発信したい場合に、館の情報コーナーを利用してお手伝いをするとか、そういう部分については協力していけるというふうな体制を取っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。りぐるの設置、あれは結構、僕も経験したことがあるんですけど、結構なかなか大変なので、助けていただいた経験があるので、そういったのは積極的にやっていただければ非常に助かると思います。分かりました。

SNS等ではないですけど、情報発信できるスペースがあるのは私も知っていますので、そ

を活用していただくということですね。分かりました。ありがとうございます。

それでは次に、ちょっとまたこの質問に関連することになってくるんですけども、私も5月3日のまるごとしまんとぴあ、そのイベントにスタッフで手伝いをさせていただいて、先ほども言いましたが、多くの親子連れで参加していただきまして、大変やったんですけど、すごくありがたい気持ちでいっぱいあります。

先ほど、オープニングイベントということで、不慣れな点は確かにあったかと思ひまして、そのときのこれは感想になるんですけども、その終わった後、備品の片づける場所がすごく、どこにあるのか全然分からない状況で、片づける場所が何か細かい部品がここだとかというところがあって、図面を渡されたんですけど、ちょっと図面を見慣れてないものもあって、なかなか難しかったということがあります。

先ほど、りぐるの設置の面に関しましてはお手伝いしていただけるということで、私も経験済みでありますので、例えば、ささいなことになってくるんですけども、片づけに関しても、当然業務時間の範囲内ということはあるかと思ひますけれども、今後、このしまんとぴあに対するイメージ向上であるとか、また民間に対するリピート率の向上とかも、そういうささいな気遣いというものが、今後より愛される施設になっていくかと思ひますので、そういうことをすると、民間主導のイベントをする際も、指定管理者ともよい関係になっていくかと思ひますので、そのあたりの対応は今後改善といいますか、対応できるのか、ちょっとそのあたりお考えをお伺いします。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

おっしゃるとおり、プレイベント、また開館記念事業におきましては、一般の方が利用されたケースがございます。また、そのイベントの際には、一般のボランティアの方も来られて、様々お手伝いをしていただいたところでございます。

実際、備品を片づけるというお話、今回お伺いしましたけれども、そういうところは確かに手伝いに来た方が分からないという事例は発生することだと、十分に私どもも認識できるところでございます。

それについては館ともお話をして、今後、館としても不慣れであった部分、利用者としてもまだ不慣れであった部分、今後慣れていく部分もあると思ひますけれども、新たに新たに館に来る方を私どもは呼ぼうと考えておりますので、そういう裏方・スタッフで来ていただける方も気持ちよくそういう参加ができるように、そのサポートができるような仕組みについては、今後しっかりと話をして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） ぜひよろしく申し上げます。よりよい施設になっていただきますよう、

本当に頑張ってください。ありがとうございます。

それでは、次に移ります。

人口減少対策についてお聞きをしていきたいと思えます。

今年度より企画広報課内にシティプロモーション推進係ができて、その現在の取組についてご質問をいたします。

3月の私の一般質問の中で、シティプロモーション推進係ができることを確認できました。私としましては、地方創生を行う上で、今後さらなるシティプロモーションの推進と市民に対してのシビックプライドの醸成を図ることが、本市において人口減少下においても活力の維持につながると考えておりますので、新設されたことは、私個人的に非常に期待をしております。

シティプロモーション推進係ができてまだ2か月でありますので、本格的な取組というよりは、準備段階なのかなと思っておりますが、そこでちょっとお伺いしますけれども、シティプロモーション推進係を新設してからの本市の今後の考え方や、また本市の理念につきましてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、お答えいたします。

まず、先ほど理念というご質問がございました。このことにつきましては、これまでもシティプロモーション自体、各課でそれぞれ取り組んできたわけでございますけれども、そういった取組の中で、今後、工夫でありますとか意識しなければならないこと、そういったことに対する企画広報課の考え方ということでお答えをさせていただきたいと思えますけれども、まず1つには、やっぱり本市を選んでいただくということが重要になってまいりますので、難易度が高いかとは思いますが、できれば差別化を図ったような取組をしていきたいというのがございます。

それから2点目ですけれども、一定ターゲットを絞ったようなプロモーションというものも展開していく必要があるんじゃないかと考えております。これはプロモーション全体のターゲットを絞るというよりも、それぞれ各課が行ういろんな活動の中で、その活動に応じてターゲットを絞って、効果的なプロモーション活動をしていくというようなことも必要ではないかと考えております。

それから3つ目、これが一番大事ではないかと思えますけれども、一体的にプロモーションを進めていくということがございまして、これにつきましては、例えば4月から係が企画広報課の中にできましたけれども、そういった企画広報課に事業の主体でありますとか窓口というものを一元化するというものではなくて、全庁的に各課において統一した一体的なプロモーション展開ができたという思いを持っております。

さらに、前議会で議員からもありましたように、シビックプライドということもありましたけれども、市民の方にもぜひ協力いただきながら、貢献していただく意欲というようなものも

高めていっていただきながら、統一的なプロモーション展開をしていきたいというのが課の思いでございます。

そういう中で、ご質問にありました現在の取組については、おっしゃいましたとおりまだ準備段階ということでございますけれども、そういうながらも、すぐに取り組んでいけるものを紹介させていただきますと、具体には、まず市内各課が把握しております各種イベント等の棚卸しというものをまず行いまして、そういった機会をフルに活用しながら、先ほど言いましたような一体的なプロモーション展開ができる体制をまずは構築したいと考えております。

それから、この体制の構築に当たりまして重要ポイントとなってくるのが、今既にごさいますけれども、川とともに生きるまちというキャッチコピーと、そのロゴマークのさらなる有効活用でございます。これらを広く活用しまして、統一感のあるイメージを発信すること。

それから、これまでいろんな団体、特に移住支援団体等と意見交換する中でも、移住者向けの例えば子育てに関する本市の魅力的な情報であったり、そういうものがないかというようなオーダーも受けてますし、またこの議会でも再三、ふるさと給食、そういったことについても移住に活用できるのではないかというようなご提案もいただいている中でございますので、そういった子育て、教育など、より暮らしに近い魅力、そういったものも各課から持ち寄って組み合わせしていくこと。そういうようなことで、移住希望者でありますとかUターン希望者に対して、より効果的なPRができると考えておりますので、そういったことには早速取り組んで行きたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 大変詳細なご答弁をいただきました。かなりやる気満々といえますか、武田課長のやる気を感じたご答弁でした。ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

これは3月議会の私の一般質問の続きになりますけれども、前回、シティプロモーションの予算も限られる中で、より有効で効果を出すためには、プロモーションの対象とする地域や年齢層などを絞ることが重要であるとの問いに対しまして、東京に比べて近距離で、かつ関西万博に向けて機運が高まっている大阪でのPRを強化したいとのご答弁をいただきました。先ほどの答弁からもありましたけれども、このターゲットを絞るということは、一定今後やっていくということでございます。

2025年、来年になります。関西万博が開催されます。開催まで10か月を切りました。それ以降のプロモーション活動というところで、関西万博以降のシティプロモーション活動はどのように現段階考えておりますのでしょうか、そのあたりについて伺いたしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） これまでもご答弁させていただきましたように、本市にとって

大阪を含む関西エリア、これにつきましては関東エリアと比べまして近距離で、移住を視野に入れた具体的な問合せも多いというような状況もある中で、大阪を含む関西エリアを主なターゲットとしていきたいと考えているところでございます。

今回開催される大阪・関西万博におきましては、都道府県のほうが中心となって実施いたします自治体参加型の催事というものも予定されております。県の出展に合わせまして、各市町村の参加も可能というふうにお聞きしているところでございます。これを活用させていただくということになりますと、本市の魅力を国内外にPRできる絶好の機会であるというふうに考えていますので、ここへの参加についてまずは検討していきたいと思っております。

それから、ご質問にございました万博以降、これにつきましては、万博で新たに得られるであろうつながり、それからご縁、そういったものを大切にし、また有効に生かしながら、引き続き大阪を含む関西エリアを主なターゲットとしたプロモーション活動を積極的に実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 方向性についてよく分かりました。ありがとうございます。

私も引き続き、今後大阪にターゲットを絞ってやっていくべきだと考えておりましたので、同じ意見だったようで、ありがとうございます。

大阪に枚方、姉妹都市というだけでなく、関西外国語大学もありますし、枚方以外の話でも、同じ京阪沿線というところ、大和田駅の近くに大阪国際大学もありますし、寝屋川市駅にも大阪電気通信大学もあります。このあたりの大学は、幡多郡からの高校生からも入学している学生等も多分結構いるのではないかなと思っておりますので、そのあたりは多分調査できると思います。ですので、そのあたりの調査もぜひ行って、今後は大学生向けの取組も必要等になってくるかと思っておりますので、引き続き大阪でのさらなる取組をお願いしたいと思ひまして、次の質問に移ります。

それでは次に、人口減少下での活動人口の維持・拡大について、本市の考えについてお聞きをしていきたいと思ひます。

少子高齢化が進む中におきまして、やはり急激な人口増加は見込めない状況であることは、理解したくなくても理解せざるを得ない状況であるのは事実であります。長期的な目で見ると、シビックプライドの醸成を図って、地元出身者の将来的なUターンによる人材確保等も考えられますが、うまくいかなければ帰ってもらえる保証等はありません。

各議員からも様々な提案がある中、なかなか即効性が見いだせておりませんが、この人口減少下の人材確保は、本当に腰を据えた政策展開が必要であると考えます。過去にも様々なご答弁があったかと思ひますが、人口減少していく中で、本市としてはこの人材不足の解消というのをどのように考えているのか、お伺いします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 人口減少に伴う人材不足に対する取組でございますけれども、これも真新しいものはなかなか現段階で紹介できる状況ではないわけですが、これまでのご答弁した内容と重複する部分があるかと思っておりますけれども、市外から人材を呼び込み、地域の担い手となってもらうために、やはり一番柱となりますのが移住施策、これであると考えております。

また、その移住・定住を促進していく上での手法ということになるかと思っておりますけれども、そういったことを考えた場合には、地産外商の取組あるいは企業誘致、そういうようなことによりまして、魅力のある雇用の創出、そういったこと、それから多様な担い手の確保という視点、そういったものも踏まえた外国人材の活用、そういった施策を実行することに加えまして、さらに人口減少といった社会課題、こういったものに対応するためには、やはりDXの推進というものも不可欠であると考えておりますので、そういったことも併せて取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど言いましたような取組に向けましては、今年度県が創設しました高知県人口減少対策総合交付金、これらを有効に活用しまして、若年層の増加・出生数の増加への取組を重点的に行うことで、人口減少に歯止めをかけるとともに、人材不足の解消にもつなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 現在のお考えについては一定理解ができました。

外国人材については次の質問で取り上げさせていただきますけれども、移住政策ですか、中心となる移住政策ということですが、具体的にどのようなことを今後考えているのか、そのあたりちょっと伺いできますか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 移住施策の今後の考え方ですけれども、これも人口減少対策を今関係各課で集まりまして検討している段階でございますけれども、その中で今現在整理できている考え方、今後予算の関係もあろうかと思っておりますけれども、そういったところでお答えしたいと思います。やっぱり移住施策につきましては、まずはきっかけづくりとしましては、交流人口を拡大していくことが1つです。

それから、一番重要になるのが、仕事と住居・住まいということになるかと思っております。それらに向けてどういうことが必要かということも検討している段階ですが、例えばワーケーション、それからコワーキング、それからサテライト的なオフィス、そういったものを誘致しまして、まずは魅力のある働く場所をつくるということ。

それからまた、住居に関することと言えば、移住者の方がこちらで住まわれる住居、いろんな形態があろうかと思っておりますけれども、それへの支援。

それから、もう一つ工夫したいのが、先ほど議員もおっしゃいました、先ほどのご質問の中にもありましたけれどもUターン対策、これもちょっと意識していきたいと。これに向けては、今県人会とか土佐幡多の会、ちょっと正式な名前でないかもしれませんが、そういったようなゆかりのある団体等と、そこへのアプローチを強化するなどして、またUターン者にとりましては帰省する時期、そういった時期に思い切ったキャンペーンを実施するなど、そういったことについても検討していきたいというところで、今協議を進めている段階でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 大変詳細に教えていただきました。ありがとうございます。なかなか難しい中で様々な検討をされているということですので、引き続き掘り起こし等を含めて頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、外国人材の活用についての本市の考えについてご質問していきたいと思えます。

昨日の山下幸子議員の答弁にもありましたけれども、改めてのご質問になりますが、本来、日本人で全て完結できれば、本当は一番それがいいのですが、またこの外国人材の活用については様々なご意見がある中ではありますが、やはり若い労働人口が日本全体で減る状況下においては、やはり一定、外国人材による労働力確保は仕方がないものと考えております。

こうした背景もありまして、先日の国会において、外国人材の育成と確保を目的とした育成就労制度を創設する改正出入国管理・難民認定法が成立をいたしました。この法改正によりまして、現行では技能実習と、その後5年間働ける特定技能1号とで受入れ分野にずれがあったものが、新制度では分野を同様にすることで、移行をよりスムーズにするものとなっております。さらには、技術が熟練の水準になれば、家族帯同の無期限就労が可能な特定技能2号に移行できるという内容になったようであります。

この法案成立により、今までのいわゆる日本で技術を身につけて母国に帰るといったインターンのような制度であった技能実習はなくなりますが、技能実習では原則禁止だった転職が、育成就労では、1、2年働けば、一定の日本語能力などを要件に、同じ業種に限って認められるようになったようであります。

こうした国の動きが中ではありますが、本市での外国人材の活用について、現段階でのお考えを改めて伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、本市の考え方と現状についてお答えいたします。

まず、外国人材の活用につきましては、これまでもご答弁いたしましたけれども、人口減少に伴う人材不足、これが危惧される中で、多様な担い手の確保という点においても有効な施策

であると考えております。

現在、四万十市のほうでは、令和6年5月31日現在の住基上での数字ということになりますけれども、市内在住の技能実習生につきましては35名、それから特定技能外国人の方につきましては13名というような状況でございまして、まだまだ少ない状況であり、外国人材の活用というものを身近なものとしては現段階では捉えにくいというのが本市の現状ではないかというふうに考えております。

そういう中で、実際に外国人材を受け入れ、将来にわたって職場や地域に定着させていくためには、働くためのコミュニケーションや文化の違いに対する職場内の相互理解など、受け入れを行う際の体制整備や、もっと広く地域社会との共生というものも求められております。

これに向けましては、県のほうでも第2期高知県外国人材受入・活躍推進プランというものを策定しまして、積極的に受け入れ等に取り組んでいくこととされているようでございまして、また他の自治体でも既に独自の補助制度というものを設けて取り組んでいる現状もございまして、外国人材の活用に向けまして、市としましてもこういった県の動き、他市町村の動き、そういったものと連携、調査をしながら、外国人材の活用に向けまして取組を効果的に進められる方策について、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 現段階でのお考えは分かりました。市内に合計48名いらっしゃるということですね。

実は私、1週間前になりますが、この四万十市に来て働いてくれているインドネシア人の青年と話をしてきました。そのインドネシア人の青年は、昔から日本の文化が好きで憧れを抱いたこともありまして、念願であった日本で働き、何かしらの縁がありまして、この本市のほうで働いてくれているようであります。

彼とは1時間ほどしか話してないんですけども、すごくナイスガイな子やなと感じました。話しているうちにやはり分かったんですけども、彼は割とインドネシア人の中でも裕福な家庭で育って、大学を出て日本のほうに来られて、金銭的にも余裕を持っているという話を聞きました。彼の周りもインドネシア人のコミュニティーというものがあまして、それでもどちらかというと裕福なという家庭の方が多いという話でしたが、いろいろ話を聞くと、実際にはこのような裕福な家庭の外国人材は少数派であるという話を聞きました。外国人材のほとんどが大学に行くお金欲しさ等、そういった理由で外国で働きたいという意見が多いようで、やはりより賃金の高いところを求めているのではないかとの意見もありまして、法改正で転職ができるようになったということで、今後はより賃金の高い都市部への転職が乱立するのではとの意見も頂戴してます。

実際に現時点でも地方と都市部では賃金格差がありますし、さらには諸外国のGDPは増加

している中で、国際競争力が激しくなっている中で、日本は今GDPは若干横ばいの状況下でございます。この四万十市のような地方においては、そういった側面から外国人材の確保はちょっと厳しさを増すのではないかなという懸念をしております。

この法改正でも移行期間が3年あるということで、この間に法律を煮詰めて制度も対策を講じてくるかと思いますが、やはりこの人材不足解消の一助として、早めの外国人材の確保に向けての計画、先ほどいろいろ計画されているということなんですけれど、やはり本当に早期に、県との連携等もあるかと思いますが、本市として独自じゃないですけれども、計画等を進めるべきだと思いますけれども、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） いろいろ賃金格差の問題、これは外国人の方の就労に限らず、都市部と地方ではあるわけございまして、移住の考え方と重複する部分もあるかと思いますが、いろいろ外国人の方につきましても、就労していただく理由、ニーズというものは様々であろうかと思えます。

そういう中で、本市の事業者を選んでいただける、そういったような視点に立った取組も必要ではないかと思えますけれども、その中では、先ほども言いましたように、事業者のほうで様々な外国人の方に対する支援というものも行っていただくわけですが、その手法としましては、登録支援機関に外国人の生活も含めた支援を委託する、そういうようなこともできるようになっておりますので、例えば県内、特に四万十市内にはそういった機関も少ないわけですが、そういった機関を増やす取組でありますとか、あるいは事業者のほうでそういった、特に仕事に対する価値観というものもかなり違うというような話も聞いたことがありますけれども、そういったことに対しての理解を深めていただけるような取組でありますとか、そういうようなものも考えられる取組としてはあるわけですが、そういったものも今後3年間でしたか、国のほうの新しい制度が施行されるまでの間、そういうものも整理しながら、できるところから取り組んでいきたいと思えますし、その期間に課題というものも整理してみたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） そうですね、非常に難しい問題であるかと思えます。これはもう、課長のお考えをちょっと今お聞かせいただきましたが、これは本当に職種についてのいろいろご意見がありまして、やはり外国人材としても、好待遇であるのはもちろんなんですけど、比較的体力的に楽な仕事であるとか、そういったもので働きたいのが本音であるようです。お隣の黒潮町では明神水産が外国人材を活用しておりますが、仕事的にはきついんですけど、待遇面がすごくいいという理由で働いているのが多いという側面があるようであります。

昨日も介護人材のところの話で高齢者支援課長のご答弁の中にもありますけれども、外国人

材の介護職の活用というのは、当然活用していかなければならないと思いますが、現実的に仕事のきつさと待遇面でアンバランスがあるのかなと思っておりますので、そのあたり外国人材の方がその職種を選んでくれるのかというところでは、ちょっと疑問が残る点があります。

これは本市単独ではちょっとどうしようもない側面があるかと思っておりますので、そういった、特に本市に今技能と特定で大体48名いらっしゃるとのことなので、その方たちのご意見とかも吸い上げて、これから県、国に対しても四万十市のほうからちょっと押し上げていただきたいと思っておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 転籍・転職の内容につきましては、私も詳しいところまでまだ勉強しておりませんで、今までの制度でしたら、同一の業種内ということであったかと思えますけれども、それが全く違う業種に転職できるかどうか、これはちょっと私のほうでは今把握できておりませんけれども、そういったことになると、今議員がおっしゃいましたような課題も大きな課題となってくるわけでございます。

そういう中で、先ほど言いましたように、情報収集しながら課題等を取り組めることは何か、課題等も整理していきますけれども、そういう中で必要ということになれば、また市長会等も通じてそういった意見を上げていくことも検討してみたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。

先ほど来から出てるインドネシアの青年の方の話ばかりしてるんですけど、やはりこれは賃金面以外にもちょっとアドバイスをいただいております。外国人同士のコミュニティーが強いところは、やはり外国人も残りやすいのではというご意見も頂戴しております。四万十市の場合ですと、割とコミュニティーが恵まれているのではとの話もありますが、例えばですけれども、本当に山奥の中山間にぼつりと2人だけというようなところは、やはり精神的に病んだりだとか、リフレッシュする場所がないだとか、そういったところでやっぱり転職してしまうというリスクも多分今後考えられると思います。

これにつきましては、人種については関係ないんですけども、これは精神的なケア等も含めて、本市では日本語サロン等を通じてやられていると思いますが、そのあたりの充実等も含めて、今後そこら辺あたりの改善も含めて、今後前向きに頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

それでは、子育て支援について最後お聞きします。

ファミリーサポートセンターの今後ということになりますけれども、本市の子育て支援の一環として、ファミリーサポートセンターについてお聞きします。

まず、ずばりちょっとお聞きをしたいと思えますけれども、昨年度の総利用者数と、及び市外からの利用者数につきましてお伺いします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） ファミリーサポートセンターにつきましては、四万十市に居住する方、または四万十市にて就労する方が利用する対象となっております。令和5年度の利用人数につきましては、実人数で23人、年間で延べ426件となっております。そのうち、市外に居住し市内に就労する方の利用につきましては、令和5年度はゼロ人、ゼロ件でございました。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。市外からの利用は、じゃあゼロだったということですね。

それでは、じゃあ次ですが、利用される方の主な理由についてどのようなものが挙げられるのかお聞きします。利用される方の理由は様々あるかと思いますが、今後ファミリーサポートセンターの在り方等にも関わってくるかもしれませんので、ちょっと参考といたしまして、どのような理由が多いのかを教えてください。よろしくお願いします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 利用用途・利用理由は様々ございますが、このうち最も多いものとしましては、保育所等への送迎が挙げられます。そのほか多い理由としましては、保護者の通院や保護者の息抜き、リフレッシュ。これも子育てにおいては休息も大変重要なこととなりますが、こういった休息のために援助会員へ預かりを依頼する場合がございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 詳細に教えていただきましてありがとうございます。

それでは、また次に移らせていただきますが、ファミリーサポートセンターの利用料の減免制度についてお聞きをします。

このファミリーサポートセンターに限らずですが、利用料の減免制度というものは様々ございますが、本市においてもファミリーサポートセンターでホームページには減免制度について記載があるかと思えます。独り親世帯だとか非課税世帯等書いてあります。このファミリーサポートセンターのサービス内容については、若干自治体等で違いがあるのではと想像しておるんですけれども、この減免制度は、ほかの自治体もほとんど同じ条件なのか、ちょっと違うのか、そのあたり分かる範囲で構いませんので教えていただけますか、よろしくお願いします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） ファミリーサポートセンターを運営する市町村においては、何らかの減免制度を設けている場合が多く、その中でも独り親世帯や非課税世帯を対象とする

ケースが多い状況となっております。四万十市においてはこれらに加え、多胎児世帯や障害児世帯など、他市町村ではあまり対象としていない世帯も減免対象とする中、特に県内の他市町村では導入していない産後ケア世帯への減免にも取り組んでおりまして、県内市町村では最も多く、7件の減免メニューを設けている状況です。他市町村であれば、3件ないし4件というのが標準的というふうに見ております。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。市独自のメニューがあるということですね。大変、7つですか、あるというのを確認できました。ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきますが、この四万十市は独自のメニューもあるということで、対象が可能なものが非常に多いというお話ですが、もうちょっと拡大が可能であるかについてお聞きをしていきたいと思っております。

本市において特に子育て支援に力を入れている団体は、近年、私は本当に右肩上がりだと認識しています。これは、支援課でも子育て支援団体活動促進補助金ですかね、それも昨年までは210万円だったものが、今年350万円まで増額をしていただきました。本当に各種団体から喜びの声を聞いておりまして、総予算からすると微々たるものかもしれませんが、これは次年度以降に目を向けたもので大変大きな前進であったのかなと個人的には考えております。

そうした中で、子供を育てながら子育て支援サークルに属していて、活動されている方もおられますが、その状況下の中で、子育てサークルで活動するとなると、例えば保育所とかがやってないときに、自分の子供を預ける場としてファミリーサポートセンター等を頼らざるを得ない方がいらっしゃるという話を、実際に直接話をしまして、自腹を切って活動しているという話を聞きました。

なかなかこの子育て支援については、有償事業にしにくい側面もあると思っておりますし、子育て支援団体活動補助金は自己報酬には当然使えませんので、そのあたりやはり自己負担にならないということがあると思っております。そんなに多くの例はないかもしれないんですけども、そういった子育て支援団体で子供を育てながらやる方が預けなければいけないということとか、そういったことの新たな減免制度の拡大はちょっと必要なんじゃないかなと考えておりますので、現段階でのお考えをお伺いします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） ご質問のありました子育てボランティア活動をする場合に対しての減免についてお答えをさせていただきます。

まず、ファミリーサポートセンターの減免制度につきましては、経済的または独り親世帯で育児における労力的に支援が必要な子育て世帯をより利用しやすくすることで、子育てに対する負担軽減を目的としているところでございます。そのため、最初の利用申請時点で世帯がどのような状況にあるかを確認し、減免対象とすべき世帯かどうかを判断しているところでございます。

つまり、利用一件一件の理由を減免対象としているものではないということでございます。

したがって、今回ご質問いただきました内容は、世帯の状態というよりは利用の理由に相当する部分でございますので、現行制度では減免の対象とすることは難しく、また現行制度の趣旨を考えると、今回の内容に即した形での改正も難しいと思われまますので、別の支援制度等にて検討する必要があると考えております。

子育てに対するボランティア等、一定公益性がある活動につきましては、市としても取り組んでいただきたいものではございますので、ファミリーサポートセンターを利用する際の個別事情等、利用される方々のニーズ等を把握し、より使いやすい制度となるように、財源等も確認しつつ検討していきたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。なかなか難しい側面もあるということですが、新たなところでやっていただけるとのことなので、ちょっと時間もあまりないので、次に行かせていただきます。

次は、屋内遊園地の整備についてご質問をいたします。昨年の議会でも質問させていただきました。再度聞かせていただきたいと思っております。

これは、私としても市民ニーズはある事業だと認識をしている中で、担当課ともよくお話をさせていただきました。旧下田中学校と旧中医学研究所の利活用案について、ある程度結論が出て、その旧中医学研究所については屋内公園の整備が基本方針となったということでありまます。これは、本市のみならず、近隣市町村に住む子育て世代も注目する案件だと思っておりますが、現時点での進捗状況等を教えてください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 旧下田中学校舎及び旧中医学研究所の利活用につきましては、5月に利用方針が決定した段階でございます。現時点で、全体的な進捗の管理は企画広報課及び庁内プロジェクトチームが所管しているところではございますが、ご質問のありました子育て交流施設のうち屋内遊園地につきましては、同チーム内でも我々子育て支援課が担当課とされておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今申しあげましたとおり、旧中医学研究所の1階部分を屋内遊園地として利活用する方針については、現在は方針決定を受け、類似施設等を参考に整備イメージを話し合う段階でございます。具体的な整備内容等の構想は現段階ではできておりません。今後、プロジェクトチームで協議を行いながら、具体的な構想を固めていくこととしているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。なかなか現時点ではまとまってないところもあるということは分かりました。

次の質問を、まだ計画できてないかとは思いますが、今現時点で四万十市にある民間の屋内施設では、年齢層を考慮した造りになってないというところがありますので、年齢が高い低いですごく事故につながるような危険性はまだ非常にあると思います。ですので、旧中医学研究所の利活用では、1歳児、2歳児向け、3歳児、5歳児向けといったすみ分けをして、事故防止等、子供たちがちゃんと安心して利用できる施設にしていくべきではないかと私は思っておりますが、本市の現時点でのお考えで構いませんので、お伺いします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 利用者には、1、2年といわず、長期にわたって繰り返し利用していただきたいという点や、お子さんの多い世帯でも全員が利用できるという点を考えますと、複数年齢層がそれぞれ適したエリアやブースで遊べるような環境づくりは極めて重要と考えているところでございます。施設面積の範囲内でどの程度のエリアの細分化を行うかは、基本構想を策定する過程で検討してまいります。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございました。

すいません、最後の質問をさせていただきますが、これはちょっと頭の片隅にでも残していただければと思います。

それで、子供だけじゃなくて、老若男女が楽しめる施設の検討も必要じゃないかと私は考えております。夫婦共働きのご時世においては、リフレッシュを兼ねて、おじいちゃんやおばあちゃんに面倒を見てもらうことが多いですし、実際に私も苦勞をかけるんですが、大変助かっています。ですので、子供が遊ぶ施設でも、ご高齢の方とかでも利用があって私は個人的にいいと思っております。

こうしたことを考えると、何か共通点はないかなと思ったら、積み木とかそういったものを準備して、孫とおじいちゃん、おばあちゃんと遊べるようなこともやってもいいかなと思います。積み木は、子供は柔軟な発想力も育みますし、言い方はちょっとあれかもしれませんが、高齢者の方だと老化防止とかぼけ防止だとか、そういったものにも積み木を使用している例がございますので、そういった一緒になって遊べるようになれるかと思えます。

下田公園は近隣自治体からも人気があるんですが、夏場の下田公園のデメリットとしては、日陰がないため遊具が高熱になって利用できないという側面があります。下田公園に屋内設備を設置することは、そういったところをクーリングシェルター等にもなりますので、近隣施設の連携も図れると思います。ですので、せっかく整備するのであれば、老若男女が利用できる施設になればと思っておりますので、今のお考えをお伺いしたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 整備する遊具やアクティビティーの内容によりまして、ご質問にあるような効果を図ることも可能ではないかというふうに考えているところでございます。

また、当該建物は多方面の利用、活用を検討しているスペースもございますので、それらのスペースの活用も視野に入れながら、基本構想の策定の際にはご質問の視点も検討に加えてまいります。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） ぜひ検討のほうをよろしく申し上げます。せっかく造るなら、四万十市民だけじゃなくて、近隣市町村の方でも利用しやすいすばらしい施設になればいいかなと思っておりますので、私もこれからも一緒になって考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。執行部の皆様、今議会もご答弁ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で川村真生議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩といたします。

午前11時0分 休憩

午前11時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 日本共産党の川渕誠司です。一般質問を行います。

初めに、旧下田中学校及び旧中医学研究所の有効活用について質問をいたします。

6月議会開会日の市長説明要旨及び総務常任委員長報告によりますと、市は、第5回旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会で示された最終意見を踏まえ、5月2日に政策会議を開き、旧下田中学校に下田小学校と下田保育所を高台移転することを決定しました。また、中医学研究所の1階には、子育て交流施設として室内遊園地を整備するとのことでございます。今後は、保育所と小学校の高台移転を優先し、できるだけ早期に実施設計に向け財源措置を行うとのことございました。

高台移転をする下田小学校、保育所の開校・開所に向けてのスケジュールはどのようになっていますか、お答えください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） お答えします。

下田保育所、下田小学校の高台移転につきましては、なるべく早期に実現できるよう、今年度の実施設計の着手というものを考えております。保育所と小学校が同一施設を利用することになりますので、そういった調整事項もあるため、実施設計等には期間を要するというふうに考えていますが、今後の実施設計、それから工事を経まして、令和9年度中の開校・開所というものを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） その令和9年度という、あまりに遅過ぎるのではないかと、そのように思います。本来、これは子供たちの命最優先ということで決定をした高台移転です。できる限り早く開校を実現するべきだと思います。

大学誘致の際には、下田中学校校舎の改修工事、9月に始めて年度内に完成させると、そういう予定で進ませていましたね。そんなことも考えれば、今から1年かけて実施設計をしっかりと行って、来年度の残りの期間で十分建設可能ではないですか。8年度開校、開所ということではできないでしょうか。いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） スケジュールにつきましては、今回の事業は、通常の事業もそうなんですけれども、まず企画段階というものがございまして、次に実施設計の段階、それから建築工事の段階というふうな、大まかに言えばそういった段階を踏んでいくことになろうかと思っておりますけれども、当然その中には予算というものも必要になってまいりますので、その都度精査した内容によって予算案をつくりまして、議会のほうに提案しまして、議会のほうで議決をしていただくという手続も当然必要でありましょうし、特に今回、合築ということでございますので、このことにつきましては、先ほど言いました3つの段階、工事段階ではまた別かと思っておりますけれども、特に企画段階とか、あるいは実施設計の段階におきましても、その調整という意味でかなり時間がかかるのではないかとこのように考えております。

現段階でお答えできるスケジュール感としましては、先ほど申しましたとおりですけれども、具体のスケジュールが決まってまいりましたら、その都度また報告させていただきたいと思っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 企画段階や設計段階で時間を取りそうだと、合築だということなんですけれども、これについては全国的な例もあると思いますし、それからこれまでの流れもありまして、特に市長は予算確保もしっかりやりたいということで、国や県とも協力してということをお前から述べられておりますので、そういった点ではもっとスムーズに事が運ぶんじゃないかと思うんですよ。ぜひ子供たちの命最優先、8年度開校してもらいたいと思いますが、市長、いかがですか。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） この跡地利用につきましては、議員なんかのアドバイスもありまして検討会をつくるという形の中で、私はここにこうするという自分の考え、トップダウンは一切しておりません。その中で、全て検討会で検討した結果、先ほど課長がご答弁申し上げました

ように令和9年度中というご答弁がありました。ただ、私といたしましても、令和9年度というとまだまだあと3年間もありますので、できるだけ早く子供たちをやはり安全・安心なところへ移すべきであろうと思いますので、できるだけ早く進めるようにしたいとは思いますが、何分、今回この問題につきましては、先ほど申しましたように一切トップダウンでは行いませんので、みんなの話した中で進めていきたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） できるだけ早くということでありましたけれども、しかし大学誘致をするときの熱量をもってすれば、これは必ずできると思いますよ。ぜひ前向きに、早く早期に仕上げていただくようお願いをしておきます。

続いて、旧中医学研究所の2階の有効活用について、市長説明要旨の中では、市民ニーズ等を判断しながら多方面の利活用を検討していくとあります。市民ニーズはどのように把握をし、判断をしていくお考えですか、その方法についてお答えください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） この施設の有効活用につきましては、検討会におきましても大枠の方向性として取りまとめていただいたというところでございまして、その具体につきましては、市のほうで検証しながら判断していくということにされているところでございます。

その具体的な整備内容、利活用については、今後市内のプロジェクトチームで協議をしていくこととしておきまして、その中で、各課等において把握している様々な情報、そういったものをはじめ、その他関係機関等からも情報収集を行いながら、市民ニーズについては把握してまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 検討会の議論がやっぱり土台になるということによろしいですか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 検討会でまとめていただいた内容を配慮しまして、方向性を定めたわけですが、検討会の内容がそのままという、今回の2階の部分の活用について反映されるというところまでには至ってない。それは先ほど説明したように、この中医学研究所については、大枠として子育て交流施設として整備、活用しようというところは検討会の意見として取りまとめていただいて、その他、あと2階のまだ具体の活用方法が決まっていない部分については、市のほうで詳細を詰めていただくというようところで検討会でまとめているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） そしたら、まだ新しい案も可能だということで、できるだけ広く市とし

ては意見を募集して、それを集めてまたやるということになりますか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 意見を募集してというところ、いろいろ方法があるわけですが、いろいろなホームページ等を通じて募集するのか、あるいは検討会をつくるのかとか、様々な方法が考えられるわけですが、現在考えているのは、先ほど説明しましたように、庁内のプロジェクトチームをはじめ、その他関係各課のニーズ把握、あるいは関係機関等からいろいろな情報収集しながら進めてまいりたいというところが、今の考え方でございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 既に私のところにも、こんなものがどうだろうというようなことも幾つか案として来ています。それをお伝えするという事はできますか。それを受け入れていただける、その土台、材料の一つとして。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） そういったことも当然結構でございます。

それから、市の職員はもともと自治体職員の役割としましても、そういうようなニーズ把握というものは、政策形成能力の中で情報収集能力、それから住民ニーズの把握というものもありますので、市の職員の中でもそういったような役割を發揮しながらニーズを把握していくというところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 分かりました。地域も非常に強い思いを持って、こんなのをというのものもあるようですので、ぜひ意見をしっかり聞いていただきたい、そのように思います。

続いて、次へ移ります。

旧下田中学校の体育館は、下田の区長会をはじめ住民の方が、早期の指定避難所としての機能回復を求めてずっと訴え続けてこられました。有効活用案が決定しなければ、浄化槽整備を基本とするトイレの機能回復ということが難しいということで今まできました。現在、指定避難所としての機能はどこまで回復をされていて、何が不足しているのか、改めて確認をさせていただきます。そして、有効活用案が決定しましたので、今後の展望をお聞きしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

旧下田中学校体育館の指定避難所としての機能回復につきましては、令和5年3月定例会におきまして川渕議員のご質問にお答えしておりますけれども、現在は電気、水道は復旧しております、トイレについては常設の仮設トイレを体育館正面に設置しているところでございます。あと、体育館内のトイレにつきましても、浄化槽は中学校本体にあって使えないんですけども、途中に中間槽というのがございまして、1,000ℓぐらいの容量がありますので、それがいっば

いになるまでは使えますので、今も現在、あそこを開放する場合には使用することはできます。簡単に言えば、簡易水洗トイレのような使用をしているところでございます。また、昨年度自家発電施設を設置しまして、停電時の電源も確保しているところでございます。

今年度におきましては、避難所機能の確保としまして組立て式の仮設トイレを整備する予定としておりまして、今後予定している旧下田中学校校舎への下田小学校、下田保育所の高台移転の整備に合わせまして、避難所機能全体の機能回復を図っていくものと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） それでは、今現在災害が発生した、そういう場合にも、下田の住民が多く駆けつけてそこで一定期間生活できる、そういうふうにしてよろしいですか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 今、下田が災害に遭った場合に、避難想定を1,000人程度ということで地区の皆さんと話しておりまして、体育館、それから今ある旧校舎の一部、それからあと、とまろつとや中医学研究所、それから上のいやしの里などを合わせまして避難生活ができるものと思っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） トータルでということですけども、体育館ではどれぐらいの想定がなされていますか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） すいません、ちょっとはっきりした今数字とかは覚えてませんが、各下田の区長さんと協議する中で、地区で、例えば水戸であればとまろつとに行くとかということで役割分担をしまして、地区のほうでも避難所での運営マニュアルなども作っていただいているところがございますので、体育館でも当然避難生活ができるものと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 分かりました。なお充実させていくようによろしくお願いをいたします。そして、一刻も早く、簡易トイレという状況になっていますので、きちんとしたトイレができるようお願いをしたいと思います。

続いて、放課後児童対策について質問をします。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の指導員の雇用環境について幾つかお尋ねをいたします。

児童クラブと子ども教室の指導員の職務内容、これは制度が違うので、職務内容の違いもあ

るのかもしれませんが、実質的に何か違いというのがありますか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の指導員の職務内容の差というところについてお答えをさせていただきたいと思います。

本市においては、放課後児童クラブと放課後子ども教室の運営業務の一部を委託をしているところがございます。委託先に対して、市から業務仕様書などで指示をしている内容及び委託先法人の雇用の状況についてお答えをしたいと思います。

放課後児童クラブにおいては、児童の支援に当たる者は、こども家庭庁により定められました実施要綱等によりまして、放課後児童支援員と補助員というふうにされております。放課後児童支援員につきましては、県が行う資格研修を修了した者をいい、補助員につきましては、支援員が行う支援について補助をする者をいうところとなっております。国の要綱において、補助員は子育て支援専門研修を修了することが望ましいとされておりますが、四万十市ではその要件は必須とはしておりません。各学級には有資格の支援員が1名配置され、資格不要の補助員が複数配置されるという形が、本市の委託事業における放課後児童クラブの運営スタイルでございます。

次に、放課後子ども教室についてでございますが、こちらも県の実施要領によりまして、放課後等の学習支援、体験活動を行う際に学習支援等を行う者を学習支援員とするとされております。この学習支援員は、特別な知識や経験等を活用し学習支援等を行う地域住民等のことをいい、資格等は求められておりません。

実際の職務内容でございますが、我々の委託の業務仕様書におきまして、業務の目的を放課後の児童に安心・安全な居場所を確保し、様々な学習・体験の場所を提供することとしており、仕様書及び各事業運営基準並びに関係法令に基づき適切に事業の運営を行うこととしております。

そのことから、放課後児童クラブにおいては、先ほども申し上げましたとおり、放課後児童支援員及び補助員を支援単位ごとに2名以上置き、児童の健康管理及び安全確保、情緒の安定、2つ目に、児童の遊びへの意欲と態度の形成、3つ目に、児童が遊びを通じて自主性及び社会性・創造性を培うこと、4つ目、児童の活動状況の把握と学校、家庭との連携、5つ目、児童を健全に育成する家庭や地域の環境づくりへの支援、6つ目に、その他児童の健全育成上必要な活動、これらに取り組んでいただいているところでございます。

また、放課後子ども教室につきましては、各教室に真に必要な人数を置くことをしておりまして、活動内容としましては、こちらも1つ目に、放課後や週末等における地域の子供たちの安全・安心な活動拠点の確保、2つ目に、地域の様々な支出を有する多くの大人の参画を得て、子供たちに様々な経験・体験・交流・学習活動の機会を提供すること、3つ目に、様々な体験・交流活動・学習活動を通して、子供たちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵

養を行うこと、4つ目に、地域の子供たちと大人の積極的な参画、交流による地域コミュニティの充実をすること、5つ目に、その他子供たちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進する、これらのために必要な活動に取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午前11時28分 小休

午前11時28分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） 大変詳しく説明がありまして、全部が把握できるような状況でもなかったんですけども、大まかに言いますと、ほぼ同じような中身、仕事の内容とすれば大きな差がないというふうに思いますが、ざっくり言いますとどうですか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） なかなか誤解を避けることを考えますと、あまりざっくり申し上げることはできませんが、放課後に子供たちを健全な活動により健全な育成を目指すという点では同様かというふうに考えます。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） そのことを確認したかったんですけども、よく分かりました。

続いて、社会保険の加入というのはそれぞれどのような形になっていますか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 社会保険の加入につきましては、こちらでも委託の業務仕様書におきまして、仕様書及び各事業運営基準並びに関係法令に基づき適切に事業の運営を行うこととしておりまして、運営者において、放課後児童クラブにつきましては放課後児童クラブ運営指針に基づき、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくこととしております。

この中で、現在の加入状況ですが、放課後児童支援員及び補助員のうち12名が加入している状態でございます。この12名につきましては、加入の条件である、まず1つ目、雇用期間が2か月以上であること、2つ目、週の所定労働時間が20時間以上であること、3つ目に、手当を含めない月額賃金が8万8,000円以上であること、4つ目に、昼間学生でないこと、これらを全て満たす全員であるというふうに聞いているところでございます。

なお、放課後子ども教室につきましては、支援員は雇用ではなく依頼により活動していただく形となっているところから、支援員に社会保険の加入条件を満たす方はおりません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） あわせて、引き続き、有給休暇、特別休暇ほどの程度保障されているのか、これについてお答えください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 支援員の休暇につきましては、こちらも業務仕様書において定められた休暇を取ることでしております。放課後児童クラブ運営基準に定めておる内容でございますが、年次有給休暇につきましては、労働基準法第39条に基づいて付与されており、週所定労働時間30時間以上、所定労働日数週5日以上の職員または1年間の所定労働日数217日以上の職員については、継続勤務期間が6か月以上で10労働日、1年6か月で11労働日、2年6か月で12労働日、3年6か月で14労働日というふうに増えていきまして、6年6か月以上で20労働日が毎年付与されるところでございます。

また、週所定労働時間が30時間未満で、かつ週所定労働日数が4日以下の職員につきましても、労働基準法施行規則第24条の3の規定に基づき、その週所定労働日数や年間所定労働日数、勤務時間、勤務期間により、1日から15日の有給休暇が付与されることになっております。

なお、ここでいう継続勤務期間は、昨年度までの各運営委員会に雇用されていた期間を含むようにしてございまして、昨年度取得できなかった日数は引き継ぐようにするなど、運営者が変更になったことによる不利益を被ることがないように配慮をしているところでございます。

さらに、市と運営事業者の協議により、今年度より年次有給休暇は1時間単位で取得できるようにしているところでございます。

特別休暇についても。

特別休暇につきましては、夏期休暇として8月に3日間を取得することができるようにしてありますが、運営事業者より、全員が3日を取得すると、勤務シフトを組むことができなくなると申出を受けてございまして、夏期休暇の取得可能期間を7月から9月の3か月に拡大するようにしたところでございます。この中で取っていただくというところでございます。

なお、放課後子ども教室につきましては、支援員は雇用ではなく依頼により活動していただく形となっているところから、支援員に年次有給休暇及び特別休暇の概念はありません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 大体のことが分かりました。

それで、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室の指導員、実質的に大体同じような職務内容でありながら、一方は依頼というようなことで、いろんな社会保険にしても、それから休暇にしても保障が十分されていないというふうに思うんですね。これ、同一労働同一賃金という言葉があるように、同じ仕事の内容であれば、やっぱり同じような待遇に今後していくべきではないかというふうに思うんですけども、これは何らかの方法で両者の差、改善が図れ

ないんですか、いかがでしょう。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） お答えいたします。

先ほども、子供を預かるという内容でいえば同じというお話をさせていただきましたが、労働の中身、関わり方は、クラブと教室では大きく異なることは、先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。

雇用の状態だけで言わせていただきますと、放課後児童クラブは雇用であるため、雇用に伴う権限保障や福利厚生があり、講師依頼の扱いとなっている放課後子ども教室とは大きく異なる面がございます。放課後子ども教室に従事する方のうち、雇用による待遇を希望する方からすれば、放課後児童クラブへ移行してほしいと考える方がいることも理解できます。

一方で、利用する子供の保護者の観点から見た場合、放課後子ども教室には有利な点がございます。この有利な点を端的に申し上げますと、放課後児童クラブは月額5,000円の利用料がかかりますが、教室は利用料がかからず、運営に係る実費のみの徴収となっております。また、児童クラブには保育所と同様、利用するに当たり、両親が共働きである等の理由が必要となり、入所審査もありますが、教室は利用を希望する方は誰でも利用することができます。

同級生の少ない小規模校の学童といたしますか、このクラブや教室におきましては、この制度の違いは、同級生が一緒に利用できるかどうかといった場面等において大きく影響するものと考えているところでございます。

放課後子ども教室が放課後児童クラブ制度に移行するかどうかにつきましては、今申し上げた点を利用者がどう判断するかといった利用者意向を踏まえて判断するべきものと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） 国は、今放課後児童対策に関する2省庁会議ということで、こども家庭庁と文部科学省が一緒になって会議しています。昨年7月、12月と会合を開いております。放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な連携、そういうものを目指して進んでいるというふう聞いております。ぜひそういう流れも受けながら、良好な雇用環境の創出、そして待遇改善に向けてご尽力いただきたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

時間がなくなってまいりましたので、次へ移ります。

放課後児童クラブと放課後子ども教室での児童の生活時間、平均してどれぐらいでしょうか。平日、土曜日、それから長期休業中に分けて、簡潔にお答えください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） この生活時間につきましては、ちょっと簡潔にとお申出いただきましたけれども、こちら誤解を避けるためには内容を省略できない部分もございますの

で、ご理解の上、お聞き取り願いたいと思います。

平均時間でございますが、放課後児童クラブと子ども教室のそれぞれの利用時間は家庭の状況により異なることから、平均時間の算出は非常に難しくなっております。それぞれ令和5年度の開所時間で答えをさせていただきたいと思います。

まず、放課後児童クラブにおいては、平日は14時開所が3学級、14時15分開所が5学級、14時30分開所が4学級となっております、閉所時間は全て18時となっております。そのため、平均の開所時間は3時間45分となります。

なお、水曜日は開所時間が早くなり、一部13時台の開所を行った日もありますが、通常は14時開所となっております、水曜日に限れば開所時間は4時間となっております。

土曜日及び参観日の代休につきましては、児童の利用状況によって時間が異なりますが、朝8時30分開所、18時に閉所の日が多くなっており、平均的には9時間30分の開所時間になるかと思えます。

長期休暇につきましては、時期や利用状況によって変化はありますが、開所時間は8時開所が1学級、9時開所が1学級となっており、ほかの10学級は8時30分の開所となっております。閉所時間につきましては、17時30分閉所が4学級、18時閉所が6学級、18時30分閉所が2学級となっております。平均の開所時間は9時間30分程度となるところでございます。

次に、放課後子ども教室につきましては、子ども教室は利用児童が全員帰った時点で閉所になることから、実際の閉所時間が日々異なる学級がございます。そのため、閉所時間は規定の閉所時間で計算して答えをさせていただきたいと思います。

平日は14時30分開所が1学級、14時45分開所が1学級、15時開所が4学級、16時開所が1学級となっており、閉所時間は17時30分閉所が1学級、18時が6学級となっております。そのため、平均の開所時間は3時間程度となります。

なお、水曜日は放課後児童クラブと同じように開所時間が早くなりまして、水曜日に限れば開所時間は3時間30分程度となります。

土曜日につきましては全ての学級が実施しておらず、参観日の代休日については6学級が実施をしております、1学級が実施をしておりません。児童の利用状況によって時間が異なりますが、代休日に実施している6学級ともに朝8時開所となっております、17時閉所が1学級、17時30分閉所が1学級、18時閉所が4学級となっております。平均的には9時間45分の開所時間となります。

長期休暇につきましては、時期や利用状況によって変化はありますが、開所時間は7学級全てが8時開所となっております。閉所時間については差があるところで、平均の開所時間はおよそ10時間となっているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） 大変詳しく説明いただきました。よく分かりました。

続いて、下田小学校の放課後子ども教室の開設場所について質問をしたいと思います。通告では変更の経緯と現状ということですが、まず経緯からお聞きします。

はまっこ教室と呼ばせていただきますが、下田の放課後子ども教室はまっこ教室は、昨年度は下田地区防災活動拠点施設、高台にある屯所の2階で実施をされていましたが、今年4月より下田小学校校舎に移転をいたしました。昨年12月に実施場所の変更に関する意見交換会が行われたようですが、その際に保護者から、下田小学校の空き教室での実施を望む声はほとんどなかったと聞いております。また、今年3月29日には、保護者会から高台の防災活動拠点施設、さっき言いました屯所の2階での実施継続を求める申入れが出されておりました。なぜ保護者でそういう思いがありながら、開設場所に関して保護者の思いに寄り添う決定がなされなかったのか、お尋ねをいたします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、申入れ書につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

実施場所の変更決定後の3月29日には、保護者会より、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、防災拠点施設での運営継続及び旧下田中学校の体育館での再開を引き続き求める旨の申入れ書が提出されたところでございます。この申入れ書は、当時の子ども教室利用世帯18世帯中14世帯の保護者の皆様、そして連名のあった地域住民の皆様の意見であることから、その時点での重要なご意見と認識をしております。

しかしながら、その日が3月29日、もう翌年度の教室を開設しなければならなくなっていたこと、その前にもう保護者の皆様に対して事務的な連絡をして調整を進めていたことから、3月31日には引っ越しを行い、4月1日からは現位置での開設に至ったものでございます。

なお、この申入れ書に対しましては、4月11日付で回答書を送付させていただいたところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） 今の申入れの話があったわけですが、3月29日の保護者の申入れは、屯所での運営継続、それと旧下田中学校の体育館での再開を引き続き求めるというものでしたね。これに対して、4月11日に回答が出されたと。その回答の中で、小学校の高台移転の方向性が確認されれば、旧中学校体育館での開設に向けて調整に取り組みたいというふうに書かれていたと思います。小学校の高台移転は決定をいたしました。子ども教室の体育館での開設に向けての調整というのは、もうスタートをされたんでしょうか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 回答書のほうではそのように書かせていただいたところでご

ざいます。我々のほうでも、旧中学校が下田小学校が移設していくという方向性を確認しておりますので、こちらについて最終的には小学校の移転とともに放課後子ども教室が移転する、旧下田中学校舎に移転するということにつきましては、我々のほうでもその認識をしております、5月に開催されました教育民生常任委員会でも同様の質問があり、そのようにお答えをさせていただいたところというふうに記憶しております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 先ほど、子ども教室での生活時間をお聞きをしましたが、長期休業中は10時間と言いましたね。大変長い時間をその場所で過ごすこととなります。子供の安全確保ということでいうと、小学校ができた段階で一緒に動くというよりは、早く体育館が使えるようであれば、もうかなり今使える状況にあるようですので、一刻も早く体育館へ移動するということがいいのではないかと思います、そういうお考えはありませんか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 方向性としては決まりましたが、まだ当該施設は下田小学校の施設というふうにはみなせませんので、みなせるようになってから動くのが適切であるというふうに考えます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） そしたら、今の旧下田中学校の体育館が小学校ということになったら、もうその時点で動けると、そういう判断ですね。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 位置づけが決まった段階ですぐに動けるかということ、それはその限りではないというふうに考えております。移転するにふさわしい状況になってからということになるかと思えます。通告では、経緯のほか、現状もお伺いしていただけたということでございました。現状の部分にその部分がございしますので、質問を続けていただければと思います。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 流れの中で申入れのその回答は出ましたので、その部分が飛んだんですけれども、現在の子供や保護者、そして指導員の思いというのは把握されていますか、お答えください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 現在の状況でございますが、4月1日より小学校での運営を開始しまして、4月は開所日数21日で延べ289人、1日平均13.8人の児童が利用しております、5月には1日平均16.5人に増えるということで、昨年よりも利用者が増えているところでございます。

こういった状況の中、利用者の声をどのように聞いたかということでございますが、私どものほうで5月下旬に保護者会長さんをお願いをしまして、皆様のご意見を確認させていただきました。その中で13件ほど意見をいただいております、13件の中の意見のほとんどが、小学校と接続して活動できることに対する肯定的な意見でございました。中に1件、安全面では高台のほうがよいかもというような意見を出された方もおりましたが、この方も最終的には校庭内ということで、屯所周辺より安心できるというようなお答えでございましたので、ほとんど全ての方が現位置で、下田小学校に接続して活動されることを望んでいるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 保護者会長さんから意見をお聞きしたということですがけれども、その保護者会長さんにそういうご負担をおかけしてやることではなくて、やっぱり本来、子育て支援課のほうできちんとアンケート、正式なアンケートですね、そういうものを取るとか、そういうことでしっかり状況を把握すべきではないかなというふうに思うんですね。保護者会長さんも、結構それについては負担がかかっていると思うんです。そのあたりのことはどう思われますか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） この保護者会長という方の立場でございますけれども、放課後子ども教室につきましては、昨年までは保護者会というのは運営責任を担った受託業者でございました。市からの委託事業を受託している業者でございました。4月1日からは事業者に一括委託をしておりますので、保護者会というものは運営責任はなくなっております、現在は学校におけるPTAのような立場というふうになっております。すなわち、利用者の意見を自ら集めて、それを運営に意見をしていく立場ということになっております。その立場の中で、現在の運営状況についてどうであるかということをお伺いしたものでございますので、ご負担ということにはなるかとは思いますが、ご負担がないとは言いませんけれども、この部分については、一番我々が意見を聞くのにふさわしい方であるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） そのことにつきましては、また長くなりますので意見は申しませんけれども、やはりできるだけ客観的な意見、それぞれ個別に面接をすとか、しっかりしたアンケートを取るとか、そういうことのほうがやはり好ましいかなと思います。

保護者会長さんにちょっと聞きますと、高台移転というのは意見はいっぱい出るだろうから、そういうことではなくて、ほかの意見をできるだけ聞いてくださいみたいな内容があったと。

そういう中で集められた意見であって、それが本当に客観的なものかどうかということについては、少し私も疑義を持ちます。

ですから、できるだけこれは客観的な形で今後行っていただきたい、そういうようお願いをしておきたいと思います。

続きまして、もう時間がなくなってまいりました。南海トラフ地震対策について話を進めたいと思います。

3月議会で事前復興まちづくり計画の重要性について質問いたしました。そのときの回答は、3月議会に予算を計上しており、6年度から着手する予定であるということでした。津波の影響を受ける下田、八束の2地区を対象地区に予定しているが、市街地周辺の液状化や山間地域の孤立なども視野に入れた計画にしたいということでありました。大変私は期待をしておりました。

ところが、この件に関して今回非常に残念な報告が総務常任委員長報告の中でありました。報告文書、その内容を読みますと、今年度から着手する予定であった事前復興まちづくり計画の策定については、国から県への予算配分が要望額の2分の1であったため、県としては既に計画着手している自治体を優先させる考えで、当市への今年度の配分は今のところなしという状況であると。今後も県としては国に強く要望していくが、本市の計画策定は予定より遅れるとの報告がございましたということです。

これ、今年度は事前復興まちづくり計画の策定の取組はどのようにされるのでしょうか、お答えください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

事前復興まちづくり計画につきましては、高知県からの強い要望などを受けまして、本年度、国の社会資本整備総合交付金、それから高知県事前復興まちづくり計画策定支援補助金を活用しまして、計画策定業務に取りかかるよう準備をしておりましたが、今議員が申されましたとおり、本年度に入りまして高知県の危機管理部南海トラフ地震対策課から連絡がありまして、国に要望していた関連予算が50%しかつかなかったという回答がございました。

これにつきましては、県に事情をお聞きしましたところ、千島海溝沖地震対策を国のほうが優先させるということでの回答でありました。この対応につきましては、平成25年に国が南海トラフ、高知県の対応を優先させたものと同様の対応であったということでお話は聞いております。

そのため、市で内部協議を行いました。市単独の単費だけでこの計画を策定することが難しいと判断をしまして、計画を先延ばししたことを、先ほど議員が申されましたとおり総務常任委員会で報告させていただいたものでございます。

県としましては、今後国への働きかけを行いまして、できれば本年度の再配分に向けて強く

要望していくということでございましたけども、国の予算ということもありまして、不透明なこともございますので、今年度の策定業務の開始につきましては、ちょっとまだどうなるか分からないということではございます。

ですが、議員もおっしゃられましたとおり重要な計画ということでもありますので、私どもも県のほうに強く要望いたしまして、なるべく早い時期での着手をしたいとは思っておりますが、本年度再配分を行われたとしましても、満額の配分は恐らくないでしょうし、9月以降の配分となると思いますので、着手についてはおおむね1年程度遅れるものということで現在考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） これは非常に残念なことで、これは本当に大事なことだと思っております。できる限り、予算がつかないという部分もありますけれども、予算がない中でできるところはしっかり準備をしていただいて、予算がついた段階でスムーズに着手できるように、ぜひこの件についてはお願いをしたいと思います。

続いて、次へ移ります。

住宅の耐震化への補助金について質問いたします。

県は、能登半島地震を受けて、今年度の住宅耐震改修工事の補助上限を165万円に増額いたしました。市も補助金を増額していますけれども、110万円ということであります。この県との額の開きがかなりありますけれども、この理由を教えてください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

本市の住宅耐震補強に係る工事費の補助上限は、令和6年3月議会におきまして承認をいただいたところでもありますけれども、92万5,000円から110万円に増額をしているところでございます。

まず、増額に至った経緯から申しますと、昨今のロシア・ウクライナ情勢による物価高騰や資材不足などにより事業費の増加があったことや、アスベスト検査義務化によりまして工事の全体工事費が増加される懸念があったため、令和5年度に入りまして補助金の増額の検討を行いました。他市町村の状況や市の財政負担を考慮しまして、17万5,000円を増額した110万円としたものであります。

そうした中で、本年の2月に県の住宅課より県の補助上限を165万円に増額するという情報が入りましたので、内部でさらなる増額の検討を行いました。1点としましては、住宅耐震化は個人資産価値も上昇することがありますということと、それから補助の制度であるということもありますので、一定の受益者負担もお願いしたいということで考えまして、それとあと、市全体の限られた予算の中で執行していくということになりますので、単純に増額のみを行い

ますと、工事件数を減らすなどの調整も必要となりますので、事業全体のバランスも考慮しまして、110万円からの増額は今年度については見送ったものでございます。

最終的に、増額したものの、県下市町村一斉に上げがされたので、本市のほうは他市町村に比べて低い水準になっているのが現状でございます。

3月議会の答弁とも重なるところもありますけども、現段階ですぐに増額ということは行いませんけども、今後も国や県内の状況、それから資材高騰を注視しながら、補助金の増額が必要かどうか、来年度の予算要求に向けまして精査していきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 非常に金額が低いんですね。11市がありますけれども、四万十市が一番低い110万円です。次が高知市120万円、土佐清水市125万円、宿毛市132万円、室戸市155万3,000円、あと安芸、香美、香南、南国、土佐、須崎はいずれも165万円です。大変な開きがあります。165万円なら、ほぼ自己負担なしにできるということで、この機会を利用して一斉に耐震をやるんじゃないかな、皆さんされるんじゃないかな。これ、一気に耐震化率を上げるチャンスだと思うんですね。ぜひそうすべきだと思うんですよ。

そういうことで、今後検討するということですけども、ぜひ早い段階で県上限いっぱいまで引き上げていただいて、耐震化率向上を図るという方向にしてもらいたい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 基本的な現在の地震防災課の考え方は、先ほど申したとおりでございます。例えば、県の165万円の補助上限まで上げた場合は、国の補助より県と市がその補助金を払うことになるということもございます。ですので、そこら辺の上限をどの額にするかということは、今後慎重に考えていきたいと思っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） ぜひ総合的に判断をして、他市が過半数が165万円になっているわけですので、そういうことができないかどうか検討していただきたい、このように思います。

次のトイレトレーラーのことですが、これは前回提案をしたところ、市長から検討させていただくという話がありましたので、その検討結果を簡単に教えてください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

トイレトレーラーの配備につきましては、3月でお答えしたように、有事での活用はもちろん、平時にどのように利用するか、イベント等での利便性を含め課題の整理をしながら、現在

情報収集を行っているところでございます。現段階では、3月議会で答弁させていただきまし  
たとおり、早急に整備する予定は考えておりません。

トイレトレーラーは、3月議会でも申しましたように、牽引免許の必要性や維持管理などの  
問題があると考えておりますが、情報収集を行う中で、軽トラタイプの自走式のトイレカーや、  
ワンボックスカータイプで災害時にトイレが載せれるというようなそういうタイプの車もある  
ようですので、トイレトレーラーとは違った利便性があるものが出てきているのかなというこ  
とを今考えているところであります。

昨日、山下議員の話にもありましたフェーズフリーの平時にも使え、有事にも使えるという  
ような考えを、このトイレトレーラーとかトイレカーにも当てはめていきたいと考えておりま  
すので、引き続き情報収集を行いながら、どのような方法がマッチしているのかということ  
を考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） トイレトレーラーについては、新しいものも出てきているようですので、  
ぜひ前向きな検討をお願いしたい。多くは、市だけの予算ではなくて、いろんな形で予算を  
取ってくるということをしていますので、そこも検討をお願いしたい、そのように思ってお  
ります。

続いて、学校の長時間労働について質問をいたします。

5月13日に中央教育審議会が教員確保策の提言をまとめました。それは、今教員に上乘せを  
されています教職調整手当4%を10%以上にするということです。しかし、残業代を支払う仕  
組みはつくらないということでありました。それに対して、NHKが公立学校教員の給与制度  
について、定額働かせ放題とも言われる枠組みは残る見通しだというふうに報じたことから、  
この言葉が少し話題になりました。

教員の勤務実態が定額働かせ放題と言われることについて、教育長はどのような認識をお持  
ちでしょうか。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたします。

今議員が言われたとおり、公立学校の教員については、超過勤務手当・残業代が支給されず、  
その代わりに給与の今現在は4%が調整額として支給されている。それは教員の給与特別措置  
法というのがあるわけながですけれど、教員の勤務時間外に行われている業務の多くは、管理  
職の職務命令により行われているものではなく、例えば次の日の授業を子供たちに興味を持た  
せて分かりやすい授業にする、そういうふうな自身の専門性を生かしての教材研究など、教員  
の自発的な業務が多いのが現実です。どこまで深く教材研究するかは、教員の自発性・創造性  
に負うところが大きく、なかなか勤務時間の長短によって機械的に評価できるものではなく、

超過勤務を支給する、そういうことにはなじまないと言えます。

ただ、教員の労働環境の厳しさというのは自分たちも自覚しておりますので、何とか、全て教材研究の時間を勤務時間内に確保することは無理でも、少しでも勤務時間内に部活動の指導とか教材研究ができるように、働き方改革は、学校の校長とかも相談しながら、今年度中には何とか少しでも改善したらと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今教育長が言われましたように、働き方改革についていろいろ市が進めてこられたことはよく承知をしております。学校閉庁日の導入だとか、学習支援員の配置だとか、業務の厳選とか、様々なことをされてきたと思うんです。しかし、多少残業時間が減ったということがあったにしても、抜本的な解消には程遠い状況だと思います。

教育長も先日の西尾議員の質問に対して、なかなか学校でできることはもう限界に近づいているのではないかというようなお話もされておりました。私は、やっぱり長時間労働の解消には、教員定数を改善して教員を増やして、教員1人当たりの授業の持ちごま数を削減することが必須だと、もうそのように思うんですけれども、教育長のお考えをお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁したいと思います。

今議員が言われたように、教員を増員することにより1人当たりの授業時数が減りますので、結果として空き時間が増え、少しでも教材研究する時間が確保できるようになる、それはもっともなことだと思います。また、文部科学省や県の教育委員会も何とか、例えば小学校だったら教科担任制の教員を配置するような努力をしておるがですけれど、残念ながら現在教員を希望する者が非常に少なく、現実としては教科担任制もなかなか進まないのが現実です。

自分たちが今考えておるのは、やはり教員の仕事の魅力というか、勤務労働環境も含めてですけれど、そこを改善しないと、どうしても教員を希望する若者の数も増えないと思いますので、やっぱり何よりも教員の労働環境、教員になりたいという若者を増やすようなそういう努力をすることが、今一番大切かなと、そういうふうになら考えているところです。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 教員が成り手が増えるようなそういう魅力ある教師、そういうものをつくっていききたいということですけど、そのことについては私も大賛成です。やはりそれは、ブラックのようなイメージが教員に付きまとっていて、実際に残業が多くて大変な状況なんですよ。だから、そういう長時間労働そのものが教員の成り手を阻んでいるというところがありますので、やっぱりそういうところを改善していく必要があると思います。

先日の日本教育新聞の中で、2人の教育長が投稿をされておりました。東京千代田区の教育長、

千葉県市川市の教育長です。お二人とも教員の定員改善・定数改善が必要だと、そういうふう  
に意見発表・意見主張をされております、意見発信されております。ぜひ教育長も、近隣の教  
育長とも話をし、また県の教育長とも話しもし、やはり全国、県や国に対して教員増というこ  
とを前向きに訴えてほしいな、そのように心から思います。よろしく願いをいたします。

時間がなくなってまいりましたが、最後の市長の政治姿勢について質問をしたいと思います。  
時間がない中で、書類が見つかりません。焦れば焦るほど。

地方自治法の改定が国会で議論され、大詰めを迎えています。恐らく本日の参議院本会議で  
成立の見込みということです。四万十市の自治に関わり、私たちに直接関わる重要な案件でご  
ざいます。裏金問題のまず政治資金規正法に隠れぎみでしたけれども、新聞各紙はかなり重要  
視をしまして、多くの社説でこの問題を取り上げました。多くが、地方分権や地域主権が後退  
するのではと、政府の改定案に危惧するトーンが目立っておったと思います。

市長は、昨日の川村一朗議員の質問に対して、直ちに国と地方の対等な関係が損なわれると  
は思っていないので、市民にも大きな影響はないと考えると。ただ、危機対応では現場の決断  
がより重要で、地方の権限を強化し、国と地方が一緒になって対処するべきではないか、その  
ように言われました。私もそれは賛成なんですね。その考えは、まさに国と地方が対等・平等  
であるという現行法の精神であって、改正の必要はないと言われているのに等しいと私は思う  
んですけれども、市長、改めてこの考えをお伺いします。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

基本的には、昨日川村一朗議員にご答弁したのと一緒でございますけれども、実は今朝ほど  
から朝日新聞、毎日新聞、そして読売新聞、高知新聞を読みますと、かなり多くのことがこの  
問題を取り上げておりました。そこでいろいろな意見もあったとは思いますが。

その中でやはり今回残念であったことは、裏金問題に物すごい時間を取られて、本当に議  
論をしないといけないこの地方自治法の改正なんか物すごい端のほうにあったのやないかな  
というのが、自分の率直な認識でございますので、やはりもっともっと議論すべきことは国会  
で幾らでもあるわけですけれども、なかなかその議論の本質というのが、政治資金規正法であ  
るとかそういう形がメインになりましたので、この地方自治法の改正につきましても、もっと  
もっとしっかりと、やはり多くの方々が見た中で、その中でいろいろ判断をする必要がある  
のではないかなと思っておりますし、基本的に私といたしましては、これが直ちに改正された  
からといいまして、地方が国の下請になるとかそういうふうな思いは全く持っておりませんし、  
特に危機対応につきましては、昨日もご答弁申しましたように、実際現場でそれに当たるのは  
私たち地方自治体の職員、また議員の皆様でございますので、より一層、地方の裁量といいま  
すか、そういう形を強化した中で、連携をした中で取り組む必要があるのではないかなと思っ  
ているところでございます。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） ぜひ、恐らく可決されるだろうと思いますけれど、この問題はしっかり見守っていただいて、地方自治をしっかり守るという立場で市長にはご活躍をいただきたいと思えます。

大事な件を残してしまいましたが、時間が参りましたので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で川淵誠司議員の質問を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 議員番号10番、四万十立志の会の松浦でございます。議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めます。

まず、観光施策についてお伺いをしてまいります。

6月3日、4日、5日と東京開成高校、皆さんご存じのとおり東大の合格御三家と言われる高校が、本市に修学旅行ということで民泊体験をしていただきました。55名の生徒が入っていただきまして、18家庭の受入れ状況となっております。鳥谷議員と一緒に、私も受入れ家庭の一員としてこの事業に参加させていただきました。事業主体は、もしかすると一般社団法人幡多広域連絡協議会かもしれませんが、本市も田村観光商工課長ご挨拶、入村式のときにありました。この事業にしっかりと関わっていることと思えますので、まずこの修学旅行生の受入れ民泊についてお伺いをいたします。

幡多広域での取組、そして本市での現状把握について、分かる範囲で構いませんので、まずはお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） まず、松浦議員におかれましては、先日、開成高等学校の民泊受入れの際には受入れ家庭としてご協力いただきましたこと、ありがとうございました。

それでは、ご答弁申し上げます。

まず、幡多広域での取組でございますが、幡多広域観光協議会と連携して、幡多全体で教育旅行、民泊の受入れ家庭数を増やし、修学旅行生が田舎暮らし体験ができるように取り組んでいます。

令和5年度の教育旅行のうち、民泊での受入れですが、幡多地域で2校62名あり、いずれも本市で受入れをしております。次に、受入れを行う家庭数ですが、幡多地域で46家庭、そのう

ち本市は31家庭となっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

この今おっしゃっていただいた実績なんですが、コロナ前と比べるとどうなっておりますか、お聞かせください。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大前となる令和元年度の民泊の受入れ実績は、幡多地域では4校219名で、いずれも本市で受入れしており、令和5年度と比較しますと2校157名が減少していることとなります。受入れ家庭数につきましては、令和元年度は幡多地域では81家庭で、そのうち本市は53家庭となっております、令和5年度と比較しますと、幡多地域で35家庭、四万十市で22家庭が減少していることとなります。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

コロナ前と比べると確実に減少しているということでもございましたが、県としてもこれからこの修学旅行生の民泊に力を入れていくというようなことも以前はあったと思いますが、今後、本市としても受入れ家庭数の増等、様々なことに取り組んでいく必要があるのではないかなどいうふうに感じますが、今後の取組推進について、観光商工課としての抱負をお聞かせ願いたいと思います。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） 民泊の今後の取組推進でございますが、近年、都市部の学校の統廃合により、1学年当たりの生徒数が200人規模となっている学校が増加している傾向にあるとお聞きしております。市としましても、より多くの学生を受け入れることができるよう、受入れ家庭数の拡充が必要であると考えております。

令和6年度、現在の受入れ家庭数は、中村地域28家庭、西土佐地域7家庭の合計35家庭の皆様にご協力いただいております、コロナ禍で減少した受入れ家庭数も徐々に戻ってきておりますので、引き続き受入れ家庭の拡充に取り組み、50家庭を目標に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。コロナ禍前と比べて減った数、50戸をめどに増やしていきたい、取り組んでいきたいということでもございました。

少し長くなりますが、私が受入れたときの状況をぜひほかの皆さんにも知っていただきたい、この民泊事業に取り組んでいただきたい、手を挙げていただきたい、そういう思いの中から、長くなりますがしゃべらせていただきたいと思います。

まず、6月3日の16時にかわらっこへ集合ということで、生徒たちの受入れを行っております。その後、30分程度式典等を行ってから、各家庭に分散してまいりました。帰りの車の中で、子供たちに何が体験したいですかということをお聞きしますと、やはり四万十川、非常に有名なブランド名、この四万十川を体験したいということでございまして、まずは岩間の沈下橋へ下りまして、この四万十川を代表する景観であります沈下橋の見学を行いました。

その後、もう幻と言われておりますウナギを、四万十川の天然ウナギを捕る漁をしてみませんかという問いかけをしますと、ぜひやってみたいということで、家に帰ったのは午後6時前ぐらいでしたが、それからハヤンボを釣りに行って、はえ縄漁法という伝統的な漁法でウナギの仕掛けをつけて、翌朝の楽しみに、捕れたら奇跡だということで楽しみに仕掛けをしてまいりました。

その後、晩飯等も一緒にできれば作っていただきたいというような説明会での内容もありましたので、畑にあったキュウリ、またオオバ等を収穫して、キュウリの丸かじりをしたり、オオバを刺身に巻いて食べたりと、そういうようなこともしております、夜には私の子供と一緒に複雑なカードゲームをしたり、星を見たり、蛍を探しに行ったりと、様々な体験をしていただきました。

そして、翌朝6時起床でウナギの仕掛けを上げに行きまして、奇跡的に500g程度の天然ウナギ、本当に脂ののったおいしい極上のウナギが、糸に絡まって死んでいたわけですが、1匹捕れておりまして、子供たちもやはり今回の民泊の中で一番印象に残ったのが、このウナギが捕れたことだというふうにおっしゃっております、またそれを夜食べるということになって、非常に楽しみにしております。

その後、藤の瀬、大宮下のバラ園へ行って、私がちょうどバラ園の前で田んぼを作っておりますので、田んぼの水管理等の内容等を説明して、バラ園等の見学を行いました。その後、アロエの収穫体験で、暑い中、ハウスの中へ入って、20分程度ではありましたが汗もかいていただきました。

その後、道の駅へ行って、朝捕れた天然ウナギをアユ市場の方にさばいていただいて、そのさばくところも実際に見て帰ってまいりました。そして、西土佐地域の特産品の一つでもある四万十牛、こちらを、夜バーベキューしようということもありましたので、実際に牧場に牛舎へ行って、四万十牛の飼育等も見させていただきました。昼食はおにぎり等で構わないということでしたので、帰っておにぎり等を作らせていただきました。

その後、米ナスの収穫体験とか、サツマイモの苗を実際に切って植える、そしてできたものは後日送るという約束で、あとはジャガイモ掘り体験、そしてトラクターに田んぼの中で乗っ

たりとか等、午後からは過ごしておりました。

その後、バーベキューの準備等を始めまして、米ナスの炭焼き焼きナス、ジャガイモの蒸したものを塩で食べるとか、あとは四万十天然アユを焼いたもの、あとはテナガエビ、そして念願のウナギ、そしてメインディッシュとして四万十牛の焼き肉と、本当に、ちょっとやり過ぎたかなという感じでしたが、四万十の幸というのをふんだんに楽しんでいただけたのかなというふうに感じました。

その後、5日の日は午前8時にかわらっこ集合ということでございましたので、早めに就寝いたしまして、朝8時に着いて、残りの修学旅行を楽しんでいただきたいと送り出したところでございます。

子供たちは非常に何をしてもびっくりというか、食べ物がまずおいしい、景色がきれい、様々なことに驚いて感動しておりました。私たち受入れ家庭も非常に、最初は頭のいい学校の子供たちだということで、物すごく大人びたことを言うのかなというふうに危惧しておりましたが、全然普通の子供たちで、本当に明るくて素直な子供たちでございました。非常に受入れ側としては、疲労も残りましたが、また……。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後1時12分 小休

午後1時13分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 失礼いたしました。少し長過ぎました。

本当に大変だったわけですが、また私としては受け入れたいなという思いがありました。貴重な観光資源の開発につながってくるものと思います。これはあくまで意見ですが、ぜひ50軒と言わずに、さらに上を目指して、少しでも多くの子供たちがこの地域に関わっていただく機会というのをつくっていただきたいなというふうに思います。また、そうしたことが地域の活性化・発展につながっていくと思いますので、ぜひ意見として言わせていただきますが、よろしくお願い申し上げます。

続いて、大きな2番の人口減少対策ということで質問してまいります。

昨日の山下議員、そして午前中の川村真生議員からも質問がありましたが、2040年問題や働き手の人材不足など、少子高齢化による人口減少は、鳥谷議員の質問にありました半導体の企業誘致で成功した熊本県の一部の自治体や大都市を除き、全国の自治体が永遠にといいほど向き合っていかなければならない問題だというふうに感じております。

本市としても、27年策定のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、2060年2万500人の確保に向けて取り組んでいることと思います。

市長は、この人口減少対策、通告では特に重要と考えるものを3項目というふうに申し上げ

ておりましたが、本当に取り組んでいる政策・施策というのは多岐にわたっていることと思います。柱になるもので構いませんので、どういったことが大事かということ、市長の思いをお聞きしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

特に、今ほど議員が申されましたように、人口の減少、そして少子化というのは、日本国、特に地方を取り巻く一番の課題であろうと思います。県では、34歳以下の人口が直近10年間で2割減少をし、令和4年度の出生数は47都道府県で最少となりました。また、昨年度につきましても下から2番目でございます。若年層を中心とした人口の減少が大変深刻化をしていると思います。

また、本市におきましても、四万十市が誕生した平成17年におきましては、四万十市の出生数が307人、幡多地域3市2町1村の合計で約650人の出生数がおりました。それ以来、長らく200人は超えておりましたけれども、令和2年度の219人を最後に、令和3年度が172人、4年度が175人、そして令和5年度が162人と、また令和5年度につきましては、幡多地域全体の出生数が309人でございますので、約半数以下に減った。平成17年に四万十市で生まれてきた子供の数が、3市2町1村を全部足してほとんど一緒というような状況でございます。

これは幡多地域にとどまることなく、日本全体、高知県下の課題でありますので、こうした状況に歯止めをかけ、地域に若者が増えた持続可能な人口構造への転換を図るため、県では高知県元気な未来創造戦略を策定をし、それに基づき、若者の定着・増加、婚姻数の増加、出生数の増加の3つの観点から人口減少対策を抜本的に強化することとしております。

本市におきましても、県と同じように、先ほど申しました3つの観点からの取組がより重要であると思います。

それに向けた具体的な取組といたしましては、移住の促進や、また外国人材の活用、そして婚活事業など出会いや結婚への後押し、そして安心して妊娠・出産・子育てができる体制づくりをより重点的に進めていくことが必要ではないかなと考えております。

また同時に、国がぶち上げております異次元の子育て政策につきましても、心より期待をするところでございます。

私も5人の子供を育ててまいりました。4番目、5番目につきましては、このような政治の道に入った後に生まれた子供でございますけれども、もう既に全て卒業し、就職をしておりますので、あっという間に子育ては終わったということでございます。議員のほうはまだまだ小さい子がおりますので、ぜひ頑張ってくださいましたら、あっという間に私と同じように終わると思いますので、よろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 少し分かりにくかった面もありますが、分かりました。次に移ります。

私は、この人口減少対策ということで、本当に様々な問題・課題があつて、いろいろな問題に取り組んでいかなければならないというのは、皆さん周知の事実だと思いますが、やはり人を増やすとか呼び戻すとか来てもらう、そういった政策というのに今回は観点を当てて聞いていくわけですが、まずは移住施策についてでございます。

様々な議員さんから度々この移住施策についてもご質問がございますが、まず本市の移住者数と定住率についてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、お答えいたします。

まず、移住者数でございますけれども、本市の移住支援登録制度、これを通した移住者数ということでお答えいたしますが、令和元年度が29組44人、令和2年度が28組47人、令和3年度が28組53人、令和4年度が41組71人、令和5年度が25組35人となっております。

次に、定住率でございますけれども、これにつきましては、定住した年から2か年を経過した段階で、市のほうで定住の状況を把握しまして、県のほうに報告しているところでございますけれども、それで申しますと、令和元年度に移住された方の定住率が68%、それから令和2年度に移住された方につきましては79%、令和3年度に移住された方につきましては76%という状況になっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。移住者数については分かりました。

定住率についてなんですけど、それぞれ令和元年が68%、2年が79%、3年が76%ということだったんですが、この数値というのはどう判断されますか。高いと判断されますか、低いと判断されますか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 現状では他市等との比較というところまでできておりませんですけれども、県のほうの同様な数字でいきますと、県全体で把握しております数字でいきますと、同一市町村内に定住している方、これにつきましては73%、それから県内で他の市町村に転出したけれども県内に定住されている方、この率で申しますと10%、それからちなみに県外に転出された方の率で申しますと14%というような数字になっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

それで、課長は先ほど定住率を示す上で2か年間の定住ということをおっしゃいましたが、この2年というのは何か定義的なものがあるんですか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 毎年県に報告しておりますので、県のほうで一定そういった基準を設けているのではないかというふうに理解しております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 県のほうの基準がそうであろうということで、2か年ということですね。了解いたしました。

それでは、私は、奥さんの機嫌の悪いときによく言われることがあって、釣ったタイに餌はやらないのかと。釣った魚でなくてタイと比喻するところが奥さんのユーモアのあるところかなと考えますが、定住に向けて支援についてということで、まず聞いていきたいと思います。

定住率は、私はいいほうなのかなというふうに考えました。協力隊の例で申しますと、多分平均の定住率は55とか50%台だったというふうに覚えておりますが、この定住に向けて支援というのはどのようなものがあるのか。今議会でも家賃等の補助等の施策を新たに行われておりますが、そのほかに何かありましたら教えてください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 定住に向けての支援でございますけれども、本市におきましてはNPO法人四万十市への移住を支援する会と連携しまして、定住に向けた住宅や暮らしに関わる相談対応、そういったものをまず確立しておりまして、そのほか住宅の管理等に必要な物品の貸出しでありますとか移住者交流会、こういったものを開催しまして、移住支援を行っているという状況でございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

すいません、ちょっと聞き逃したかもしれませんが、移住者の方が住居を探す場合、市で把握しているというのは、NPO等を通じて紹介された住宅のみなんでしょうかね。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 基本的には空き家等を活用した空き家バンクというものがございますので、その状況を提供しているということが基本になってまいります。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

その空き家バンクに登録されている住宅というのは、既にもう改修されているものという認識で、ある一定、移住者が住めるように改修されているものが全てという認識でよろしいですか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 全てが改修されているという状況ではございません。そこで登録されている住宅の中で、手を加えればすぐにでも住めそうなものがあれば、地権者と市のほうで協議しまして、改修に向けて、もちろん家主の方の意向というものになろうかと思えますけれども、改修を進めていくというような手順で行っております。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

その改修についてなんですが、その家に入られた後も、そういった補助制度というのは利用可能ですか。移住者の方が空き家バンクに登録されている住宅に入って、改修が必要だという場合というのが出てくるのかなというふうに考えますが、それについて少し教えてください。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） その改修の要件というものにつきましては、一定、賃貸の契約の中で定められているものでございまして、それに基づいてできる範囲というものは決まってくるわけですが、基本的には借主と家主の方の協議の上で、必要に応じてそういったことに対しては対応していくことになろうかと考えております。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

それでは、なぜこの質問をしたかといいますと、先ほど少し我が家のことを申しましたが、移住してきてほしいときには様々な政策・取組を行っております。実際移住してからは、何かいろんなことを要望するというような事例・意見がございました。今日具体的には、問題提起ということで具体的には申しませんが、定住率の向上という意味も含めて、定住していただいた後のサポートというのも、もう少し危機感とか様々な面で考えていただきたい面がありますので、またよろしく願いいたします。

次に、出生数増の取組についてということでお伺いをいたします。

本県は、2022年全国ワースト1位、そして2023年も全国ワースト2位という出生数でございました。この出生数増に向けて、本市の取組についてどのようなことをしているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 出生数増に向けた本市の取組でございますが、こちらにつきましても、議員ご質問にありましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で関係各課が各施策に取り組んでおります。その中でも、出生数増対策の多くの項目に関わる子ども・子育て支援事業計画を子育て支援課が所管しておりますので、私のほうから各課の取組のうち主なものを取りまとめて答弁申し上げます。

まず、結婚支援及び結婚の機運醸成として、出会いサポート事業の実施や婚活イベントの実施を行っております。

また、安全・安心な妊娠や出産のための支援として、不妊治療助成や、スマホアプリを活用した妊娠期から子育て期までの支援情報の提供を行っております。

保育サービスの充実として、ファミリーサポートセンター事業の実施や一時預かり事業の実施を行っております。

最後に、地域での子育て支援の充実として、子育て支援団体等への支援及び連携などを行っているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。これは挙げれば本当に切りがないぐらい、様々な施策を本市は行っているという認識をしております。

その中で、先ほど市長からもありましたが、市長はお子さんが5人おられます。本当に大変だったろうかと、一瞬だったということですが、幾ら市長といえど大変だったろうなと思っております。

多子家庭、3人以上のお子さんがおられる家庭ということですね、こちらへの支援について、私の知っている範囲では保育料の減免等があると思いますが、どのような支援というのがあるのか、お聞かせください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 多子家庭への支援として実施しております制度についてご説明させていただきます。

まず、大きいものでございますが、児童手当、こちらは家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするものでございまして、現在、一定以上所得のある方を除き、児童1人当たりの月額が3歳未満で一律1万5,000円、3歳以上小学校修了前の第1子・第2子は1万円となっておりますが、ここで第3子以降は1万5,000円となっております。小学校修了後中学校修了前では一律1万円となっております。

多子家庭への支援としましては、3歳以上小学校修了前の児童についても5,000円の加算がございまして、今年10月から所得制限の撤廃や支給期間を高校生年代までとするなど、全ての子供の育ちを支えるという観点から児童手当法の改正が行われる中、多子家庭への支援として、第3子以降の加算対象が、現在の3歳以上小学校修了前までから高校生年代まで支給対象児童全体に適用することとされまして、支給額は3万円に増額されるところでございます。

また、多子のカウント対象についても、現行制度では養育する高校生年代までですが、22歳年度末までに拡大されることとなります。

児童扶養手当につきましては、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するための手当で、所得により手当額を決定します。全額支

給の場合、子を1人養育している場合の手当、月額が4万5,500円、第2子の加算額は1万750円、第3子以降は6,450円ですが、こちらは今年11月分からは、児童扶養手当法の改正に伴い、所得制限限度額の引上げ額と併せ、第3子以降の加算額が第2子と同額に引き上げられます。

保育の面につきましては、先ほども議員のほうからご質問のありましたとおり、減免のほうを行っております。また、ファミリーサポートセンターにつきましては、兄弟で同じ日程で利用する場合の助成というものがございます。そのほか、未就園児が対象の事業で、子育て支援センターの一時預かり事業についても、兄弟で預けた場合も同様に2人目以降は利用料が半額となります。

さらに、他課の制度になりますが、健康推進課で実施している妊婦健診について、通常は14回までが助成対象であるところ、双子や三つ子など多胎妊娠の場合は、さらに5回追加で助成が受けられるということになっております。

主立った多子や複数児童のいる家庭を対象とした制度は以上の説明のとおりでございますが、多子家庭に対する加算や上乘せ等の支援措置については、主に国の制度に準拠して実施をしているところでございます。出生率向上の取組は、各自治体が独自施策により近隣自治体と子供を奪い合うものではなく、どの地域でも等しく出生率が向上するよう、国による全国一律の制度をもって支援するべきという考え方もあろうと思います。もちろん、子供を育てやすい町になるよう、地域性を踏まえた独自施策というものは必要になってくると思いますので、国等の各種制度を可能な限り取り入れ、実施しながら、本市の特徴や時代の流れに合った事業の組合せについて、子ども・子育て会議や市民アンケート、また本会議での意見等を参考に、引き続き模索してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。様々な施策・取組を行っていただいております。課長が申されましたように、国等に付随してということでもございました。その中で独自策もある程度必要だという認識もあるというふうに私は受け止めさせていただきましたので、この件については了といたします。

次に、後継者対策ということでお伺いをいたします。

昨日の谷田議員のご質問にも、小規模事業者の振興条例をつくってしっかりと守っていくべきだというようなご意見もございました。確かにそのとおりだというふうに私も感じております。多くの事業者さんが、本当にコロナ、人口減少等々の影響で、今現在苦しんでいるような状況でございます。この地域の中小の小規模事業者の皆さんは、やはり地域の暮らし、経済、そしてコミュニティー、そういったものを守っていただいている、非常に本市にとって必要不可欠な存在だというふうに私も認識しております。

まずは、産業別の事業者、後継者の状況について市として把握しておられますでしょうか、お聞かせください。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） 私のほうから、商工業の状況について答弁いたします。

後継者の状況ですが、高知県事業承継・引継ぎ支援センターが中村商工会議所及び西土佐商工会の会員を対象として不定期で調査を実施しております。聞き取りさせていただきまして、直近では中村地域で令和3年度に、西土佐地域で令和5年度に調査を実施しており、市全体で見ますと、後継者がいると回答した方が約6割、いないと回答した方が約4割となっております。ただし、後継者がいると回答した方の中には、明確に承継の意思確認をしていない方も含んでおりますので、事実上は後継者がいる方の割合は、回答のあった割合よりも低くなっているのではないかと考えられます。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 私のほうからは、第1次産業の事業者数について、直近の統計調査の数値からお答えをいたします。

まず、農林業についてですが、農林業センサス2020の数値によりますと、農業分野、これは全て経営体数になりますが、個人・団体の合計で778経営体、林業分野は、個人・団体合計で55経営体となっております。次に、水産業、漁業ですが、漁業センサス2018の数値では、海面漁業の漁業経営体としては42経営体、内水面漁業につきましては、養殖業となっております、29経営体となっております。なお、参考までに、5年前のそれぞれの調査の数値と比較しますと、全て減少している状況となっております。

なお、後継者の状況につきましては、詳細については把握できておりませんが、少子高齢化に伴う労働人口の減少、労働人口は減少の一途をたどっておりますので、第1次産業全体での後継者不足の厳しい状況は認識しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。なかなか明確な数字というのは難しいのかなと思います。

すいません、田村課長、ご答弁いただいた中で、その6割、4割というのは、全体的な第2、第3次産業全体的なことでしたか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） それぞれ中村商工会議所及び西土佐商工会の会員を対象としておりますので、第2次も第3次も含まれていると思います。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

4割の事業者さんが後継者がいないというような状況の中で、本当にこの先、本市の先ほど

申しました地域の暮らし、経済、コミュニティー、大丈夫なのかなというふうに考えますが、商工会議所、商工会のあくまで会員さんということでしたが、それについては分かりましたが、非常に不安だなというふうに感じさせていただきました。

また、農林水産業については、私もよく熟知しておりますので、今回は聞いただけで済ませたいと思います。

第2次、第3次産業の事業者さんの中でいないというところが4割だというふうに課長はおっしゃいましたが、これどう考えますか。この後継者の対策というのはどう考えているでしょうか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） 中小企業者が後継者を確保する場合の支援策として、高知県事業承継・引継ぎ支援センターが行う後継者人材バンク事業があります。この事業は、後継者を探す事業者と後継者になりたい方がそれぞれ登録を行い、登録者同士のマッチングを行うものです。本市の窓口は中村商工会議所、西土佐商工会、金融機関等となっており、平成27年度に事業が開始されて以降、市内で3件の事業者が登録を行い、うち1件はマッチングに成功し事業承継を行ったとお聞きしております。

市としましても、後継者確保は喫緊の課題と認識しておりますが、簡単に解決できるものではありませんので、高知県や市内関係団体等と連携しながら、事業承継についての支援制度などに引き続き情報発信等に努めてまいりたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

確かに非常に難しい問題だと思っております。例えば店舗を継ぎたいといいましても、今後の生計を立てれるかどうかという非常に難しい面、この人口減少下の中で難しい面等もございます。そして、新たに空き店舗、事業継承ではなくて、違う方がその店舗を引き継いでやっていくというようなこともございますので、またしっかりとそういった状況把握等をしていただきたいと思います。

昨日の谷田議員の質問の中で、そういう条例をつくって、委員会等を開くべきではないかということがございました。やはり産業振興計画のフォローアップ委員会等だけでなく、様々な事業者さん、商工会議所、商工会さん等も含めて様々な事業者さんしっかりと話をし、この四万十市の2次産業、3次産業をどうしていくのかということをお話していただき、方向性を決めていただきたいと思いますというふうに思います。私もそういった条例は必要でないかというふうに感じますので、ぜひ必要であると認識した場合には検討していただきますよう、よろしく願いいたします。話がそれまして申し訳ございません。

次に、住民や観光客の移動手段確保についてということで、ライドシェアの取組について伺いをいたします。

最近、私も老化が始まりまして、西尾議員がこの質問をしたのは覚えていたんですが、まさか3か月前だと、3月議会だとは通告した後に気づきまして、非常に反省しております。

その後、たった3か月しかたつてはおりませんが、まず進捗状況、いろんなところの調査をして検討していくというようなご答弁もあったようでございますが、その進捗状況についてまずはお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 現在の進捗状況でございますけれども、国の動向あるいは他の自治体の動向、そういったものを注視しながら情報収集に努めているというまだ段階でございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。まだ情報収集をしているということでございました。

なぜこの質問をしようかと思った理由は、6月9日の高知新聞に1面に出て、記事が載っております。岸田首相は、このライドシェアについて指示をするというような内容でございました。その内容については、「郵便局、農協がライドシェア」という見出しで載っております。政府方針、過疎地へ向け補助金増ということでございます。

少し読まさせていただきますと、政府は、過疎地の住民や観光客の移動手段確保に向けた輸送サービスの担い手として、郵便局や農協、観光地域づくり法人、DMOといった地域組織の活用を本格化する方針を固めた。一般ドライバーが自家用車で有償送迎する自治体ライドシェアの拡大へ、関連補助金を充実させて後押しするという内容で載っております。

このライドシェアについては、2024年、本年4月から始まった、タクシー会社の管理下で一般ドライバーが旅客運送する日本版ライドシェアとは別の制度ということで、自治体ライドシェアということで載っております。また、先進地の事例として、北海道ですとか石川県、京都府、和歌山県などの事例も載っております。

公共交通の隙間を埋める一つの方策として、このライドシェアというものにぜひとも私は取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） まず1つに、先ほどご紹介いただきました新聞記事に載っていた記載内容は、今議員がおっしゃったとおりでございますけれども、市のほうで認識しておりますのは、その新聞記事で取り上げられた内容、国が拡充を考えているというような内容につきましても、既に4月から導入されておりますいわゆる日本型ライドシェア、これの今タクシー事業者が運行主体になるものでございますけれども、その運行主体を郵便局、農協等に拡大、そういったものの参入も可能にするというものであるというふうに認識しております。

そういう中で、やはりそういった郵便局、農協、そういった地域組織を活用することにつき

ましては、地域公共交通における課題解決に効果的であると考えますけれども、地方、いろいろな実情がございます。例えば市内バス事業者でありますとかタクシー事業者、そういった事業者の経営圧迫、そういうようなことにもつながることも懸念されますので、今国のほうで検討しているような制度の導入については、本市の実情を踏まえながら、慎重に検討する必要があるというふうに現在考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

課長のおっしゃることはよく分かります。他事業者さんとの兼ね合い、そして先ほど例に挙げました郵便局、農協さん、商工会議所、様々な団体さん、そういうところが本当にできるのかどうか、そういう検討課題もあると思います。

慎重に見極めていく必要はあるとは思いますが、今議会でも多くの議員の数名の議員の皆さんが公共交通の充実という観点からのご質問をしていると思います。ぜひそういった公共交通の隙間というのを埋める可能性のある一つの事例、取組だというふうに考えております。慎重に協議いただいて、取り組めるようであれば取り組んでいただきたいと思います。

少し時間が余りましたが、以上で私の一般質問を終わります。

■議長（宮崎 努） 以上で松浦 伸議員の質問を終わります。

14時まで休憩といたします。

午後1時50分 休憩

午後2時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 市民クラブ、寺尾です。それでは、早速質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず1つ目が、令和6年度省エネ家電製品等買替促進事業について質問をします。

先月の5月25日に申請が始まったこの事業、家電の買換えに対して1件当たり最大5万円の補助を600件分、3,000万円の予算を用意した事業です。事業の目的は、物価高騰の影響を受ける家庭の電気料金の負担軽減と、地球温暖化の防止となっています。

質問に至った理由は、エアコンと電気冷蔵庫の対象品目が省エネ性能星3以上ということで高価な製品となり、買えない家庭があることにあります。今回質問することで、なぜこのようになったのか、また多くの家庭がこの事業を利用できるよう、執行部に対して改善を促したいと考えています。

まず、事業の現状を聞きます。申請受付が開始されてから3週間程度たちました。現在の申

請件数と申請済金額を教えてください。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 6月18日時点の数でお答えをさせていただきますと、申請件数が106件、137台でございます。申請済金額は512万5,000円でございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。申請件数と申請済金額は分かりました、ありがとうございます。

そしたら、本市の次に事業の現状をどのように捉えているかを聞いていきたいと思います。

星3以上の製品より星2以上のほうが、明らかに製品品目というものは多いと思います。その中で、星2と星3の価格も違いがあります。私が家電量販店で調べている中で、例えばエアコンが5万円程度のものが星2が、星3だったら9万円。冷蔵庫でしたら、安いもので星2が10万円、星3だったら17万円というふうに金額に差があることが分かっています。

エアコンと電気冷蔵庫の対象商品が省エネ性能3以上ということで、対象製品を購入しにくい世帯もいると思います。例えば本市世帯数は令和5年10月で1万6,451世帯ですが、そのうち四万十市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、今回やられているものの対象世帯となる住民税非課税世帯、また住民税均等割のみ課税世帯は、合わせて6,381世帯です。約38%の世帯の人たちが低所得者等世帯であり、星3以上の製品の購入をためらうと考えます。実際に高くて買えないという声もあります。購入ができる市民は限定的ではないでしょうか、その点お聞かせください。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 議員が申されました様々な状況の世帯、あろうかと思えますけれども、現時点で申請を受け付けさせていただく中では、極端に限定的であるとは感じていないのが率直な感想でございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 短い答弁ありがとうございます。極端ではないと言われますが、私は一定の数の世帯の方々がこれを使用できないと考えております。

視点を変えまして、高齢者世帯です。高齢者世帯は、独居世帯高齢者世帯、高齢者世帯夫婦のみ世帯を合わせまして、令和6年4月時点で6,441世帯、全世帯の39%です。電気冷蔵庫では星3以上となると、大きな冷蔵庫が対象製品となります。独居もしくは2名程度が求めるサイズの製品が対象外だと考えています。求めていた冷蔵庫の製品サイズが小さいもので、店舗に行った際に対象製品がなかったそうで、がっかりした声もあります。星3以上としたことで、事業利用ができない世帯がいることとして理解をしていますが、その点いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 今ほど申されました事例、私もお聞きしますと胸が痛むのは一

緒でございます。星3以上としたことで事業利用ができない世帯がいるということを理解しているかということでございますが、環境生活課で日々受付をさせていただく中では、そういったご意見を直接お伺いしたことがございませんので、表面的には把握をしてないというのが現状でございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

広報が足りないんじゃないでしょうかね、例えば、私の友人たちにこの事業のことを聞きましたら、そもそも知らないということもありました。広報がしっかりとなされていないのであれば、そのような状況にも対象製品が買える、買えないということ自体、生まれないと思います。広報についてどのようにお感じになっておりますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） しっかりと事業を消化していくためには、この広報というのはいずれの事業にあっても大変必要なことと思っております。事業開始前に1回、広報を出しましたけれども、7月、8月、次回の広報ではまた出させていただく予定も取っております。知らないことがあるというのは、広報が足りないということがやっぱりありますので、しっかりとした広報活動はこれからも継続して努めていきたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。広報については、ぜひそのようにお願いします。

しかしながら、今回の根本的問題は、購入ができない世帯がそれなりに世帯いらっしゃるといふうに私は判断しているところです。そこについてもう少しお聞きもしていきたいと思いますが、次に、事業計画策定時の検討と参考事例のほうにまず進めさせていただきたいと思えます。

本市が家電買換え事業をしていますが、高知県も同様に事業を昨年度に続き第2弾として行っています。事業名は、高知省エネ家電等購入応援キャンペーンです。申請時期や補助金額等に違いはありますが、目的はあまり違いはないと考えています。また、高知県は、第2弾では、星3から、エアコンと冷蔵庫に関しまして星2に変更しています。県民が購入しやすい省エネ性能へ変更しています。

なお、県の省エネ性能星2への変更は、事業開始ぎりぎりだったため、担当者が知り得ることができなかったことは認めます。ただし、高知県が同事業をすることを知っているのであれば、県事業への上乗せ事業など連携した事業計画も検討できたのではないかと思います。この点どうでしたでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 県事業への上乗せということでございますけれども、佐川町さんが令和5年度に追加支援金ということで実施した例がございます。この追加支援型につきま

しては、本市が事業計画を検討し始めた時点で、県がまだ第2弾を実施するかどうか未定であったこと、併せまして、県の支援を受けるには、県の応援キャンペーンに登録した店舗等から購入することが条件と。こういったことから、未登録店舗等で購入した場合は支援が受けられない、そんなこともいろいろ勘案しまして、追加支援型は本市では採用しなかったというのが経過でございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

未登録店舗の場合、支援ができないというふうなこともありましたけども、本市で大きな家電量販店を除き、店舗に入って販売されている店舗数、何か所ございます。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 詳細な数はちょっとここでは把握しておりませんが、30とか40とか、そういう数の店舗はございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 失礼しました。お店に入って、小規模や地元の中小企業の店舗数でいうと、例えば中村だけですと何店舗あると思いますか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） すいません、詳細な数は把握しておりません。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 私間違いないという店舗数は言えないかなと思いますけれども、2、3店舗だと思います。それに対して連絡は可能だと思うんですね。それで高知へのキャンペーンの上乗せということも可能だと思ってはいたところです。

ただ、先ほどお聞きもしたとおり、ちょっと事業としてこれの上に乗るには間に合わなかったなというふうなこともありましたので、一定の理解はしました。

ただ、もう一つ、高知県の事業に関連する質問なんですが、私たちが予算決算常任委員会で説明を聞いたのは、この事業について、3月14日です。それまでに高知県が同様の事業を行うことは知っていましたでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 県の事業につきましては、令和6年2月の中下旬に県のホームページに掲載されましたことから、県の事業実施、これについては承知をしておりました。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

それでは、予算決算常任委員会の中で、同様の事業が重複して行われるということがあり得たと思います。その点について、私たち説明を受けてなかったようにも思うんですけども、その点についてはなぜ説明しなかったのかというふうに思うんですが、これ大切なことだと思

うんですよ。同様の事業が県のほうでもされるということであれば、私たちその審議の中でもう少し深く協議ができたのかなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 3月議会の予算決算常任委員会におきましては、この事業の説明において、近隣の宿毛市さんの事例を基に、それを比較対照しながら説明をさせていただきました。その中では、一定県のことも私は触れたように思いますけれども、皆さんに十分に伝わってなかったということは反省をしております。県の事業、宿毛市さんの事業を参考にしながらやったということはお伝えをしたつもりでございました。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

記録を見ますに、県のことに触れているところはなかったんですけども、要点筆記だと思うので、もしかしたら県のことに触れられたものを筆記されてなかったかもしれません。宿毛市のことは確かに記録として残っておったので、またこの後質問をしていきたいと思います。

次に、デジタル活用による申請手続について質問します。

申請手続の流れを見ますと、煩雑だと考えます。もっと市民が簡単に手続をできるよう、デジタル活用を望みます。デジタル化は様々な分野で今後進むと思いますが、このような申請手続もデジタル化により簡素化ができると思います。この点の進展を期待してもいいでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 申請手続におけますデジタル化の活用、こちらにつきましては、申請者である市民だけでなく、事務を担う職員の負担軽減、こういったことにつながりますことから、今後は取り組んでいかなければならない重要課題の一つだというふうに認識をしております。

今回の省エネ家電製品等買替促進事業の導入に当たりましては、国の補正予算、こちらを活用させていただいたこともございまして、計画期間も短く、デジタル化の活用まで取り組めなかった、こういうことは一つの反省材料でございます。

今後こういった補助制度導入の機会がございましたら、新設されました企画広報課デジタル化推進室、こちらの指導も仰ぎながら、デジタル化の活用、そちらに取り組んでいくことが大変重要だと考えております。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。そうですね、職員もまだまだデジタル化には慣れていないところがあると思います。これからしっかりと職員の方々もデジタルを学んでいただいて、市民にとって申請がしやすい環境のほうも整えていただければと思いますので、その点はどうぞよろしくお願いします。

次に、事例の参考の仕方を聞きます。

先ほど来、3月議会予算決算常任委員会のお話もありますが、この事業説明が行われたとき、省エネ性能までの説明はありませんでした。ですが、宿毛市の事例についての説明がおっしゃったとおりあります。宿毛市では大変人気となった事業で、1,000万円の予算が10日間でなくなり終了したということです。そして、本市の予算はその3倍とした説明がありました。

この時点で、宿毛市の対象品目に関わる条件も分かっていたと思います。宿毛市では、対象商品を星の数によって決めずに、省エネ基準達成率という言葉で表現していたと思います。星に置き換えると、星2以上程度が対象品目になるということでした。宿毛市の事例を説明に使ったこともありましたが、私たち委員は同様の条件にて事業を開始するものとも考えたと思います。しかし、蓋を開けてみますと、本市の条件は星によって表されていました。

そこで、尋ねます。なぜ星3以上にしたのか、事例の参考の仕方をお聞きします。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 事業計画の策定に当たりましては、近隣市町村でいち早く令和5年度に同様の事業を実施しました宿毛市さん、こちらの事例を参考にさせていただいたものですから、1台当たりの補助上限額、申請の手続、そういったものは同様の内容とさせていただいております。

ただし、対象となる家電品目、それから製品の省エネ性能につきましては、宿毛市さんの例が対象家電を電気冷蔵庫、それからエアコンと限定したことなどから、対象範囲を拡大しまして、より本市が取り組んでおります温暖化防止、CO<sub>2</sub>の削減、そういったことに効果があると認められます県の省エネ家電等購入応援キャンペーン、そちらを参考にして星3以上にしたというところがございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

対象を拡大したとしても、宿毛市の省エネ基準達成率がどの程度の基準になるかを確認すれば、本市のほうも星2、エアコン、冷蔵庫についてはすることもできたと思いますし、現地の確認をすれば、私たち誰もが、言ってみたら星3はちょっと高いかもしれませんよねというふうになったかもしれません。その点はいかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） もうそれは議員が申されるとおりでございます。私の素直な気持ちを申しますと、基本的には県の事業と同じにしたいという思いがございました。それが、県のほうが直前といいますか、年度末ぎりぎりに変更になったということで、我々が調べ切れなかったところが今回こういった質問につながったんだと、そういうふうにも考えております。

ですけれども、今の申請状況を見ますと、順調にも順調で、順調に進んでおりまして、また申請者の年齢層なんかも見ても、どちらかというと高齢者の申請者の方が多い、今の段

階では6割近くを占めております。議員が指摘をされるいろんな点、反省点はございますけれども、一定は事業としてしっかり進捗しているというふうには思っております。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） そうだと思いますよ。一定の所得がある方々は買えますので、もちろん。つまりは、先ほど私が言いました38%、39%等の非課税の方々または独居、夫婦だけの高齢者、その方々の中でもそれなりの所得のある方々もいらっしゃると思いますが、買えない方々がいらっしゃるということが問題で、予算が消化されていることが決していいことでは私はないんですね、言いたいことは。その点をはっきり違いますよねということを確認したいんですけど、そうじゃないんです。消化することじゃなくて、皆さんに買っていただける環境を整えるのが市の政策でありますよねと。国や県ができないことを市がしっかりとやるということが大切なことかなと思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 議員のおっしゃるとおりでございます。もうそこは、市民各層が、全世帯が対象にできるという事業が一番いいと思いますけれども、今回は省エネ性能を求めたものでございますので、一定の基準というのがございまして、結果的に対象品目の価格が高かったり、そういったこともご意見としていただくような形になりました。

今ほど議員が言われたことをしっかり肝に銘じながら、これから、今回の事業はこうですけども、機会がありましたらそこでしっかり十分調査した上で、事業実施に当たっていきたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 次があるとは限りません。まだ質問させていただきます。

答弁の中でもCO<sub>2</sub>の削減が大切だというふうにおっしゃっていましたが、確かに四万十市の事業の目的の一つに地球温暖化の防止というものが入っておりますが、今回の財源についてお聞きしたいと思います。

この3,000万円の内訳の中で、大体2,100万円が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。この交付金の目的を教えてください。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） ご質問の国の交付金の目的ですけれども、デフレ完全脱却のための総合経済対策に掲げる物価高から国民生活を守る事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的、効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るということでございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

環境生活課なのでCO<sub>2</sub>の削減等は重要にされていると思いますけど、今の言葉の中にはCO<sub>2</sub>の削減は入っていませんが。この財源の利用として大切なことは、おっしゃったとおり、目的はエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行うことですよね。確認ですけども、CO<sub>2</sub>は入ってないということによろしかったでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 国の出しております交付金制度要綱、こちらのほうには今読み上げたとおりで、CO<sub>2</sub>という言葉は入っておりません。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

それでは、もう大体、ありがとうございます、聞かせていただきましたので、今後の対応について対応策を聞かせていただきたいなと思います。

今言ったとおり、私、この令和6年度の省エネ家電製品等買替促進事業は、私は購入できる市民に限られた事業だと結論づけています。そのため、事業途中ではありますが、まだ1か月足らずです、申請を受け付けまして。より多くの市民が事業を利用できるよう修正してほしいと考えていますが、対応策について何か考えていませんか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 事業の修正ということでございますけれども、既に申請をされました方への公平性の担保、それから地球温暖化対策、CO<sub>2</sub>排出量削減の推進、こういったことのために、年度途中での変更というのは考えてないのが現状でございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

修正の仕方にもよるとは思いますけども、例えば追加として、エアコンと電気冷蔵庫について、性能星3以上に今なっていますけども、それより省エネ力は劣るかもしれませんが、家庭の費用負担の軽減のため、星3未満の製品に対する補助を、星3以上の補助金額より下げてもらってもいいので、せめて追加等、そのような措置ってできないものでしょうかね。いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） いろいろと考えていただいてご提案をいただきまして、本当にありがとうございます。ただ、今回の事業につきましては先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。そういったことで、今後同様の国策が実施されるようでありましたら、今回の事業実績等を踏まえまして検証、それから見直しをしまして、今ほどご指摘いただいたことなども参考にさせていただきながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。これについては僕は正直、ごめんなさい、納得はしていません。

ちなみに、先ほど、今回件数について戻ってお聞きしたいんですけども、1世帯3件までだったと思うんですけど、その3件の中で15万円以上の補助を得られたところ、または、すいません、それは少し難しいですね、1世帯3件以上の申請をされたところって何件あるかというのは分かります。

■議長（宮崎 努） そこでやらない。

■5番（寺尾真吾） 市長、僕、このままでは基本的に駄目だと思ってるんですけど、市長も同様の考えですか。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

今ほどの質問と答弁を聞いておきますと、ちょっとハードルが電気機器も高いと、星3とかそういう形でございました。ただ、その一方で、たしか10万円の給付等々もあったのではないかなと思いますので、そこらあたりも有効活用したら、対応ができたかできないかは分かりませんが、もう少し活用ができたのではないかなという思いはしております。

確かにその中で、消化が目的ではなく、やはりできるだけ多くの方々に行き渡るような形にしなくてはいけませんので、そこらあたりにつきましては、またちょっと検討してみたいと思います。その中で、担当課のほうで県の事業がある、それに上乘せをするという形のことできなかったことにつきましては、情報不足といいますか、そういう形の中でお断りをしたいと思いますけれども、特に今回、国のほうが特に10万円の給付等々も出しておりますので、そこらあたりで一定対応ができたのではないかなという思いはありますけれど、これはあくまでも結果論でございますので、やはり今後この問題につきましては、議員の申されましたような形も検証して、やはりその中でどうしても買いたくても買えないという家庭がいるということも現実であろうと思いますので、ちょっと検証させてもらいたいと思います。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

私の提案と変更については、なかなか難しいということ、市長もそのような答弁だったと思います。すいませんが、この件については私ももう閉じさせていただきませんが、認めるわけにはいかないというところで、私のこの質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、防災について質問させていただきたいと思います。

前田和哉議員と能登半島地震のボランティアへ行ってきました。改めて被災された方々へお見舞い申し上げ、また懸命に復興に取り組まれている人々や職員の方々のご健康と安全を祈念し、質問に移ります。

震災ボランティアの経験から、今回は災害廃棄物処理と受援体制を質問します。

まず、災害廃棄物処理です。

災害ボランティアでは、瓦礫の撤去作業や家庭の災害廃棄物を仮置場へ運搬する作業を行いました。この経験からは、仮置場の場所や分別の体制、分別に作業員等を配置されることは、作業効率に大いに影響を及ぼすと実感しています。

この実体験の下、本市の災害廃棄物処理計画を見ますと、中村27か所、西土佐4か所の仮置場の候補地の運用が気になります。仮置場には、住民用仮置場、1次仮置場、2次仮置場がありますが、仮置場候補地はどのような利用を予定していますでしょうか、お聞かせください。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） まず、住民用仮置場と申しますのは、1次仮置場が早急に開設できない、そういった場合などやむを得ない措置といたしまして緊急的に設置をするものでございまして、1次仮置場の整備が完了すれば廃止されていくという性質のものでございます。

そして、住民の方が最初に災害ごみを搬入するというのが1次仮置場、これは市が設置するものでございまして、1次仮置場に集積されました災害ごみを中間処理のために搬入するのが2次仮置場というふうになっております。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

候補地の利用方法が大体分かりましたので、次に、1次仮置場の分別について聞きます。

令和4年4月時点で人口2万6,181人の内灘町、四万十市と人口規模は大きく変わりません。こちらにボランティアに行ってみりました。私たちが災害廃棄物を運搬していった仮置場は、住宅地に近い、車で走って5分程度の公園でした。四万十市にはないような広大な面積の公園でした。その仮置場に入る入り口は、2名体制の行政職員がおり、1名は書面対応、1名は災害廃棄物の撮影担当でした。その後に仮置場に移動し、分別が行われます。分別は、10名以上の作業員により行われていました。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、燃えるもの、燃えないものなど様々な分類があったと記憶しています。私たちは、その指示に従いまして、各災害廃棄物をそれぞれの場所へ運搬していました。分別には本当に多くの人たちが必要になると実感をしたところでした。

さて、四万十市の1次仮置場は、先ほど言ったとおり31か所あります。その全ての仮置場に作業員を配置するということは、その体制は困難だと考えています。本市の仮置場での分別と、作業員を配置しての分別が可能な仮置場についてはどのように考えていますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 災害廃棄物の分別ということにつきましては、仮置場の円滑な運営、それから周辺環境や作業員の安全、衛生の確保、また処理・処分費用の抑制、処理期間の短縮、また最終処分場の延命化、そういったことにつながる、そういったメリットがあるため、非常に重要なこととございます。したがって、1次仮置場を選定した際には、管理者、

作業員、これを置くことを予定をしています。

ただ、仮置場の整備、それから管理運営に必要となる人数、資機材、そういったものは、特に大規模災害の場合ですと、本市だけでは必要数を準備したり、長期間配置したりすることが難しいものがございます。よりまして、外部委託をすることも考えていかなければならないと思っております。

また、円滑に人員を確保できるように、あらかじめ市内での応援体制、そんなことを構築していくこと、併せまして、災害支援協定の活用、あと民間との連携、そんなことも平時から協力して、円滑な人員確保のための体制を整えておくと、こういったことが重要であると考えて取組を進めているところでございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

今の答弁では、候補地の中で1次仮置場がどこかに選定されるというようなお話でもあったと思いますけども、L1ないしはL2の中で大きな災害が発災したときに、候補地全てが1次仮置場になるということ自体の想定はあり得ますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） そういったことにつきましては、市の災害廃棄物処理計画の中で書いておまして、候補地に関しまして、第1段階ではその候補地を抽出すると、2段階で候補地を絞り込んで、次の第3段階で総合評価を行いまして選定して、順位づけをしていくというふうになっております。この順位づけでは、適切な仮置場の設置・運営を実施する上で大変重要なことではございますが、私たちもここまでで、取組を今始めたところというところがございます。今後しっかりまとめられるように、早急に取り組んでまいります。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

すいません、質問とちょっと答弁がかみ合っていなかったかなと思ひまして、再度聞きますけど、今回仮置場の候補地は31か所あります。地震発災後に震災が多くて災害廃棄物がたくさん出てくるのが想定された場合に、この31か所の候補地全て第1次仮置場になることもあり得ますよねという質問です。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 今の31か所の候補地、想定を超えるような規模の災害発生時には全て使うということになるかもしれませんが、今ほど申し上げたように順位づけをして、できるだけ使わないほうがいいような候補地も中にはございますので、そういったことも含めまして、しっかりとした必要面積の確保、それは今取り組んでいるところでございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 分かりました。確かに公園機能を優先的に回復させてほしい、候補地の

中は大部分が公園ですので、優先的に元に戻してほしいところは確かにあります。例えば園児の利用が多い公園ですとか、住宅地の近隣にあるため、衛生環境と安全に配慮し、長期的な利用が適当ではないような場所については、基本的にはまず最初に使ってほしくない、そういうところは同じ考えであります。

それについて、先ほど順位づけのことがありましたけれども、この仮置場の順位づけにおきましては、この処理計画の中でも、これらの作業は発災前、事前に備えとして行っておくことが重要だというふうな記載がありますので、ぜひ順位づけのほうをまずしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、トンボ自然公園が仮置場の候補地として適当かを聞きたいと思います。

仮置場候補地にはトンボ自然公園も入っています。敷地面積は1万9,331㎡と記載され、候補地の中で最大の面積です。この面積ですと、市有地である駐車場だけではなく、トンボの生息地であるビオトープまで含めた面積だと考えています。環境省により自然共生サイトの認定を先日受けたばかりだと認識しています。自然共生サイトは、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域ということです。このようなトンボ自然公園が仮置場の候補地となることは適当と言えるでしょうか。

四万十市災害廃棄物処理計画の仮置場選定留意事項には、学校・病院等の環境保全上、留意する施設に隣接しない、搬入時の交通、中間処理作業の周辺住民、環境への影響が少ない場所とすることが記載されています。そのために改める必要があるとも考えますが、この点いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） ご質問のトンボ自然公園につきましては、現在のところあくまでも候補地としての位置づけでございますので、災害復旧後に今の生態系が保全されているのかどうか、そういったことを考えた場合には、実際には数ある1次仮置場の候補地の中におきましては、使用の優先順位は極めて低いと考えております。

そういったことを含めまして、1次仮置場の現状に若干触れさせていただきますけれども、現在、L2の場合の1次仮置場の必要面積、こちらが約19万3,000㎡でございますが、災害廃棄物処理計画上の仮置場候補地の面積は、市有地で約11万4,000㎡でございます、7万9,000㎡程度不足した状況でございます。したがって、現在不足する面積の解消に向けまして、災害協定締結先の民有地、それから国有地・県有地なども含めまして、候補地の確保に向けた取組を進めているところでございます。

そういったことで、トンボ自然公園の面積分につきましては、別途何とか捻出していかなければならないというふうに考えて取り組んでいるところでございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。そうしますと、今の仮置場候補地の総面積でも

足りないという状況ですよ。となれば、1次仮置場というところについては、全ての候補地がなり得る話にもなってくるかなというふうにも聞き取りました。

トンボ自然公園の市有地部分について仮に候補となるのであれば、せめて、指定管理者でもある法人に対して、その法人が持つる周辺の土地もあるかと思えます。そういうことも配慮しながら話を進めていっていただきたいので、まずはその法人の方ともこの件について話をさせていただきたいと思えますが、その点いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 元旦の能登半島地震、こちらが起きましてからこれまで、いろいろと新聞報道、テレビでのニュース、そういった中で災害廃棄物の処理のことをいろいろ見ている中で、私もこの災害廃棄物処理計画とかいろいろ災害廃棄物について以前より考えるようになりまして、計画等も改めて見返したところではございました。

そうしたら、先ほどお答えしたように、1次仮置場でも面積が足りていないということでございました。これは早急に進めないといけないということで、課を挙げてといいますが、係を挙げて取り組んではいるんですけども、なかなか完全に今のところなっていないような状況です。

今ほど言われたトンボ自然公園につきましても、できるだけ使わないようにしたいと自分は考えています。そういった中で、ほかの民有地もいろいろ探していかないかんですので、そういったときには、今ほど議員が申されたように、その責任者の方としっかり協議をして、詰めるところまで調整をしていくということが大事ですので、全体を確保する中で、そういった調整作業を進めてまいりたいというふうに思っています。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

使わないという考えもあるし、使えないという考え方もあると思えます。今守られている環境に対して影響を及ぼすような行為をしたときに、その後、その場所が一体どれほどの時間を有して直すことができるのかということも考えていかなければならないと思えますので、もちろん私たち自身も使ってほしくないというふうに思っていますが、場合によってはということも想定されて今の答弁だと思えますので、ぜひ法人の方とお話をしながら、この件について一度考え直していただけたらというふうに思えます。

改めまして、仮置場の面積はまだまだ足りていないという状況の中で、仮置場の候補地の追加についても触れておきたいと思えます。

中学校再編によりまして休校となった学校施設が幾つかあります。避難所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避けるとなっていますが、指定避難所となっている片魚小学校、勝間小学校の校庭は仮置場候補地となっていることから、地域住民が復興しやすい環境づくりのため、住民と話し合いながら決めたものと推測します。再編により新たな仮置場候補地が生まれたと思えますので、住民と話し合い、必要なら追加するよう、休校を利用するよう

検討してはいかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） ご提案どうもありがとうございます。そういった様々な視点から候補地を探していくべきだと思いますので、今ほどいただいた意見を参考にさせていただきながら取組を進めてまいります。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

それでは次に、しまんとびあの災害時の利活用について聞きます。

避難所として活用することを報道もされていきました。災害時のしまんとびあの利用について教えてください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

しまんとびあは、災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、住民等の安全確保するための一時的な避難スペースであります指定緊急避難場所、また大規模災害時に中・長期にわたり被災者を収容する指定避難所として位置づけをしております。この施設は、市街地に位置する一定規模のある公共施設であるため、整備当初から避難所としての利用を想定していただいております。自家発電設備も整備されておるところでございます。

しかしながら、実際の運用につきましては、これまで施設開館に向けた準備等もあり、協議の時間が取れなかったために、今後生涯学習課や施設管理者である指定管理者と調整しながら、具体的なスペースや設備、手続などについての確認を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございました。

それでは次に、受援についてお聞きします。

能登半島地震の発災後、援助や支援を受けるという意味の言葉・受援は、よく耳にする言葉となりました。災害時に市民、職員ともに肉体的、精神的に疲労を感じる中、人的支援をしっかりと受けられる体制づくりは重要です。

そこでまずは、災害ボランティアセンターの設置施設についてお聞きします。

平成30年9月議会答弁では、災害ボランティアセンターの設置場所を社会福祉センターとしています。しかし、ボランティア経験を経て思いますが、ボランティアセンターはできるだけ広い場所が望ましいと考えます。先ほど、しまんとびあは指定避難所となることも言われましたが、発災後はフェーズが日々変わります。しっかりとボランティアの受入れ体制をつくるためにも、災害ボランティアセンターの設置場所にしまんとびあも検討すべきと考えていま

すが、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

災害ボランティアセンターについては、大規模災害発生後、四万十市災害ボランティアセンター設置運営マニュアルにより、四万十市社会福祉協議会が右山の社会福祉センターにボランティアセンターを設置をすることとなっております。議員ご指摘のとおり、平成30年9月議会のおきにもあったように、限られたスペースということでございます。このスペースでボランティアの業務を完結することは難しいというふうに考えております。

現在の検討ですが、現在はボランティアニーズの集約と業務の分担などを社会福祉センターで担い、それらの情報を基にボランティアセンターの活動拠点を別に準備するという一方で、令和6年1月より四万十市社会福祉協議会、福祉事務所、地震防災課の3者によりボランティアセンターの協議を進めておるところです。

しまんとぴあにしたらどうかというお話がございましたが、これにつきましては、四万十市社協より提案された経過がございます。社会福祉センターの近くということや、1階のロビーの広いスペースを活用することで、ボランティアの受付等を行うについても効率的な運用が可能ではないかという話もございましたが、ボランティアの方が来場するための駐車場スペース、ボランティアを輸送するためのバスの発着スペースのほか、被災の状況等によっては、しまんとぴあの駐車スペースが全て使用できるかなどの検討がさらに必要ということもございまして、引き続き選択肢の一つとして残しますが、さらなる検討を要するという状況となっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

それぞれの公共施設が災害時に必ず使えるものとは限りませんので、言われたとおり、予備的施設等の概念も含めて検討していただければと思います。

次に、災害対策本部の設置場所についても聞きます。

現在、災害対策本部の設置場所は防災対策室、万が一に庁舎が使用できなくなった場合は、予備施設として次点が防災センター、3番目に消防となっております。

輪島市の災害対策本部にお話を聞く機会がありましたが、受援計画にある応援職員の考え方が追加されていることもあり、災害対策本部は体育館ほどの面積が望ましいということです。

現実的にはそのような場所は本市で用意することが困難かもしれませんが、様々な応援職員を受け入れる体制のためにも、災害対策本部の必要面積または重要な災害対策業務に当たる職員の事務室の場所は、もう一度考え直す必要があるかもしれません。この点いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

災害対策本部の設置場所は、議員がお話しいただいたとおり、本庁舎3階防災対策室となっております。本部には、本部長をはじめとする各部の部長が集まり、会議や情報の収集、対応指示などを行うほか、国や県など外部からの応援職員が入ってくることが想定されるため、できるだけ広いスペースを確保できればとも考えますが、自家発電設備や行政防災無線の基地局、多数の電話回線やインターネット回線など、本部運営を可能とする設備や機能を有しておる本庁舎が本部とするということがベストであると現在のところは考えております。

また、防災対策室は本部のブレーンとして機能し、実行部隊は各所管のスペースや諸室を利用するなど本庁舎での機能分散を行いながら、本部を運営していくことが可能と考えております。

それで、あと大きなスペースが受援で要るのではないかというご質問もありましたけれども、そういった場合には広いスペース、体育館だとか、お話もありましたしまんぴあとかにそういうスペースも用意することも、議員がお話しされたようにフェーズによって必要になるかとは思いますが、その場合には、現地の対策本部を分散ではないですけど、そちらにも災害本部の現地部分をつくって運営することを現在想定はしておりますが、この考えも、最近の災害を基にいろいろなケースにより変わってきていることもございますので、今後、毎回申しておりますけれども、初動訓練を行う中でいろいろとケースを考えていきながら、どのようなものができるかということは今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

次に、四万十市受援計画を聞きます。

令和3年6月に四万十市は、外部からの応援を迅速に受け入れられる体制を整えるために、四万十市受援計画を策定しています。その中には5つの受援対象業務が定められていますが、昨日に前田議員が示した輪島市支援連絡系統図と比較しますと、物資物流管理や緊急公費解体窓口も対口支援団体が関わっていることが見てとれますので、このような点についてもこの受援計画の中に記載すること、追加することも検討していただければというふうにも考えております。

その点についてはその一言で、続いて、他市の受援計画を見ますと、研修や訓練、その検証の実施に関する項目が記載されています。防災については、計画だけではなく、訓練も大切だと考えています。四万十市受援計画は、令和3年策定の比較的新しい計画ですので、職員の周知も含めて訓練を行えるよう、項目の追加や実施を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 答えいたします。

本市の受援計画には、研修、訓練等が項目がないということでございましたけども、議員が今お話しされたとおり、比較的、本市の受援計画は早めに整備をしているというところがありまして、計画は主に国とかそれから県のフォーマットといいますか、そういうものを見ながらやるんですけども、本市が受援計画を作成した後に、今議員がお話しされました研修とか訓練の項目が追加されてきたということで、載っていないということになります。

ただ、議員がお話しされましたように、研修・訓練・周知というものは現状できてないので、そういったことに関しましても、すいません、繰り返しになりますが、初動訓練を行う中でいろいろなことを考えまして、実効性のある計画にするのが一番ですので、そういったことも考えながら、周知・訓練等をできるようなことで考えていきたいと思っております。

また、配送の受援の話もありましたけども、本市のほうでは配送のマニュアル、市職員向けの部分はあるんですけども、受援の分がございませんので、そういったこともつなげていきたいということで考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。素早い作成をされたということから、足りない部分が生まれたということです。ぜひまたご検討、新しいものにバージョンアップできるよう、ぜひ考えていただければと思います。

次に、ボランティア活動について聞きます。

災害時の職員業務をボランティアに任せられるよう準備してはどうかということでお聞きしたいと思います。

災害時は、職員も被災者となります。災害業務に当たることは大変な疲労を感じることでしょう。そのため、災害時は職員の負担軽減や、職員が休暇を取れるよう計画しておいたほうが良いと考えます。しかしながら、災害対応に対して、少ない職員の中、災害時の業務を処理することは困難であり、また応援職員が駆けつけられても対応できないこと、予想以上に疲労感があることを想定しておいたほうが良いかと思っております。

ゆえに、職員が業務の中で、ボランティアの人たちが職員の代わりに行えることがあるのであれば、リスト化して職員へ周知を図っておいたほうが良いかと思っております。この点についてはいかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

大災害が発生した場合は、職員の数では足りず、行政業務というのは恐らくというか、確実にパンクすると考えております。先ほどの災害廃棄物の話でもありましたけども、必要な土地も足らなくなるということは想定されているところでございます。

昨年度、能登半島地震で現地に応援に入った大学教授の講演をお聞きする機会がございまし

たが、その中で、ある自治体では、役所に災害対策本部と避難者が一緒にいたため、職員が家に帰らず、役所で寝泊まりし、深夜まで業務をしていた。この対応は、29年前の阪神・淡路大震災から何も変わっていない。職員が夫婦である方々は、子供を遠くの親戚に預け、子供にも会えず、ずっと役所で泊まり込みで仕事をしているというようなお話がありました。

そのため、議員の提案のとおり、ボランティアに任せれるところ、受援の応援職員に任せれるところは任し、職員に休息を持たすということは大変重要なことだと考えておりますので、また今後そういうところも災害対策本部でシフトをしながらできるように、自衛隊とかという災害救援団体は、必ずシフトを組んで、休養を取って作業をするということをお聞きしていますので、今後そういうこともしっかりと考えていきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

これで防災に対する質問は終わらせていただきます。

最後に、地域創生の振興策です。

振興策として幾つかの自治体で取り組まれていますふるさと納税型クラウドファンディングという事業を提案したいと考えています。

ふるさと納税型クラウドファンディングは、自治体の発展のため、事業者の起業や商品開発、起業支援などの資金調達をふるさと納税のクラウドファンディングで行う仕組みです。地域課題の解決や地域活性化にも役立ち、住民で本市で起業したい人など様々な分野において期待ができる仕組みと考えています。これに対する市の見解はどうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、お答えいたします。

ふるさと納税型クラウドファンディングにつきましては、主に2つの方法がございます。

1つは、市が実施主体となる事業となるものでございまして、令和3年度に学校教育課の事業として実施しました中村南小鼓笛隊の子どもたちに楽器を贈ろうプロジェクト、これが該当いたします。この方法で寄附を募る場合には、現在の体制で寄附の受入れが可能となっております。当然ながら、当該事業が四万十市の未来をつくるために必要であると共感され、多くの寄附をいただけるためのプロジェクトとなるよう、事業担当課及び関係機関での入念な協議、こういったものは当然必要となっております。

もう一つが、先ほど議員のほうからご提案のありました事業になろうかと思っておりますけれども、民間事業者等が実施主体となりまして、市の産業振興につながる事業などを行うための資金確保を目的としまして、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用するという方法でございます。これにつきましては、まだ本市のほうで全例がない状況でございまして、こういったものを導入することに当たっては、まずニーズの把握、それから本市に見合った制度設計、こう

いったものを検討しなければなりません、そこに向けましては、まず他の自治体の事例等も含めまして様々な情報収集に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で寺尾真吾議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦勞さまでございました。

午後3時2分 延会

令和6年6月20日（木） 第11日

本 会 議

令和6年6月四万十市議会定例会会議録（第11日）

令和6年6月20日（木）

■議事日程

日程第1 一般質問

日程追加 追加議案

第5号議案 工事請負契約の一部変更について

第6号議案 教育委員会教育長の任命について（久保良高）

第7号議案 教育委員会委員の任命について（上村賀予）

（議案の上程、提案理由の説明）

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程追加まで

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 山崎 寿幸	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 田村 典義	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 金子 雅紀
福祉事務局長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 岡本 寿明	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼 地域企画課長 朝比奈 雅人	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 竹本 志郎	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局 長 原 憲 一

事務局 長 補 佐 岡 村 む つ み

総 務 係 長 土 居 和 博

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

遅刻の届けが参っております。山崎 司議員、家事都合のため遅刻、以上のとおり報告いたします。

日程に従い、一般質問を行います。

上岡 正議員。

小休にします。

午前10時0分 小休

午前10時2分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） おはようございます。

大地震が起きんことを願って、一般質問をさせていただきます。

41回目の一般質問でございます。

まず初めに、人口減少についてお聞きします。

人口減少に伴う行政への影響について市長のご所見をお伺いします。

次に、少子化対策についても市長のご所見を伺いたいと思います。

また、地方創生事業についても、10年が経過した中、市長のご所見を伺います。

次に、大学誘致に伴う諸課題についてお伺いします。

まず、3億1,870万9,919円の補助金返還についてお聞きします。

委員会での執行部の説明によれば、補助金交付決定を取り消す旨、京都看護大学に送付し、確認もしたとのことですが、私は直ちに規則にのっとり、補助金返還命令を出すべきと思っております。いつ出すのか、明快なご答弁をお願いします。

また、補助金の交付決定の全額を取り消した理由を学校法人に示した内容についてもご答弁を求めます。

次に、令和4年9月定例会において、認可も出てない段階で議会に先議を依頼した理由についてもお聞きします。

次に、2,000万円の損害賠償額についてお聞きします。

その後、南国市では、入札間違いにより17億円以上の建築工事が別の業者に落札し、本来落札すべき業者から訴えられ、もうけたであろう金額が3%との判決が出てます。また、隣の黒潮町でも、入札間違いがあり、話合いの結果、賠償金なしで決着しております。

そこで、お聞きします。

当事業は、約5億5,000万円で契約し、大学の認可が下りず、途中で解約しました。出来高払いで約3億6,000万円支払い、残事業は約1億9,000万円に対して、もうけたであろう金額を

話し合いで2,000万円の損害金で決定いたしました。その中で、委員会では、判例等がないとの説明がありました。賠償額の2,000万円の妥当性についてお聞きします。

また、判例についても本当になかったのか、併せて説明をお願いします。

賠償額の2,000万円は、話し合いで決着したと、こうなっておりますが、そこでもう一つお伺いします。

法令では、各都道府県に建設工事紛争委員会を置くことになっております。建設委員会には相談しなかったのか、審査委員会には相談しなかったのかも併せて伺っておきます。

次に、議会答弁では、生徒の確保はできると何回も答弁しておりますが、その根拠についてもお伺いします。

次に、改めてお聞きします。

本大学誘致事業にどれだけの工事費及び補助金、また賠償金、そしてプール取壊し等の工事、また人件費等総額で幾らになるかもお聞きしておきます。

次に、令和5年6月定例会での私の質問答弁で、市長は、意味不明の答弁をされております。そこで、お聞きします。

私は、大学誘致事業で、当時明らかになったお金は7億5,000万円でありましたので、損害が出ると。その額は、市内の小中学校の全生徒の給食費、年間約1億5,000万円ですので、5年間できたはずだと。その金額になりますので、市長はそのことをどのように思っておるんですかという質問に対して、市長は、そのことができておれば、年に1億円なり効果が上がるんだという答弁をしております。できなかったから私が質問したのに、できたらという話で返しております。そのことについて再度お聞きをしておきます。

次に、市長は、大学の誘致の失敗は、仕事で取り戻すと答弁していますが、仕事で責任を取れたのかもお聞きしておきます。

また、補助金返還がなされなかった場合、市長はどのような形で責任を取るつもりかも併せてお聞きします。

次に、市発注の設計業務についてお聞きします。

私も議場におられる議員、執行部も、地元企業発注を優先すべきと多くの方が思っておると思います。

まず、市長のお考えをお聞きします。

次に、建築設計管理業務について、プロポーザル方式による選定方法では、規模の小さい地元企業は、受注が難しい採点方法になっておると思います。できるだけ指名競争入札にすべきでないかと私は思いますが、ご答弁をお願いします。

また、具同保育園の設計管理を委託した企業は、市内に支店または営業所があるのかも併せてお聞きします。

次に、東山小学校改築事業設計業務及び施工管理業務についてお聞きします。

受注者の株式会社上田建築事務所を指名停止にしていますが、その理由についてご答弁をお願いします。

また、委員会に報告したのかも併せてお伺いします。

また、引き続き、その業者に施工管理業務をさせているが、辞めさせるべきではないかと私は思っております。ご答弁を求めます。

次に、道路行政についてお聞きします。

まず、高規格道路中村佐賀までの開通スケジュールについてお聞きします。

そして、中村インターチェンジの工事は、いつから始まるのかも併せてお聞きします。

次に、赤鉄橋架け替えについてもいろいろと定例会で答弁をいただいております。現状はどうなっていますか、お聞きします。

次に、都計道路右山角崎線完成が当初の説明より随分と遅れているが、その理由、完成までのスケジュールについてお聞きします。

次に、国道441号線の完成見通しはいつになるのか、分かるとる範囲でお答えください。

また、439号線事業再開はいつになるのか、見通しについてもご答弁を求めます。

次に、仮称羽生山線についての現状についてお聞きします。

どのようなことになっているのか、お答えをお願いします。

次に、市道の未買収の個人名義の土地について、市の方針は、またどれぐらいあるのか、調査する必要があると思うが、把握している筆数及び面積についてお聞きします。

次に、高知西南広域農道についてお聞きします。

本年度はどの地域でどれだけ事業をしているのか、また何の事業でしているのか、また2市2町1村、約45kmありますが、現在改良済みは何kmありますか。

また、四万十市の部分では、改良部分、未改良部分はどのようになっていますか。

また、市長が会長をしていると伺っておりますが、関係6市町村で立ち上げている高知西南広域農道事業推進協議会について、現在どうなっているかもお聞きします。

次に、ワサビの栽培実証実験事業についてお聞きします。

まず、今年度までの事業費について、年度別に教えてください。

また、総事業費、そして起債を含む市合計は幾らかお聞きします。

次に、平成29年度に建設委員会に示した実験事業概要（経営モデル）について、モデルとはかなり違っていると思います。その違いをご答弁をお願いします。

次に、私はこの事業は大失敗だと思っています。事業の総括、検証をすべきと思っておりますが、答弁をお願いします。

次に、1市2制度についてお聞きします。

私の会派、今は私一人ですが、四万十クラブの先輩議員であった宮本博行議員も幾度となく質問し、市長からはできるだけ早く解消に向けて取り組むという答弁もいただいております。

私も今回で3回目の質問になります。まずは、幾つ残っているのか、内容も含めてご答弁をお願いします。

次に、合併して19年が過ぎました。市長の任期も残すところあと一年弱でございます。合併20年に向けて解消すべきと私は強く思っております。執行部のご答弁をお願いします。

次に、市所有の消防署移転敷地についてお聞きします。

その土地は、約6,500㎡で、土地は下水用地として国の補助を受け、昭和51年から53年にかけて地権者から買収した土地でございます。そのときの坪単価は、平均約7万5,000円で購入した土地でございます。

まず1点、目的外使用のため、国に補助金返還をしなくてはならないのか、お聞きします。

四万十市と黒潮町との消防署建設に当たり、負担割合についても答弁を求めます。

次に、盛土による内水の影響についてお尋ねします。

どのように把握しているのか、まずはお聞きします。

次に、盛土によって近隣の土圧の影響についてどのように認識しているかも併せてご答弁をお願いします。

次に、市長は、私の子育て支援の質問で、内水問題、橋梁問題、そして高速道路等、たくさん重要政策があるのでご理解を賜りたいとの答弁もいただいております。旧町内の市民に市自らが内水で被害を増大させるとの認識は市長にはあるのか、お聞きします。

次に、消防署の場所についてお聞きします。

私は、旧町内では、一番地盤が低いところに計画しております。そのことから、盛土で造っても周りが内水で冠水すれば、消防機能が果たせない。よって、私は適地とは思ってない。

そこで、お聞きします。

この場所を選定した理由について、合理的・理論的な答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わりますが、議長に答弁漏れのないように便宜のほどよろしくお願ひし、またできれば答弁は質問順にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） それでは、私のほうよりご答弁を申し上げます。

今8点あったと思いますので、もし答弁漏れがありましたら、また質疑のほうお願ひいたします。

まず、人口減少に伴う行政への影響についてでありますけれども、特にこの人口減少による影響というのは、四万十市のみならず、日本全体の課題であろうと思います。特に、平成17年、合併した当時、四万十市の人口が約3万8,000人、幡多地域全体で約10万人いたと思います。それが現在では四万十市が3万2,000人、幡多地域全体で7万8,000人になっておりますので、四万十市で約6,000人、幡多地域全体でも2万2,000人が減少という形の中で大変深刻でございます。まず、生産年齢人口の減少による産業、また企業の担い手や労働力不足が深刻化し、地

域社会の衰退が危惧されるところでございます。また、医療や福祉といったサービスの供給の不足、また人口減少に伴う税金など歳入の減収が見込まれる中で、財政面で余裕がなくなり、公共施設等の維持更新がこれから困難になるのは、行政サービスの大きな低下が懸念されるところでございます。そのほかにも、人口減少に対する影響というものは幾らでもありますけれども、これ話しますと時間が大変かかりますので、よろしく願いいたします。

次に、少子化対策でございますけれども、私は人口減少も一つのあれですけど、少子化のほうがもっと深刻なのではないかなと思います。平成17年、四万十市が誕生したときに、幡多地域の子供の出生数が650人を超えておりました。その中で、四万十市が300人ちょっとという形が、昨年度、令和5年度でございますけれども、四万十市で162人、幡多地域全体で300人ですので、大幅に減っております。例えば、私がまだ中学校ぐらいのときには、西土佐村6,000ぐらいの人口で中学校が6つありました。小学校が13あったと思います。同級生が30人おりましたけれども、昨年度30人生まれてない市町村が高知県下34市町村で20ございます。そして、10人生まれてない市町村が9つということでございますので、大きく落ち込んでいるのではないかなと。特に、上岡議員なんかが学生当時には、同期生だけでも恐らく何百人もいたのではないかなと思います。今後、やはりこの少子化対策につきましてどうしても進めていく必要がございます。

本市におきます少子化対策につきましては、四万十市まち・ひと・しごと総合戦略の中で、若い世代の方々の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるを基本目標に掲げ、婚活イベントなど若者の出会いの場の創出に始まり、妊婦教室や乳児家庭全戸訪問事業やファミリーサポートセンター、また一時預かり事業など、子育てに関する包括的な支援に取り組んでおります。

今後も施策の効果の検証や事業の見直しや拡充を繰り返しながら、婚姻数の増加、出生数の増加に資する取組がより必要であろうと思います。ただ、これは一つの行政で到底やれるものではありませんので、やはり国策としてやっていく必要があるのではないかと。以前から申し上げておりますように、北海道から沖縄、どこへ住んでも一定の恩恵が受けられるような形の国としてしっかりと少子化対策を進める必要があると私は考えております。

そして、地方創生でありますけれども、先ほど議員も申されましたように、本年はまち・ひと・しごと創生法が施行され、国の地方創生の取組が本格的に始まり、10年目の節目を迎えます。今年6月に示された国の総括においては、人口減少や東京圏への一極集中など、大きな流れを変えるには至っていないとされております。当然、これはまだまだ至っておりません。このまま東京圏への一極集中が続けば、ますます地方が衰退をし、さらなる地域間格差が懸念されると思います。

本市におきましては、平成27年10月に四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をし、子育てや健康福祉の支援などによる自然増減の減少の抑制、また市内経済状況の回復や移住対

策などによる社会増減の改善など、官民が一体となって推進してきたことで、市が目標とする2060年の人口2万500人の確保に向け、おおむね計画どおりに推移している点が挙げられると思います。ただ、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が、昨年12月に公表した指針では、本市の将来推計人口が、四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標人口より10年前倒しとなる数値が示されたことから、今後人口減少対策の各種施策のギアを上げ、取り組んでいかなければならないと強く思ったところでございます。

次に、大学誘致に伴う諸課題でございますけれども、令和5年6月の定例会で、ちょっと質問がかみ合わなかったということでございます。確かに、7億5,000万円あれば、給食が何年間かやれる、計算上はそういう形になりますけれども、なかなかそれだけで図るわけにはいきませんので、大変申し訳ございませんが、そういうことでございます。

そして次に、仕事で責任は取れたのかということでございますけれども、これにつきまして、昨日、川村一朗議員のご答弁に申したとおりでございますし、そしてまた、補助金返済されない場合の私の責任ということございましたので、ちょっと若干時間を取って説明をいたしたいと思います。すみません。

この問題につきましては、ご存じのように、法人側から2年間にわたって文科省のOBが四万十市に来ていただいて、文科省と調整をしておりました。また、1年前には次期学長候補が来ていただいて、県内の病院あるいはいろんなところへ研修先も全て確保し、教授、講師も全て獲得をいたしておりました。そして、市のほうは、当然、施設の整備がございますので、国土交通省あるいは内閣府に相談をしながら、その中で全て進めていて、あと認可だけになっていたところでございます。

そこで、2023年の新聞でありますけれども、後ほど議員のほうにはお渡しをしたいと思います。ここの中で、文科省は中教審の議論と並行し着手できるところから見直しや対策を進めると。まず、25年度開設予定の私立大を対象に、新設の際の審査を厳格化すると。来年で厳格化するということでございます。文科省は、これまで教員の配置や施設、教育課程などに法令上の問題がなければ新設を認可してきたが、今後は地域的なニーズや学生確保の見通しについて客観的なデータを示すことを義務づけたということが載っておりました。ご存じのように、これまで教員の配置、また施設等々につきましては、もう既に教授、講師、そして施設についても全てできる方向でありましたし、教育課程などにも一切問題はなかったとお聞きをいたしております。ですから、私は何でそれがこういう形になったのか、今でも不信感がいっぱいございます。あっこへ見ていただいたら分かると思いますけど、まず25年度開設予定の私立大を対象に、新設の際の審査を厳格化する。文科省は、これまで教員の配置や施設、教育課程など法令上の問題がなければ新設を認可してきたが、今後は地域的なニーズや学生確保の見通しについて客観的なデータを示すことを義務づけたということでございますので、当然、私は認可になると思っておりましたし、また大学側もそういう認識でおりました。それが、長期的に、

安定的に学生の確保が認められないというような理由でなかなか認可が難しいという話になり、法人側が取り下げた経過がございます。このことにつきましては、大変自分としては問題があるのやないかなど。ただ、うちが文科省に対してこの理由を問いただすことはできませんので、また今後、法人側とのいろいろなやり取りの中で、当然うちのほうから文科省のほうにその原因について聞かただす、そういう形が来るであろうとっておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

そして、市発注の公共工事でありますけれども、当然、私は市長に就任後、そして現在につきましても、できる限り地元発注というのを優先をしております。ただ、今回につきましては、例えばCLTの活用であるとか、そういう話が一定出てまいりましたので、担当課のほうでより慎重に審査した結果、残念なことですけれども、高知市内の業者が落札をしたというのが現実であろうと思います。そのほかに大きな仕事につきましては、ほとんどJV方式でやらせていただいておりますので、JVという形になりますと、市内業者につきましても大きい業者の方のいろいろな考え方、また技術なんかを参考にしますんで、できるだけ技術を高めていただきまして、そういう形の中で市内発注を基本的にはする必要はないかなと思います。

また、詳しいことにつきましては、担当課のほうよりご答弁を申し上げます。

次に、高知西南広域農道についてでございますけれども、今議員のほうは、私が会長という話でしたが、私はこの高知西南広域農道というのを市長になって以来、初めて聞きました。確かに副市長の当時には、この高知西南広域農道の会がありました、なかなか途中で県のほうが難しいんで止めさせてくれという話がありまして、それっきり今に至っているという状況でございます。そのために、幡多6市町村で県道46号線の期成推進同盟会、ちょっと名前分かりませんが、それをつくって、現在大月町長が会長でやっているところでございまして、この西南広域農道につきましては、すみませんが、全く自分のほうで理解しておりませんので、よろしくお願いをいたします。

そして、町内の内水対策の件でありますけれども、自分のほうに直接このまちなかの人から内水対策についてどうこうしてくれというお話はまだ聞いておりません。ただ、平成16年ですかね、物すごい、今でいう線状降水帯が発生をし、これ合併の前ですけれども、恐らく西土佐で時間雨量100mmが2時間続いて、総雨量もすごいものがあったと思いますけれども、そのときに天神橋辺りがかなり冠水をしたというお話は聞いているところでございます。

そして、市所有の消防移転敷地についてでございますが、近年では令和5年6月に運用を開始した相ノ沢川総合内水対策事業の排水機場をはじめ、去る6月15日には竣工式を行いました入田区内水対策事業など、市民の皆様の生命・財産を守るための治水事業は、本市にとりまして大変重要な施策であることは、今まで話したとおりでございます。この上で、このような治水事業に係るハード整備と併せ、本市では地域防災力を高める消防・救急の機能強化を図ることがより重要であると考えておりまして、一級河川を3つも擁する本市におきましては、

様々なハード・ソフト対策を進める中で、これまで後川沿川に足りていなかった防災機能として、この新消防署が水防団等の活動拠点の役割を担うものと考えているところでございます。ご存じのように、中村地域の堤防の内側というのは、どうしても面積そのものも足りませんし、特に先般、しまんとびあの駐車場の問題もあったわけでありましてけれども、どうしてもその中で造っていくということでございますので、大変申し訳ございませんけれども、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、私のほうからは、大学誘致に伴う諸課題について、先ほど市長からご答弁させていただいたもの以外のご質問について順次お答えいたします。

項目数も多いことから、答弁漏れ等ございましたら、またご指摘いただきたいと思っております。まず初めに、補助金返還についてでございます。

これについては、2点あったかと思っておりますけれども、まず返還命令をいつ行うのかというようなご趣旨であったかと思っておりますが、この補助金等返還命令書の発送時期、これにつきましては、顧問弁護士の助言でありますとか意見を踏まえまして、補助金の交付決定取消し通知後の学校法人とのやり取りの中で判断することとさせていただいております。現在では補助金の取扱いにつきましては、学校法人のほうから明確な回答というものが来ておりません。そういう中でございますけれども、今後しかるべき時期に返還命令を弁護士とも相談させていただいた上で発送する予定としております。

次に、補助金の交付決定の理由はこういったことを示したかということにつきましては、仮称京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金交付要綱、第5条及び補助金交付決定通知書に付した交付条件というものがございますけれども、それは学部設置に必要な文部科学省の認可及び指定を受けることとなっております。それを満たすことができなかったことが、四万十市補助金等交付規則第17条第1項第3号に規定する交付決定の取消し要件に該当するということを理由としてお示しております。

次に、令和4年9月定例会で先議した理由でございますけれども、これはこれまでの議会でもご答弁申し上げているところでございますが、開会日である9月5日に先議とした理由ですけれども、令和5年4月開校に向けて行った旧下田中学校校舎改修工事、これ工期を180日間としていましたので、工事完了後の検査や備品の搬入に要する期間を考慮いたしますと、9月定例会の閉会日以降に工事を着手するとなりますと、当該工事に必要な工期の確保が難しいと判断しまして、先議をお願いしたところでございます。

次に、2,000万円の賠償額の関係でございます。

まず、この賠償額につきましては、令和5年6月議会におきまして、賠償の額の決定及び和解について並びにそれに関連する補正予算、これにつきましては十分にご審議していただきま

して議決していただいたところでございます。その中で、これまで総務常任委員会等での質問に対して、判例がないかというところで、判例がないということでお答えした経過もございませぬけれども、その判例につきましては、私たち事務職員において、インターネット等で可能な範囲で調べた結果、またいろんなケースが考えられますけれども、今回と同じように工事を途中で中断した場合、そういった場合の判例についても調べてみましたけれども、その範囲において判例はないという趣旨でお答えしたところでございます。そういう中で、先ほど議員のほうから南国市の事例の紹介もございました。これにつきましては、この議案を議決していただいた後、たしか令和5年9月か10月であったかと思えますけれども、そういった時期に報道されたということもございまして、このことについてはその後に把握した判例であるということをご理解いただきたいのと、あと南国市の判例を見てみますと、なかなか事例も本市とはちょっと違うようなところもございまして、そのまま参考にできるかどうか、これはまた別の検討が必要であろうかとは思っています。

そういったことで、もう一つ、本当になかったということにつきましては、先ほど申し上げたとおり、私たちが調べる範囲というところでご理解いただきたいと思えます。

次に、生徒確保の問題、これ四万十市内で11名のというようなところでこれまで説明もしてきたわけですが、これにつきましても、これまでお答えしてきた内容と同じ答弁ということにはなりませんけれども、地域再生計画に記載されております看護大学入学者のうち、市内出身者の数が2023年に11名と記載させていただいておるところでございますけれども、有岡の四万十看護学院の入学者のうち、四万十市からの入学者割合を看護大学の入学定員数に掛けて数字を出させていただいたということでも説明させていただいております。

また、令和4年でしたか、6月議会のときにお答えした内容になりますけれども、現状として、大学進学率が一貫して上昇していること、また学生のニーズが専門学校等よりも大学に変わってきていることなどの全体的な動き的な理由、そういうことも考慮しまして、市内の入学者数を11名とすることを、これは計画でありますので、目標としておりまして、その目標である11名の確保に向けて努力していくということでこれまでもお答えをしてきたところでございます。

すみません、1つ答弁漏れがございました。先ほどの2,000万円の賠償額のところで、紛争委員会等に相談したかどうか、これ先ほどの議員のご質問の中で初めて把握したことでございまして、そういった委員会等には相談しておりません。

次行きます。

次の大学誘致事業でどれだけの工事費等がかかったのか、その費用でございませぬけれども、まず大学誘致推進事業に要した費用でございませぬけれども、補助金が3億1,871万円、それから工事等に関連する費用、そういったものが4億698万5,000円、それから損害賠償金が2,000万円でありまして、これらの合計が7億4,569万5,000円となります。これ以外の関連す

る経費としまして、プールの取壊しに要した経費、これが904万7,000円、それから大学誘致推進室の3年間の人件費、これが約4,400万円ということになっております。それらを合わせますと、概数ですけれども、その他いろいろあるわけですけれども、細かい費用も含めまして約8億1,100万円ということになろうかと思えます。

私からは以上でございます。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） それでは、私のほうからは、3番の市発注の公共工事、先ほど議員のほうからは設計業務とおっしゃいましたけど、そちらについて答弁させていただきたいと思えます。

まず、1点目の地元企業発注を優先すべきではないか、こちら市長のほうからも話がございましたが、私のほうからも少し答弁させていただきたいと思えます。

これまでの一般質問でも答弁させていただいておりますが、地方公共団体が発注を行う場合の原則は、不特定多数の参加者を募る一般競争入札とされております。しかしながら、市内業者の育成と地域産業の維持の観点から、まずは市内業者でできないかということ念頭に置きまして発注方法を検討しておりまして、多くの場合で市内業者を中心とした指名競争入札としております。

一方で、今回質問にあります具同保育所の改築、そして東山小学校校舎の改築の設計業務においては、諸課題の解決に向け、価格のみの競争入札には適さない、高度な知識と豊富な実績を必要とする業務であるということから、広く参加者を募り、様々な提案をいただいた上で、よりよいものを選ぶというプロポーザル方式を採用しております。

また、プロポーザル方式となると、大きな業者に有利ではないかという点でございますが、プロポーザル方式を採用する場合は、先ほども申し上げましたように、高度な知識と豊富な実績を必要とするという業務でございますので、設計事務所におきまして提案をお願いする業務と同様あるいは類似する業務の実績、そして技術者の数、資格や経験年数、こういったことを要件にするとか、評価項目とするということは致し方ないことじゃないかと考えております。

続いて、3点目の東山小学校改築事業設計業務の受注業者についてのご質問がございました。

この設計業務の受注業者を指名停止とした理由につきましては、業務管理後に受注者より設計図書等の引渡しを受けた後、この受注業者から県の建築主事に提出された建築確認申請に補正が必要であるということが判明しまして、引渡しを受けた成果物が、品質に関して契約の内容に適合しないもの、契約不適合であったというふうに判断しまして、成果物の修補を請求することとなりました。そして、そのことにより、建設工事の入札を予定より遅らせる必要が生じた、こういったことから、市の指名競争入札参加資格停止措置要領第3条別表第1第2号、こちらが市と締結した契約の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にし、または品質もしくは数量に不備があったと認められるとき、これに該当するとしまして、指名停止の措置を取

たものでございます。

また、指名停止の措置については、議会への報告は行っておりません。

最後に、指名停止を受けた業者に施工管理を委託しているのがおかしいのではないかというご質問でございます。

まず、ほかの施設も同様でございますが、設計の趣旨を踏まえ、的確かつ迅速な工事管理を履行するためには、設計と同一業者に行わせることが適当であると考えております。今回、この業者につきましては、指名停止を確かに受けました。しかしながら、指名停止期間は管理業務を発注する前に終了しておりますし、指名停止の理由が、当該設計事務所に技術的な問題があるということではありませんので、委託することについては問題ないと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、私のほうからは、具同保育所の設計管理を請け負った業者について、支店または営業所は市内にあるかという部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

令和4年8月15日に公告しました具同保育所設計プロポーザル審査の参加の条件としまして、業者には市内に本社または事業所を置くこととしておりましたので、各社から参加表明書を受け付けた時点で、当課として営業所があることを把握していない事業者につきましては、同年9月1日に事務所の確認を行っております。この中で、同社の事業所が市内に存在していることを確認しております、現在も同社事務所は市内にあり、引き続き工事管理等に関するやり取りを続けているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） それでは、私のほうからは、順番は前後しますが、道路行政の高知西南広域農道及びワサビ栽培実証実験事業についてご答弁のほうをさせていただきます。

まず、高知西南広域農道についてご答弁をさせていただきます。

当該事業の概要につきましては、現在の黒潮町から本市・三原村・宿毛市を経て大月町までを結ぶ道路整備事業で、昭和60年度の事業着手当時は、広域農道や県道などの整備を含めての道路整備計画でありましたが、現在は高知県が県道中村宿毛線の道路整備事業を実施しております。当初は、全体延長約45kmの計画でございましたが、県道の計画変更などが行われており、ルートや延長が変更となっておりますが、農道部分につきましては、延長20.3kmのうち、14.3kmが整備済みとなっております。

本市における事業の進捗状況でございますが、竹島地区から深木地区までの約11kmの整備を国営・県営事業で実施しております、本市の農道整備といたしましては、ほぼ完了をしておりますが、県道中村宿毛線の一部が未着手となっております。この当該事業を進めるに当たり、

当時高知県西南地区の関係市町村・J A・高知県等により構成された高知西南地区広域営農団地農道整備事業推進協議会という組織が設立されておりますが、この協議会の当時の会長は、四万十市長ということになっておりますが、その協議会の中で、平成20年度に当該事業計画は休止の判断が示されているところでございます。

なお、未着手部分につきましては、この後、まちづくり課から答弁がありますが、県道中村線整備促進期成同盟会のほうで道路整備促進の要望を行っているというふうにお聞きをしております。

続きまして、ワサビ栽培実証実験事業について……。

（「答弁漏れになりよる」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午前10時50分 小休

午前10時50分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

■農林水産課長（吉田貴浩） 続けます。

ワサビ栽培実証実験事業についてお答えをいたします。

まず、今年度までの総事業費ということでございますが、本市一般会計での主に栽培協議会への負担金の予算となりますが、その総事業費でございますが、4,128万4,443円となっております。

なお、年度別でということでございますが、まず27年度のこれ繰越予算になりますが、514万4,000円、これはボーリング等の調査費用でございます。続いて、平成29年度は2,029万5,772円、これは主にプラント建設費用の負担金ということになっております。この後は、平成30年度以降は、ハウスプラントの運営経費の負担金ということになってきますが、まず平成30年度は138万7,924円、平成31年度、令和元年度ですが、238万8,906円、令和2年度は276万8,578円、令和3年度は232万1,426円、令和4年度は224万4,136円、令和5年度は214万5,701円、令和6年度は予算額となりますが、258万8,000円というふうになっております。

なお、起債のお話もありましたが、起債の借入れはありません。

続きまして、平成29年に産業建設委員会への実験事業の経営モデル等のお話でございます。

先ほど議員のほうも触れておりますが、当時の平成29年の産業建設常任委員会において、実用化段階での経営モデル、2棟建設したということを経験したモデルをお示ししております。これにつきましては、昨年6月議会でもお答えをしておりますが、現状と比較しますと、圃場面積の都合による定植数、また生育状況に伴う株の分けつ数等に伴い、収量をはじめとした全体的に計画と差が出ているような状況となっております。

続きまして、事業の総括と検証について問うというところでございます。

これまでの議会答弁でも申し上げておりますが、1作目、2作目を通じまして、本市の温暖

な気候や水温の条件下の中でも、ワサビは一定成長することが確認のほうはできております。ただ、反面、ワサビの品質やまた水温、水源地、輸送コスト、販路、そして一番は一般農家への普及の難しさといったところなど、様々な課題も見えてきております。

なお、今年度が当該事業計画上、最終年度というふうになっていることから、先ほども申し上げました当時の経営モデルとの比較も含めまして、ワサビ栽培協議会の中でこれまでの全体事業の総括及び検証を行うこととしております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） それでは、私のほうから道路行政について7つ、西南広域農道も含めましてご質問がありましたので、ご答弁申し上げます。

まず、1点目、高規格道路中村佐川までの開通スケジュールについて、それから四万十インターについてお答えいたします。

国土交通省中村河川国道事務所によりますと、国道56号佐賀大方道路並びに大方四万十道路につきましては、現在設計協議が完了したところから順に用地調査、用地取得を進めているところですが、開通時期については未定と伺っております。

また、四万十インターチェンジの着手時期につきましては、昨年度までに用地調査や測量が完了し、現在用地交渉を進めている状況であり、引き続き地元のご理解とご協力をいただきながら、着実に事業を進めていくとお聞きしております。

2点目、赤鉄橋の架け替えでございます。

この件につきましては、県道中村下ノ加江線の四万十川橋、赤鉄橋に関しましては、令和5年6月議会で川渕議員から主に耐震化についてご質問がありましたのでご答弁しております。昨年の答弁内容の繰り返しになりますが、高知県によりますと、耐震化につきましては、発生する確率が高い地震動L1につきましては健全性を損なわないとした一方で、最大クラスの南海トラフ地震のような確率は低いが大きな強度を持つ地震動L2に対しては、落橋などの致命的な損傷を防ぐ性能を確保するということです。

現在、高知県では、橋梁の定期点検結果に基づく修繕、それから耐震化を進めておりますが、議員ご質問がございましたように、いずれは架け替えの時期がやってまいります。橋の架け替えに関しましては、令和4年度から国・県・市が集まった勉強会を行っておりますが、その中で、河積阻害、これは河川断面への影響でございますが、その解消や四万十川の景観への配慮をはじめとする課題整理、それから中・長期的な視点でのまちづくりについて検討を行っているところでございます。

3点目、都市計画道路右山角崎線完成までのスケジュールについてお答えいたします。

平成27年9月に都市計画決定した都市計画道路右山角崎線は、国道56号と国道439号の交差点から県道山路中村線を結ぶ幹線道路で、現在高知県におきまして、約1kmの区間を歩道つき

の2車線道路として整備が進められております。

現在の進捗ですが、令和5年度末で大きく2か所の工事を行っております。

まず、1つ目は、理由としましては、高規格道路との調整がございます。まず、起点となる国道56号と国道439号の交差点、これサンリバー四万十の付近になりますが、こちらは大方四万十道路の整備と関連する箇所がございますので、高規格道路事業と連携しながら整備を進めていく、そういう予定となっております。

もう一つ、こちらは用地交渉、地権者同意に時間がかかっているということでございます。場所は、四万十市の中央下水道管理センターの西側の約230mの区間でございますが、現在補償物件調査を実施しており、その成果をもって今年度用地買収に向けた交渉を進めていくとのことで、用地が取得できましたら、順次工事を行う計画とお聞きしております。

4点目、国道441号、それから439号についてお答えいたします。

国道441号につきましては、現在高知県において予算の重点配分をご配慮いただいております。口屋内バイパスのトンネル工事などが順調に進んでいるところでございます。中半バイパスにつきましても、トンネル等の詳細設計や用地買収を進め、本年度には仮設工、これ仮橋の工事ですが、こちらが工事に着手する運びとなっております。

中半バイパスについては、供用開始時期は未定とのことですが、口屋内バイパスにつきましては、一日も早く開通できるよう、引き続き県へ要望してまいります。

また、国道439号につきましては、本市と四万十町との連携や国道沿線地域の産業振興を図る上で必要不可欠な幹線路線であることは認識をしております。

しかしながら、現在、高知県におきましては、国道441号の早期完成に向けご尽力いただいておりますので、441号の概成後には直ちに着手していただけるよう、高知県に対して要望を行っているところでございます。

5つ目、仮称羽生山線についてお答えいたします。

仮称羽生山道路の検討につきましては、当時のまちづくり課長が、令和5年3月議会の宮崎議員からの一般質問でもご答弁しております。

まず、平成29年3月に策定いたしました現行の都市計画マスタープランの中では、四国横断自動車道の延伸を見据えた20年後の町の将来像を描いております。その中で、交通体系の基本方針としては、まちづくりの骨格となるものであり、四国横断自動車道の早期整備はもとより、まちなかへのアクセス性、また市街地と周辺拠点間のネットワークの強化を進める上で重要な方針の一つとなっておりますが、今できる現実的な施策としては、既存ルートである国道439号等の機能向上を進めており、仮称羽生山道路の実施に向けた検討には至っておりません。

6つ目でございます。

市道区域にある個人名義の土地についてお答えいたします。

市道の整備は、基本的に道路区域となる部分の用地買収を行って、権原、権原ですけど、こ

れを取得した上に整備を行います。中には戦後の失業対策事業ですとか、そのほかの道路整備などで土地所有者からの使用許諾のみでの市道区域として整備を行った道路もございます。そのほかにも、様々な事情により、土地の所有権移転登記はされず、道路区域内に私有地が存在しておりますが、その数は実態が把握できていないのが現状でございます。

市の方針もということでございましたが、基本的には道路敷地は権原を取得した上での管理が必要である。したがって、未登記道路の解消は必要であるとは考えております。

しかしながら、先ほどお答えしましたように、正確な実態が把握できておりません。ただし、このような市道も10年あるいは20年、それ以上の間、公衆用道路として供用されている実情を踏まえて、道路敷地部分に民地が含まれることが判明した場合は、原則として所有者からの申出による寄附採納という形で対応を行っていく方針でございます。

7つ目、高知西南広域農道の県道中村宿毛線の整備につきまして私のほうからお答えいたします。

高知県が行っております県道中村宿毛線の道路整備事業につきましては、この県道中村宿毛線は、四万十市から三原村を經由し、宿毛市に至る路線延長約40kmの道路でございますが、このうち実延長は29kmありまして、改良率は令和5年4月現在で52%となっております。このうち、平成25年度から事業を着手しました三原村の亀ノ川工区の整備が完了し、令和5年7月に開通式典も実施しております。現在は、平成26年度に事業を着手しました三原村と宿毛市とを結び下切石原工区、約6.6kmですが、こちらで整備を進めております。

県道中村宿毛線と県道宿毛宗呂下川口線を合わせて、幡多地域を東西に横断する道路の整備が進められておりますが、橋梁やトンネルなどの大規模構造物を構築する必要があり、整備完了にはまだまだ時間がかかると伺っております。

四万十市といたしましては、県道中村宿毛線整備促進期成同盟会の一員としまして、会長であります大月町並びに会員市町村とともに、これまで同様に事業着手箇所の早期完成とあと未事業化区間として残っております四万十市の深木から三原村の狼内に至る5.3kmでございますが、こちらの事業化に向けた要望活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） それでは、私のほうから、6番目、1市2制度についてお答えをさせていただきますと思います。

1市2制度といたしまして市が整理をしております制度につきましては、令和元年9月の上岡 正議員からのご質問には14件が残っているというふうに答弁をさせていただいております。このうち、スポーツ大会参加時の補助や地区による道路の維持補修に対する補助、奨学金貸付制度における不均衡の是正など、9件が解消されております。

また、農業者育成確保基金、林業振興基金など西土佐地域のみを対象としていた3つの基金

につきましても、現在の基金が枯渇した段階で終了することを決定しておりますので、これも解消されたものというふうに整理をさせていただいております。

結果、現時点では、2件が市の把握する1市2制度として残っていると認識しておりまして、1つは、西土佐地区区長会の事務局を市が担っていること、もう一つは、西土佐地域の団体のみを対象とした産業振興に係る補助制度の存在でございます。

20周年に向けて解消すべきではないかということでございますけれども、この件につきましては、以前よりご指摘をいただいておりますので、できるだけ速やかに検討、調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 池田上下水道課長。

■上下水道課長（池田哲也） 私のほうからは、大項目7の市所有の消防移転敷地について問うの(1)用地費について問うの中の目的外使用のため、国に補助金返還はしなくていいのかについてご答弁いたします。

中央下水道管理センターの未供用地については、公共下水道用地として国へ補助申請を行い、補助を受けて用地購入を行っておりますので、その用地を売却し、他の目的で使用することになれば、原則補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、国へ国庫補助金の返納が必要となってまいります。

また、返納額につきましては、国土交通省が示す財産処分承認基準等要領に基づき、売却により生じる収益に国庫補助率を乗じた額を返納する必要がありますが、柔軟な対応といたしまして、国庫補助金の返納が不要となる無償譲渡の方法もあります。

議員お尋ねの国庫補助金の返納が発生した場合をご説明させていただきますと、用地取得した昭和50年代と現在では少なからず土地の価格変動が起こっており、不動産鑑定を行っていない時点では、正確な国庫補助金の返納額をお答えすることができませんが、有償譲渡した際には、売却額の60%を国へ返還する必要があります。今後、消防庁舎の移転先が中央下水道管理センターの未供用地を活用するようになれば、有償による譲渡、無償による譲渡いずれにおいても、下水道事業会計における資産の処分について予算で定め、議会の議決を得る必要がありますので、その際にご審議のほどお願いしたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） それでは、私のほうからは、引き続き市所有の消防移転敷地についてお答えさせていただきます。

最初に、盛土による内水影響及び盛土土圧による影響についてお答えさせていただきます。

まず、お答えする前に、消防庁舎の移転につきましては、幡多中央消防組合の事務でありますので、地震防災課としましては、通告内容について消防組合に確認したものをお答えさせていただきます。詳細について不明な点があることをご了承ください。

消防署の新庁舎に求められる役割や機能などについて検討した基本計画の中で、当該箇所については、洪水ハザードマップに示す外水氾濫の浸水範囲に含まれるものの、堤防天端まで盛土することで、そのハザードを回避できるものとお聞きしているところでございます。

盛土による雨水の影響についてですけども、この敷地造成は、都市計画法の開発協議を要する行為に該当しますので、法に基づいた手続の中で雨水処理計画としての妥当性や必要な対策について県と協議しながら整備する予定と聞いています。

また、盛土に伴う圧密沈下の影響の有無についても、地質調査の結果から判定する予定と聞いております。

続きまして、消防署の場所は適地かということですが、消防署移転の候補地については、令和4年度に消防団や区長会、自主防災組織等で組織する四万十消防署移転整備検討委員会を設置した上、全6回の会議を経まして、候補地の選定に至ったと聞いております。その中で、上位関連計画との整合や各候補地のハザードを含め、全23か所の候補地からスクリーニングするとともに、最終的には概算事業費の比較、用地確保の実現性、また何より実際に業務を行う消防署員の意見を勘案しまして、最終候補地を決定したということ聞いておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） それぞれご答弁をいただきました。ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

私は、答弁をずっと聞いていますと、納得したことが少ない。

そこで、2回目の質問をします。

まず、人口減少とか少子化の問題というのは、市長のお考えでは、国が一定全国共通に国が力を入れるべきやと、こういうことだろうと思うんですね。私も一定そうだと思います。しかし、私はやはり市単独の少子化対策なり人口減少対策が目に見えんわけですね。例えば、子育て支援課長が、昨日もるるいろんな事業をしますと、子育て支援には、るる丁寧に答弁がありました。しかし、効果はどうなのかと。市長が言うように、合併同時は320人も子供が生まれよったと。今162人だと。半減になったと。やりよかったらええわけじゃないんですよ。やはり、行政も政治も結果責任ですからね。そういう中で、私は市長にもうちょっと突っ込んだ、全国の市町村の市長さんも、村長さんも、町長さんも、みんな国がやってくれたらええって、それはいいんですよ。しかし、中平市政は、これだけ日本でも田舎のほうで、幡多の中核ではあるが、幡多のリーダーである、その中で幡多の人口も半分になりよると。こういうときに、私は人口対策に力を入れるべきやとっております。税収も減る、間違いない、そういう中で、もう一度少子化対策について、人口減少についてご答弁を願いたい。私は、昨日聞いてびっくりした。市長は5人の子供を育てて、私は2人ですので、大変ご苦労もした。あっという間に

子育ては済むから、みんなにもつくりなさいと、こういうことだろうと思うんですが、そういう話が伸君のときにありましたが、私後で聞いてみますと、市長の子供、5人成人した。全て市外に就職されて出ておる。そのことが、人口減少の原因、その原因は家庭でも、その本人でもいろいろあると思います。例えば、思った仕事がここがない、それも原因の一つかもしれません。そういうことも含めて、市長だって子供の男でも女でもないが、一人でもおっていただきたい、そういう思いは親としてあったはずです。私も親として2人の子供を育てたが、できるだけ四万十市へ住んでもらいたい。1人は女の子でございますが、よそから連れてきて、住んでもらってます。1人は県職でございますので、異動がありますので、今は高知市ですが、いろいろです。そういう関係で、やはりここに仕事がない。それから男女の比率も違うらしい、結婚したい片一方の多いほうはなかなかもらいにくいとか、いろんな現象があります。そのことを含めて、市長、お互い孫の時代になりよります。そのことを踏まえて、私はここに生まれるのができるだけここに住んでもらいたいという思いがあるんです。そのことをよろしくもう一回聞きます。

次に、大学誘致について、やはり私は市長の川村さんの答弁を聞いて、おかしいんだと思うんですね。私の答弁にもおかしい、一緒やから。何がおかしいか、高知新聞にも書いてます。文科省が悪いから頭にきちよる。先ほども出ました。24年だったんですね、23年から24年。文科省が少子化の中で、18歳人口が減る中で、そのことを市長は25年の記事を言ってましたけど、20年代初頭から言っているんですよ、文科省は。大学の統廃合、今ある大学は途中で経営難でやめるわけにいかんが、生徒がおるから。統廃合を進めたり、そういう中で、新しくつくる大学というのは、やはりだんだんと難しくなるんですね、認可が。国の政策としても。そういう中での見通しが甘かったんじゃないかろうかと私は初めからこのことについては言ってます。現在、大学数が800校もあるんですね。毎年増えよる。四万十市が要望したときは41校が申請したと。40校は通ったと。たった1校、うちだけが通らないと。毎年そういうふうに大学が増えよる。潰れる大学もありますよ。そういう中で増えよるんです。しかし、子供は減りよる。じゃあ入る人、進学率が上がりよるけんという答弁も今ありましたけど、総体的に減りよるんです、総体的に。その認識が甘かったんじゃないかろうかと。

大学誘致について、もう一つ武田課長に、武田課長のときじゃないですけど、あくまでも計画やと。市内から11人入るといふときの答弁、そんなはずがないじゃないかと、私が強く指摘をしました。というのは、国の片一方の補助事業には、地方創生の補助事業には、うちから行く人がおらんと、その補助事業が取りにくいと。そのときに11人という設定をした。中高、幡多農高、両方調べました。11人看護大へ行きよらんがですよ、過去5年間の平均で。11人行くわけじゃないかといふと、この計画書は何なんだという質問に、先ほど課長が答弁したように、専門学校に40人定員で平均5.5人行きよると、年平均。そこで80人の定員やから、倍の11人、そういうでたらめな入学予定の生徒を出すから、文科省も私と同じ、おかしいということですよ。

よ。いまだにそのことがおかしいとは言いません、答弁で。市長も言いません。文科省がおかしいんだと、頭にきちよると。市長、お聞きしますけど、その答弁、私は取り消したほうがええと思いますよ。新聞にも出てね。市長は、やはり私は実際のことは知りませんけど、選挙のときは自民党・公明党の推薦をいただいて、今の与党、文科省の大臣、文科大臣を任命したのは自民党総裁の岸田さんなんですよ。そこの省の頭にきちよると。マスコミにも書かれた。言うたから書かれたんですよ。マスコミがうそを書いてません。私は、やはり私が頭にきたと言うがやったらまだ構いませんけど、ここの市長ですので、文科省に頭にきたというのは私は取り消すことを勧めますよ。

それから、いろいろと聞きたいことがいっぱいあるんですが、私1市2制度について、総務課長、答弁いただきました。私は、やはりできる限り、早く解消をしていただきたい。特に、私は全てというと本当にいろんな実情があると思いますので、全ては問わん。特におかしいのは、学校単位の旧西土佐では分館というのがあって、分館に手当を出しよる。以前聞いてみると、部落の会計の担当の方にお金を出しよると。あまりにも旧中村市と違いがあると。そのことについては、そのときの向こうの課長小谷課長が、できるだけ早く直すが、なかなか抵抗があって直しにくいという答弁がありました。そのことについてはよろしく願いをしておきます。答弁は要りませんが、よろしく願います。

時間がありませんので、特に私は今回のプロポーザルでやった東山の小学校、聞き捨てならん答弁がありました。1か月の指名停止と。業者に過失が少ない、これに照らして1か月にしたと、指名審議会のメンバーで決定したと。私は、請負業者に指名停止をするのは、相当の理由がないといかんと思うんですね、せられんと思うんですね。なぜなら、向こうも命がけなんですよ。指名がたまたま1か月やったけん何とか済んだと、こういう話じゃないんです。全国に四万十市が指名停止したのは分かつとんですよ。私は、経験では、香川県で指名停止をしたと。その業者は、本社が南国市の業者でした。その業者は、高知県中の受けておった仕事の半分が、指名かからなくなったと。香川県でやった仕事が、失敗が。内容を聞いてみますと、すごい悪いんですね。指名停止すべきなんですよ。というのは、成果品を持っていったら、高知県の建築主事がこの書類では家が建たないと、直せと、こういうことなんですね。今の答弁を聞いてみますと、建設主事が、建築基準法に照らして、この設計書では手直しがかったんですよ。そこで、指名停止をしたというふうには私は答弁から聞き取りました。それは大変なことですね。私は、プロポーザルで選んだ審査員、お目が高かったのかなとも疑います。そのことについてご答弁をお願いします。

次に、具同保育園のプロポーザルの受けた会社は、なかなか漢字が難しくて読めんがですけど、艸さんという事務所でございます。市長は知っちょると思うんですね、艸さんは、平山さんですけん。

そこで、お尋ねします。

令和4年にプロポーザルのあれしたんですね、したと思います。その会社は、艸さんは、株式会社か設計事務所かちょっとあれですが、1月31日に四万十市に仕事が指名もりたい人は出す期限になっとなんですね、1月31日。そして、保育園の入札の参加基準が8月に公表されたと。その中でいっぱい条件があるんですが、1つには、四万十市内に支店、もしくは営業所がある方ということでありました。このプロポーザルのもともとのお金については、3者の見積りをもらったと。その中に艸さんも入っていたという、見積りをもらう業者の中に、役所からの確認じゃありませんので、正確かどうかは分かりませんが、入っていたということをお聞きしております。そして、先ほども言うた、8月に営業所がないといかんと。あとの2者については営業所がないけん、見積りはもらったが、参加できなかったというふうにも調べた範囲お聞きしております。

そこで、私はちょっと疑問に思うんですね。今日傍聴席に市内の建築事務所の協会の会長さんと事務局長さん見えてますが、その方も不思議に思っとなんです。1月31日の締切りのときには営業所がなかったと。6月に営業所の変更届を財政課にしとる。そこで、おかしいのは、なぜ不思議に思っとなのは、今まで一回もそこは令和2年も令和4年も平成のときもうちに事務所がなかった。そこで、6月に急になった。8月にはうちの公表した事務所がある人、条件が。そこで、あとの2者、見積りもろうた、事務所がないから入れなかった、プロポーザルには、参加できなかった。そのことについて、非常に不審がっとなんです、協会が。私もそのことについて不信を持っています。

そこで、不信を持っていますから、不信持たれんように、そんなことは絶対ありませんとか、その会社がどうして営業所を出らせたのか、私調べてきました、今朝も。一番先に6月に営業所を開いたところは右山です。右山の夕部設備という会社があります。その会社の間借りをしとったと。常駐の職員はおりません。水道代も電気代もメーターも一緒です。水道代は聞いてみるともろうてなかったと。使いよらんけんもらわんでええがですよ、多分。そういう会社なんです、営業所なんです。この仕事を取るために、営業所をつくったとしか私は考えられんが、その辺もご答弁を願います。

あと7分しかありませんので、2回目で聞きたいことはたくさんありますが、問うときましよう、3回目言えんなりますから。

市長、農道の広域農道、会長さん、市長全然知らんかったと思うんですよ。したことないから、それまではずっと陳情しよったけんど、市長になって一回もしてないから。終わっちよるわけじゃありません。ずっと続いてやりよります。市長が終わっちよると言うがやったら資料見せますけんど、ずっと宿毛の市長さん、大月の町長さん、三原の村長さん、ずっと陳情してますよ、この問題で、県にも。農業の部分やったけんその総会の会長さん、充て職と思えますけんど、田中 全さんのときに農道ではお金が、事業がやまったんです。今度は県道に切り替えますから、総会で休止を申し入れて、それから市長になったんです。あなたがなって、よく

言われることがあるんですよ。奥はよいよ西土佐のほうはよろしよるが、こっちのほうは、八束のほうに行ったら、1 mも動かんと、その道も。ということをよく私に言われるけど、そんなことはないで、わしがチェックしよるけん、こう言いますけん、しゃって市民は言うんです。そのことも市長になって11年、一回も陳情してない。なぜしてないかというのは、資料にあるんですね。私が1つ確かめれるのは、うちの議長も会員なんです、行く人が決まっちゃんですよ、会員が。その中の会長さんなんです。会長さんが、議長さんが行きよらんけん、市長も行きよらんねということは私分かるんですよ。毎議会来ますのでね、議長の行動表が。それで、市長、ぜひとも私はうちの深木から三原までは一番最後になると思うんですけど、やはり幡多のリーダーとして、その道は大事な道なんです。なぜ大事かという、大月にとっては、もう済んだところは八束の人と清水の人と黒潮町は済んだんですよ。一番その道を造りたいのは、大月の町長なんです。町長も3期やって、何とか大月部分は済んだんです。あと宿毛と三原なんです。ぜひとも力を入れてやっていただきたい。そのことを知らなかったという答弁が、知らなかったと思うんですよ、実際。今事業費も僕が質問する言うけん、まちづくり課長が宿毛に聞いたんだと思うけど、今やりよるところを。ぜひとも公平な行政に努めていただきたい。ご答弁があったらよろしくお願いします。

あと4分残して、2回目の質問を終わります。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） まず、高知西南広域農道のことについてご答弁を申し上げます。

私が副市長当時、澤田五十六市長の下でやったときに、何回か呼ばれて、この農道については、どうしたちもう財源的なものもあって休止をするという形の中で休止をした経過がございます。その後、この会について復活をしたという話は全く聞いておりませんし、当然、要望に行ったこともこの西南広域農道として行ったことはありません。

そして、私が市長になって、その後に三原村長あるいは大月町長のほうから、どうしても県道46号線を直さないといけないという形の中で、新たに期成同盟会を立ち上げて、現在大月の町長が会長をしておりますけれども、年に1回必ず要望のほうは県あるいは国のほうに行ってる、高松なんかに行っているのが現状でございます、この高知西南広域農道というものが、ずっと要望活動をしてたというような議員のご指摘でございますけれども、当然、これ広域農道として要望活動をするのであれば、私がもし今も会長であれば、当然自分が先頭に立って行きますけれども、この12年間、広域農道して要望に行ったことは、ただの一回もありませんので、その代わり、同じように県道46号線の期成同盟会を立ち上げて、その中で要望活動は当然しておりますし、まず大月、三原、そして宿毛を直して、それから最終的に長大トンネルになるのではないかなと思いますけれども、深木から三原のほうへそれをやっていくという形で今要望活動等々もしておりますので、ぜひご理解のほどを賜りたいと思います。全く全然してないということではございませんので、広域農道としてはやっておりますけれども、県道

46号線、期成同盟会としては毎年総会をやっておりますし、また県あるいは国のほうに要望活動もしているのが現状でございますので、よろしくお願いいたします。

そして、人口減少の話がございました。確かに私の子供、1人は高知市のほうにおりますけれども、あとの4人は全て県外のほうに出ているところでございます。その中で、自分としましては、将来的に帰ってきてもらいたいという思いはありますけれども、当然、それを自分のほうからどうせよ、こうせよと言うたことは、当然高校進学するときにも一切ありませんし、子供の自主性、やりたい仕事、そしてそれを尊重しておりますので、いずれは帰ってきていただきたいという思いはありますけれども、今の現状はそういうところでございます。

その中で、やはり一番は特に自分がこれをやった、これをやったというのは僕はあまり好きではありませんけれども、市長になって例えば学校給食であるとか、子育て政策には大変力を入れたと自分では自負しております。全く進んでなかった学校給食につきましても、全て完了をいたしましたし、そしてまた、県中の給食も今年の4月から始まっているようでございますので、四万十市内の小学校・中学校につきましても、県中・四万十市立中学校を含めまして、全て給食は終わっておりますし、そのほかにも数多くの子育て政策は自分としてはやってきたという自負をしております。ただ、それでもご存じのように人口がどんどん減っているというのは現実でございますので、やはりそこの中では、国に全部頼るわけではございませんけれども、やはり国・県、そして市が一緒になった中で、少子化対策を進めていく必要があると思っておりますので、またいろいろと議員さんのほうからもご提案等々いただけましたら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、大学の件でございますけれども、確かにちょっと頭にきているというのは言い過ぎであったかも分かりません。ただ、先ほどもスライドでお見せいたしましたように、あの当時には、生徒数の確保というのは全く問題になっておりませんでした。そして、全てのことはもうやっておりましたので、私は今でも何で認可にならんかったのかなというのが不思議で不思議で不思議でたまりませんが、これは現実でございますので、今さらどうすることもできません。

また、その中で地方創生の話もありましたように、この事業につきましても、国土交通省、内閣府のほうは大変協力的に応援をいただきまして、全て建物、補助事業も入れましてできるようになっておりました。あと認可だけでありましたけれども、認可の理由が、長期的・安定的に学生の確保が認められないということが一つの法人側が取り下げた理由の一つでございましたので、もしそれを言われましては、地方はもう何にもできません。また、当時、ほかのところは全て認可になったと思っておりますけれども、その中でも恐らく学生の確保、もう既に定員割れしているところが結構あるのではないかなと思っておりますけれども、その中で何でうちだけがこうなったのかなという思いはどうしても分かりませんので、もし市ができるものであれば、いろいろな当時のいきさつ等々も調べて、進めないといけませんけれど、やはりその中

で、自分として反省する点は、やはり1つには地域が全然一つの思いの中で進めることができなかった。中に反対運動等々もありましたし、看板等々も出てまいりました。これにつきましては、法人の理事長のほうも、大学誘致で反対運動がこれぐらいあるとは、正直びっくりしたという話をしておりましたけれど、もうこれは結果は結果ですので、今さら僕がどうこう言うわけではございませんけれども。先ほど言いましたように、当時は学生確保というのは、大きな論点にはなっておりませんので、今でも私は何で認可にならんかったのかというのが不思議で不思議で不思議でたまらないというのが現実でございます。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 私のほうからは、先ほど指名停止のことについてご質問ございました。この点について答弁させていただきたいと思います。

私の説明がちょっと足りなかったかと思いますが、今回、確かに建築確認申請で不備があったということはございます。ただ、こういったこと、建築確認申請において書類を提出した後に指摘とか補正、こういったことはあることだと聞いております。今回も工事の発注、入札に影響のない範囲での修正であれば、瑕疵が軽微であるということとなりまして、指名停止とまでは至らなかったのではないかと考えております。繰り返しになりますが、1か月指名停止になっておりますが、そういった入札が遅らせるということになってなければ、指名停止措置まではならなかったというふうに考えております。ですので、今回の指名停止の理由が、入札を遅らせることになったということを考えて、1か月の停止ということにさせていただいております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、先ほどの2回目の議員のご質問の中で、地域再生計画に係る市内の入学者数を11名としたことについて、私の名前も挙げていただきましたので、答弁を求められたというふうに認識しましたので、考え方をお答えいたします。

まず、この地域再生計画の目的としましては、ちょっと手元にはないわけですが、大学誘致することによって、交流人口の拡大でありますとか、あと人口流出の抑制、それから地産地消、地元雇用、そういうようなことによりまして、地域の活性化を図るという目的の計画であったかと思っております。そういう中での11名につきましては、数値目標の一つでございまして、そういうKPIというものでございまして、これはあくまでも数値目標でございまして、そういういろいろな計画、市の中でもほかにもたくさんいろいろ補助事業に申請する関係でありますとか、いろいろある中で、そういった数値目標については、現状の推計というよりも、ちょっと高いところに目標を置くというような、いわゆるストレッチ目標的なところでの計画というものもたくさんあるわけですので、この計画に係る11名につきましても、これまでの答弁の中でも、目標である11名確保に向けて努力していきますということでお答えして

きたところでございますし、そういうことから考えますと、計画に当たっての11名という数字につきましては、妥当ではないかというふうに考えているところでございます。

■議長（宮崎 努）　そこで私語はやめてください。3回目でございます。

（「手挙げて言うてえい」と呼ぶ者あり）

もうあとの答弁いいですか。

小休にします。

午前11時44分　小休

午前11時45分　正会

■議長（宮崎 努）　正会にいたします。

中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹）　それでは、具同保育所の設計を受けた事業者が、どうして市内に事業所を開設したのか、それからこの仕事を取るために動かしたのではないのかという部分について2回目の質問に答弁をさせていただきます。

プロポーザルの参加資格につきましては、令和4年4月、12月議会の西尾議員の一般質問でもご答弁したとおり、令和4年7月12日の競争入札参加指名審査会で審議の上、8月4日の第1回公募型プロポーザル審査会にて決定し、同月15日に公告したものでございます。その直前まで、この参加資格につきましては内部で方針を協議しておりまして、当該事業者の事業所開設時期とされる6月頃には、市内業者に限るという参加資格そのものが固まっていない状況にありました。すなわち、同事業者の開設前には、参加資格情報自体がなかったということになります。参加資格の漏えいを危惧されている質問であったかとは思いますが、時系列的にそういうことはあり得なかったというふうに判断しているところでございます。参考までに、具同保育所、設計を委託している業者に具同保育所の設計受注後に営業所の開設の経緯について尋ねたことがございます。当該事業者は、既に高知県西部での業務を官民間問わず複数件請け負っておりまして、かねてより西部地域において拠点を必要としている状況にありました。営業所開設当時も、本市を含め、本県西部での複数の事業を請け負っておりまして、今後の西部地区における工事発注の見込みだけでなく、業務上の必要性から拠点として開設したと聞いております。先ほど述べました参加資格の決定時期も踏まえ、当課としては不自然さ等は認識していないところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努）　上岡 正議員。

■15番（上岡 正）　あと4分です。3回目の質問をさせていただきます。

今の答弁、営業所の実態について、その営業所、右山にあるとき、夕部設備の会社の一部を借りておったとき、私先ほども言いましたけど、水道代も登録がない。現実に社長に会いました。いただいてない。幡多で何件か請け負うと。つくりたかった、聞いてみたらと

ということで答弁されました。職員1人でも常駐の職員がおったんですか。私はおらなかったというふうに聞いてます、社長からも。たまには来よったと、こういう話です。私は、営業所にも看板も上がってないけど、看板だけ上げて届出だけしたら財政課にも聞きに行きました。財政課では、届出があつたら、営業所として認めらざるを得ん。何社もありますからね、見に行けれんと、こうなっちゃんですね。それは当然でしょう。しかし、実態として受けさすとき、実態はどうだったのか。

そこで、お聞きしますよ。

常駐の職員はおったのか、そのことだけ3回目。

それから、消防署についても、2回目は触れなかったけど、私は考えとして、冠水する、消防署は助かったと、周りは冠水したと。そして内水についても市長は力入れる言うけど、市自らが、市長は組合長ですからね……。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午前11時49分 小休

午前11時49分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 市長、改めて大学誘致の問題で、まず仕事で責任を取るというふうに私には答弁されました。この大学誘致の認可がなかったことについては、残された仕事で責任を取ると。仕事というのは、なかなかバロメーターが人によって数字で表せれん。今度は、市長のほうから、補助金返還のまだ命令は出してないがよね、取消しをしたと。命令を規則で出さないかんってます。答弁では、弁護士さんに相談して、しかるべき時期に出すと、こういうことですが、これで市長、先のこと、たら話を質問して申し訳ないんですが、取れなかった場合、市としては返還を求めないかんと、規則にのっとって。といったときのたら話ですので、まだ返還命令出てません。たら話のことで誠に申し訳ないが、答えられれば、返還がならなかった場合の市長の腹決めについて責任の取り方。仕事の場合は、市長はしたという、私はたいたことないという。それではなかなか市民もいろんな仕事でというのは抽象的です。皆給料もらいよるけん仕事せないかんわけですよ、皆。そこで、今のが具体的になりますので、そのことについて最後にできたらご答弁を願って、私の質問を終わりますが、今回、総じて皆さんの執行部の答弁を、私の前の14人の方の答弁も聞いてみますと、いろんなところで一生懸命やりよる部分も見えますし、また全然おかしいじゃないかという執行の仕方がという答弁もありました、答弁というか実際の仕事の内容、言うてもらいよるがですからね。どうか私は市民のために一生懸命……。

■議長（宮崎 努） 上岡議員、お時間となりました。

以上でございます。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

今ほど返還命令のあれを出しておりますので、近いうちに向こうからいろんな反論であるとか、そういう形が来るのではないかなと思っておりますので、最終的には弁護士に相談をした中で進めていきたいと思っておりますけれども、どれぐらいもってくるか、またもってこないかは分かりませんが、そこの中で一つの論点となるのが、やはり認可を受けるために、その法人側が確実にやったとか、そういう形の中でいろいろ今後のあれが出てくるのではないかなと思います。市のほうといたしましたら、全てもう建物、その他につきましては全てやっておりますので、あとは法人側が認可に対して、当然それが認可が難しいということがその原因でございますので、それにならなかった理由につきまして、当然そこらあたりにつきましては、今後の争点になろうと思っておりますし、私のほうで今認可責任というものについて、ここで何する、これすると答えることができませんけれども、いずれそういう形が分かってきたら、その都度議会の皆様には説明をした中で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 私のほうから、職員の常駐があったかという部分についてお答えさせていただきます。

常駐という表現につきましては、定義が一定ではない部分もあろうかと思っておりますので、駐在していた頻度についてお答えをさせていただきたいと思っております。

この事業所が開設をしたとされる令和4年6月から、我々の審査に応募していただきました8月頃までの間は、約週5回駐在していたというふう聞いています。

営業所の営業日や配置人員につきましては、各社が設定するものであるため、市として駐在頻度等から不適切、適切等の判断はしていないところでございます。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午前11時54分 小休

午前11時54分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

中平市長。

■市長（中平正宏） 先ほど補助金の返還命令と申しましたが、現在、交付決定の取消しはもう通知しておりますけれども、まだ返還命令は出しておりませんので、大変申し訳ございませんが、訂正させていただきます。

■議長（宮崎 努） 以上で上岡 正議員の質問を終わります。

午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 市民クラブ上岡真一です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一括で質問をいたします。

市長の政治姿勢について質問します。

多選について質問しますが、明確な定義があるわけではないですが、日本では3期12年を超えて4期目に入れば多選とする向きがあります。多選は、政治権力の適切な行使の観点では、権力乱用の抑制、利益誘導の防止、公共のニーズに応える政治行政の実現などの点で主張されています。また、民主政治における適切な代表確保の観点では、職業政治家への反発、選挙の競争性の確保、新しい人材と新鮮な考え方の取り入れなどの点で主張されます。

自治体の首長の多選を制限すべきか否かという議論は、古くからあります。首長の多選問題は、地方分権の観点からも議論がなされ、地方分権推進委員会第2次勧告平成9年7月8日では、首長の多選の見直しについて、今後地方分権の進展に伴い、地方公共団体の首長の権限・責任が総体的に増大する一方、首長選挙における投票率の低さ、無投票選挙の多さ、各政党の相乗り傾向の増大は、首長の多選が原因の一端であるとして問題視する向きも多い。このため、首長の選出に制限を加えることの憲法上の可否を十分吟味した上で、地方公共団体の選択により、多選の制限を可能とする方策を含めて幅広く検討するとし、これを受けて、政府は、地方分権推進計画平成10年5月29日閣議決定において、首長の多選の見直しについては、これまでの国会における議論の経緯や各界の意見等も踏まえ、首長の選出に制限を加えることの立法上の問題点や抑制方法の在り方等について幅広く研究を進めていくとした。そして、平成11年に旧自治省に、首長の多選の見直し問題に関する調査研究会が設置され、平成11年7月に報告書が取りまとめられたが、立候補の自由との関係について、必要最小限の制約は、憲法上も立法政策上も十分配慮されてよいと考えた。自治体において、多選禁止条例、首長の多選を禁止する条例や多選自粛条例、条例で首長の多選の禁止を定めることは憲法上の疑義があるため、多選の自粛を努力義務として求める条例を制定する動きが出てきた。平成6年2月22日時点で、これまで多選禁止条例は、神奈川県で制定され、多選自粛条例は、27自治体で制定されたことが確認できる。しかし、神奈川県条例は、施行されておらず、27の多選自粛条例のうち、20条例は既に廃止され、または失効しています。

中平市長は、今年で3期12年目を迎えているが、この多選について市長の見解を聞きたいと思えます。

続いて、クールビズについて質問します。

今から20数年前ですが、中村高等学校勤務時に、京都府の私立立命館宇治高等学校に学校訪

問した際、対応していただいた当時の教頭が、7月の暑い中、半袖のワイシャツにネクタイをしてきました。そこで名刺交換をしたとき、教頭がいきなり、すみません、裸で申し訳ありませんと言ったとき、私は何を言っているのか分からないまま協議をした後に、参考資料等をいただいて学校を後にしました。当時、立命館宇治高等学校に日体大柔道部の先輩が勤務していたので電話で聞きました。〇〇先輩、教頭が裸ですみませんって、意味が分からないことを言っていましたと聞くと、上岡、都会では、上着を着用しない場合は裸とみなされる。だから、ネクタイをしていても上着を着用していない場合は裸ですみませんということは都会の常識と言われ、田舎者である私は恥をかいたことがありました。それから、極力ネクタイを締め、上着を着用するよう、心がけていました。

平成17年度から地球温暖化などの環境対策を目的に、ネクタイや上着をなるべく着用せず、夏季に28℃の室温に対応できる服装を着用するように環境省が呼びかけたのが始まりで、当時、環境相だった小池百合子都知事が導入を進めました。クールビズそのものには法的拘束力はなく、あくまでも環境省が提唱している取組・指針のことであり、法律上義務づけられているわけでもありません。そもそも28℃という室温自体もあくまで目安ですし、もちろん服装についても別に何か具体的な義務があるわけでもありません。クールビズの認知度は98.3%で、実施率は61.5%のようです。クールビズの歴史は長いですが、普及しているとは言えないのが現状のようです。特に、テレビ業界は普及していないと私は個人的には思っています。今朝もテレビをつけると、30何℃の夏日ですとか話している男性MCが、スーツにネクタイ、スリーピースにネクタイ、これで地球温暖化対策やCO<sub>2</sub>を減らすとか言えないのではないのでしょうか。2050年のカーボンニュートラルの実施に向け、非協力的な企業が多くあるのではないのでしょうか。

本市でのクールビズの実施率は何%なのか、総務課長にお伺いします。

少子化対策について質問します。

少子化対策については、国も県もいろいろと対策を出していますが、やはり子供ができる、結婚・出産に至る前の出会いからスタートしなければならないと私は思っています。まずは出会い。そのために本市では、令和6年度出会いきっかけ応援を子育て支援課が事業費689万2,000円計上しました。事業の目的として、専門的な結婚支援を行う四万十市結婚支援センターの運営を民間事業者へ委託し、独身者の出会いの場拡充やサポートの充実を図り、少子化対策を推進するとありまして、事業の概要として、これまでの取組を継承しつつ、今後さらに市民に利用しやすい窓口とするため、市役所外に設置されたセンターで、休日や平日夜間を含めて相談対応やサポート事業の登録受付、婚活サポートとの引き合わせ等を行っていく。また、民間事業者の持つノウハウや企業間連携の力を活用し、これまで以上に魅力あるイベントの企画及び情報の提供など、婚活支援のコーディネートを強力に推進できる体制を構築するとありました。

令和5年度に四万十市結婚支援センターを設置し、婚活イベントやスキルアップセミナーや出会いサポート事業などを数多く行い、結果として、カップル成立5組、入籍3組の実績があり、さらなる専門職員の出会いサポート事業を行うとの計画なので、今年度の事業は了としたいと思っています。

東京と大阪に本部がある日本仲人協会ですが、東京本部のホームページには、結婚したいのによい相手と巡り会えない。日本仲人協会は、そんな独身の方々をサポートする婚活アドバイザーをなし、活躍する場を提供する組織です。全国各地の婚活アドバイザー、結婚相談所が加盟しており、結婚相手のご紹介やお見合いのセッティング、婚活アドバイスなどを行っています。私たちは、創業以来38年間の歴史の中で築いた経験と知識を生かし、これまでに1万3,400組以上を成婚へと導いてきました。結婚したいという思いを持つ方に、幸せな結婚をかなえてほしい、そんな思いの下、結婚相談をされる方、結婚アドバイザーを目指す方の双方にとってよりよい環境を整え、日本の成婚率向上を目指していますとうたっています。

私が質問する仲人サポート制は、本市が民間委託した四万十市結婚支援センター等の組織での取組ではなく、昔よくいたおせっかいおばさんやおせっかいおじさんのような方が、2人を結婚へと導いた方々に、本市から1組に対して幾らかの報奨金を支払うという制度を検討していただきたいという件です。取りあえず、報奨金は別として、おせっかいおばさんやおせっかいおじさんたちが独自で取り組むことができる仲人サポート制の導入ができるのか、総務課長に答弁をお願いしたいと思います。

次に、観光行政について質問します。

釣り大会についてですが、私は趣味のゴルフをやめて、釣り一筋で釣り歴38年になります。河川でのアユ釣りはしませんが、釣りの種類は多種多様であります。餌を使用する釣りの種類は、サビキ釣り・穴釣り・投げ釣り・浮き釣り・ぶっ込み釣り・フカセ釣り・泳がせ釣りなどがあり、餌を使用しない釣りの種類は、ブラッキング・ワームフィッシング・ジギング・トローリング・フライフィッシングなどがあり、その他、特殊な釣りの種類として、アユの友釣り、アユの転がし釣りがありますが、全国的に釣り大会と言えば、餌を使用する釣りのフカセ釣りが主であります。フカセ釣りは、餌釣りの中でも特に難易度が高いと思います。海流の原理や魚の生態系を知り尽くしたプロたちが楽しむ釣りだと言えます。豊富な知恵と経験が必要な分、一度のめり込むと抜け出ることができないと言われています。ターゲットは、メジナ・クロダイ、本市ではメジナをグレ、クロダイをチヌと言いますが、メジナ・クロダイを筆頭に、イシダイ・イシガキダイ、私はコウロと呼んでいますが、イシダイ・イシガキダイなどといった磯場に身を潜めている大型で引きの強い魚たちと真っ向から戦うことができます。そんなフカセ釣りの仕組みは、至ってシンプルで、投げ入れた仕掛けの近くにコマセをまき、魚を集魚させて釣るということですが、当然、目当てでない魚たちも集まってくるので、そんな簡単にはいきません。さらに、仕掛けの周辺にコマセを投げ込むには、海中の潮の流れを読み、

フィールドに合わせて浮きの種類、ガン玉の数など、細かく調整する必要がありますので、本当に楽しい趣味となりますが、のめり込むと大変な出費となり、ゴルフの何倍も出費しますので、私は悪魔の趣味と言っています。

このフカセ釣りの大会を観光の目玉にしましょうという提案です。四万十市磯釣り大会で、これを1年間通したダービー性にして、メジナの部、クロダイの部、インダイの部の3部門として、1匹長寸で1位四万十市長賞、2位教育長賞、3位議長賞を表彰してはどうでしょうか。問題は多くあります。

1つは、四万十市に渡船、磯に渡す船ですが、下田港に1隻しかないので、特定の業者になってしまうので、幡多地域で営業している渡船屋全てにしなければなりません。黒潮町は、佐賀・伊田の渡船屋、土佐清水市は窪津・津呂・足摺岬・松尾・清水・竜串・下川口、大月町は小才角・大浦・西泊・樫ノ浦・周防形・古満目・安満地・一切・柏島の渡船屋、宿毛市は沖の島・鶴来島・小筑紫・藻津等、幡多地域の磯渡し業務を行っている渡船屋約40業者に協力してもらわなければなりません。

2つ目は、計量です。釣りをする人に悪い人はいないと言われていますが、大会になればチョンボして計量するかもしれないので、餌を購入した釣具屋か渡船屋、全てに周知徹底した計量を求めなければならないこと。

3つ目は、参加者名簿をデータ化し、1年間のトータルを集計しなければならないので、厄介な取組になります。しかし、1年間のダービーなので、1年間、四万十市磯釣り大会を楽しめますので、1年間の参加料1万円徴収しても、参加者は多く募ると思いますし、大会に参加する県内外からの釣り師の宿泊や餌代、渡船代などの経済効果は大きいと思います。また、個人個人が釣行する1年間のダービーなので、その日の大会ではないので、天候を心配して中止にするのか、決行するのかの判断をしなくてもいいので利点となります。

今年度、1年間、渡船屋と釣り具屋と交渉し、協議を重ねながら、来年度から第1回四万十市磯釣り大会を開催すればいいと思いますが、観光商工課長に答弁を求めます。

続いて、南海トラフ地震対策について質問します。

セクレッドオーダーについてですが、人間が生存するために必要な要素を優先順位に並べたものをセクレッドオーダーと言います。この法則は、災害時やアウトドアにも当てはまるものなので、簡単な豆知識として覚えていれば、なるほどと納得すると思います。危機的状況に陥ったときは、セクレッドオーダーを意識して、生存計画を立てることも必要だと思います。

まず、確保しなければならないのが、1番、空気です。空気がないと人間は3分で命を落とします。空気が不足することはあまりないでしょうが、火災が起きれば、煙によって新鮮な空気は吸えなくなります。南海トラフ地震にはあまり関係がないかもしれませんが、一番大事なものは空気、酸素です。

2番目は、体温です。命を落とすまでの時間の目安は3時間。夏場でもぬれた状態で風に当たると急激に体温を失う。実際に、アウトドアでの死亡の原因のほとんどは低体温症によるものです。

3番目は、水です。人間が水を飲まずに生きられる時間はおよそ72時間とされています。72時間の壁とよく言われますが、それまで何らかの方法で飲料水を得なければなりません。

4番目が、火です。火が入るのは意外かもしれませんが、調理をする熱や明かりとなる光が得られる火は、人間にとってとても重要なものです。

5番目が、食です。実は、人間は食料がなくても3週間から30日は生き延びることができます。それだけ余裕がありますので、優先順位としては最後になります。

人間が生存するために必要な要素を優先順位に並べたもの、セクレッドオーダーの優先順位は、再度言いますが、1番、空気、2番、体温、3番、水、4番、火、5番、食です。

南海トラフ地震について、セクレッドオーダーについても、本市住民に周知すべきではないかと思いますが、このことについて地震防災課長の答弁を求めます。

スポーツ振興について質問します。

市立相撲場の早期着工のお願いですが、令和元年7月16日に、四万十市と学校法人日本体育大学とのスポーツ連携協定を締結しました。この協定は、本市と日体大がそれぞれの有する教育資源及び人的資源を有効かつ適切に活用することにより、体育、スポーツ、健康づくりの各分野における一層の発展とさらなる社会貢献を図ることを目的とした協定だと認識しています。

令和元年7月16日、スポーツ連携協定を締結後に、本市が招聘した団体や個人は、令和元年度2月9日、三矢八千代先生のフィットネス教室、2月23日、バズーカ岡田准教授の講演会、2月26日から3月1日まで、柔道部の合宿、令和3年度7月17日、NHK教育番組おかあさんといっしょの第10代目体操のお兄さんの弘道お兄さんの親子体操教室、翌日の18日、弘道お兄さん身体遊び実技講習、令和4年度7月9日、弘道お兄さん親子体操教室、翌7月10日、弘道お兄さん身体遊び実技講習、令和6年度2月3日、三矢八千代先生のリズムフィットネス教室。余談になりますが、最近のニュースで弘道お兄さんが脊髄閉塞という病気に突然かかり、下半身が麻痺して、車椅子というニュースが流れました。後輩の早期回復をお祈りいたします。

先ほどの方々と、本市を訪れた市民の皆さんと交流をしました。場所は、武道館、体育館で行われました。日体大の学生やOB・OGのオリンピック選手は、今年のパリで、何人かは調べていませんが、2020年の東京では、59人が日体大のOB・OGとして出場し、金メダリストも柔道関係のきょうだいやボクシング等数多く輩出しています。

そのような、日体関係者を招聘し、交流できたのも、武道館、体育館で行われました。場所があったからこそ招聘ができました。しかし、招聘したくても場所がないのが、市立相撲場です。日体大の相撲部には、高知県出身の部員も在籍しています。現在の部員数は約45人います。日体大OBの大相撲力士も今人気急上昇中の5月場所で優勝した大の里関を筆頭に、18名が頑

張っています。幡多地域には、約24名の日体相撲部OBがいますし、本市にも8名います。この相撲部OBが、本市に相撲部を招聘し、または合宿を誘致しようとしても、相撲場がありません。現在の東山小学校仮設校舎の跡地をいまだ検討しているのか、市立相撲場の早期着工をお願いしたいが、生涯学習課長に答弁を求めます。

SUPER LOCAL SHOPとさとさについて質問します。

本市の特産品の出店はあるのかどうかという質問ですが、関西圏のアンテナショップが、大阪の梅田に7月31日に開業する県アンテナショップの店名をSUPER LOCAL SHOPとさとさと決めたと発表しました。濱田知事は、高知らしい柔らかく温かい感じが現れている。高知の魅力を関西一円に発信する店にしたいと期待を込めたとの高知新聞記事がありました。私も個人的には、SUPER LOCAL SHOPとさとさの響きに共感しました。そして、アンテナ店は、JR大阪駅直結の新商業施設KITTE大阪の2階に入店、約150㎡の店舗で、約900点の県産品を販売し、観光や移住関連の情報発信をすとのことではありますが、本市の特産品も多くあります。四万十川で取れる天然アユや天然ウナギ、体長9cmほどもあるヤマトテナガエビ、春に取れるつくだ煮で味わえるゴリ、地元でツガニと呼ばれるモズクガニ、ほかにもアオノリやアオサノリなどもあります。また、温質な気候などでトマト・ショウガ・米なす・ピーマン・キュウリやオクラ・シシトウなどの野菜に、イチゴ・梨・ブドウなどのほかに、かんきつ系は、ユズ・ブンタン・小夏・温州ミカンなどが取れます。

これらの本市の特産品が、SUPER LOCAL SHOPとさとさに出品できるのか、観光商工課長にお聞きします。

最後に、学校教育について質問します。

学校管理下の水泳事故防止についてですが、夏本番が近づき、子供たちは水泳を楽しみにしていることと思います。

しかし、水泳事故も発生します。水泳事故では、溺水、飛び込みによる水底への衝突事故、熱中症、さらには落雷に注目する必要があると思います。溺水、飛び込みによる水底への衝突事故、熱中症、落雷の4件を説明したいと思います。

まずは、溺水です。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度のデータでは、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼・保連携認定こども園、高等専修学校及び保育所等の管理下にある災害に対し、災害共済給付、医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給を行っているセンターで、所管は文部科学省。ここの2012年度から2016年度の5年間に、学校管理下の水泳の死亡事故は、25件発生しています。幼稚園で1件、保育所で1件、小学校で9件、中学校で4件、高等学校で10件となっています。溺死が41件、84%で、その他は突然死でした。後遺症が残った傷害事故は、同時期に29件発生していて、小学校が8件、中学校は11件、高等学校が10件で、発生場所は、全てプールが24件、

83%で、どのような状況で発生したかを見ると、飛び込みスタートが13件の45%、泳いでいて10件、34%でした。

水中で死亡する事故を水死と言いますが、水死には2つ分けられます。1つは、泳いでいて、何らかの原因で気道内に水が吸入し、正常な呼吸を行うことができなくなり、酸素が欠乏して死に至るものです。

もう一つは、脳パニック症候群と呼ばれるもので、空気を求めてもがくことなく、周囲に気づかれることなく静かに死に至るものです。脳パニック症候群という言葉は、一般には使われていませんが、静かに溺れるという意味です。プールから皆が上がった後、水底に子供が沈んでいたという事故は、この脳パニック症候群の可能性が高いと考えられます。例えば、原因ですが、不整脈・急性心筋梗塞・脳血管障害などによって突然心停止が起こって急に意識を失い、もがくことなく水死するものです。

次に、飛び込みによる水底への衝突事故です。水中に飛び込んだ際に、プールの底に頭部を強く打ち、頸椎を損傷する事故が相次ぎました。学習指導要領では、水泳における飛び込みスタートは、小中学校では行わないこととなっており、高等学校でも、段階的指導を行って、水深の浅いプールでは行わないことになりました。日本水泳連盟のプール公認規定では、スタート台直下の推進が1.35m未満のプールでのスタート台の設置を禁止しています。しかし、段階的指導を実施し、飛び込みスタートの方法を十分習得していると思われる泳者でも、1.35mでは安全値ではないとの研究結果もあり、日本水泳連盟の基準を絶対視するべきではありません。

水泳指導以外の場でも、飛び込み事故が起こっています。水泳部の練習の始まりの入水時や休憩時間、部活動のクールダウンなどでプールに勝手に飛び込んで事故が発生しています。

次は、熱中症です。プールに入っているときでも熱中症が発生しています。独立行政法人日本スポーツ振興センターのデータを見ると、2013年度から2017年度では179件発生していました。水泳中が92%の51%、プールサイドが60件の34%でした。水温が33℃から34℃より高くなると、水中でじっとしていても体温が上がります。水泳は、消費カロリーが高い運動で、短時間に脈拍数が上昇し、体温も上昇します。体温を下げるには、プールから出て、風通しのよい日陰で休憩する、シャワーを浴びることが有効です。

最後に、落雷の危険性です。屋外のプールでは、落雷事故が起こることも知っておく必要があります。最近では、天候が急変することが多くなり、いつ落雷が発生してもおかしくありません。大きな積乱雲が見えている日は、晴れて日差しがあっても注意が必要です。

プールでの水泳事故は、突然死を除くと想定できる事故が多くありますので、健康チェック表、体温や体調、睡眠時間、メンタル面など、多種にわたる調査等を作成して水泳の授業の前に子供たちの健康状況を把握する必要があると思いますが、小中学校の水泳授業前において、健康チェック表を作成し、健康チェックを行っているのか、学校教育課長にお聞きし、これで

私の1回目の質問を終わります。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

まず、多選についてということでございましたので、私のほうからこの多選につきまして自分の考え方を述べたいと思います。

ご存じのように、首長というのは、人事権、そして執行権がありますので、物すごい権力といますか、それがあります。ですので、私も多選というか、3期12年やらせていただきました。ただ、その中でも、どうしても人がいなくて、ずっとやらないといけない人も高知県下の首長にもおります。それにつきましては、住民の方々の選択ですので、私がどうこう言うわけではございませんけれども、やはり先ほども言いましたように、人事権、執行権がありますので、すごい権力がありますので、あまり長いことやるのについてはふさわしくないのではないかなという思いをしております。私の父も旧西土佐村時代に20年間、約5期やらせていただきましたけれども、これもなかなか人がいないとかそういう形の中でやったわけでありまして、一定よい人材がいれば、その中でまたいろいろ探していくのも一つの方法かも分かりません。いずれにいたしましても、多選といたしますのは、最終的にその地域の住民の方々が選ぶわけでありまして、自分としては住民の選択に任せなくてはいけないのではないかと考えております。

■議長（宮崎 努） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） 私のほうからは、市長の政治姿勢についての2番目、クールビズについてお答えをさせていただきたいと思います。

クールビズとは、議員がおっしゃいましたとおり、地球温暖化対策の一環といたしまして、平成17年度から政府が提唱する過度な冷房に頼らず、様々な工夫をして、夏を快適に過ごすライフスタイルのことを指し、室温の適正化とその温度に適した軽装などの取組を呼びかけるものでございます。

本市では、毎年庁内掲示板等にて5月1日から10月31日までの間、クールビズの取組実施を呼びかけており、呼びかけの中では、適正な室温の設定とノーネクタイ、ノー上着の推進を図っております。

このような取組をこれまで継続的に実施してきている中では、服装についての指定がある式典等の特別な場合を除きまして、本市職員のクールビズに対応した服装の実施率は100%に近い数字になっているものと捉えております。

少子化対策、仲人サポート制につきましては、子育て支援課のほうからご答弁させていただきます。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、仲人サポート制について答弁をさせていただきます。

す。

市外の団体の取組等も踏まえて着想された議員提案の仲人サポート制でございますが、ご提案いただきました内容につきましては、現在の取組内容、婚活サポーター制度でございますが、こちらの内容の検証も行いながら、実施について検討を行いたいと思います。

なお、提案の中でお話のありました成果報酬型の助成金のところにつきましてでございますが、成婚に関する報奨制度は、他自治体でも取り組まれており、サポーターや支援者のモチベーションや成婚率の向上につながるという効果について聞き及んでいるところでございます。

一方で、支援者等が成果主義に陥り、カップルの意向が十分に配慮されない場合が生じるといった懸念もございます。また、交際歴の確認というのはなかなか公的には証明が難しいものでございますが、報酬型にした場合に、既に交際中のカップルが実績として上がってくるのではないかというような懸念もございます。

そういった懸念が原因とは限りませんが、国内では既に成果報酬型に取り組んでいた市町村が制度を取りやめた事例もございます。

以上の点から、成果報酬型の助成制度という部分に関しては、慎重な検討が必要と考えるところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） それでは、3番、観光行政について、釣り大会の実施についてのご質問にお答えします。

議員がおっしゃるように、幡多地域は豊かな自然環境に恵まれており、有名な海の釣り場、スポットを有しており、宿毛市・土佐清水市・大月町では、各観光協会が主体となり、釣り大会、釣りダービーが開催されるなど、県内外から多くの釣りファンが、四季折々の魚を求めて来訪していると認識しております。

一方で、本市は、近隣市町村に比べ、海の釣り場やスポット、また渡船事業者が少なく、近年は、本市観光協会にも海釣りを目的とした観光客からの問合せはないとお聞きしております。

このような現状も踏まえ、議員ご提案の釣りダービーは、幡多地域への観光誘客には寄与するものと考えられますが、本市への観光誘客としては効果が少ないものと推測されますので、議員からの貴重なご提案でございますが、今のところ観光振興策として本市が実施する考えを持ち合わせていないのが現状でございます。

続きまして、6番のSUPER LOCAL SHOPとさとさについてご答弁いたします。

関西アンテナショップとさとさへの本市特産品の出店ですが、オープン時の取扱商品については、運営主体である高知県地産外商公社と直接事業者が商談することとなっております、昨年10月に募集を開始し、その際は本市もホームページを通じて、市内事業者に応募の呼びかけを行っております。

応募のあった商品は、先ほど述べましたとおり、外商公社が事業者と直接商談しまして取扱いを決定しているほか、東京にある高知県アンテナショップまるごと高知で既に取り扱っている商品については、外商公社と事業者が直接商談を行っているとお聞きしております。

なお、7月31日のオープン時の取扱商品については、現時点で公表されておりませんが、高知県地産外商公社に聞き取りをしましたが、オープン前ということで、情報の提供は得られませんでしたので、当課としましては現実には把握していないのが現状です。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） それでは、私のほうからは、4番、南海トラフ地震対策についてのセクレッドオーダーについてお答え申し上げます。

まず、セクレッドオーダーという意味は、情報量が少なく、私どもで調べた限りでは、議員のご説明のとおり、危機的状況に陥ったとき死なないため、つまり生存するための優先順位という意味で、危機的な状況では、食料よりも空気や体温、水などを優先する考えだと思っております。例えば、地震発生時に起こる屋内火災や厳寒期での被災した場合などは、危機的状況下においては、セクレッドオーダーの考え方は必要ですし、その対処状況を知っておくことも必要であると考えます。それが、生き延びるための必要な手段の一つになると思っております。

しかし、危機的な状況で救助活動を行う消防や自衛隊のほうに問い合わせてもみましたが、またそのセクレッドオーダーという言葉は使われておらず、一般的になじみが少ないということがございますので、いきなり広く周知してしまうと、かえって誤解や不安などを与える可能性も考えられます。そのため、どのようなタイミングで、どのように周知するかについては、今後考えさせていただきまして、危機的な状況に遭遇する場合もあるということや、対処方法などについては丁寧に説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、私より相撲場の着工についてご答弁させていただきます。

相撲人口の観点からとなりますけれども、相撲競技は貴重であり、大切に守り続けていかなければならない武道の一つであると考えております。

現時点において、方向性が具体的に決定しているわけではございませんが、本市から相撲の灯を消すことがないように、高知県相撲連盟四万十支部をはじめとする関係団体の方々と相互に意思疎通を図り、継続的に協議を進めてまいりたいと考えております。

相撲場の再建に向けた動きといたしましては、本年度中に関係課との協議検討を進め、安並運動公園内の適地の選定やその規模、併せてその必要となる財源等の確保を含め、一定の方向

性、再建プランを決定していきたいと考えております。

議員ご案内のように、四万十市、それと幡多地域には、相撲関係者が多くおられることは私どもも聞いております。その関係者の方々と十分にいろいろと話をしながら、整備についても、整備をして使われない施設ということにならないよう、連盟の方々と十分に話し合いをし、再整備について様々協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 私からは、学校管理下の水泳事故防止についてご答弁させていただきます。

水泳は、水中で全身を使い、水温・気温の影響を受けながら体力も使う運動のため、児童生徒の健康状態によっては事故につながる可能性があることに留意しなければならないとされております。

そのため、各学校では、水泳中の事故を防止するため、児童生徒の健康状態については事前に把握し、体調が優れない者には水泳をさせないよう、適切な対応をすることが求められているところでございます。

ご質問のございました水泳の授業前の健康チェックについてでございますけれども、学校における児童生徒の健康情報の把握の仕方といたしましては、保護者からの連絡であったり、学級担任や教科担任による確認、養護教諭による保健情報の提供、児童生徒相互による健康観察等が上げられます。

本市の市立の全小中学校に水泳前の体調確認につきましてお聞きしたところ、担任が朝の会で体調確認を実施、それから保護者からの連絡等で体調確認するなど、全ての学校が児童生徒の体調を確認するようにしておったところでございます。

また、学校によりましては、先ほど申しました確認方法に加えまして、水泳の授業直前にも再度体調が優れない者がいないか、確認する学校もございました。

今後も、児童生徒の体調面には十分気を配り、事故が発生しないよう取り組んでまいります。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。

午後からも水泳をするということがあるので、やはり朝というのはちょっとと思いますが、了としたいと思います。

2回目の質問を行いたいと思います。

1つ目は、多選について市長の見解を聞きました。今年3期12年、来年で終わることに対して、まだまだ若いし、5人も子供を育てた底力があるので、四万十市のために働いてもらいたいという方々、結構おります。陰のファンも結構いますが、そろそろ若い者に譲ったらどうか

というふうな声もぼつぼつ聞こえてきます。

そこで、進退についてお聞きしたいと思います。

今年度終わったときに、4期目の立候補はあるのかどうかということを2回目の質問としたいと思いますが、あと少子化対策と観光のことがありますので、その2人が述べた後に市長から最後にお聞きしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後1時48分 小休

午後1時48分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。臨機応変にお願いしたいと思います。

少子化対策についてですが、先ほど言ったように、市長は5人、先ほどの上岡 正議員が2人、私も3人男の子がいて、全員中村、高知に帰れというおやじ命令を出しましたけれど、長男と三男は帰ってきて頑張っています。次男は千葉の大学に行っていましたので、千葉のほうに引っ張られて、千葉県警に来いということで、千葉のほうの千葉の住民を安全な対策・対応をしておるところですが、やはり中村に戻させるというのは、先ほども言ったようになかなか難しい、子供の選択肢もありますし、自分は半強制的に戻れということで戻らせましたが、しかし長男はまだ結婚をしてませんので、子供もいないので、少子化対策にはなっていませんが、三男には子供3人、孫3人いますので、これは了とするかなと思っていますが、少子化対策について、本市は2040年度に約2万6,000人となり、2050年には約2万人になると言われていました。最悪の問題ですと、昨年3月の定例会の一般質問でもしました。しかし、今少子化問題を都道府県や市区町村が何もしなかったから問題があるかのような報道は、私はナンセンスだと思っています。やはり、これは国の問題だと思います。というのは、東京都以外は、人口は減っていますので、これは国の問題だと思いますが、しかし政治家として、議員として、本市の少子化の対策は、講じるべきというのが私の考えでありますので、先ほど子育て支援課が言いましたように、成婚型制度はなかなか難しいという言葉がありました。やはり私も何人も教え子や結婚まで導きました。釣り仲間も結婚していただきました。やはり、昔、昭和時代の古きよき時代はおったんですよ、おせっかいおじさん、おばさんというのが。あそこでふらふら独身がおるけん、いかんぞ、ふらふらしよったら。あの子とひっつけみたいな近所のおじさん、おばさんらがおって、よくカップルになって、結婚して、そのときには必ず仲人が上段で結婚式挙げたりしてましたけれど、今はもう仲人も立てずに、親族同士で夕食を食べるといようなことに日本文化変わってきてますけれど、やはり田舎ほどおせっかいおじさん、おばさんという制度はいいんじゃないかと個人的には思っています。ですから、再度子育て支援課のほうに検討していただくという言葉だけでも欲しいですので、2度目の答弁をいただき

たいと思います。

それと、釣り大会の件ですが、幡多地区で3市町の合同、大月町・宿毛市・土佐清水市のグレ釣りダービー開催しています。去年度優勝した人も土佐清水市出身の方で、私も知っています。なかなか釣りがプロ中のプロくらいしわい釣り方しますし、彼かというふうに思いました。なかなかその本市独自では難しいかもしれませんが、1年間検討ができますので、主催が四万十市、共催が三原村以外の6の市町、黒潮町・土佐清水市・宿毛市・大月町・四万十市、主催が四万十市、共催がその他の市と町、主管が釣り具屋と渡船屋というふうな形でやろうと思うたらできるんじゃないかと思うんですけど、これを目玉に、もし観光商工課長が、いや、上岡、おまえやれと言うなら自分1年間走りますが、検討してほしい議題ですので、それも2回目の質問といたしまして、これで3つの、市長と子育て支援課と観光商工課に2回目の質問をしまして、終わりたいと思います。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

田舎ほど仲人制度になぞらえたおせっかいおじさん、おばさんの皆さんに関わっていただく制度がなじむのではないかとこのところご質問をいただきました。

少し先ほども申し上げましたが、既に取り組んでおります婚活サポーター制度について説明をさせていただきます。

本市におきましては、平成28年度より結婚支援の取組を支援していただくことを目的として、婚活サポーター制度を開始し、これまで23名を婚活サポーターとして委嘱した実績がございます。現在は、年代的にはおせっかいおじさん、おばさんと呼んでは失礼に当たる30代から私にとっては人生の大先輩に当たります70代までの幅広い年代の男女14名に活動していただいております。昨年度も個人サポートや少人数のお引き合わせ、婚活イベント参加者のサポートなどにご活躍いただき、年間で27組のカップルの成立、5組の成婚という成果に貢献していただいております。婚活サポーターの皆さんは、あくまでボランティアでの活動を望んでおり、熱意と誇りを持って取り組んでいただいております。活動の実費相当の謝金のみを支給を行い、報酬などは支払っておりません。少子化対策により、一層の取組が求められている状況の中、婚活サポーターの皆さんにさらに活躍していただける体制づくりが必要となっており、現在制度改善に取り組んでいる途中でございます。したがって、議員のご提案内容でありました仲人サポート制でございますが、この現行制度に近い部分もございますので、新たな制度創設といった手法のほか、現制度の改善に取り込む形も含めまして、よりよい取組に生かせるよう検討してまいりたいと思います。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） それでは、釣り大会についてご答弁いたします。

本市が主催しての幡多広域エリアとした釣りダービー、釣り大会の開催ということですが、

大変答弁しにくいんですが、本市が主催してのエリア、幡多広域での釣りダービーというのはなかなか難しいと考えております。

しかしながら、一般社団法人幡多広域観光協議会が主催となりまして、令和5年度にフィッシングショー大阪へ出店し、釣りを切り口とした観光誘客へ取り組んでいるところでございますので、広域行政の取組の中で、議員からいただきました貴重なご提案につきましては、幡多広域観光協議会とも共有してまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

やはり、政治家で一番難しいのは出处進退、その退くときが一番難しいのではないかなと思っております。私の個人といたしましては、平成10年に当時の村の議会議員になりまして、そして2期目に議長をやらせていただいたわけですがけれども、その途端に降って湧いたように市町村合併の話が出てまして、議長で10か月法定協議会にいて、そしてその後、辞めて村長選、村長になって2年間やって、そして今があるわけでございますけれども、当時はまさかこの四万十市の議場のここに立つとも夢にも思っておりませんでした。そして、その後、澤田五十六元市長さんの下で副市長を4年間やらせていただいて、そして12年前に市長になったわけでありましてけれども、当時お約束したのが、1つには生活インフラの整備、そして子育て支援、そして文化センターの建て替えが大きなお約束のあれだったと思いますけれども、ほぼそれは全て完成をしたと思います。ただ、そういう中でも、まだ食肉センターの建て替えであるとか、また中医学研究所の跡地活用、下田中学校の跡地の活用、まだまだ懸案事項はございます。ただ、そういう中でも特に3期12年やらせていただきましたので、私は一定方向性はできたのではないかなと思っておりますし、また時代は平成からそして令和に変わりました。特に、令和の最初の頃は、コロナという新たな感染症で大変皆さん戸惑ったと思いますけれども、これから本格的にいろいろな形で変わっていくと思います。デジタル化、そしてグリーン化、グローバル化も含めまして、行政も大きく変わってまいりますので、やはりそのときには新しい人材に後を託すべきであろうと思っておりますので、来年の4月の市長選には出馬するつもりはございません。その中で、先ほど申しましたように、各行政によっては、なかなか人がいないので、延々とやらないといけないという首長さんたちもぼつぼつおって、大変弱っているというお話をお聞きをいたしますけれども、幸いこの四万十市におきましては、来年4月に意欲を持たれている方が複数名いるとお聞きをしておりますし、私がしっかり表明をすることによりまして、その方々もさらに選挙運動といいますか、それがやりやすくなるのではないかなと考えておりますし、またここ12年市長をやらせていただきまして、特に管理職については物すごい管理職育っておりますので、誰が市長になろうとも、後のことにつきましては全く心配、私はしておりません。ただ、あと11か月ございますので、残された任期中、市の懸案事項であ

ります先ほど申しましたようなことを中心として、しっかりと取り組んでいき、その中で、できるだけ新しい意欲のある方々には少子化対策であるとか、あるいは安全・安心のまちづくり等々を公約として恐らくやっていくようになるろうと思いますので、しっかり議論を闘わせていただきまして、すばらしい四万十市をつくっていただくことを心より期待をいたします。私そのものは、来年4月の市長選にはもう出ません。本当に皆様にはお世話になりましたが、まだ11か月ありますので、よろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。すばらしい管理職が育ったということと、あと新たな新しいリーダーに四万十市の後を託すということもお聞きできました。中平市長におかれましては、この1年間を政治家としての集大成となることをお願いいたしまして、私の一括での質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後2時2分 小休

午後2時3分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

以上で上岡真一議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

小休にいたします。

午後2時3分 小休

午後2時4分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

ただいま「第5号議案」から「第7号議案」までが提出されました。

お諮りいたします。

「第5号議案」から「第7号議案」までを日程に追加し、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「第5号議案」から「第7号議案」までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 直ちに提案理由の説明を求めます。

中平市長。

■市長（中平正宏） それでは、本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明させていただきます。

提案提出が本日となりましたこと、お許し願いたいと思います。

初めに、追加議案書の2ページをお開き願います。

「第5号議案、工事請負契約の一部変更について」でございます。

これは、四万十市立東山小学校校舎改築工事の建築主体工事において、柱状改良工事における地盤掘削を行った結果、地中から大きな転石が多数確認されたことから、当初予定しておりました柱状改良機械では掘削ができないことが発覚いたしました。

その結果、オールケーシング工法による掘削を追加することになったため、契約金額を増額するものでございます。

次に、3ページをお開き願います。

「第6号議案、教育委員会教育長の任命について」でございます。

これは、現教育長の久保良高氏が、本年7月1日をもって任期が満了となりますので、再任について同意を求めるものでございます。

同氏は、令和3年7月に教育委員会教育長として就任以来、持ち前の情熱と多岐にわたる高い見識により、本市の教育行政の発展にご尽力いただいております。今後ともその知識と経験、情熱を十二分に生かしていただき、本市教育行政のさらなる発展のため、ご尽力を賜りたいと考えております。

次に、4ページをお開き願います。

「第7号議案、教育委員会委員の任命について」でございます。

これは、現教育委員会委員の上村賀予氏が、本年7月2日をもって任期満了となりますので、再任について同意を求めるものでございます。

同氏は、平成25年7月に教育委員会委員として就任以来、ご自身の経験や知見も生かしながら、精力的にご活動されており、真摯な人格とともに信頼も厚く、適任者でございますので、引き続き教育委員会委員としてご尽力を賜りたいと考えております。

以上、2氏のご経歴につきましては、それぞれ議案関係参考資料に記載しておりますので、ご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で追加提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日21日の日程は、提出議案等に対する質疑、委員会付託、予算決算常任委員会でございます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦勞さまでございました。

午後2時7分 散会

令和6年6月21日（金） 第12日

本 会 議

6月22日（土）第13日

6月23日（日）第14日

6月24日（月）第15日

6月25日（火）第16日

} 休 会

令和6年6月四万十市議会定例会会議録（第12日）

令和6年6月21日（金）

■議事日程

日程第1 第1号議案から第7号議案まで

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算  
（第1号））

第2号議案 令和6年度四万十市一般会計補正予算（第1号）について

第3号議案 令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第1号）について

第4号議案 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第5号議案 工事請負契約の一部変更について

第6号議案 教育委員会教育長の任命について（久保良高）

第7号議案 教育委員会委員の任命について（上村賀予）

諮問第1号から諮問第2号まで

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
（福永悦史）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
（芝 正司）

議員提出議案第1号から議員提出議案第2号まで

議員提出議案第1号 四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第2号 四万十市議会会議規則の一部を改正する規則

所管事項の調査（令和6年3月定例会より継続調査）

（質 疑）

（委員会付託）

■本日の会議に付した事件

日程第1 質疑、委員会付託

出席議員

1番 鳥 谷 恵 生

2番 川 村 真 生

3番 澤良宜 由 美

4番 前 田 和 哉

5番 寺 尾 真 吾

6番 廣 瀬 正 明

7番 山 下 幸 子

8番 上 岡 真 一

9番 川 渕 誠 司

10番 松 浦 伸

11番 大 西 友 亮

12番 西 尾 祐 佐

13番 谷 田 道 子

14番 山 崎 司

15番 上 岡 正

16番 平 野 正

17番 川 村 一 朗

18番 宮 崎 努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平正宏  
総務課長 山崎寿幸  
企画広報課長 武田安仁  
市民・人権課長 加用拓也  
環境生活課長 山本 聡  
健康推進課長 竹本美佳  
観光商工課長 田村典義  
まちづくり課長 佐川徳和  
会計管理者兼会計課長 中田智子  
福祉事務所長 渡辺和博  
学校教育課長 岡本寿明  
総合支所長兼  
地域企画課長 朝比奈雅人  
産業建設課長 竹本志郎

副市長 田能浩二  
地震防災課長 遠近由幸  
財政課長 竹田哲也  
税務課長 山崎行伸  
子育て支援課長 中脇弘樹  
高齢者支援課長 武内俊治  
農林水産課長 吉田貴浩  
上下水道課長 池田哲也  
市民病院事務局長 金子雅紀  
教 育 長 久保良高  
生涯学習課長 戸田裕介  
西土佐診療所事務局長 稲田 修

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 原 憲一  
総務係長 土居和博

事務局長補佐 岡村むつみ

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第1、「第1号議案」から「第7号議案」まで「諮問第1号」及び「諮問第2号」、「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」並びに継続調査の所管事項調査、以上の案件を一括議題といたします。

これより以上の議案及び各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 質疑なしと認めます。よって、これにて質疑を終了いたします。

これより議案並びに今期定例会で受理した陳情の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

「第6号議案」及び「第7号議案」、「諮問第1号」及び「諮問第2号」並びに「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」については、会議規則第37条第3項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「第6号議案」及び「第7号議案」、「諮問第1号」及び「諮問第2号」並びに「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」の委員会付託については、これを省略することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、委員会付託を省略した議案を除く議案並びに今期定例会で受理した陳情については、付託表に記載のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、付託表に記載のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日この後、予算決算常任委員会審査、22日と23日は土曜日、日曜日、24日は総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会審査、25日は委員会審査結果の取りまとめのため休会、26日午前10時会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前10時2分 散会

令和6年6月26日（水） 第17日

本 会 議

## 令和6年6月四万十市議会定例会会議録（第17日）

令和6年6月26日（水）

### ■議事日程

#### 日程第1 第1号議案から第5号議案まで

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算  
（第1号））

第2号議案 令和6年度四万十市一般会計補正予算（第1号）について

第3号議案 令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第1号）について

第4号議案 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第5号議案 工事請負契約の一部変更について

陳情1件

陳情第1号 公共建築物の設計コンサル委託業務指名に関する陳情書

（各委員長報告、質疑）

#### 日程第2 第6号議案から第7号議案まで

第6号議案 教育委員会教育長の任命について（久保良高）

第7号議案 教育委員会委員の任命について（上村賀予）

諮問第1号から諮問第2号まで

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

（福永悦史）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

（芝 正司）

議員提出議案第1号から議員提出議案第2号まで

議員提出議案第1号 四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第2号 四万十市議会会議規則の一部を改正する規則

所管事項の調査（令和6年3月定例会より継続調査）

（全員協議会）

（討論、採決）

### ■本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

#### 出席議員

1番 鳥谷 恵 生

2番 川村 真 生

3番 澤良宜 由 美

4番 前田 和 哉

5番 寺尾 真 吾

6番 廣瀬 正 明

7番 山下 幸 子

8番 上岡 真 一

9番 川 渕 誠 司

10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員（なし）

**出席要求による執行部側出席者職氏名**

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 山崎 寿幸	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長補佐 岡本 安代	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 田村 典義	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 金子 雅紀
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 岡本 寿明	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼地域企画課長 朝比奈 雅人	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 竹本 志郎	

**職務のために議場に出席した事務局職員職氏名**

事務局長 原 憲一	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 土居 和博	主 幹 近藤 由美

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） これより本日の会議を開きます。

山本環境生活課長より、6月19日の寺尾議員の一般質問に対する答弁に一部誤りがありましたので訂正の申出があります。お聞き取り願います。

山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 発言の訂正をお願いいたします。

6月19日の寺尾真吾議員の一般質問に対するご答弁の中で、仮置場候補地の面積について「7万9,000㎡程度不足した状況」と申し上げるべきところを「7,900㎡程度不足した状況」と答弁をいたしました。おわび申し上げますとともに、発言の訂正をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で発言訂正の説明を終わります。

議長において、発言訂正の説明のとおり訂正することにいたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） これより議事に入ります。

日程第1、「第1号議案」から「第5号議案」まで並びに陳情1件を一括議題といたします。

以上の案件に関し、各委員長の報告を求めます。

先に、寺尾真吾予算決算常任委員長。

■予算決算常任委員長（寺尾真吾） おはようございます。

それでは、予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案3件について、6月21日に委員会を開催し審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第1号議案、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第1号）」については、令和5年度決算において、歳出に対し歳入が不足する状況となり、歳入不足を補填するため、令和6年度の予算をもって繰上充用を行ったものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、「第2号議案、令和6年度四万十市一般会計補正予算（第1号）について」所管課からそれぞれ説明を受け、審査を行いました。

今回の補正は、令和6年度税制改正に伴う事業実施に係るものや児童手当及び生活保護制度の改正に対応するためのシステム改修、また県の観光キャンペーンのテーマに沿う取組の実施に係るものなどで、3款民生費の補正は、令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するもので、このうち18歳以下の子供がいる世帯には、子供1人当たり5万円を加算して給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付、また令和6年度税制改正による定額減税において、減税し切れないと見込まれる方に、その差額を調整給付する定額減税補足給付金給付に係る費用などでございました。

委員から、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付の給付までの流れ及び給付漏れの可能性はないか。」との質疑に対し、「対象者には、市から確認書を送付し、記載の上提出していただく。この提出をもって給付を決定するため、必ず提出していただく必要がある。」との答弁がございました。

また、9款消防費の補正は、住宅等耐震診断委託料について、当初予算では80件分計上したが、能登半島地震や豊後水道の地震があったことによる耐震診断申請数の増加及び今年度実施する戸別訪問により、さらに申請数の増加が見込まれることから、追加で220件分の予算を計上するものなどであるとの説明がございました。

委員から、「耐震診断数を増加することは歓迎するが、その後の耐震工事について。」質疑があり、「耐震工事については、年間百数十件程度が限界と考えており、今後の耐震改修設計及び工事の進捗率等を見て、必要であれば次回増額補正をお願いすることも視野に入れている。また、来年度以降、設計や工事が進んでいくと、予算の範囲も限られることから、これまでどおり抽せんも含めて考えている。」との答弁がございました。

このほか、様々な質疑、意見があり、執行部からそれぞれ答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第3号議案、令和6年度と畜場会計補正予算（第1号）について」所管課から説明を受け、審査を行いました。

新食肉センター整備事業において、実施主体となる新法人の設立及び運営に係る経費、事業者選定段階における支援を行う。新法人の設立は、7月中旬頃を予定としている。また、工事の発注方法については、工事短縮及び事業費縮減を図る観点から、設計施工一括発注方式が有効と判断し進めているが、事業者からの提案内容が、要求水準に適合しているか総合的に判断するため、コンストラクションマネジメント業務委託に係る支援を行い、年内着手を予定している。設備事業の円滑な推進を図るとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で予算決算常任委員長報告を終わります。

続いて、廣瀬正明総務常任委員長。

■総務常任委員長（廣瀬正明） 総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案1件、陳情1件につきまして、6月24日に委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

まず、追加提案されました「第5号議案、工事請負契約の一部変更について」、令和5・6・7年度四万十市立東山小学校校舎改築工事建築主体工事について財政課から説明を受け、審査を行いました。

今回の工事では、地盤改良に柱状改良工事という工法を用いることとしていたが、地盤掘削

をしたところ、大きな転石が多数確認され、柱状改良を行う機械では、掘削できないところがあることが判明し、オールケーシング工法による地盤掘削を追加する必要性が生じたため、契約金額が増額となったものであるとの説明がございました。

委員から、「地盤改良する際には、ボーリング調査はしないのか。」との質疑に対し、「ボーリング調査は7か所で行ったが、この調査結果をもって大きな転石が分布していることを推測することは難しい。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「陳情受理番号第1号、公共建築物の設計コンサル委託業務指名に関する陳情書」について審査を行いました。

この陳情書は、一般社団法人高知県建築士事務所協会幡多地域会から出されたもので、その内容は、公共建築物には、四万十市民等施設利用者などの多様なニーズや地域特性等を協議の上、設計に反映することが求められるが、このような特性を生かせるのは地元設計者であり、また地元建築士が存続することで雇用が確保され、地域内経済循環を高める礎として四万十市発注の建築関係コンサルタント委託業務は、市内でなりわいをなす設計事務所へ委託業務指名とすること及び地元設計事務所単独では困難と思われる大規模な建築関係コンサルタント委託業務は、市内でなりわいをなす設計事務所を受託者とし、設計業務に創造性・技術力を反映できる共同企業体方式による委託業務指名とすることを強く要望するものとなっている。

委員から、執行部の意見を聞く必要がある内容であり、この場で結論を出すことは難しいとの意見が複数あり、全会一致で継続審査とすることに決しました。

また、その他の案件として、管内視察については、日程を8月5日とし、視察項目については、正副委員長で調整の上、決定することといたしました。

以上のとおりの報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で総務常任委員長報告を終わります。

続いて、山下幸子産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（山下幸子） 産業建設常任委員長報告を行います。

6月24日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、名鹿・初崎地区の断水について、上下水道課から報告を受けました。

名鹿・初崎地区において6月9日の昼から約100世帯が断水した。この断水は、大雨により水道管の周囲の土砂が雨で流され、管のつなぎ目が外れ、漏水したことによるものと見られ、修理後、断水は10日の午後5時までに復旧した。9日には、給水所の開設や給水車の配置を行ったが、断水した地域は高齢者も多く、雨も激しかったため、上下水道課職員が各戸に給水袋を配布した。また、断水発生及び給水所開設等については、地区放送やLINEでの周知を行ったとのことでした。

委員から、市としては早急に対応してくれていると思うが、断水期間や原因等についての情

報が入ってこなかったという話も聞いた。緊急事態であるため難しいこともあると思うが、もう少し広報等をしていただけるようお願いしたいとの意見がございました。

次に、その他の案件として、管内視察について協議を行い、7月10日にため池の現状や市内の公園における遊具の更新状況などを視察することといたしました。

以上のとおりの報告をいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で産業建設常任委員長報告を終わります。

続いて、谷田道子教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（谷田道子） 教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において本委員会に付託を受けました議案1件につきまして、6月24日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第4号議案、四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」について高齢者支援課及び健康推進課から説明を受け、審査を行いました。

本市では、四万十市高齢者補聴器購入費補助金交付要綱に基づく高齢者に対する補聴器購入費用の補助に関する事務を開始したが、当該事務は市単独事業であり、いわゆるマイナンバー法に規定された省令で定める事務には該当しておらず、今後マイナンバーを利用するには、独自利用事務として条例で定める必要があることから、所要の改正を行うもの、また四万十市不妊治療費等助成事業費実施要綱の告示番号の改正を併せて行うとのこととございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他の案件といたしまして、管内視察について協議を行いました。管内施設は、7月4日に行うこととし、不法投棄現場、認定こども園ひかりこども園、四万十市総合文化センターしまんとびあへの視察に加え、特定非営利活動法人スマイルはたつことの意見交換を行うことといたしました。

以上のとおりの報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で教育民生常任委員長報告を終わります。

これにて各委員長報告を終わります。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 質疑なしと認めます。よって、各委員長の報告に対する質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第1に日程第2を追加し、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、日程第1に日程第2を追加し、一括議題といたします。

~~~~~

■議長(宮崎 努) お諮りいたします。

これより意見調整のため全員協議会を開きたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、これより意見調整のための全員協議会を開きます。

本会議を暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午後3時0分 再開

■議長(宮崎 努) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

「第2号議案、令和6年度四万十市一般会計補正予算(第1号)について」、「第3号議案、令和6年度四万十市と畜場会計補正予算(第1号)について」、「第4号議案、四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」について、「第5号議案、工事請負契約の一部変更について」、以上4件を一括して採決いたします。

以上の案件の委員長報告はいずれも可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、以上4件の議案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、「第1号議案、専決処分の承認を求めることについて(令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算(第1号))」についてを採決いたします。

本案の委員長報告は承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認いたしました。

続いて、「第6号議案、教育委員会教育長の任命について」、同意を求める者は久保良高氏を採決いたします。

ご本人が議場におられますので、退席を求めます。

(教育長 久保良高 退場)

■議長(宮崎 努) 議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

■議長(宮崎 努) ただいまの出席議員数は17人です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

■議長(宮崎 努) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

■議長(宮崎 努) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第71条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(職員点呼、投票)

■議長(宮崎 努) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

■議長(宮崎 努) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に廣瀬正明議員及び前田和哉議員を指名いたします。よって、両議員の立会いを願います。

(開 票)

■議長(宮崎 努) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 17票

反対 0票

以上のとおり全会一致で賛成となりました。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。続いて、「第7号議案、教育委員会委員の任命について」、同意を求める者は上村賀予氏を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を閉じます。

(議場閉鎖)

■議長(宮崎 努) ただいまの出席議員数は17人です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

■議長(宮崎 努) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

■議長(宮崎 努) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第71条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(職員点呼、投票)

■議長(宮崎 努) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

■議長(宮崎 努) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山下幸子議員及び川村真生議員を指名いたします。よって、両議員の立会いを願います。

(開 票)

■議長（宮崎 努） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 17票

以上のとおり全会一致の賛成です。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

次に、「諮問第1号」及び「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の2件を一括採決いたします。

以上の諮問2件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、以上諮問2件は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「議員提出議案第1号、四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び「議員提出議案第2号、四万十市議会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、今期定例会に受理した陳情1件について採決を行います。

「陳情受理番号第1号、公共建築物の設計コンサル委託業務指名に関する陳情書」については、総務常任委員長報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長報告のとおり継続審査と決しました。

次に、令和6年3月定例会より継続調査の所管事項について決定を行います。

所管事項の調査については、各常任委員長報告並びに議会運営委員長報告は継続調査です。

以上、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、所管事項の調査については各委員長報告のとおり決しました。

以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

市長より挨拶の申出がありますので、お聞き取り願います。

中平市長。

■市長（中平正宏） 令和6年6月市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月10日に開会しました本議会におきましては、専決処分の承認事案1件、予算議案2件、条例議案1件、諮問案2件、さらに追加議案の3件の計9件につきまして慎重審議の上、それぞれ全会一致をもってご決定をいただき本当にありがとうございました。

さて、今議会会期中の6月15日、入田地区内水対策事業の竣工式典が執り行われました。同地区の内水被害対策は、本市において長年の課題でありましたが、国土交通省により整備されました樋門、そして高知県によって整備されました導水路が完成したことで、今後同地区において内水による浸水被害の発生が大きく抑制されることを期待しております。当該施設の整備に当たりましては、国土交通省四国地方整備局様、そして高知県様、そして何より地元地権者の方々、また関係者の皆様におかれましては、多大なご尽力を賜り、この場をお借りして心より御礼を申し上げます。

また、6月18日には、低気圧や梅雨前線の影響により、国道441号の西土佐茅生大橋付近で路側崩壊があり、また黒潮町でも、土砂崩れによる水道管の破損により断水等の被害がありました。今議会でも多くの議員の皆様から防災に関するご質問をいただきましたように、切迫する南海トラフ地震、また豪雨、津波等に対する災害対策につきましても、今後さらに進めていきたいと考えております。

今議会では、私の次期市長選についての質問があり、答弁させていただきました。その後、本日まで数多くの方々からいろんなご意見をいただきました。議会でも答弁をいたしましたように、時代は昭和から平成、そして令和と変わり、今後デジタル化またグリーン化、グローバル化も含め、大きく時代は変わっていくと思います。そのためにも、やはりしっかりと新しい時代に対応できる人材に後を託したいと考えております。ただ、私にまだ残り任期も11か月弱ありますので、本市が抱えます食肉センターの建て替えやまたそのほか多くの課題につきましても、しっかりと対応してまいりたいと思います。そのためにも、議員の皆様には、今後ともより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、議員の皆様におかれましては、本格的な暑い夏を迎えます。健康には十二分にご留意いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で市長の挨拶を終わります。

これにて令和6年6月四万十市議会定例会を閉会いたします。

連日どうもご苦労さまでした。

午後3時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

四万十市議会議長

四万十市議会副議長

四万十市議会議員

四万十市議会議員

令和6年6月定例会

付 録

令和6年6月定例会議案等付託表

1 議案

付託委員会	議案番号	件名
予算決算常任委員会	第1号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第1号））
	第2号議案	令和6年度四万十市一般会計補正予算（第1号）について
	第3号議案	令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第1号）について
総務常任委員会	第5号議案	工事請負契約の一部変更について～令和5・6・7年度四万十市立東山小学校校舎改築工事（建築主体工事）～
教育民生常任委員会	第4号議案	四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

2 陳情等（文書表）

受理番号	受理年月日	件名	陳情者	要旨	付託委員会
1	6.6.5	公共建築物の設計コンサル委託業務指名に関する陳情書	四万十市 一般社団法人 高知県建築士事務所協会 幡多地域会 代表者 鳥谷 秀文	<p>地元建築士を存続することで雇用が確保され、地域内経済循環を高めるための礎として、下記事項を強く要望する。</p> <p>1、四万十市発注の建築関係コンサルタント委託業務は、四万十市内で業を成す設計事務所へ委託業務指名とすること。</p> <p>2、大規模な建築関係コンサルタント委託業務においては、四万十市内で業を成す設計事務所を受託者とし、設計業務に「創造性・技術力」を反映できる共同企業体方式による委託業務指名とすること。</p>	総務

## 委員会審査報告書 (No.2)

令和6年6月21日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

予算決算常任委員長 寺尾 真吾

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

#### 1 議案

議案番号	件名	審査の結果	議決の理由
第1号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第1号））	原案承認	
第2号議案	令和6年度四万十市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決	
第3号議案	令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第1号）について	原案可決	

令和6年6月24日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

総務常任委員長 廣瀬 正 明

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

#### 1 議案

議案番号	件 名	審査の結果	議決の理由
第5号議案	工事請負契約の一部変更について～令和5・6・7年度 四万十市立東山小学校校舎改築工事（建築主体工事）～	原案可決	

#### 2 陳情等

受理 番号	受理年月日	件 名	陳 情 者	審査の結果	委員会 の要旨
1	6.6.5	公共建築物の設計コンサル 委託業務指名に関する 陳情書	四万十市 一般社団法人 高知県建築士事務所協会 幡多地域会 代表者 鳥谷 秀文	継続審査	

令和6年6月24日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

教育民生常任委員長 谷田 道子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件名	審査の結果	議決の理由
第4号議案	四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	

所 管 事 項 調 査 報 告 書

付託年月日	付託委員会	調 査 事 項	調査結果
4. 4. 26	総 務	1 一般行政事務機構の研究について 2 市財政内容並びに公有財産の管理運営について 3 非常備消防施設の整備状況について 4 南海地震対策、防災対策事業の推進について	継続調査
4. 4. 26	産 業 建 設	1 商工業者の近代化促進について 2 農林水産業振興の基礎調査について 3 農林道等の整備状況について 4 観光産業開発の基礎調査について 5 市道等の維持管理について 6 都市計画事業の推進について 7 上水道事業の管理運営について 8 下水道事業の推進について	継続調査
4. 4. 26	教 育 民 生	1 教育施設の管理運営について 2 環境衛生施設等の整備について 3 病院事業の管理運営について 4 福祉厚生施設の整備充実について 5 保育事業の管理運営について	継続調査
4. 4. 26	議 会 運 営	1 議会の運営について 2 議会の会議規則、委員会条例等について	継続調査

## 議 決 結 果 一 覧 表

### 令和6年6月定例会提出議案

議案 番号	件 名	議決年月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第1号））	6.6.26	原案承認
2	令和6年度四万十市一般会計補正予算（第1号）について	〃	原案可決
3	令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第1号）について	〃	〃
4	四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
5	工事請負契約の一部変更について	〃	〃
6	教育委員会教育長の任命について（久保良高）	〃	原案同意
7	教育委員会委員の任命について（上村賀予）	〃	〃
諮問1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（福永悦史）	〃	〃
諮問2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（芝 正司）	〃	〃

### 令和6年6月定例会議員提出議案

議案 番号	件 名	議決年月日	結 果
1	四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例	6.6.26	原案可決
2	四万十市議会会議規則の一部を改正する規則	〃	〃

### 令和6年6月定例会で受理した陳情

委員 会名	受理 番号	件 名	議決年月日	結 果
総務	1	公共建築物の設計コンサル委託業務指名に関する陳情書	6.6.26	継続審査

令和6年3月定例会より継続の所管事項調査

委員 会名	件 名	議決年月日	結 果
総務	所管事項の調査	6.6.26	継続調査
産建	所管事項の調査	〃	〃
教民	所管事項の調査	〃	〃
議運	所管事項の調査	〃	〃